

JILPT 資料シリーズ

No.64 2010年3月

職業分類の改訂に関する研究Ⅱ

－ 分類項目の改訂－

職業分類の改訂に関する研究Ⅱ

－ 分類項目の改訂 －

ま え が き

労働政策研究・研修機構では、厚生労働省からの研究要請を受けて2007年度から4年計画で職業分類の改訂を進めているが、このたび本機構の設置した職業分類改訂委員会において分類項目の改訂案がとりまとめられた。本報告は、この改訂案の主な内容と改訂の背景を解説したものである。

今回の改訂案を一言で表現すると、実務での使いやすさを追求したものといえる。改訂案のポイントは3つある。第一は職業分類の純化である。現行の職業分類に入り込んでいる産業分類的な視点を排除し、職務の内容とその類似性にもとづいて分類項目を設定する視点が鮮明になった。第二は実務利用を重視した分類体系である。厚生労働省の職業安定機関では主に細分類の項目を実務に使用している。この細分類は現行の職業分類では2段階構成になっているが、この構造化を廃止して、実務で使用される職業を中心に項目が設定された。第三は職務概要の追加である。現行の職業分類に設定された細分類は、項目名だけが表示され、その職務内容については記述されていない。今回の改訂では、細分類に職務概要が付け加えられることになった。更に、職業分類に関する共通理解を促進するため、これまで凡例として記述されていた解説部分が大幅に加筆された。

この改訂案は、職業分類改訂委員会における2年間にわたる検討の成果である。改めて委員各位に深謝いたします。

分類項目の改訂は、職業分類表の改訂に関する研究の中心に位置づけられているが、これで改訂作業がすべて終わったわけではない。まだ細分類に記述する職務概要が課題として残されている。これが完成して初めて職業分類表の改訂が完了することになる。

2010年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

執筆・編集担当者

にし 西	ざわ 澤	ひろし 弘	労働政策研究・研修機構主任研究員
---------	---------	----------	------------------

編集協力者

石井和広	労働政策研究・研修機構調査解析部主任調査員補佐
遠藤 彰	労働政策研究・研修機構調査解析部主任調査員補佐

目 次

第1章 研究の概要	
1 分類項目の改訂に関する作業工程	1
(1)厚生労働省編職業分類	1
(2)分類項目の見直し	1
2 分類項目の設定に関する基本的考え方	4
(1)日本標準職業分類との対応	5
(2)十進分類法の適用	6
(3)分類項目の設定に関する基本方針	12
第2章 改訂案の内容	
1 凡例の改訂	14
(1)名称	14
(2)解説の内容と範囲	14
(3)職業分類の適用にあたって留意すべき点	17
2 分類項目の改訂	22
(1)改訂の視点	22
(2)大分類	27
(3)中分類	33
(4)小分類	40
(5)細分類	44
3 残された課題	47
(1)分類基準の一貫性	47
(2)今後の課題	48
第3章 職業分類案	
1 厚生労働省編職業分類の性格	49
2 用語の定義	49
3 職業分類の適用及び分類項目の設定	49
4 分類構造、分類項目の配列、分類符号	50
5 分類項目の名称及び職業定義	52
6 職業の決定方法	54
7 分類項目表	57
附属資料	
資料1 分類項目新旧対照表	93
資料2 厚生労働省編職業分類と日本標準職業分類の分類項目比較表	169

資料 3	職業分類改訂委員会委員名簿	181
資料 4	職業分類改訂委員会の審議経過	182

第1章 研究の概要

1. 分類項目の改訂に関する作業工程

(1)厚生労働省編職業分類

職業分類の改訂に関する研究は、厚生労働省の研究要請を受けて2007年度に着手され、2011年度に全国の公共職業安定機関に導入される新システムの運用開始にあわせて作業が進められている。厚生労働省の職業分類（以下「職業分類」という。）は、1953年に当時の労働省が作成した職業辞典がその出発点になっている¹。その後幾たびかの改訂を経て、現在では職業分類表と職業名索引の2つの部分によって構成されている。前者は、分類項目を大・中・小・細分類の4段階に区分し、体系的に配列したものである。大・中分類の項目は主に職業紹介の業務統計に用いられ、小・細分類の項目は職業安定機関における職業紹介業務、特に求人・求職の受け付けやマッチングに使用されている。他方、職業名索引は、職業分類表の細分類項目に該当する職業名を多様な情報源から収集し、体系的に編集したものであり、職業分類表を補うための実務資料として作成されている。現在使用されている職業分類表及び職業名索引は、1999年の改訂版である。

(2)分類項目の見直し

本研究は4年計画で進められているが、年度ごとの研究の重点は、図表1のとおりである。

職業分類表の改訂に関する作業経過は次のとおりである²。1年目には、職業分類の抱えている課題と問題点を整理するため、2つのアプローチをとった。ひとつは、職業紹介業務に従事する公共職業安定所職員に対して現行の職業分類について意見を求めた。もうひとつは、職業安定法第15条に明記された官民共通の職業分類を作成するという努力義務規定について、その実現可能性を検討した。それらの結果は、JILPT資料シリーズNo.31及びNo.35に公表されている。

研究の2年目と3年目には分類項目の見直しを行った。2年目の中心課題は、細分類項目の見直しである³。細分類は、上述したように職業紹介の実務に使用する項目である。細分類

1 職業辞典は2部構成になっており、第I部が職業分類、第II部は職業名解説である。職業分類の構成は基本的には大・中・小・細分類の4段階分類であるが、職業分野によっては中間分類や細々分類が設定された複雑な体系になっている。細分類のもとには代表職業名と普通職業名が位置づけられ、このうち代表職業名は職業安定法第15条に規定された「標準職業名」として取り扱われた。

2 本年度は、職業分類表の改訂作業とともに職業名索引の改訂作業も同時に進めているが、後者の作業は職業名の収集と整理に止まっており、具体的な成果を出すまでには至っていない。このため本報告では職業名索引の改訂については触れないこととする。

3 職業分類の改訂にあたっては、1965年の改訂以降、大・中分類の項目を日本標準職業分類に準拠し、小分類については日本標準職業分類との対応を確保するとともに、職業紹介業務の必要に応じて項目の補正を行うという方針をとっている。その日本標準職業分類の改定作業が2007年12月から始まり、これに並行して職業分類の改訂が進められた。このため、日本標準職業分類の改定が終了する前に自律的に大・中・小分類の改訂作業を進めることは難しい状況にあった。また、日本標準職業分類との対応に関する方針を、その改定結果が判明する前に判断することは難しく、これまでの方針を維持することを前提にして作業を進める必要があった。このような状況の中で見直し対象として残された唯一の分類レベルが細分類であった。

図表1 研究の全体像

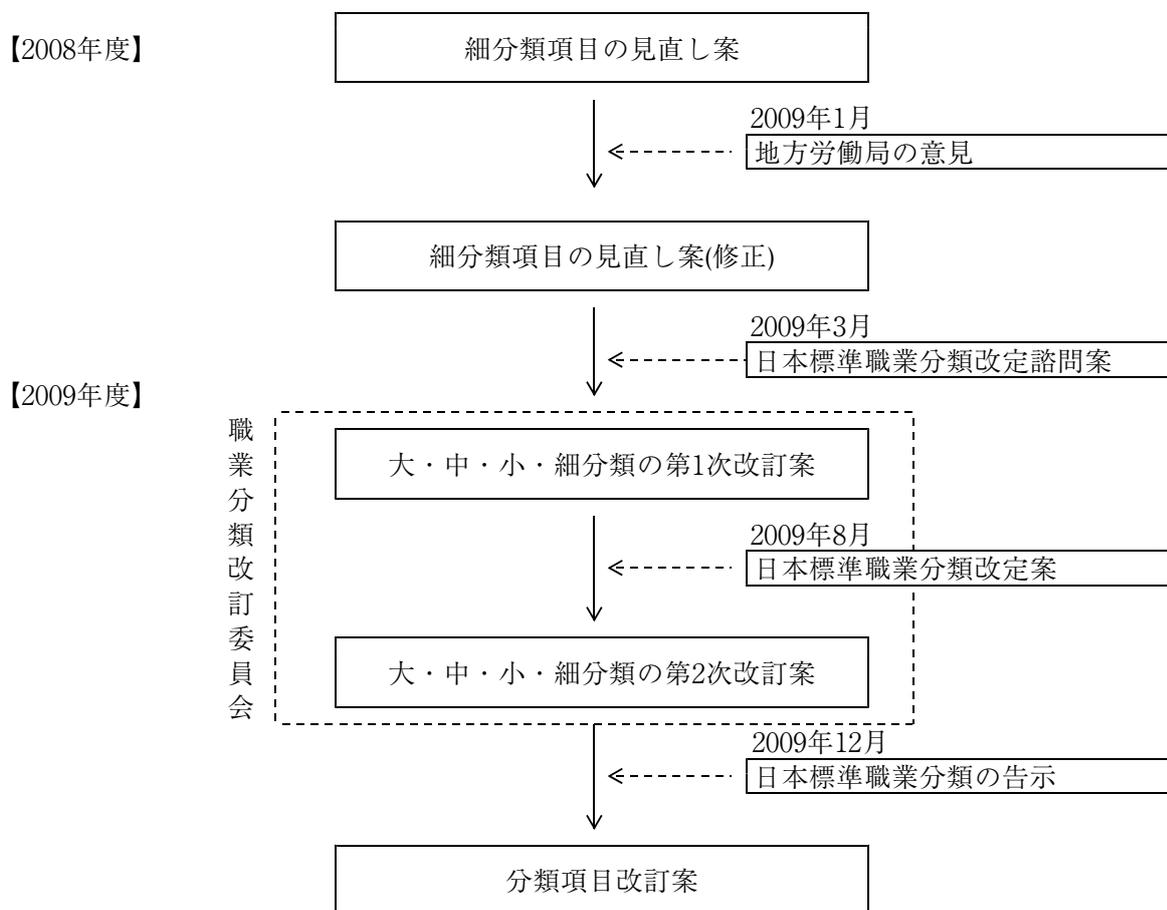


に設定されている項目の数がいくら多くても、それらが職業紹介業務で使用される頻度の高い項目でないならば、実務に役立つ可能性は低い。同様に、求人・求職者の多い分野にもかかわらず、項目が細分化されていないならば、マッチングに不便である。これらの点を考慮して実務用の職業分類としていかにあるべきかという視点から細分類項目の見直しが行われた。その成果は、JILPT資料シリーズNo.54に発表されている。

研究3年目の本年度は、前年度に引き続き職業分類改訂委員会を設置して日本標準職業分類の改定案にもとづいて大・中・小分類の見直しを行った。小分類を見直すと、必然的にその下位に設定されている細分類も見直しの検討対象に含まれることになり、その結果、既に見直し作業の終了している細分類についても再度見直しが行われた。

大・中・小分類項目の改訂は、図表2に示されているように研究2年目の成果である細分類項目の見直し案に対する検討から始まった。1回目の見直し作業では、細分類項目の見直し案に対する地方労働局の意見を反映させ、必要な修正を加えた。この細分類見直し修正案は、2回目の見直し作業のために大・中・小分類の第1次改訂案を作成するときに再度見直しが行われた。

図表2 分類項目の改訂に係る作業の流れ



2回目、3回目、4回目の見直しは、それぞれ日本標準職業分類の改定作業⁴の進捗にあわせて行われた。日本標準職業分類の改定作業は、まず、総務省に設置された日本標準職業分類検討委員会で審議が行われ、その審議結果が日本標準職業分類改定諮問案である。2回目の見直し作業では、この改定諮問案にあわせて現行の大・中・小分類の項目を整理した改訂案（大・中・小・細分類第1次改訂案）が検討された。

日本標準職業分類検討委員会では、分類項目の審議とともに日本標準職業分類を統計法に定められた統計基準として設定することの当否についても検討が行われ、統計基準にすることが適当であると了承された。これを受けて統計委員会に対して日本標準職業分類を統計基準として設定することについて諮問された。統計委員会では、統計基準部会において日本標準職業分類改定諮問案及び統計基準としての設定について審議を行い、日本標準職業分類を統計基準として設定することが適当であるとの結論を得るとともに、改定諮問案に所要の修正を行い日本標準職業分類の最終的な改定案を確定した。これが日本標準職業分類改定案である。3回目の見直しでは、この改定案にもとづいて作成された大・中・小・細分類の第2次改訂案が検討された。

日本標準職業分類は、2009年12月21日に統計基準として設定することが告示された⁵。4回目の見直しは、この告示に記載された職業分類表の項目にもとづいて第2次改訂案の修正及び調整を行っている。これが本報告の大・中・小・細分類改訂案である。

2. 分類項目の設定に関する基本的考え方

分類項目の見直し作業に着手すると次の2つの問題に直面した。ひとつは、日本標準職業分類が統計基準として設定されることを前提にして作業を進める必要があること⁶、もうひとつは、中分類に設ける小分類の数を9個までとしている十進分類法の適用を維持するかど

4 日本標準職業を所管している総務省は、職業分類表に設定された分類項目の見直しを表す用語には「改定」、分類項目の改定を含む日本標準職業分類の全体の見直しを表す用語には「改訂」をそれぞれ使用して、両者を使い分けている。一方、厚生労働省の職業分類では、職業分類表の見直し、職業分類全体の見直しのいずれについても用語は「改訂」を使用している。

5 これまでに統計基準として設定されているものは、日本標準産業分類（統計基準としての設定は1948年）と、疾病、傷害及び死因の統計分類（統計基準としての設定は1951年）である。今回、日本標準職業分類が統計基準として設定されたことにより、今後（2010年4月以降）、政府機関が調査統計の結果を職業別に表示するときには日本標準職業分類にもとづくことが求められる。しかし、これは日本標準職業分類に設定された分類項目をそのまま使用しなければならないことを意味するわけではない。以下の範囲内での使用が認められている。

①分類表の一部の分類項目のみを使用する。

②小分類項目の下に細分類項目を設ける。

③中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、同一大分類項目内に、新たな中分類項目を新設する。又は、同一大分類項目内において、複数の中分類項目を集約して新たな中分類項目を新設する。

④小分類項目に関して、同一中分類項目内で分割し、当該中分類項目内に新たな小分類項目を新設する。又は、同一中分類項目内において、複数の小分類項目を集約して新たな小分類項目を新設する。

ただし、③及び④により分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することはしない。

6 2009年3月の日本標準職業分類検討委員会の最終会合において日本標準職業分類を統計基準として設定することが了承されている。

うかという問題である。

(1)日本標準職業分類との対応

職業分類は、1953年に作成されたことを上に述べたが、1965年の改訂では当時の労働省は日本標準職業分類の大・中分類項目に準拠する方針を採用した。これは、職業安定機関の業務統計と日本標準職業分類に準拠した各種の職業別統計調査結果との比較照合を容易にするための措置であった。この方針の背景にあるのは、職業に関する考え方の違いである。

1953年の職業分類はアメリカの職業辞典（Dictionary of Occupational Titles）に準拠して技能度別の項目⁷を設定しているが、1960年に設定された日本標準職業分類は国際標準職業分類⁸（ISCO-58）の枠組みに準拠して仕事の類似性にもとづいて項目が設定されている⁹。両者は分類項目を設定する際の考え方が異なっており、大分類レベルにおいてさえ項目が違っていた。両者の項目を対応させることができれば、業務統計だけではなく、日本標準職業分類に準拠して作成された各種の職業別統計調査結果も利用することができ、より広範なデータに立脚した政策立案が可能になると考えられた。そこで労働省は1965年の改訂において日本標準職業分類の大・中分類にあわせて大・中分類レベルの項目を設定した。その後の改訂（1986年及び1999年）においても日本標準職業分類の大・中分類項目に準拠する方針が維持されている¹⁰。

職業分類は1965年以降の改訂において日本標準職業分類の大・中分類に準拠して対応する分類項目が設定されているので、日本標準職業分類が今次改定において統計基準として設定されようとも分類体系の上で問題が起こる可能性は低いと考えられた。真の問題は、日本標

7 大・中・小・細分類の4階層構造のうち大分類レベルの項目には技能度が適用されている。大分類項目は、以下の7項目である（配列順）。自由専門職及び管理職、書記的及び販売的職業、奉仕的職業、農業・漁業・林業及び類似職業、技能職業、半技能職業、単純技能職業。

8 国際標準職業分類（International Standard Classification of Occupations、ISCOはその略称である。）は、国際労働機関（ILO）が定めている職業分類の国際基準である。1958年に作成され、その後、1968年、1988年、2008年にそれぞれ改訂されている。ISCO-58、ISCO-68、ISCO-88、ISCO-08は、それぞれの版の略称である。ISCOには3つの役割がある。①各国の職業別統計調査結果を相互比較するための枠組みを提供する。②国際的な労働移動、職業紹介に関する政策、及び国際的な調査研究において職業別データを作成するための枠組みを提供する。③各国が職業分類を作成する際に、また職業分類を改訂する際に職業分類のモデルとなる。

9 大・中・小分類の3階層構造のうち大分類レベルの項目は次の12項目である（分類不能と無職を除く、配列順）。専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、農林業従事者、漁業作業従事者、採鉱・採石作業従事者、運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業従事者、単純労働者、保安職業従事者、サービス職業従事者。

10 職業分類の改訂は、1965年、1986年、1999年にそれぞれ行われている。いずれの改訂においても大・中分類は日本標準職業分類の大・中分類に準拠する方針をとっている。このため両者の大・中分類レベルの項目は一対一に対応している。両者の違いは分類の段階が異なるだけではない（職業分類は大・中・小・細分類の4段階、日本標準職業分類は大・中・小分類の3段階）。実務における使用を考えた場合、十進分類法の適用の有無は分類項目の設定に大きく関わってくる。両者は小分類に対する十進分類法の適用の点でも大きく異なっている。職業分類は1999年改訂まで十進分類法を導入していなかったが、日本標準職業分類は1960年の設定以来、小分類に十進分類法を適用している。このため、前者の1965年及び1986年の改訂では小分類の数が10個を越えている中分類がある。これに対して十進分類法を適用している日本標準職業分類では中分類に設ける小分類は最大でも9個に止まっている。この違いは、職業分類の使用目的に還元することができる。職業紹介や職業指導等の業務を適確に行うためには、日本標準職業分類に設定されていない職業も職業分類表に設定する必要があったからである。

準職業分類の枠組みにもとづいて設定された職業分類を実務に使用することにある¹¹。たとえば、適用の違いがある。公共職業安定機関では、原則として仕事に適用して求人・求職者の職業分類上の位置づけを決めている。一方、日本標準職業分類では、人を基準にして項目が設定されている。このため、介護の仕事は、ホームヘルパーと施設の介護職員では人の果たす役割が異なると判断され、前者はサービスの職業、後者は専門職にそれぞれ位置づけられ、両者の位置づけは大分類レベルで異なっている。仕事内容が類似しているにもかかわらず、異なる大分類に位置づけられていると、求める仕事が多数の大分類に位置づけられていることを知らない求職者は、一部の求人情報にしかたどり着けないおそれがあり、求職者の求人探索を阻害するおそれがある。

日本標準職業分類が統計基準になることは、政府機関が調査統計の結果を職業別に表示するときに日本標準職業分類に準拠しなければならないことを意味している。この制約は、統計調査の結果を職業別に表示するときのみ適用され、実務等で職業分類を使用するときには適用されない。厚生労働省では、職業紹介業務用の職業分類を使用して集計した求人・求職者数のデータをそのまま業務統計の数値として公表している。業務統計を現行の形で維持しようとするならば、日本標準職業分類が統計基準になるか否かを問わず日本標準職業分類の大・中分類の項目を使用することになる。業務統計と職業紹介業務の両方に同一の職業分類を使用する限り、分類項目の見直し作業では日本標準職業分類の大・中分類に準拠する以外の方針を採用することは難しい。

日本標準職業分類の枠組みに準拠して設定した職業分類を職業紹介業務に使用する場合には、前述のような問題がある。このような問題を回避するためには、職業紹介用の職業分類を別途作成することが考えられる。しかし、これまで日本標準職業分類に準拠して設定した職業分類を職業紹介業務と統計の両方に使用してきた過去の経緯がある関係で、この選択肢は可能性としてはあるが、非現実的といわざるを得ない。

職業分類改訂委員会では、分類項目の設定にあたって次の3点に配慮することとなった。

- ①日本標準職業分類が統計基準になる可能性が高い。
- ②厚生労働省は職業紹介業務とその業務統計に同一の職業分類を使用している。
- ③日本標準職業分類に準拠して項目を設定した職業分類を職業紹介業務に使用する場合、日本標準職業分類の内包している問題を共有することになる。

(2)十進分類法の適用

日本標準職業分類の小分類レベルには十進分類法が適用されている。このため、ひとつの職業分野に10個以上の小分類項目を設定する場合には、2つの方法がある。第一は、中分類を2つ設定して各中分類のもとに最大9個の小分類（2つの中分類をあわせると合計で最大18個の小分類）を設定する方法である。第二は、中分類の設定をひとつにする方法である。こ

11 日本標準職業分類に準拠することから生じる実務上の問題は、JILPT労働政策研究報告書No.57『職業紹介における職業分類のあり方を考える』（2006年、39～47頁）に具体的に記述されている。

の場合は、当該中分類のものの小分類を9個に抑えるために最大で8個の小分類を設定し、それ以外の職業は雑多項目に位置づけて合計で9個以内の小分類を設定するか、あるいはひとつの項目に複数の職業名を併記して、項目数のうえでは9個以内に抑える方法がとられる。

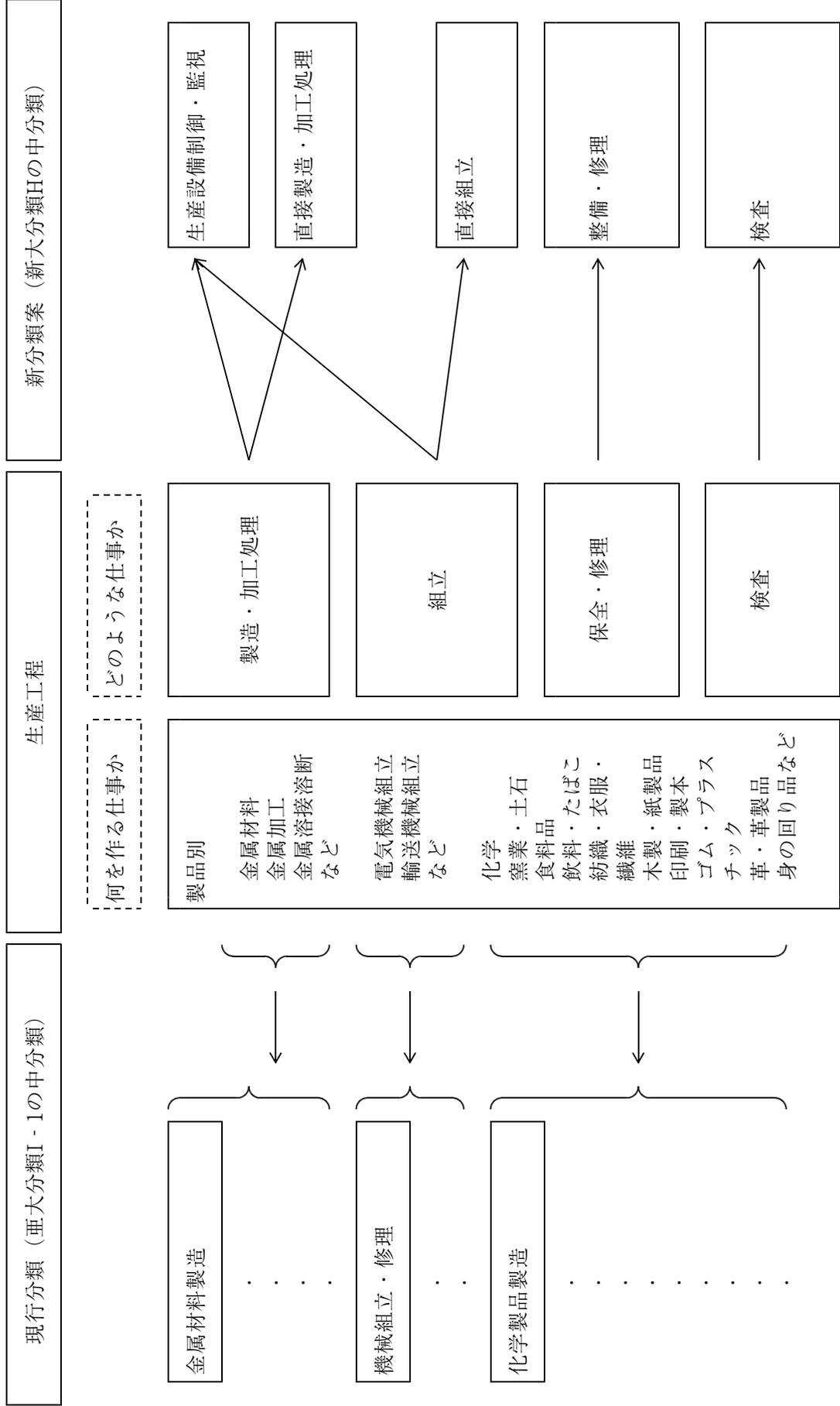
第一の方法の代表的な例は、食料品の製造作業や建設工事の作業である。食料品の製造分野には13個の小分類が、建設工事の分野には12個の小分類があり、それぞれ中分類が2つ設定されている。第二の方法の代表的な例は医療技術者である。この中分類には7個の小分類が設定されている。しかし、そのうちの2項目には複数の職業名が併記され、1職業1項目にすると9項目になり、ひとつの中分類では対応できなくなる¹²。複数の職業をひとつの項目に設定する方法は、仕事の類似性に着目して職業を区分するという職業分類の原則からみると、必ずしも適切とはいえない例もみられる。たとえば、裁判官、検察官、弁護士の3者はひとつの小分類項目になっている。いずれも法務の職業ではあるが、それぞれの職業には独自の職務領域があり、職務が大きく異なるにもかかわらずひとつの分類項目として設定されているのは必ずしも適切とはいえない。

日本標準職業分類では、以上のようにいくつかの方法を用いて小分類レベルにおける十進分類法の適用を可能にしている。日本標準職業分類検討委員会でとりまとめられた改定諮問案の小分類レベルにも十進分類法は適用されている。この改定諮問案の枠組みにしたがって分類項目を見直したとき、特に問題となるのは新大分類Hである。新大分類Hは、現行の大分類I「生産工程・労務作業」に設定されている亜大分類I-1「製造・制作作業」を大分類に格上げしたものである。しかし、亜大分類I-1がそのまま新大分類Hになったわけではなく、体系が大きく変わっている。亜大分類I-1の中分類は、金属材料製造、機械組立・修理、化学製品など製造品目別に分類項目が設定されているが、今回、新たに設定された大分類Hの中分類は、大別すると4種類の製造工程別の項目で構成されている。すなわち製造の仕事（生産設備制御・監視、製品製造・加工処理）、機械組立の仕事、機械修理の仕事、検査の仕事である（図表3）。

亜大分類I-1では、製造品目別の中分類のものと個別の製品を製造する作業者が小分類として設定されている。他方、新大分類Hでは、製品横断的に製造工程別の中分類が設定され、そのもとに設定された小分類は、亜大分類I-1の中分類項目である。これは小分類レベルに十進分類法を適用するためには不可避の措置であった。この変化は大きい。その大きさを例によって示すと次のようになる。パンや菓子の製造作業は、現行分類では中分類「食料品製造作業」のもとに独立した小分類として設定されているが、新大分類Hでは中分類「製品製造・加工処理従事者」のものと小分類「食料品製造従事者」に位置づけられ、独立した小分類は設定されていない。食料品製造従事者の小分類には、現行の食料品製造に関する2

12 十進分類法を小分類に適用した場合、ひとつの中分類に設けられる小分類は最大9項目である。9番目の項目は雑分類項目を設定するための項目であり、それ以外の項目を設定することはできない。9項目の中に雑分類項目がない場合には、中分類を2つ設定して、あわせて9項目の小分類を設けることになる。

図表3 生産工程の仕事と分類基準



つの中分類のもとに設定されている合計14個の小分類が該当することになる。

日本標準職業分類に倣って小分類レベルに十進分類法を適用した場合、新大分類Hでは現行の中分類が小分類になり、したがって現行の小分類が細分類になる。その結果、現行の細分類項目は設定できないことになる。これでは職業紹介用の職業分類としては使いにくいものになる。一方、職業紹介業務での便宜を優先して現行の小分類をそのまま新中分類のもと的小分類として設定した場合、小分類の項目数が極端に増えることになる（図表4）。更にそれぞれの小分類に細分類が設定されるため、中分類のもとの小・細分類の体系が全体としてわかりにくくなり、実務では使いづらいものとなる。

分類体系がわかりやすく、かつ実務でも使いやすい職業分類にするためには、十進分類法の適用の当否が焦点になった。職業分類改訂委員会では、以下の5つの選択肢が提示され、議論が行われた。

選択肢 A 改定諮問案の大分類Hの中・小分類と同一の項目を設定し、細分類には十進分類法を適用しない。

この案は、大分類Hの中・小分類体系をそのまま維持し、細分類には見直し案の項目をそのまま設定するものである。細分類の分類符号を数字5桁（上から3桁までが小分類符号、4・5桁目が細分類独自の符号を表す）にすれば、細分類には01から96まで最大96個の細分類の設定が可能である。

【問題点】小分類によっては細分類の項目数が多くなり、実務では使いにくい。

選択肢 B 改定諮問案の大分類Hの中・小分類と同一の項目を設定し、細分類には十進分類法を適用する。

この案は、大分類Hの中・小分類体系をそのまま維持し、細分類項目のみ最大限9項目程度に集約するものである。

【問題点】実務で使用される細分類が集約の対象になり、適切とは言い難い。

選択肢 C-1 改定諮問案の大分類Hの中分類と同一の項目を設定し、十進分類法は小分類には適用するが、細分類には適用しない。

この案の対象は、十進分類法の範囲内で小分類の追加が可能な中分類に限定される。細分類の項目数が多い小分類を分割することによってひとつの小分類に含まれる細分類の数を減らすことができる。

【問題点】この方法が適用可能な中分類は、51、54、55、59の4項目に限られる。

選択肢 C-2 改定諮問案の大分類Hの中分類と同一の項目を設定し、小分類、細分類ともに十進分類法は適用しない。

この案は、細分類見直し案の項目をそのままの形で細分類に設定するために現行の小分類に対応する項目を小分類レベルに設定するものである。

【問題点】中分類によっては小分類の項目数が10を超えるものがある。

選択肢 D 改定諮問案の大分類Hの中分類を分割し、小分類には十進分類法を適用するが、細分類には適用しない。

この案は、中分類を分割して、全体として設定できる小分類の数を増やすものである。細分類には見直し案の項目をそのまま設定することが可能である。

【問題点】日本標準職業分類に比べて中分類の項目数が多くなる。

以上の5案のうちA、B、C-1案は、そのメリットよりもデメリットのほうが大きく、実務での使い勝手に問題がある。A案は、細分類見直し案に設定された項目をそのままの形で

図表4 日本標準職業分類改定諮問案の大分類Hの中・小分類に対応する細分類見直し案の項目数

日本標準職業分類改定諮問案		労働省編職業分類 (細分類見直し案)	
符号	中・小分類	小分類項目数	細分類項目数
49	生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断）	21	66
491	生産設備制御・監視作業（製鉄、製鋼、非鉄金属製錬）	2	9
492	生産設備制御・監視作業（鋳物製造、鍛造）	2	10
493	生産設備制御・監視作業（金属工作）	1	5
494	生産設備制御・監視作業（金属プレス）	1	3
495	生産設備制御・監視作業（鉄工、製缶）	2	4
496	生産設備制御・監視作業（板金）	1	3
497	生産設備制御・監視作業（金属彫刻、金属表面処理）	2	6
498	生産設備制御・監視作業（金属溶接・溶断）	2	7
499	その他の生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断）	8	19
50	生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	79	183
501	生産設備制御・監視作業（化学製品）	6	12
502	生産設備制御・監視作業（窯業・土石製品）	10	18
503	生産設備制御・監視作業（食料品）	14	41
504	生産設備制御・監視作業（飲料・たばこ）	5	7
505	生産設備制御・監視作業（繊維、衣服、繊維製品）	12	19
506	生産設備制御・監視作業（木製製品、紙製品）	11	30
507	生産設備制御・監視作業（印刷、製本）	4	14
508	生産設備制御・監視作業（ゴム・プラスチック製品）	4	12
509	その他の生産設備制御・監視作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	13	30
51	生産設備制御・監視作業（機械組立）	25	50
511	生産設備制御・監視作業（一般機械器具）	5	11
512	生産設備制御・監視作業（電気機械器具）	10	26
513	生産設備制御・監視作業（自動車）	1	1
514	生産設備制御・監視作業（輸送機械（自動車を除く））	4	4
515	生産設備制御・監視作業（計量計測機器・光学機械器具）	5	8
52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断作業（生産設備制御・監視作業を除く）	24	77
521	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	9
522	鋳物製造・鍛造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	10
523	金属工作機械作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	10
524	金属プレス作業（生産設備制御・監視作業を除く）	1	4
525	鉄工、製缶作業（生産設備制御・監視作業を除く）	2	4
526	板金作業（生産設備制御・監視作業を除く）	1	4
527	金属彫刻・金属表面処理作業（生産設備制御・監視作業を除く）	3	5
528	金属溶接・溶断作業（生産設備制御・監視作業を除く）	3	7
529	その他の金属加工、金属溶接・溶断作業（生産設備制御・監視作業を除く）	8	24
53	その他の製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	79	183
531	化学製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	6	12
532	窯業・土石製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	10	18
533	食料品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	14	41
534	飲料・たばこ製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	5	7
535	繊維・衣服・繊維製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	12	19
536	木製製品・紙製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	11	30
537	印刷・製本作業（生産設備制御・監視作業を除く）	4	14
538	ゴム・プラスチック製品製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	4	12
539	その他の製造作業（生産設備制御・監視作業を除く）	13	30
54	機械組立作業	26	56
541	一般機械器具組立作業	5	11
542	電気機械器具組立作業	10	26
543	自動車組立作業	1	3
544	輸送機械組立作業（自動車を除く）	5	8
545	計量計測機器・光学機械器具組立作業	5	8

55	機械整備・修理作業	19	35
551	一般機械器具整備・修理作業	4	10
552	電気機械器具整備・修理作業	4	6
553	自動車整備・修理作業	1	3
554	輸送機械整備・修理作業（自動車を除く）	5	8
555	計量計測機器・光学機械器具整備・修理作業	5	8
56	製品検査作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断）	2	4
561	金属材料検査作業	1	2
562	金属加工・金属溶接・溶断検査作業	1	2
57	製品検査作業（金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	12	13
571	化学製品検査作業	1	1
572	窯業・土石製品検査作業	1	2
573	食料品検査作業	1	1
574	飲料・たばこ検査作業	2	2
575	紡織・衣服・繊維製品検査作業	2	2
576	木製品・紙製品検査作業	2	2
577	印刷・製本検査作業	1	1
578	ゴム・プラスチック製品検査作業	1	1
579	その他の製品検査作業	1	1
58	機械検査作業	5	8
581	一般機械器具検査作業	1	1
582	電気機械器具検査作業	1	3
583	自動車検査作業	1	1
584	輸送機械検査作業（自動車を除く）	1	2
585	計量計測機器・光学機械器具検査作業	1	1
59	生産関連・生産類似職業従事者	5	16
561	生産関連職業従事者	4	15
562	生産類似職業従事者	1	1
合計		69	691

維持できるというメリットがあるものの、小分類によっては細分類の項目数が多くなり（図表4参照）、公共職業安定所の職員及び求職者のいずれにとっても使いやすい分類とは言い難い。B案は、細分類見直し案の項目を集約しなければならず、マッチングや求人検索では使いにくいと思われる。C-1案は、日本標準職業分類の大・中分類との完全な整合性を確保でき、実務に使用する細分類レベルの項目も細分類見直し案の項目をそのまま維持できるという利点がある。しかし、この案は4つの中分類にしか適用できず、改定諮問案の小分類に対応する現行の小分類が特に多い中分類（50、53）には適用できないという弱点がある。したがって、新大分類Hとの対応、実務での使い勝手の両面からみると、真に検討に値する案はC-2とD案であった。

C-2案を採用すると、中分類に設ける小分類が10個を超えるケースが生じるが、現行分類の小・細分類に近い形で項目を設定できるという強みがある。ひとつの中分類のもとに小分類が10項目を超えて設定されていた例は過去の労働省編職業分類にもある。1986年改訂版では小分類に十進分類法を適用していなかったため、たとえば電気機械器具の組立・修理工の中分類には10個以上の小分類が設定されていた。他方、D案は、中分類を分割することによって、現行の小分類に対応する項目を設定するものである。中分類は、日本標準職業分類との対応をとることが求められている。対応は一对一の関係だけではなく、一对複数も考えられる。分割した中分類と新設した中分類との対応関係さえ明確にしておけば、中分類レベル

における日本標準職業分類との対応には支障ないものと思われる。

職業分類改訂委員会では、主に実務での使いやすさと統計作成の2つの視点から甲論乙駁といった活発な議論が展開されたが、必ずしも収斂したわけではなかった。それは、それぞれの視点を重視すると実務利用と統計利用の両者を両立させることが難しかったからである。統計作成の視点からみると日本標準職業分類と大・中・小分類が完全に一致しているA案が適当であると考えられる。しかし、A案を実務利用の視点からみると、マッチングには不便である。求職者が求人検索機を利用して希望する求人を探す場合、小分類を選択して該当する求人情報を表示すると、当該小分類に設定された細分類に該当する求人情報がすべて表示されることになり、細分類の数が多い小分類では求人探索に負担を強いることになる。

これに対して、該当する求人情報がなくても求職者にとって求人選択はそれほど負担にならないのではないかと意見もあった。また、同じ統計作成の視点であっても、選択する案は異なっていた。日本標準職業分類の中分類との対応を重視すると、D案よりもC-2案のほうが適当であるが、求人・求職者数のデータを中分類で集計する場合には、C-2案よりもD案のほうが適切であるとの指摘があった¹³。座長は、以上のような議論を踏まえて職業分類改訂委員会としてはC-2案に対する評価が優勢であるとの裁断を下し、了承された。これによって分類項目の設定にあたり大・中・小・細分類の枠組みは以下の(3)のとおりとすることになった。

(3)分類項目の設定に関する基本方針

日本標準職業分類改定諮問案の新大分類Hとの対応関係をC-2案にすることが決まり、分類項目の全体の枠組みは次のようになった。

ア. 大分類

項目の配列・項目数・分類符号・項目名は、日本標準職業分類の大分類に準じて設定し、日本標準職業分類との一対一の対応を確保する。

(注) ①日本標準職業分類の大分類に設定されている「分類不能」は設定しない。

②項目名は、これまで使用している独自の名称を用いる。職業分類に設定された分類項目は、職務が単位になっている。このため大分類の名称は職務を表す「～の職業」としている。一方、日本標準職業分類は「人」に適用するための分類であり、項目名は人を表す「～従事者」の表現を使用している。

イ. 中分類

項目の配列・項目数・分類符号・項目名は、日本標準職業分類の中分類に準じて設定し、日本標準職業分類との一対一の対応を確保する。

(注) ①中分類の分類符号として2桁数字を使用することは、日本標準職業分類と同じであるが、日本標準職業分類と異なり分類番号は一連の通し番号にはなっていない。これは、中分類

13 製表するとき、特に機械集計をする場合には分類符号が一連の通し番号になっているD案のほうが能率的に行うことができる。C-2案は、小分類に設定した項目が10個を越える中分類があるため中分類の分類符号は一連の通し番号にはならない。

レベルで日本標準職業分類との一対一の対応を確保するために、ひとつの中分類の下に設定される小分類が10個以上になることがあるからである。たとえば、中分類01に設けた小分類が10個を超える場合、次の中分類番号は02ではなく、03になる（ウの小分類を参照）。

- ②現行の中分類は、配列・項目数・分類符号・項目名の点で日本標準職業分類のそれの一対一に対応しているが、職務範囲については必ずしも同じではない。今回の改訂では、職務範囲も同一になるように必要な修正を行う。これにともない現行の小・細分類項目のうち日本標準職業分類における位置づけと異なるものは日本標準職業分類における位置づけにあわせて変更する。

ウ. 小分類

日本標準職業分類に準じて項目を設定するが、職業紹介業務の必要に応じて項目を補正・追加する。

- (注) ①小分類には十進分類法を適用しない。これによってひとつの中分類に10個以上の小分類を設定することが可能である。小分類の分類符号は3桁数字で表記し、原則としてその上位2桁は中分類符号を表す。しかし、10個以上の小分類を設定している中分類には、当該の2桁数字だけではなく、その次の2桁数字も分類番号として割り当てるため、同一の中分類に設定された小分類であっても分類番号の上位2桁が異なることがある。
- ②小分類を表す3桁数字のうち上から3桁目に9と0は使用しない。9は雑分類項目であることを表す。0の数字を使用しないのは、中分類項目を3桁で表す必要があるときの便宜を考慮したものである。したがって、小分類の符号は、数字2桁の中分類符号に加えて「1」から始まる数字で書き表す。
- ③小分類に含まれる職務範囲は日本標準職業分類のそれにあわせるように努めるが、日本標準職業分類にあわせると実務利用の点で不都合が生じると考えられる項目については現行の職務範囲を維持する。

エ. 細分類

職業紹介業務の遂行に必要な職業を中心に項目を設定する。

- (注) ①細分類には十進分類法を適用しない。ひとつの小分類の下に10個以上の細分類を設定することが可能である。細分類の分類符号は5桁数字で表記し、その上位3桁は小分類符号を表す。末尾2桁は01から始まる一連の通し番号である。
- ②末尾2桁に00の数字を使用しない。これは、小分類項目を5桁で表す必要があるときの便宜を考慮したものである。
- ③分類符号の末尾2桁が97、98、99は、それぞれ補助者、見習、雑分類項目であることを表す。
- ④見習は基本的には訓練を受けている職業と同一の分類項目に位置づけるが、補助者・助手は職務内容に即した分類項目に位置づける。

第2章 改訂案の内容

1. 凡例の改訂

(1)名称

現行の1999年版を含め、これまでの職業分類では、職業分類表に先立って職業の定義、分類構造、分類符号、職業の決定方法など職業分類の利用者に一般的な情報を提供するための解説を設け、これに「凡例」という見出しを付けている。この名称は、職業分類が初めて作成されたときに職業辞典の形態をとり、その特長、使用目的、使用方法などを記載した解説を「凡例」としたことから始まる。しかし、職業分類が辞典の形で編集されていたのは、1969年の改訂増補版までである。1986年以降の改訂では、職業分類表と職業名索引に分かれて作成されている¹⁴。編集方針が変わり、印刷物の内容が変わっても職業分類表の解説部分には依然として凡例という見出しが付けられている。

現行の1999年版の凡例をみると、その見出し項目は、職業分類の性格、職業の定義、分類構造、分類基準、分類符号、分類項目名、職務内容が複数の分類項目に対応する場合の分類原則などである。このような内容を持った凡例は、国語辞典などに記載されている、主に編集方針（見出し語、その配列、本文の解説など）や使い方などを整理した凡例に比べると、職業分類の特徴や個性を明記したというよりは職業分類に関する一般的な情報提供に止まっている。したがって、職業分類の解説部分に凡例という見出しを付けるのは記述内容の点からみて適切とは言い難いとの指摘があり、職業分類改訂委員会ではこの指摘の趣旨に則ってこの部分の見出しを「職業分類の概要」に変更することが了承された。

(2)解説の内容と範囲

現行の凡例は、国語辞典などに使われている意味での凡例よりも記述の範囲は広いが、職業分類の利用者に提供する情報としては不十分であるというやや中途半端な性格に止まっている。改善すべき点は、提供する情報の質と量である。この職業分類は主に職業紹介業務で使用することを前提にして作成されているので、職業分類の解説にあたっては、一般原則を記述するだけでなく、公共職業安定所職員が実務で問題に遭遇したときに考え方の指針となるような情報を提供することが求められる。公共職業安定所職員が実務での判断基準となる原則を共有していなかったり、求職者が職業分類について共通の理解を持っていなかった

14 1999年の改訂版は、職業分類表と職業名索引を統合した形で製本されているが、職業名の解説が含まれていない点で従来の職業辞典とは異なる。

りすると、効率的な業務遂行が阻害され、求職者は求人検索で不利益を被るおそれもある¹⁵。このため実務利用の視点を重視して現行の凡例を大幅に加筆・修正した。主な変更点は以下のとおりである。

ア. 解説の構成

現行の凡例は、簡ではあるが、同時に粗でもある。問題は2つに集約できる。ひとつは、解説すべき事項の項目立てとその配列、もうひとつは解説の深さである。

解説は、職業分類とはどのようなものであるのかということを利用者が理解しやすいような項目立てになっているだけではなく、それらの項目が体系的に配列されていることが望ましい。現行の凡例をみると、職業分類の性格、用語の定義、分類構造、分類基準などの職業分類の理解に必要な個別事項が見出し項目として設定されている。しかし、職業分類の理解に必要な最低限の事項をすべて網羅しているとは言い難い。重要な事項にもかかわらず言及されていないものがある。また、説明が不十分なものもある。言及されていない事項の例には、職業分類の適用がある。公共職業安定所の職員は、求人・求職者の申込受付にあたり求人の職種、求職者の希望する仕事を職業分類上の項目に位置づけることが求められている。凡例では、職務の類似性にもとづいて区分されたものが職業であるとしている。つまり分類項目は、類似した職務を束ねたものといえる。このように定義された職業を求人・求職者に適用するということはどのようなことを意味しているのかが凡例には記述されていない。

求人・求職者の職業の中には職業分類上の項目との対応がとりにくいものや、判断を迷いやすいものなどがある。このような職業については、職業分類上の考え方を明確にして全国どここの公共職業安定所であっても同じ種類の仕事は同一の項目に位置づけられるようにする必要がある。この意味において現行の凡例の記述は不十分である。現行の凡例に唯一記載されているのは、仕事内容が複数の分類項目に該当する職務に関する位置づけの決定方法である。職員が位置づけに迷いがちなものは、それだけではない。補助や助手の仕事は求人・求職が比較的多いが、分類の原則は明記されていない。また、管理職と実務者との中間に位置する現場の役付者はどこに位置づけられるのか、その原則も示されていない。原則が示されていないと、公共職業安定所職員に個人的な判断を下す余地を残すことになり、望ましくない。同じ求人・求職の仕事であっても職員の個人的な判断が介在すると、同一の仕事は同一の項目に位置づけるという職業紹介業務の基本が損なわれかねない。

15 これらの問題は、求人の職務内容が複数の分類項目に該当するときに起こる。たとえば、倉庫会社から倉庫作業員の求人申し込みがあり、仕事内容にフォークリフトを使った入出庫作業が記載されていたとする。この求人を倉庫作業員（大分類I）に位置づける職員がいる一方、フォークリフト運転者（大分類H）に位置づける職員もいる。両者は大分類レベルで異なっている。倉庫作業を希望する求職者が、求人検索機を使用するとき倉庫作業員は大分類Iの倉庫作業員だけではなく、大分類Hのフォークリフト運転者にも位置づけられていることを知らないと、フォークリフト運転による倉庫作業の求人情報にはたどり着くことができない。この問題は、求人の仕事内容が倉庫作業とフォークリフト運転の2つの項目に該当するとき、どちらの項目に位置づけるのかという分類の原則が凡例に明確な表現で記述されていないことに起因している。問題はこれに止まらず、分類の原則が不明確なため恣意的な判断をする余地が職員に残されていることも大きな問題である。

説明が不十分な事項の例には、分類項目の設定がある。凡例では分類項目の設定にあたって考慮した事項が列挙されている。職業紹介業務に使用する分類項目は小・細分類レベルの項目である。すなわち小・細分類項目の適不適によって業務効率が影響を受ける。そのような重要な分類項目であれば当然、公共職業安定所における求人・求職の取り扱いに考慮して項目を設定すべきである。しかし、小・細分類の設定にあたって考慮した事項の他にどのような点が考慮されているのかは記述されていない。

項目立てとともに解説すべき項目の配列も重要である。現行の凡例では、用語の定義、分類構造、分類基準、分類項目の配列、分類符号、分類項目名の順になっている。職業分類についてほとんど知識を有していないものに対して職業分類の全体像を理解するための情報を提供するという意味では、この配列はやや適切さに欠けているといわざるを得ない。また、ある程度職業分類について知識を有しているものに対して特定の事項に関する詳しい情報を提供するという意味でも配列にやや問題がある。これらの点を考慮して「職業分類の概要」では、まず始めにこの職業分類の性格を明らかにしたうえで使用する用語を定義し、次に分類項目を設定する際に考慮した事項を配置した。これらの事項を前提にして分類項目が設定されているが、その記述の順序は、分類体系、分類項目の配列、分類符号、項目名とした。記述の順序をこのようにしたのは、全体像を始めに提示したほうが、その細部である項目の配列、分類符号、項目名の解説を理解しやすいと考えられるからである。

イ. 解説の内容

解説のうち現行の凡例に記載された次の項目については、今回の改訂内容に照らして加筆・修正を行った。

①分類基準

現行の凡例は、分類項目の設定にあたって考慮した点を5つ挙げている。しかし、改訂案では、現行の凡例にある5つの点はいずれも職務の類似性を判断するための基準であり、分類項目の設定にあたって実際に考慮したのは、職務の類似性を含む3つの視点（職務の類似性、職業としての社会的認知の程度、公共職業安定機関における求人・求職の取り扱い）であることを指摘し、更に、細分類項目の設定にあたっては、そのうちのひとつである職業紹介業務における求人・求職の取り扱いを重視していることを明確にした。

②分類構造

分類構造に関して特に説明すべき点は、日本標準職業分類との対応関係である。この対応関係について現行の記述は極めて簡略である。改訂案では、日本標準職業分類に設定されていない小分類はどこから出てきたのか、小分類と細分類はどのような関係にあるのかなど説明の必要な情報を追加した。

③項目の配列

現行の凡例では、小・細分類の配列に関する記述が欠けている。改訂案では、大・中

・小・細分類のそれぞれについて配列の基本的考え方を明記した。特に小分類では、日本標準職業分類の小分類に設定されていない項目の配列順について原則を明記した。

④分類符号

分類符号は、細分類を除いて現行の表記法を踏襲している。ただし、小分類に十進分類法を適用していない関係で中分類の分類符号は、2桁数字の一連の通し番号になっていないことを明記した。細分類は、現行の集約職業と特掲職業による構造化を廃止して、分類符号の4・5桁目の数字は小分類ごとに01から始まる一連の通し番号とした。また、97、98、99は補助者・助手、見習、雑分類の項目を表す有意味コードとして使用しているが、細分類に設けられた項目の数に関係なく、原則として補助者・助手には97、見習には98、雑分類項目には99の分類符号を使用していることを明記した。

⑤分類項目名

分類項目は、仕事の種類を表す名称が使われていることもあれば、その仕事に従事する人を表す名称が使用されていることもある。この2つの名称は、ある程度明確な使い分けがなされているが、現行の凡例にはこの点についての説明が欠けている。改訂案では、この点の説明に加えて、項目名の表記の原則を明記した。

(3)職業分類の適用にあたって留意すべき点

ア. 職務内容が複合的な場合の分類原則

これまで公共職業安定所では、求人申し込みを受け付けるとき1求人1職業の原則に則って求人申込書に記載された職種と職業分類表の項目を一対一に対応させてきた。その際に問題となるのは、求人の職務が複数の分類項目に該当する場合の取り扱いである。凡例には、求人の職務内容が複合的な場合の分類原則が示されている。それによると、第一の判断基準は、その仕事を果たすために必要な知識・技術・技能である。該当する複数の分類項目のうち知識・技術・技能の困難な仕事に対応する項目に分類するとしている。この基準は、一見するとわかりやすいが、適用は困難である。

凡例の冒頭に記されているように1999年版の職業分類に設定されている分類項目は、職務の類似性にもとづいて区分された職業である。項目の設定にあたって知識・技術・技能の要素は、採り入れられていない。スキルが項目設定の基準になっていない以上、項目間のスキルの比較はできない。凡例では、複合的職務の例として製造と販売の両方の仕事を含んだケースを挙げ、この場合には、製造をとることを原則とするとしている。製造の仕事に必要な知識・技能は、販売の仕事に必要な知識・技能とは異なっている。現行の職業分類では両者の違いは知識・技能の種類にあるのであって、その程度にあるのではない。

知識・技能の程度で仕事を分けることも可能である。事実、国際労働機関（ILO）の作成している国際標準職業分類ではスキルが分類基準として採用され、分類項目の設定及びその配列に適用されている。しかし、1999年版の職業分類はスキルのレベル別に項目が配列されているわけではない。このため職務遂行に必要な知識・技能にもとづいて、その高低あるい

は難易によって職業を評価することはできない。

求人申込書に記入された仕事の内容が職業分類表の複数の項目に該当するとき、具体的にどのように対応しているのかを公共職業安定所職員に尋ねたところ¹⁶、凡例に記載された第一の判断基準によるとした回答は約32%に止まっている。回答の中で最も多かったものは、仕事内容のうち主な仕事に対応させるとするもの(92%)であった。これ以外の主な回答は、従事する時間の最も長い仕事によるとするものが31%、求人者に職業分類表から最も適切な職業を選んでもらうとするものが28%であった。回答はこれらのものだけに止まらず、求職者とのマッチングを考慮して判断する、応募者が多数見込める項目に位置づける、求人者の求める人材が多くいそうな項目に位置づける、求人者が求人申込書の職種欄の先頭に記入した職種に対応する項目に位置づけるなどの方法もあった。公共職業安定所職員が実際にとってている職業の決定方法は凡例の分類原則と異なっているという現実には、職業の決定方法を再検討しなければならないことを物語っている。

今回の改訂では、日本標準職業分類が統計基準として設定されたことから大・中分類の項目は日本標準職業分類に完全に一致させ、小分類も原則として準拠する方向で項目の設定が行われている。しかし、職業の決定方法が日本標準職業分類のそれと異なっている場合は、日本標準職業分類にもとづいて集計される他の職業別統計調査の結果との比較に支障が生じるおそれがある。このため日本標準職業分類の採用している職業決定の方法を援用することとした。日本標準職業分類における職業決定の原則は次のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 仕事が単一の分類項目に該当する場合
個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。2 仕事が複数の分類項目に該当する場合
複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。<ol style="list-style-type: none">(1) 略(2) 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合<ol style="list-style-type: none">a 就業時間の最も長い分類項目による。b aにより難しい場合は以下による。<ol style="list-style-type: none">(a) 二つ以上の大分類項目にまたがる場合
財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による。
(略)(b) 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合<ol style="list-style-type: none">①該当する複数の分類項目が、生産工程における組み立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。②①により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。 |
|--|

16 JILPT資料シリーズNo.31『ハローワークにおける職業分類の運用に関する調査報告』2007、p.91-95.

複数の分類項目に該当する仕事を分類する場合に、従事する時間の長い仕事によるという原則は、適用が容易であって、かつ判断する者の恣意的な視点が入らないという意味で優れている。この原則は、統計調査における被調査者の仕事を判断するための客観的な基準として作成されたものであり、職業紹介業務に適用するのはそぐわないのではないかとの批判が当然ある¹⁷。

求人・求職のマッチングにおいて職務遂行に必要な知識・技術・技能に関する情報は極めて重要である。だからこそ、1953年の職業辞典では職業を技能度別に分類していた。しかし、1965年の改訂では、日本標準職業分類に準拠することによって技能度別の分類から職務の類似性にもとづく分類体系に変わり、それ以降の改訂でもこの方針が維持されている¹⁸。したがって、日本標準職業分類に準拠している以上、複数の分類項目を知識・技術・技能の点で

17 日本標準職業分類の定義では個人の行う仕事が職業である。したがって職業の決定にあたり仕事の内容と仕事に従事する時間を重視するのは当然である。しかし、職業紹介の場合、求人者は特定の職位及び職務に就く人を求めているので、職務だけではなく職位にも配慮する必要がある。たとえば、管理的な職務に従事する時間がそれ以外の職務に従事する時間よりも短い課長職の求人であっても、求人者が求めるのはあくまでも「課長」である。したがって求人は求める職位にも配慮して職業分類上の項目に位置づけるべきであるとの見方がある。

18 日本標準職業分類は、仕事の類似性にもとづいて職業を区分したものである。1960年に設定されて以降、2009年12月の第5回改定に至るまで標準的な統計基準としての客観性を保持する必要から仕事の類似性に着目して分類項目を設定している。仕事の類似性を判断する基準には、仕事の遂行に必要な知識や技能が含まれている。この基準は知識や技能の種類を問題にしているのであって、その深さ・広がりや修得のための期間などの程度を考慮するものではない。仕事遂行に必要な知識・技能の程度、すなわちスキルレベルがなぜ日本標準職業分類に採り入れられていないのか、その理由は次のとおりである。

日本標準職業分類は累次の改定にあたって国際標準職業分類との対応を重視している。その国際標準職業分類は、1988年の改訂において従来の職務(job)の類似性にもとづいて区分するという考え方に加えて、スキルレベルという新たな分類基準を導入している。スキルレベルは大分類に適用され、大分類項目はスキルレベル別の設定及び配列になった。日本標準職業分類の1986年及び1997年の改定ではスキルレベルを導入した国際標準職業分類との対応が緊要な課題になったが、スキルレベルの導入は見送られている。国際標準職業分類は2008年に3回目の改訂が行われた。この改訂版は、1988年版の特徴である、大分類にスキルレベルを、亜大分類・中分類・小分類に職務の類似性をそれぞれ適用して分類項目を設定するという分類の枠組みを踏襲している。日本標準職業分類の第5回の改定では、国際標準職業分類の2008年版との対応が課題になった。しかし、スキルレベルの導入はこれまでの2度の改定と同様に見送られている。その理由は、スキルレベルの考え方が我が国の職場の実態に適合的ではないことに尽きる。

国際標準職業分類におけるスキルレベルは、職務の複雑さや範囲を指している。スキルレベルは4つに区分され、その操作的定義に用いられているのは、UNESCOの国際標準教育分類における教育の区分である。教育と職業との対応関係が比較的緊密な国では、スキルレベルを採用している国際標準職業分類の適用可能性は高い。しかし、我が国にこのスキル概念を適用した場合、特に問題が大きいのは、17・18歳から始まり大学レベルの高等教育修了には及ばない教育に対応した職業である。国際標準職業分類では、この分野に該当する職業に準専門職、テクニシャンという項目名を付けている。この分野の職業と我が国における対応する職業の職業分類上の位置づけを考えたとき、国際標準職業分類の適用の困難さがわかる。例を挙げてみよう。国際標準職業分類では看護師を準専門職に位置づけている。これは、看護師の養成を中等教育と高等教育との中間にある教育機関で行っていることを示している。我が国では、看護師養成機関は看護専門学校に限らず、大学、短大、高校、あるいは中学卒業者を受け入れる准看護師養成所で行われている。このため教育レベルに対応した職業分類上の看護師の項目を我が国の看護師養成の実態に対応させることは難しい。

国際標準職業分類のいうテクニシャンとは、たとえば製造業を例にとると、技術者と現場労働者との間に立って現場での製造が円滑に進むように必要な作業を行うものを指している。技術者と現場労働者の職務が明確に分かれている国では、テクニシャンが必要であり、テクニシャンは独自の職務領域を持っている。しかし、技術者の職務領域と現場労働者の職務領域が必ずしも明確になっていない場合には、技術者が現場労働者の協力を得て、あるいは現場労働者のうち熟練した技能を持つ労働者が技術者に協力して、製造現場の課題や問題に対処することが考えられる。我が国の製造業の現場では、このような対応がインフォーマルな形で行われているといえる。このため、国際標準職業分類のテクニシャンに対応する労働者を明確な形で把握することは困難である。

比較することはできない。

凡例に記載されている分類原則の第一の判断基準は上に述べたとおりであるが、第二の基準は、従事する時間の長さ、第三は主要工程又は最終工程である。従事する時間は、現行の分類原則では第二に適用すべき基準になっているが、これを日本標準職業分類にあわせて第一の基準にしたのが今回の改訂案である。

職業紹介の現場で起こっている、複数の分類項目に該当する求人の取り扱いに関する問題は、日本標準職業分類の採用している職業の決定方法を採用入れることによって大方解決できると考えられる。この方法を採用入れるメリットは主に2つある。ひとつは、公共職業安定所職員が求人の職業分類上の位置づけを決定するときに基準として用いているさまざまな方法を統一できること、もうひとつは求人の位置づけにあたり職員が恣意的な判断を行う余地を狭めることができることである。

たとえば、営業所の課長職の求人があり、営業活動の管理・監督とともに自らも営業活動を行うことが職務内容になっている場合、この求人は管理職（大分類B）と販売の職業（大分類D）の両方に該当することになる。いずれの分類項目に位置づけるのかは、凡例に原則が示されているものの、現実には求人窓口の担当者の裁量に委ねられていると言っても過言ではない。たとえ、その原則を遵守して適用したと言ったとしても、職務遂行に必要な知識・技術・技能別に分類項目が設定されているわけではないので、判断にあたって個人の恣意性を排除することはできない。

時間という尺度を基準に据えることによって判断の客観性を確保することができる。上の例では、課長職として職務を遂行する時間と一人の営業員として営業活動に従事する時間を比較することになる。前者が後者を上回っていれば大分類Bに、その逆ならば大分類Dに位置づけることになる。判断の客観性は、必ずしも最善の判断方法であることを意味しているわけではない。全国どこの公共職業安定所であってもこの基準を用いれば、同じ結果になることを意味しているにすぎない。この客観性が担保されていなかった事実こそが職員個人の工夫を生む素地となり、その結果、マッチング等の便宜に配慮した求人の位置づけが行われてきたものと考えられる。

日本標準職業分類は、仕事の類似性という物差しを最優先の分類基準に用いて職業を区分した体系である。その日本標準職業分類の枠組みに準拠した職業分類を職業紹介業務に用いていることを考えると、分類項目に対して仕事の区分だけではなく、マッチングでの便宜を念頭においてそれ以外の意味を付加する、あるいは期待することは叶わぬ望みといわなければならない。現状では、職業分類の役割は基本的に職務の区分に止まっていることを改めて認識する必要がある。

イ. 見習、補助、助手の位置づけ

補助や助手の求人・求職は、さまざまな分野にみられる。たとえば、専門職の分野では司書補助、デザイナー助手、マンガ家助手など、研究者や技術者の分野では開発補助、研究補

助、実験助手などがある。販売・サービス関係の補助・助手には、営業アシスタント¹⁹、調理補助などがある。補助・助手の職業分類上の位置づけに関する原則は、現行の凡例には記載されていない。このためこれらの求人・求職の申し込みを受理した職員によってそれぞれ異なる分類項目に分類される可能性がある。更に、同一の仕事であっても職員によってそれぞれ異なる分類項目に位置づけられた場合には、求職者が求人を検索するときに希望する職種を見つけにくかったり、ひとつの項目に分類されていれば求人検索機に表示されるべき求人情報が示されなかったりする。このような望ましくない事態の発生を避けるため、見習、補助、助手の位置づけに関する原則を明記した。

原則は次の2つである。

- 1 見習、補助、助手の分類項目が設定されている場合
求人申込書に記載された職種又は求職票に記載された仕事が見習、補助者、助手であって、それに対応する分類項目が設定されているには、その項目に分類する。
- 2 見習、補助、助手の分類項目が設定されていない場合
 - (1) 公的資格又はこれに準じる資格の名称を分類項目名にしている場合には、当該資格の有資格者を対象にした仕事のみ分類し、資格を有しない見習・補助・助手の仕事は、有資格者の項目には分類せず、その仕事内容に即した分類項目に分類する。
 - (2) 公的資格又はこれに準じる資格を要件としない分類項目については、見習・補助・助手の仕事内容が本務者と類似している場合には本務者と同一の項目に分類し、仕事内容が本務者と異なる場合にはその内容に即した分類項目に分類する。

ウ. 職場のリーダーの位置づけ

職業分類では、まず職業全体を経営・管理の職務とそれ以外の職務に分けている。この二分法では、管理職には該当しないが、管理的な職務と一般従事者の従事する職務を兼ねた仕事の位置づけがわかりにくい。たとえば、職場のリーダー、スーパーバイザー、職長などは管理職に該当しないという点で管理職の項目に分類することはできず、選択肢としては一般従事者と同一の項目あるいは雑分類項目に分類されることになる。これらの職務は、現行の体系ではどこに分類すべきか明確になっていない。というよりもむしろ位置づけの判断を迷わせる結果になっている。それは、職場のリーダーの位置づけが凡例ではなく、ひとつの大分類においてのみ言及されているからである。

現行の大分類Iには、以下のように職場のリーダーを一般労働者と同一の項目に分類することが明記されている。

労働者の監督、仕様書に基づく作業手順の決定、作業の割り当て、作業の仕方の指導・検査、生産記録の作成などに従事する職長、班長、組長、現場監督などの役付工も監督または実施する仕事の種類によって一般労働者と同様にそれぞれの項目に分類される。

¹⁹ 営業アシスタントという言葉は一般的には営業事務を指すことが多いが、営業員の補助を指すときにも用いられる。

職場のリーダーは製造、建設、労務などの大分類Iの分野だけに特徴的にみられるのではなく、販売やサービスなど他の分野でもみられる。たとえば、居宅介護サービス提供事業者には、サービス提供責任者の設置が義務づけられている。この職業は、職業分類にいう管理職には該当しないが、ホームヘルパーの管理者的な役割を果たしている。このような職場のリーダーの位置づけは、大分類Iを除き他の大分類には記載されていない。このため職員は、管理職の項目に位置づけるのか、あるいは一般従事者の項目に位置づけるのか迷うことになる。今回の改訂では、位置づけの判断に迷わないように、職場のリーダーは、一般従事者と同じ分類項目に分類することを原則にした。ただし、上述の(3)アの原則は職場のリーダーなどにも適用されるので、管理的な職務に従事する時間とそれ以外の業務に従事する時間を比較して前者が後者を上回る場合には、当該求人は一般従事者と同じ項目ではなく、新大分類A「管理的職業」の対応する項目に分類される。

エ. 経営・管理以外の職務にも直接従事する管理職の位置づけ

公共職業安定所に申し込みのある管理職の求人には、経営・管理以外に他の職務にも直接従事する、いわゆるプレーイングマネージャ的な職務内容のものが多くみられる。たとえば、営業所の課長職であって営業活動の遂行が求められているもの、経理課長であって経理業務の担当を求められているものなどである。現行の職業分類は、管理職の範囲を狭く定義している。もっぱら経営・管理の職務に従事するものだけを管理職として分類し、それ以外の職務にも直接従事するものは、管理職ではなく、それ以外に従事する仕事の内容に応じた分類項目に位置づけることを原則にしている。したがって、上に示した営業課長や経理課長は、現行の分類原則にもとづけば、管理的職業ではなく、それぞれ販売の職業、事務的職業に分類されなければならない。

この原則にもとづいて分類すると、小売店・卸売店・飲食店の店長、ホテル・旅館の支配人は、もっぱら経営・管理に従事するものだけが管理職に該当し、それ以外の職務にも従事するものは管理職以外の分類項目に分類されることになる。

今回の改訂では、上の(3)アに示した、職務内容が複合的な場合の分類原則がすべての求人・求職者に適用されることになる。管理職も例外ではなく、その位置づけは経営・管理の仕事とそれ以外の仕事に従事する時間の長さが基準になる。営業活動に従事する営業課長は、その時間配分によって管理職に分類されることもあれば、販売の職業に分類されることもある。同様に、接客や販売にも従事する飲食店店長や小売店店長は、接客や販売に従事する時間と経営・管理に従事する時間を比較して管理職又はそれ以外の職業のいずれかに分類される。

2. 分類項目の改訂

(1)改訂の視点

これまで職業分類の改訂では、日本標準職業分類の大・中・小分類レベルの項目に準拠す

ることを改訂方針に掲げてきた（脚注10参照）。今回の改訂においてもこの方針が採用され、大・中・小分類の改訂は日本標準職業分類の改定結果にもとづいて行われている。

ア. 日本標準職業分類

日本標準職業分類の改定作業は2007年の12月から始まり、2009年3月に改定諮問案がまとめられ、同案は統計委員会の統計基準部会における審議を経て、同年8月に統計委員会の答申としてとりまとめられた。その後、日本標準職業分類は同年12月に統計基準として告示されている²⁰。

(7)改訂の背景

日本標準職業分類は、1960年の設定以降、経済社会の変化と国際標準職業分類への対応の2点を中心的な課題として累次の改訂が行われてきた。今回の第5次改訂の背景になっているのは、高度情報通信社会の進展、少子・高齢化の進展、経済のソフト化・サービス化などの社会経済情勢の変化である。このような変化への対応が、日本標準職業分類の検討課題になっていた²¹。具体的な課題は、次の6点である。

- ①産業構造・就業構造・社会環境等の変化に対応した職業分類の見直し
- ②職業分類上の基本概念の再整理
- ③分類の体系・基準の見直し
- ④雇用政策・労働政策への活用促進方策の検討
- ⑤社会的に使用されている職業概念に対応した職業分類の見直し
- ⑥国際標準職業分類との比較可能性の向上

これらの課題は、職業分類の概念に関する事項から現実の職業との対応に関する事項まで多岐にわたっている。これらの課題のうち今回の改訂で特に重視されたものは、次の3点である²²。

- ①統計の継続性に十分配慮しつつ、ユーザーへの的確な情報提供を図り、統計の利用可能性を高めるため、分類体系の抜本的な見直しを行う。また、これと併せて一般原則の見直しを行う。
- ②急速な変貌を遂げている社会経済情勢に対応して、的確な分類項目の設定と概念定義の明確化を行う。特に、技術進歩や産業構造の変化に大きな影響を受ける、生産工程関連職業、事務従事者、販売従事者、サービス職業、情報関連職業に重点を置いて、分類項目の統合あるいは拡充の見直しを図る。
- ③国際標準職業分類との整合性の向上を図るなど、国際比較の視点をより強める。

(4)改訂の基本方針

総務省の日本標準職業分類検討委員会では、上記の3点に沿って改定案の検討が行われているが、全体としてみると次のように、職業分類の純化、現実との対応、国際比較性の向上を中心にして検討が行われたといえる。

20 統計調査結果を職業別に表示するとき、日本標準職業分類に設定された大・中・小分類の項目をそのまま使用しなければならないわけではない。一定の範囲内での変更が認められている。すなわち、①一部の分類項目のみ使用すること、②小分類の下に細分類を設定すること、③同一大分類内において中分類を分割・集約すること、④同一中分類内において小分類を分割・集約することは認められている。

21 総務省統計局統計基準部『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』2005年6月

22 日本標準職業分類第5回改定基本方針における改定の基本的方向

①職業分類の純化 - 産業分類又は商品分類的な視点の排除 -

日本標準職業分類には、産業分類的な視点や商品分類的な視点にもとづいて設定されている項目がある。前者の代表的な例は、大分類の運輸・通信従事者である。この項目は、1960年に日本標準職業分類が設定されたときから大分類として設定されている。この項目の中分類レベルには鉄道、自動車、船舶、航空機の運転従事者が設定され、これらを運輸のもとにひとまとめにする考え方は、まさしく産業分類的な視点である。また、電話交換手の仕事は一般的には事務の仕事と考えられるが、通信の仕事が大分類レベルに設定されているため電話交換手や郵便外務員は運輸・通信の大分類に位置づけられている。

他方、商品分類的な視点は、特に生産工程における製造の仕事に顕著にみられる。大分類I（亜大分類I-1）の中分類は、化学製品、窯業製品、土石製品、一般機械、電気機械、輸送機械、光学機器、食料品、飲料・たばこ、衣服・繊維製品、パルプ・紙、印刷・製本、ゴム・プラスチック、革製品、装身具などに区分されている。

このように従来分類の中には、人が従事する産業の種類や仕事の結果生み出される財貨・サービスの種類の違いに着目して分類項目が設定されているものがある。今回の改定では、職業分類の基本である仕事の種類の違いにもとづいて項目を設定するという考え方に立ち返り、産業分類や商品分類の視点を排除して、仕事の内容、すなわち財貨・サービスを生み出す過程の各段階における仕事の違いにもとづいて分類項目を設定している。

②現実との対応 - 社会経済情勢の変化への対応 -

職業は、社会経済の変化とともに変化する。産業構造や就業構造の変化は、知識社会化、情報化、サービス経済化、経済のグローバル化、ホワイトカラー化、高学歴化、少子・高齢化などの要因が複雑に絡み合って起こっている。今回の改定では、社会経済情勢の変化に対応して2つの方向で対応している。第一は、就業者の多寡に応じた分類項目の設定及び配列である。就業者の縮小している分野や分類項目が細分化され過ぎている分野では分類項目を整理し、その逆に就業者の増大している分野やこれまで分類項目が設定されていなかった分野では項目の細分化や新設が行われている。第二は、制度等の直接的な変化に対応した分類項目の改定である。

③現実との対応 - 社会的に使用されている職業概念への対応 -

これまで日本標準職業分類は、統計目的に使用する標準的な統計基準として設定することを前提に改定が行われてきた。しかし、今回の改定では統計法に規定された統計基準としての設定を念頭に改定が行われている。両者の違いは、想定するユーザーの範囲の違いでもある。従来の日本標準職業分類は、中央政府の府省や地方公共団体等の統計調査部門が主なユーザーであった。このため調査での把握が困難な職業は分類項目として設定されにくい傾向にあった。たとえば、特に国勢調査のように被調査者の回答にも

とついで職業の格付けを行う調査では、被調査者が回答した職業名との対応が難しい職業を国勢調査用職業分類に設定することを避ける傾向にあった²³。今回の改定では、統計調査の結果を集計する際の項目として使用することだけを想定して分類項目の検討が行われたのではなく、それ以外の分野、なかんずく職業紹介等における使用も考慮して検討が行われている。具体的には、社会的に認知されている職業と職業分類上の位置づけとの対応関係が適切ではないものを整理することが中心になっている。

④国際比較性の確保

国際標準職業分類は、1988年の改訂でスキルの概念を導入している。この概念はスキルレベルとスキルの専門性という2つの要素で構成され²⁴、スキルにもとづいて分類項目の設定と配列が行われている。分類項目を設定する際にはスキルの専門性が適用され、大分類項目はスキルレベルにもとづいて配列されている。スキルレベルとスキルの専門性にもとづいて設定された準専門職やテクニシャンの項目が、我が国の職業の実情と必ずしも整合的でないことは先に指摘したとおりである（脚注18参照）。この例が端的に示しているように現実的にはISCOに採用されているスキル概念を導入することは困難であるが、ISCOが国際基準になっているという事実を考慮するとISCOとの対応性あるいは比較性を向上させるための措置は必要である。今回の改定では、ISCOに設定された分類項目との整合性を確保するために新たに分類項目を設定した。また、ISCOの大分類項目の配列に準じて大分類項目の配列を変更している。

イ. 厚生労働省編職業分類

日本標準職業分類の改定結果のうち主なものは、上述の4視点のいずれかにもとづいている。厚生労働省の職業分類では、これらの視点に次の観点を加えて総合的な見地から分類項目の改訂を行っている。

①大・中分類

大分類及び中分類の改訂案は日本標準職業分類の改定結果と同一である。

②小分類

小分類の改訂にあたっては、日本標準職業分類の改定結果に加えて職業紹介業務における必要性を重視している。たとえば、日本標準職業分類の小分類に設定されている職業であっても、公務員を対象にした職種のように職業紹介にはなじまないものは廃止している（分類表から削除したわけではなく、日本標準職業分類との対応をとるために細分類に格下げして設定した。）。その逆に、日本標準職業分類の小分類レベルには設定されていなくても、求人・求職者の多い職業は設定した。

23 国勢調査用職業分類は、日本標準職業分類にもとづいて作成され、統計目的にあわせて中・小分類レベルの項目を集約しているのが特徴である。

24 スキルの専門性（skill specialisation）は、国際標準職業分類の第2版（ISCO-68）の分類基準である職務の類似性をスキルの観点から言い替えたものである。

③細分類²⁵

細分類については、既に2008年度の研究で現行項目の見直しを行っている²⁶。この見直し作業では、職業分類の実務利用に配慮して次の2つの視点を重視した。第一は量的視点である。求人・求職の取扱件数を基準にして利用度の高い項目（求人・求職者数の相対的に多い項目）を残し、利用度の低い項目（求人・求職者数の相対的に少ない項目）を整理した。しかし、一律の量的基準を設けて、それに沿って項目の廃止・分割・統合・格上げなどの判断をしたわけではない。求人・求職の取扱件数は、あくまでも相対評価を行うときにのみ使用した。たとえば、ひとつの小分類項目のもとに設定された複数の集約職業の間（又は集約職業と特掲職業との間）の相対的な重要性を評価するときなどである。

第二の視点は現実を反映させることである。現実の職務内容に合致していない分類項目を修正したり（これには項目名の修正も含まれる）、職業分類表に項目が設定されていない職業を新たな細分類として設定したりすることなどがこれに該当する。新しく設定した項目の多くは、これまで雑分類項目に分類されていた職業を細分類として独立させたものである。細分類項目の見直しは、基本的には小分類単位で上述の視点を考慮して行われている。その結果、集約職業と特掲職業による2段階の構造化は廃止され、分類項目は大分類Aでは専門性の分化、大分類Iでは集約化に代表されるような方向での

25 細分類は厚生労働省編職業分類の独自の分類レベルである。現行の細分類は、ある特定の職務範囲を持つ職業とその職務のうち一部が独立した職業との2種類の職業で構成された階層的な体系になっている。細分類が現在の形態になるまでには、幾度かの変遷を経ているが、その概要は次のとおりである。

的確な職業紹介を効率的に行うためには、いくつかの条件が求められるが、その中には求人・求職の申込受付にあたって求人職種や求職者の希望する仕事を職業分類上の項目に適切に位置づけること、職業紹介に必要な職業を職業分類に設定することが含まれる。1953年の職業辞典に掲載された職業分類はこの後者の観点から作成されている。1965年以降の改訂では細分類レベルの項目を職業紹介業務に使用することになった（1965年版職業辞典の職業分類は大・中・小分類の3階層と小分類の下に代表職業名と呼ばれる職業の合計4階層の構造になっている。1986年以降の改訂では、代表職業名を細分類として位置づけ、大・中・小・細分類の4段階分類になった。）。1965年版職業辞典の職業分類に設定された代表職業名は、1953年版職業分類の最小単位の職業（代表職業名）を小分類のもとに並列的に配列したものであったが、職務の点で必ずしも相互排他的に設定されているわけではなかった。すなわち、職務範囲の広い職業とその職務のうち一部が独立した職業の両者が同一の小分類のもとに設定され、両者は分類番号の違いによって区分されていた。このように1965年版の職業分類は職務の点で包含関係にある代表職業名が並列的に配置されていること、分類番号に欠番が多く、細分類の体系が理解しにくいことなど構造的な問題を抱えていた。

1986年の改訂では、この細分類レベルの職業を職務範囲の大きさに応じて上下2段階に構造化した。職務範囲の広い職業を上位に置き、下位にはその職務の一部によって構成される職業を配置した。前者は集約職業、後者は特掲職業と呼ばれる。両者は分類番号で容易に見分けることができるようにそれぞれ別の体系の分類符号が用いられている。分類体系は大・中・小・細分類の4段階であるが、細分類の職業が2段階に構造化されているので、実質的には5段階の分類体系であった。

1999年の改訂では、1986年改訂の考え方に沿って集約職業と特掲職業による細分類項目の集約化と構造化がいったそう押し進められた。

26 見直し結果は次の報告書に公表されている。JILPT資料シリーズNo.54『職業分類の改訂に関する研究Ⅰ - 細分類項目の見直しを中心にして -』（2009年3月）

見直しが行われた²⁷。

以上のとおり細分類項目の見直し作業は既に終了していることから、今年度は大・中・小分類の改訂にともなう細分類項目の調整を行った。具体的には、細分化の見直し、項目名の変更、項目の新設・廃止などである。

大・中・小・細分類の改訂結果は、図表5のとおりである。

(2)大分類

大分類は、大きく変わった。主な変更点は項目数の増加、項目の配列順序の変更、項目名の変更の3点である。図表6は、新旧の大分類項目の対応関係を図示したものである。大分類レベルの項目は、日本標準職業分類との一対一の対応を確保することが改訂方針に掲げられている。このため日本標準職業分類の第5回改定に沿って大分類項目の設定・配列・名称変更等を行った。

ア. 項目の再編

日本標準職業分類の第5回改定において大分類項目は、9から11に2項目増えた。増加といっても既存の大分類に新たに2項目が付け加えられたわけではなく、既存の2つの大分類を再編して4項目にしたものである。既存の大分類を再編するに至った経緯及び再編の結果は、以下のとおりである。

①再編の経緯

再編の対象になったのは、大分類H「運輸・通信従事者」と大分類I「生産工程・労務作業員」である。これらの項目の見直しは、産業分類又は商品分類的な視点の排除と

27 今回の改訂では、職務の実態と求人・求職の実情を把握したうえで細分類体系のあり方について議論が行われた。1986年改訂において細分類を2段階に構造化した意図は、ひとえに実務における使い勝手を向上させることにあった。たとえば、求人職種や求職者の希望する仕事を職業分類表の項目に位置づけるとき、細分類体系は2段階に構造化されているので、該当する小分類さえ確定できれば、当該職種に該当する特掲職業の有無を確認して、特掲職業か集約職業のいずれかに位置づけるという判断が容易にできる。

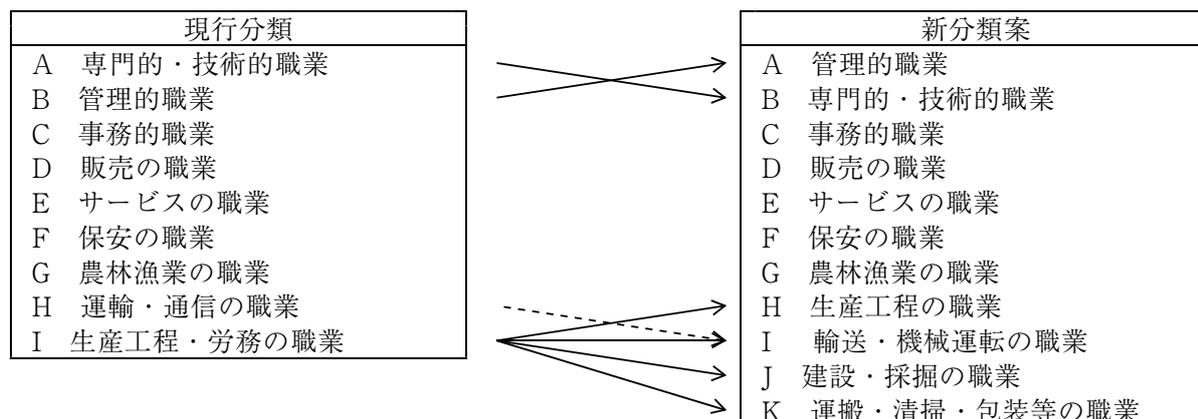
論理的に考えると細分類の構造化は長所になるはずであった。しかし、時代の推移とともに長所が短所になる可能性が高まってきた。特に職業分類の改訂が社会経済の変化に追いつかないときには、短所がいつそう明確になる。細分類を2段階に構造化することは、より詳細な職業を職業分類に設定することを意味している。ある一時点における社会の断面を職業の視点から描いたものが職業分類であると考えれば、社会経済の推移につれて職業も変化する。特に特定の職務を職業として設定している場合には、社会経済の変化の影響を受けやすい。たとえば、製造する製品や提供するサービスの種類にもとづいて集約職業と特掲職業が設定されている場合、製品・サービスが変化したり、技術革新などによって職務の内容や職務範囲が変化したりすると、新たな製品の製造に従事する仕事や新たな職務内容の仕事を職業分類表の項目に該当させることが難しくなる。

職業別の求人・求職の取扱件数をみると、細分類レベルの2段階区分は当初想定したような効果を必ずしももたらしてはいることが明確になった。このため職業分類改訂委員会では、社会経済の変化や職場の変化などに対して細分類レベルの項目が弾力的に対応できるように細分類は次のように設定することにした。第一に、現行の集約職業と特掲職業による2段階の構造化を廃止する。第二に、細分類は職務範囲の点でやや大きくくりの項目（現行の集約職業に相当する項目）を中心に設定して、特定の職務で構成される項目（現行の特掲職業に相当する項目）は特に求人・求職の取扱件数の多いものに限定し、両者を並列的に設定する。

図表5 分類項目の改訂結果

大分類	中分類			小分類			細分類		
	新	旧	増減	新	旧	増減	新	旧	増減
A 管理的職業	4	4	0	10	10	0	11	38	- 27
B 専門的・技術的職業	20	20	0	93	80	13	178	335	- 157
C 事務的職業	7	7	0	27	24	3	59	101	- 42
D 販売の職業	3	2	1	20	13	7	50	71	- 21
E サイロなどの職業	8	6	2	34	28	6	67	81	- 14
F 保安の職業	3	3	0	8	11	- 3	16	20	- 4
G 農林産物の職業	3	3	0	12	14	- 2	35	67	- 32
H 生産工程の職業	11			104			347		
I 輸送・機械運轉の職業	5	35	- 10	23	199	- 33	50	1454	- 961
J 建設・採掘の職業	5			24			54		
K 運搬・清掃・包装等の職業	4			15			42		
(計)	73	80	- 7	370	379	- 9	909	2167	- 1258

図表6 大分類項目の改訂



- (改訂のポイント) ①現行の大分類HとIを廃止し、新大分類H～Kに再編成した。
 ②現行の大分類AとBの配列を入れ替えた。

いう今回の改定の視点に立って行われた²⁸。

大分類Hは、職業分類に産業分類的な視点が入り込んでいる代表的な項目であるとして累次の改定で問題が指摘されてきた項目である。大分類Hに設定されている運輸関係の職業は、電車、機関車、自動車、船舶、航空機などの運転・操縦である。これらの職業は、国際標準職業分類（ISCO-88、ISCO-08）では機械運転の職業とみなされ、定置機関・機械及び生産工程で使用される機械等の運転・操作の職業で構成される大分類に位置づけられている。したがって、国際標準職業分類との対応及び仕事の類似性を重視すると運輸の職業は定置機関の運転作業員と同一の大分類に位置づけられることになる。

ところが定置機関の運転作業員は大分類Iに設定されている。運輸の職業に設定されている項目をすべて大分類Iに移設すると、パイロットや航空管制官など仕事の専門性が高い職業も大分類Iの位置づけになり、国際標準職業分類における運輸関係の職業の取り扱いと齟齬が生じることになる。国際標準職業分類はスキルの概念を導入しているので、運輸の職業全体を機械運転の大分類に位置付けているわけではなく、航空パイロット、船舶機関士、航空管制官などスキルレベルの高い職業は準専門職の位置づけになっている。

国際標準職業分類に倣うと、専門性の高い運輸の仕事は運輸の一般従事者が位置づけられている大分類とは異なる大分類に移設しなければならなくなる。そうした場合、運

28 現行の日本標準産業分類と日本標準職業分類にそれぞれ設定されている大分類レベルの項目をクロス表に並べると、農林漁業と運輸の2項目において両者が交わっていることがわかる。このうち農林漁業の職業は、仕事の種類にもとづいて区分した職業と経済活動の種類にもとづいて区分した産業が重複しているとはいえ、後者の視点に立って職業を区分しているわけではない。たとえば、養畜の仕事には、産業分類で区分される酪農、養豚、養鶏などの従事者とともに、産業分類には含まれない動物園の飼育係、馬の世話をするきゅう務員なども含まれている。

輸関連の仕事を一括して同一大分類の中に位置づけてきた従来の取り扱いとは大きく異なることになり、かえって使いづらい職業分類になるおそれがあった。

統計の継続性を維持するためには、現行の運輸関係の職業を分解しないで一括して機械運転の職業と統合し、かつ、新たに設定する分類項目は現行の大分類Iには位置づけないという2つの条件を満たす必要があった。この視点から新たな大分類の設定が推進された。

新たな大分類を設けるという発想の原点は、大分類Hに関する取り扱いが唯一のものではない。大分類Iもさまざまな問題を抱えていた。第一に、仕事の類似性からみると大分類Iは他の大分類に比べて多様な仕事と同じ大分類の中に位置づけられており、分類項目としての純一性に問題があった。これは、累次の改定において大分類として設定されていた項目が中分類に格下げされた際に、大分類Iがその受け皿になったことに起因している。1960年に日本標準職業分類が設定されたとき、大分類Iは建設などの分野の技能工と生産工程の作業員で構成される項目であった。その後の改定で、大分類として位置づけられていた単純労働者と採鉱・採石作業員がともに中分類に格下げになり、大分類Iの中分類として位置づけられた。このため大分類Iは、技能工、生産工程作業員、採掘作業員、労務作業員が同居する形になり、仕事の類似性の視点に立つと大分類としてのまとまりに欠けていた。

第二の問題は項目数である。日本標準職業分類に設定されている小分類レベルの項目を大分類別にみると、大分類Iは全体の47%を占めている。一方、大分類Iに該当する就業者は全体の29%にとどまっている。産業構造、就業構造において製造業、製造従事者の占める割合が漸減しているにもかかわらず、職業分類では大分類Iに全体の半数近くの小分類が設定されていた。大分類Iの小分類項目数を直接的に減らす方法として考えられたのは、項目の集約である。大分類I（亜大分類I-1）の中分類は、製造品目の分野別に項目が設定されており、集約するにしても、その基準を設定することが難しいという問題があった。そこで採用されたのが、仕事の類似性にもとづいて職業を区分するという職業分類の基本的な考え方であった。製造品目別に設定されていた中分類を廃止して、仕事の種類を基準にして全体を新たに組み替えることになった。

②再編の結果

以上の2つの点を総合して大分類HとIの再編が行われた。その結果生まれたのが新大分類H「生産工程従事者」、大分類I「輸送・機械運転従事者」、大分類J「建設・採掘従事者」、大分類K「運搬・清掃・包装等従事者」の4項目である。旧大分類Iには3つの亜大分類が設定されており、再編ではこれらの亜大分類が軸になっている。具体的には、亜大分類I-1「製造・制作作業員」をそのまま大分類に移行したものが新大分類Hである。亜大分類I-2「定置機械運転・建設機械運転・電気作業員」のうち定置機械運転と建設機械運転を抜き出し、それと旧大分類Hの運輸関係の中分類をあわせたものが新大分類

Iである。亜大分類I-3「採掘・建設・労務作業」のうち採掘作業者と建設関係作業者を抜き出し、それと亜大分類I-2の電気作業者をあわせて大分類にしたものが新大分類Jである。新大分類Kは、亜大分類I-3のうち残りの労務作業者と亜大分類I-1の中の包装作業者をあわせて大分類にしたものである。

イ. 項目の配列

国際標準職業分類は、各国がILOに自国の職業別統計調査の結果を報告する際の集計の基準になっている。このため国際標準職業分類は職業別統計の国際基準としての役割を果たすことになる。国際標準職業分類の果たす役割はそれに止まらず、各国に対して職業分類のモデルにもなっている。イギリス、オーストラリア、カナダなどでは国際標準職業分類の枠組みにもとづいて自国の職業分類を作成している。しかし、国際標準職業分類の枠組みに準拠せず、独自の職業分類を作成している国では、国際標準職業分類との比較対応が課題になる。

日本標準職業分類は、1988年版の国際標準職業分類が公表されて以降の改定では国際標準職業分類との比較性の向上を課題に掲げている。これは先に述べたように国際標準職業分類に導入されているスキルレベルの考え方を我が国に適用することが困難な状況にあるからである。累次の改定では、分類項目の対応を意識した改定が行われてきた。今回の改定では、従来の方針を更に一步押し進めて項目の配列についても対応性を考慮している。

国際標準職業分類において大分類項目の配列を決定する基準はスキルレベルである。スキルレベルの高い職業が上位に、低い職業が下位に配置されている。スキルレベルの最も高い職業は専門的・技術的職業、その反対の極にあるのが、単純反復作業を特徴とする初級の職業 (elementary occupations) である。しかし、大分類の実際の配列順をみると、専門的・技術的職業が最初に置かれているわけではなく、管理的職業が先頭に来ている。これは、管理職の職務の遂行に必要なスキルには多様性があり、特定のスキルレベルに該当させることは適当ではないとされているからである²⁹。

日本標準職業分類は、1953年の草案の段階では生産関連の大分類を上位に、事務・販売・サービス関連の大分類を下位に配列していたが、ILOが1958年に国際標準職業分類 (ISCO-58) を公表すると、その大分類の配列順に準じて1960年の日本標準職業分類の大分類項目を設定した。その配列順は以下のとおりである。

専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、農林業作業
者、漁業作業、採鉱・採石作業、運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業、単純労働者、
保安職業従事者、サービス職業従事者

29 *International Classification of Occupations*, ILO, 1988, p.4.

国際標準職業分類の最新版 (ISCO-08) においても大分類にはスキルレベルが適用され、大分類の配列順を決定する基準になっている (大分類の項目と配列はISCO-88と同一である)。ただし、ISCO-08とISCO-88ではスキルレベルの適用に違いがみられる。ISCO-88では管理職の大分類はスキルレベルを決定できないとしているが、ISCO-08では管理職の亜大分類にスキルレベルを適用して管理職全体のスキルレベルを決定している (Report: Meeting of Experts on Labour Statistics, 2007, p.10)。

このうち専門的・技術的職業従事者及び管理的職業従事者の2項目は、1970年以降の改定においても配列順は1960年の設定時と同じであった。国際標準職業分類の1回目の改訂（ISCO-68）では大分類項目が集約されているが、大分類の配列順は基本的にはISCO-58と同一であった。しかし、2回目の改訂（ISCO-88）ではスキル概念を導入して専門的・技術的職業と管理的職業の配列順を逆にしている。この改訂以後に行われた日本標準職業分類の1986年及び1997年の改定では、大分類の配列順に変更はない。今回の日本標準職業分類の改定では、大分類の上位と下位の両方の項目において国際標準職業分類の大分類の配列順にあわせて両者の比較性の向上が図られた。その結果、管理的職業従事者が最上位に位置づけられ、次に専門的・技術的職業従事者が配置された。他方、大分類の最後には、労務的な作業内容を特徴とする運搬・清掃・包装等の職業が置かれた。

ウ. 項目名の変更

今回の日本標準職業分類の改定で新たに設定された4つの大分類は、現行の亜大分類I-1、I-2、I-3と大分類Hの4項目を再編したものである。このうち新大分類Kは、現行の亜大分類I-3の中分類79「運搬労務作業」、80「その他の労務作業」、及び72「その他の製造・制作作業」の中の包装作業の3項目をあわせて大分類にしたものである。改定作業では、当初、新大分類Kの項目名を「労務作業」、その中分類を「運搬労務作業」、「清掃作業」、「その他の労務作業」としていた。それは、新大分類Kが亜大分類I-3のうち労務従事者を中心にした仕事を区分した項目であったからである。また、この名称は国際標準職業分類（ISCO-08）に設定された配列上の最後尾の大分類である、「初級の職業」に分類されている職業の特徴に対応するものでもあった³⁰。

しかし、項目名を労務作業にすることについては、次のような問題があった。第一に、日本標準職業分類は国際標準職業分類に導入されているスキルレベルの考え方を採り入れていない³¹。したがって、ISCO-08の「初級の職業」に相当する区分として労務作業を設定することは適当ではない。第二に、労務作業に分類される仕事はISCO-08の「初級の職業」の特徴である単純作業的な仕事に限定されるわけではない。運搬の仕事にしる、清掃の仕事にしる、仕事の遂行において判断が求められる（つまり仕事遂行上の裁量の余地が与えられている）、当該分野の独自の知識と技能を必要とする。このような仕事の実情に対して身体を使って行う単純作業を想起させがちな「労務」という名称を使用することは適切ではない。

新大分類Kはスキルレベルではなく仕事の内容にもとづいて設定した項目であるとの性格付けを明確にする必要があり、そのため包装の仕事の中分類に格上げして、項目名を「運搬

30 初級の職業には次の6項目の亜大分類が設定されている。清掃員・補助者、農林漁業の単純作業、鉱業・建設・製造・運輸の単純作業、調理補助者、露店での販売・サービス従事者、難民・その他の初級労働者。

31 新大分類AとBは、現行の大分類BとAの配列を逆にしたものであるが、これは単に国際標準職業分類の大分類の配列に対応する形に並べ替えただけであって、国際標準職業分類のスキルレベルの考え方に準拠して配列順を変更しているわけではない。

・清掃・包装等従事者」に変更した。その仕事の特徴は主に身体を使って行う定型的・反復的な作業である。この名称変更は大分類Kに含まれる仕事の全般的な性質を表すためのものであって、労務的な性質の仕事が大分類Kに分類することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

(3)中分類

中分類の改訂は、次の4つの視点にもとづいて行われた。

ア. 商品分類的な視点の排除

新大分類Hは、現行の大分類Iの亜大分類I-1を大分類に格上げしたものである。亜大分類I-1の中分類は生産工程の職業を分類の対象にしているが、そこに設定されているのは、金属材料製造、金属加工、化学製品、窯業製品、食料品、印刷・製本、機械組立などの製品分野別の項目である。これは製造する製品の種類を分類基準にしていることによる。職業を区分する際に製品の種類を優先的な分類基準にすると、各種の製品を作る仕事は職務遂行に必要な技能や知識が異なるので、職務の類似性の点で明確に異なる職業として区分できるという利点がある。このような考え方は日本標準職業分類だけでなく、国際標準職業分類でも採用され、ISCO-58とISCO-68では生産労働者を対象にした分類項目は製品別に設定されている。しかし、職業分類にスキルの概念を導入したISCO-88では、製品別の分類から仕事別の分類に重点を移し、生産労働者は大分類レベルで技能工と機械操作・組立工の2項目に分割された。この考え方はISCO-08にも継承されている。

日本標準職業分類の改定では、国際比較性の向上を重視する観点からISCO-88の生産労働者の分類方法に倣って新大分類Hの中分類を製品別の項目から仕事別の項目に変更した。生産工程の仕事を俯瞰すると、各種の製品を作る仕事、機械を組み立てる仕事、機械を修理する仕事、完成した製品を検査する仕事に大別できる。これらの仕事の違いをそのまま職業分類の分類項目として写し取ったものが新大分類Hの中分類項目である（図表3参照）。

日本標準職業分類の新大分類Hにおける中分類の設定に関する考え方を厚生労働省の職業分類にそのまま適用できるわけではない。日本標準職業分類の小分類には十進分類法が適用され、ひとつの中分類に設けられる小分類の数は最大9個に制限されている。十進分類法は、現行の職業分類にも適用されている。問題は、日本標準職業分類では現行の中分類をそのまま小分類に格下げして設定したために、各中分類に設けられた小分類は最大でも9個にとどまっているが、このような項目の集約を行うと職業紹介では使いにくくなることが予想される点にある。日本標準職業分類に設定された中分類に対応する現行の職業分類の小分類項目数は、図表4のとおりである。中分類に設定された11項目のうち対応する小分類項目が9個以下のものは3項目にすぎず、6つの中分類では対応する小分類が10個以上になっている。中でも中分類50と53では対応する現行の小分類が79個にもなる。

この問題を考える場合、中分類の分割の有無と小分類における十進分類法の適用の有無をクロス表にすると可能な選択肢が明確になる。すなわち選択肢は次のようになる。

①中分類を分割しない。

a. 小分類に十進分類法を適用するケース

利点：職業安定機関における求人・求職者の業務統計は、これまで日本標準職業分類の大・中分類に準拠して集計されており、十進分類法を小分類に適用することによって日本標準職業分類との一対一の対応を確保することができ、統計の継続性も確保できる。

難点：小分類に十進分類法を適用した場合、設定できる項目数が限られ、現行の中分類を小分類として設定せざるを得なくなる。求人・求職のマッチングなどの点で実務利用には不便である。

b. 小分類に十進分類法を適用しないケース

中分類の分類符号が非連続になるという問題が生じるが、実務利用の点では業務に必要な職業を小分類に設定することができという長所がある。

②中分類を分割する。

小分類における十進分類法の適用の有無にかかわらず次の利点と難点を共有する。

利点：日本標準職業分類に設定された中分類を分割してひとつの中分類に対応する現行の小分類の数を減らすことができる。これによって中分類は現行の分類体系に近似したものとなり、現行分類との親和性が高まる。

難点：日本標準職業分類類との一対一の対応が崩れると、業務統計の作成にあたって新中分類をそのまま集計の単位にすることが難しくなる。

この問題について職業分類改訂委員会では5つの案を検討した結果、日本標準職業分類の中分類に準拠して項目を設定することとなった（第1章2(2)参照）。設定された中分類の体系は図表7のとおりである。製品の製造に関する仕事のうち、もっぱら生産設備の操作・運転や稼働状況の監視の仕事はそれ以外の製造の仕事と職務内容が大きく異なるため独立した中分類として設定された。また、修理の仕事は製品全般に関係しているが、製品分野によっては一人の従事者が製造の仕事と修理の仕事の両方に従事している場合など両者を明確に区分することが難しいものがある。このため修理の仕事は、製造と修理の仕事が明確に分かれている機械を対象にして設定することになった。生産関連・生産類似の作業は、新大分類Hの中分類レベルの雑分類項目である。ここには、生産工程に直接関与する仕事ではなく、その前段階（製図など）や後段階（塗装など）の仕事が分類される。

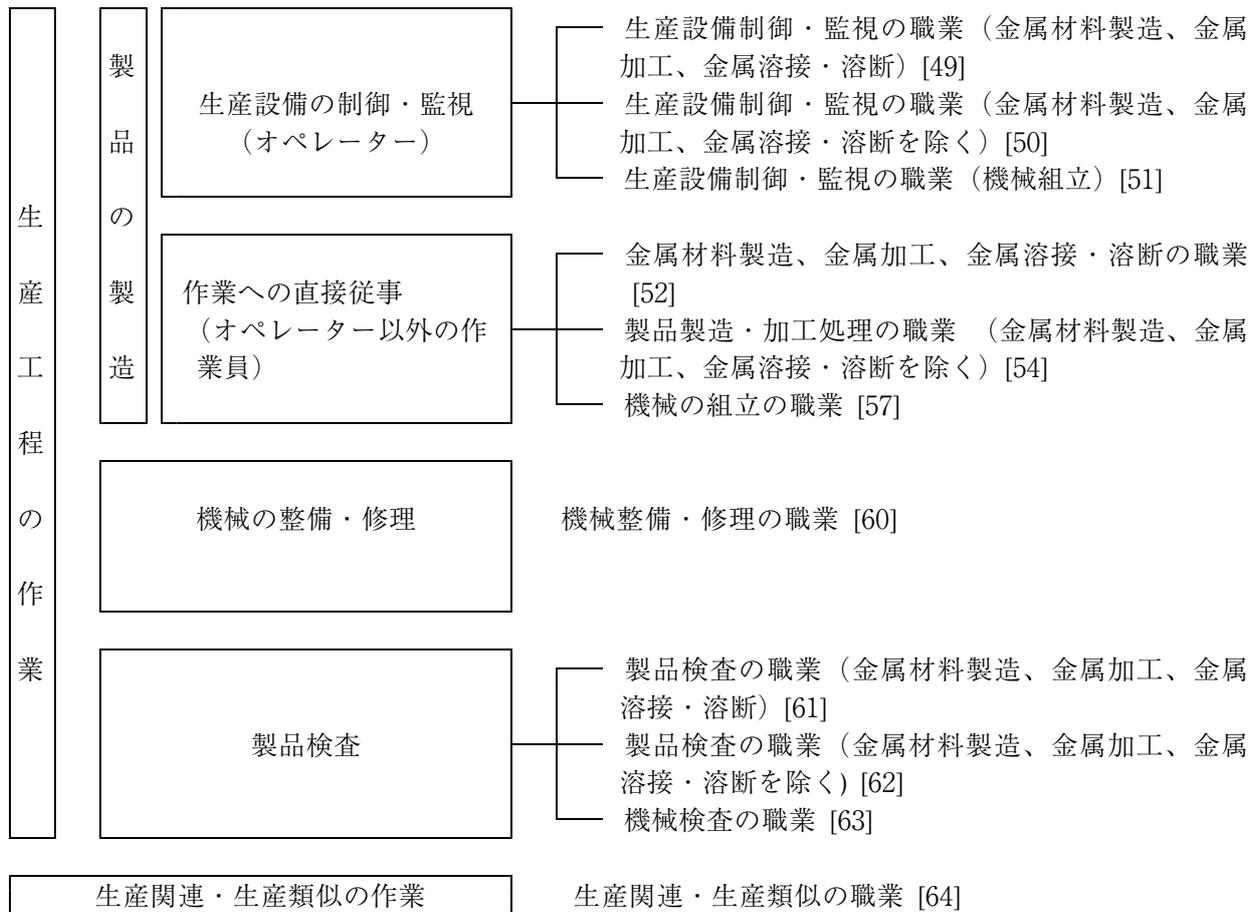
イ. 職務の類似性の重視

分類項目の設定にあたっては、基本的に職務の類似性を判断する際に考慮した6つの点（第3章職業分類案3(2)参照）を基準にしている。この視点から現行の分類項目をみると、これらの点以外の要素を優先して項目を設定していると思われるものがある。職務の類似性の観点から現行項目が適切であるかどうかを検討し、以下の3つの分野で見直しを行った。

①製造関係の技術者

製造関係の技術者は、現行の分類体系では大分類A「専門的・技術的職業」の3つの中分類に分かれて項目が設定されている。これは職務の類似性というよりも、むしろ仕

図表7 新大分類Hの構造と中分類項目



(注) 括弧内の数字は中分類番号を表す。

事の分野や技術の分野を重視して技術を区分した結果である³²。技術者を機械技術者、電気技術者、化学技術者などに分けるのは技術分野を重視した区分法である。

これに対して今回の改訂では技術者の職務内容の違いに着目して区分した。技術者の職務内容をみると、設計などの開発関係の仕事、生産技術、工程管理、品質管理、技術指導などを共通項として取り出せる。このうち開発関係の仕事は課題に対する探求的な性質を特徴としており、他方、生産技術等の仕事は課題に対する現実対応的な性質を有している。したがって職務の点で両者を明確に区分できる。

日本標準職業分類の改定ではこの点を重視して技術者の仕事を中分類レベルで区分している。今回の改訂では、この区分法に倣って技術分野別の項目を職務別の項目に再編して、中分類レベルに開発技術者と製造技術者の2項目を設定した（図表8）。

32 鈹工業関係の技術者が、中分類03「機械・電気技術者」と04「鈹工業技術者（機械・電気技術者を除く）」に分かれているのは、小分類レベルに十進分類法を適用しているために、ひとつの中分類のもとには最大9個までしか小分類を設定できないことによる。03と04の区分は職業分類上の技術的な制約によるものとはいえ、機械、電気、それ以外という技術分野の違いによって中分類を分けていることに変わりはない。

図表8 技術者に関する中分類項目の改訂

現行分類	新分類案
A 専門的・技術的職業	B 専門的・技術的職業
02 農林水産業・食品技術者	07 開発技術者
021 . . .	071 食品開発技術者
025 食品技術者	072 電気・電子・電気通信開発技術者
029 . . .	073 機械開発技術者
03 機械・電気技術者	074 自動車開発技術者
031 機械技術者	075 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）
032 航空機技術者	076 金属製錬・材料開発技術者
033 造船技術者	077 化学品開発技術者
034 電気技術者	079 その他の開発技術者
035 電気通信技術者	08 製造技術者
036 原子力技術者	081 食品製造技術者
039 その他の機械・電気技術者	082 電気・電子・電気通信製造技術者
04 鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）	083 機械製造技術者
041 金属製錬・材料技術者	084 自動車製造技術者
042 化学技術者	085 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）
043 窯業技術者	086 金属製錬・材料製造技術者
049 その他の鉱工業技術者	087 化学品製造技術者
	089 その他の製造技術者

（改訂のポイント）現行の中分類02、03、04を開発とそれ以外の仕事に分割し、開発の仕事は新中分類07に、開発以外の仕事は新中分類08にそれぞれ設定した。

②介護の仕事

介護の仕事は、その対象者を基準にすると福祉施設や医療機関などの入所者・入院患者を対象にした介護と介護認定を受けた者の居宅における介護に大別できる。現行の分類体系では、前者のうち社会福祉施設における介護の仕事は大分類A「専門的・技術的職業」に、後者は大分類E「サービスの職業」にそれぞれ設定されている。両者の仕事内容をみると、いずれも身体介護が中心になっている。したがって両者は職務の点で類似性が極めて高いといえる。しかし、その位置づけは大分類レベルで異なっている。これは、職務の類似性よりも、それ以外の要素を重視して分類項目の位置づけが行われているからである。

福祉施設の介護職は、大分類Aの中分類「社会福祉専門の職業」のものの小分類として設定されている。この中分類に設けられた小分類は、いずれも社会福祉の分野の仕事である。社会福祉施設では、介護の仕事が行われていることから施設の介護職員がこの中分類の小分類に設定されることになったものである。このような介護職の取り扱いに対して、今回の改訂では職務の類似性を重視する視点から新大分類E「サービスの職業」に中分類「介護サービスの職業」を新たに設けて、その小分類として施設介護の仕事と居宅介護の仕事を設定することになった（図表9）。

図表9 介護職に関する中分類の設定

現行分類	新分類案
A 専門的・技術的職業	E サービスの職業
12 社会福祉専門の職業	36 <u>介護サービスの職業</u>
124 福祉施設寮母・寮父	361 施設介護員
E サービスの職業	362 訪問介護職
34 家庭生活支援サービスの職業	
342 ホームヘルパー	

(改訂のポイント) 介護の仕事を包括的に分類するための中分類を新たに設定した。

③保健医療の分野における助手の仕事

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、栄養士等の保健医療関係の職業は大半が免許を必要とする資格職業である。しかし、医療機関の看護助手や歯科医院の助手の仕事は、免許を必要としないという点でこれらの資格職業とは異なる。このためこれらの仕事は、大分類Aの中分類「その他の保健医療の職業」に位置づけられている。

ここには2つの問題がある。第一に助手の仕事が大分類Aに位置づけられていること、第二にこの位置づけは職務内容を反映したものではないことである。職務内容からみると、保健医療の助手の仕事は専門的というよりもサービスの色彩が濃い。そのため新大分類E「サービスの職業」に中分類「保健医療サービスの職業」を新たに設けて保健医療関係の補助・助手の仕事を位置づけることになった(図表10)。この中分類に含まれる助手は、看護助手、歯科助手、調剤助手、柔道整復師助手、リハビリ助手、動物病院助手³³などである。

図表10 保健医療の補助者に関する中分類の設定

現行分類	新分類案
A 専門的・技術的職業	E サービスの職業
11 その他の保健医療の職業	37 <u>保健医療サービスの職業</u>
119 他に分類されない保健医療の職業	371 看護助手
119-40 看護補助者	372 歯科助手
119-99 他に分類されないその他の保健医療の職業	379 その他の保健医療サービスの職業
G 農林漁業の職業	
43 農業の職業	
432 養畜作業者	
432-99 他に分類されない養畜作業者	

(改訂のポイント) 保健医療関係の補助・助手の仕事を包括的に分類するための中分類を新たに設定した。

33 ここでは動物看護師、動物衛生看護師、アニマルヘルステクニシャンなどと呼ばれる獣医療の補助者を指している。

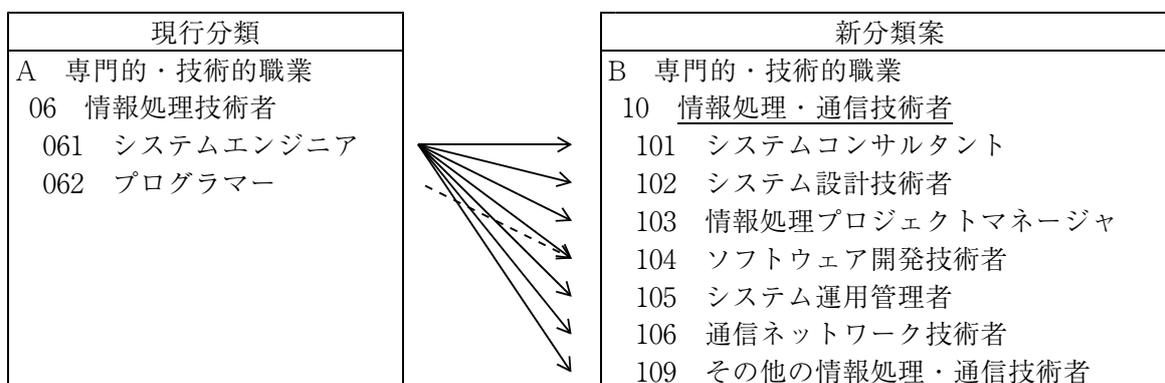
ウ. 専門性の重視

分類項目の設定にあたって職務遂行に必要な知識・技術・技能の要素は重要である³⁴。この視点から現行の分類項目を見直し、職務の専門性にもとづいて現行項目の細分化、中分類の新設を行った。

①情報処理技術者

1999年に現行分類が作成されたとき、情報処理関係の技術者はシステムエンジニアとプログラマーの2項目であった。その後、情報処理技術者は専門分野ごとに分化し、現在ではそれぞれ独立した職業として認知されている。また、通信技術との融合によって仕事領域そのものが拡大している。このような情報処理技術者の変容を分類項目に写し取るために現行の中分類を拡充するとともに専門分野別の小分類を設定した(図表11)。

図表11 情報処理技術者に関する中分類の拡充



(改訂のポイント) 現行の中分類06の職務範囲を拡大し、061を新101～109に分割した。

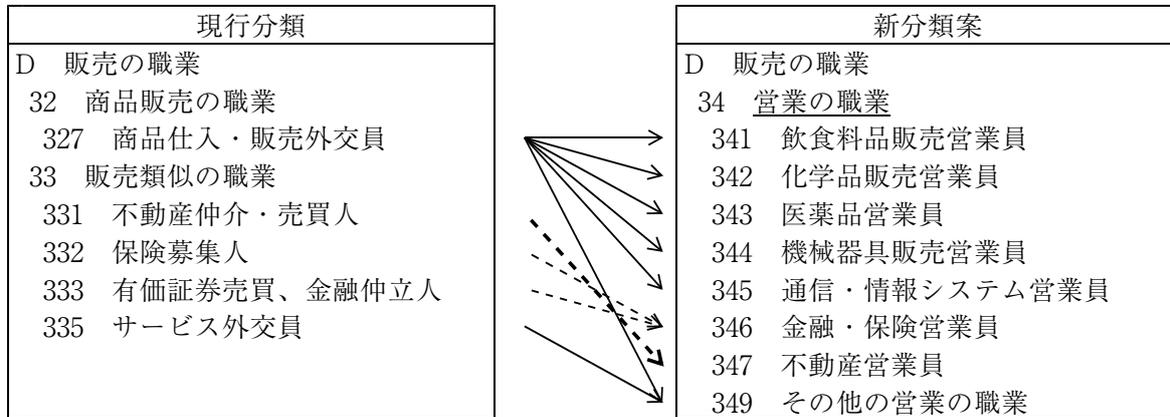
②営業職

営業の仕事は就業者が多いにもかかわらず、日本標準職業分類には営業職を一括して把握するための分類項目が設定されていない。それは大分類D「販売の職業」では分類基準に財・サービスの種類を採用して分類項目を設定しているからである。大分類Dの中分類は、有体的商品の販売と不動産・金融商品などの販売の2つに区分されている。これらの中分類のもとに設定された小分類には、一般の販売の仕事と営業の仕事の両方が含まれている。たとえば、不動産仲介・売買人の項目には、店舗における不動産仲介の仕事と他者を訪問して不動産取引の勧誘を行う営業の仕事の両者が含まれている。これらの小分類では、職務の類似性よりも取り扱う商品等の種類を基準にして項目が設定されている。仕事の専門性を重視すると、一般の販売の仕事と営業の仕事は別項目とし

34 日本標準職業分類の改定作業では、高度の専門的知識を必要とする金融・保険関係の仕事を中分類として新たに設定するかどうか検討されたが、中分類の新設に関する数量基準(就業者50,000人以上)を充足するか否かの点が明確ではないため、今回の改定では中分類の設定は見送られ、小分類の新設に止まっている。

て取り扱われるべきである。このため今回の改訂では、現行の小分類から営業職の職務を抜き出し、それを収容するための新たな中分類「営業の職業」を設定した（図表12）。

図表12 営業職に関する中分類の設定



（改訂のポイント）現行の小分類を営業職とそれ以外の仕事に分割し、営業職を包括的に分類するための中分類を新たに設定した。

エ. 大分類の新設にともなう中分類の設定

今回の改訂で新たに設定された4つの大分類のうち新大分類Hの中分類は上述のAのとおり日本標準職業分類に準拠して設定され、新大分類IとJでは現行の中分類をそのまま移行している。新大分類Kに設定された4つの中分類のうち2つは現行の中分類をそのまま移設したものであるが、残りの2つは以下のように現行の小分類を中分類に格上げして設定している。

①清掃員

現行の小分類「清掃員」には、ふたつの特徴がある。第一に、小分類にもかかわらず就業者が多い。第二に、包含する仕事の範囲が広い。2005年の国勢調査によると清掃の就業者は約100万人である。仕事は、ビル・建物の清掃の仕事だけでなく、近年急速に市場が拡大している個人宅の掃除、ごみ・産業廃棄物の処理など広範囲にわたっている。このため日本標準職業分類の改定作業では、清掃員を中分類に格上げして、その小分類に各種の清掃の仕事を設定している。これに倣って以下のような形で清掃員を中分類に格上げた（図表13）。

図表13 清掃員の中分類格上げ

現行分類	新分類案
I 生産工程・労務の職業	K 運搬・清掃・包装等の職業
80 その他の労務の職業	76 清掃の職業
801 清掃員	761 ビル・建物清掃員
	762 ハウスクリーニング作業員
	763 道路・公園清掃員
	764 ごみ・し尿処理作業員
	765 産業廃棄物収集作業員
	769 その他の清掃の職業

(改訂のポイント) 新大分類Kの設定にともない現行の小分類を中分類に格上げした。

②包装工

包装の仕事は、現行の分類体系では大分類Iの亜大分類I-1のもとの小分類として位置づけられている。この位置づけは、包装の仕事が生産工程の延長上にあるものとしてとらえた見方である。しかし、包装の仕事は製造業の事業所だけに存在するわけではない。小売店でも商品によっては販売に際して包装を行うことがある。このため今回の改訂では、包装の仕事を生産工程から分離して、包装という仕事の種類に着目して項目を設定した(図表14)。包装の作業に従事している者は2005年の国勢調査によると34万人であり、中分類を新設するための数量基準を満たしている。日本標準職業分類の改定作業では、当初、包装の仕事を中分類レベルの雑分類項目に設定された小分類に位置づけていた。しかし、新大分類Kの項目名を変更する過程で包装の仕事を中分類レベルに格上げする必要が生じ、中分類として設定されることになった。

図表14 包装作業員の中分類格上げ

現行分類	新分類案
I 生産工程・労務の職業	K 運搬・清掃・包装等の職業
72 その他の製造・制作の職業	77 包装の職業
728 包装工	771 包装の職業 ³⁵

(改訂のポイント) 新大分類Kの設定にともない現行の小分類を中分類に格上げした。

(4)小分類

ア. 改訂の視点

厚生労働省の職業分類は、これまで主に実務(職業安定機関における職業紹介業務)、統計(業務統計の集計など)、及び行政(職業区分の指標など)で使用されてきた。この利用

35 本職業分類では、原則として大・中分類の項目名には職業の種類を表す表現(「〇〇の職業」)を用いているが、小・細分類は公共職業安定機関の職業紹介業務に使用される項目であるため、項目名には人を表す表現を使用している。新中分類77のもとに設定されている小分類は1項目である。このため中分類と小分類の項目名は同じになる。

実態に対応して大・中分類の項目は日本標準職業分類のそれに準拠して設定され、小・細分類には実務利用を重視した項目が設定されている。今回の改訂においても小分類レベルの項目は利用者に配慮して設定することが改訂方針に掲げられている点で従来の改訂と変わるところはない。

しかし、職業分類を取り巻く外的環境にはやや変化がみられる。その最たるものは日本標準職業分類が統計基準になったことである。これは単に行政機関が職業別統計を集計するときに日本標準職業分類を使用しなければならないことを意味しているだけではない。日本標準職業分類が我が国の職業の俯瞰図になったことをも意味している。これまで日本標準職業分類は、主に統計調査の視点を重視して改定が行われてきた。これに対して今回の改定では、標準的な職業分類にするため項目の設定にあたって我が国の職業全体を網羅する視点がいっそう徹底している。その結果、職業の分化が進んでいる分野では分類項目が細分化され、産業や商品などではなく仕事内容に即した分類項目が設定されている。

日本標準職業分類に設定された小分類に準じて小分類項目を改訂すれば、いずれの分野においても基本的な職業を網羅することができると考えられる。この意味で小分類の改訂にあたって日本標準職業分類の小分類との対応をとることは極めて重要である。これに加えて従来の視点である実務での利用を考慮して小分類の改訂が行われた。

イ. 日本標準職業分類との対応

(7) 日本標準職業分類に新たに設定された小分類レベルの項目

日本標準職業分類に新設された小分類に対応する項目を設定した。その主なものは次のとおりである。

(例) 金融・保険専門職、図書館司書、学芸員、電話応接事務員、経理事務員、訪問調査員、保険仲立人、看護助手、歯科助手、ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング作業員、ごみ・し尿処理作業員、産業廃棄物収集作業員

(4) 現行中分類の再編又は中分類の新設にともなう現行小分類の分割

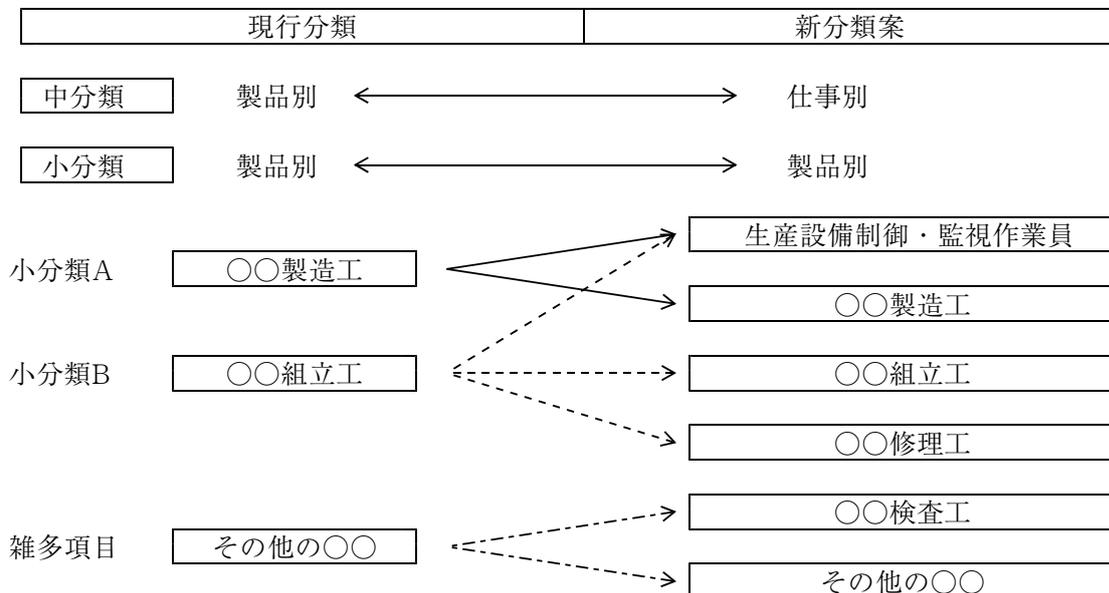
① 生産工程作業

新大分類Hの中分類は仕事別に項目が設定された。現行の垂大分類I-1の小分類には製品別の項目が設定されているので、これらを仕事別の項目に再編する必要がある。再編は、図表15のとおり現行小分類を複数の項目に分割して行った。すなわち製品の製造作業の項目は制御・監視の職務と製造作業に直接従事する職務に2分割、組立工の項目は制御・監視の職務、組立作業に直接従事する職務、修理の職務に3分割、雑分類項目は検査の職務とそれ以外の職務に2分割した。

小分類には十進分類法が適用されていないので、中分類によっては小分類が9個を越えて設定されているものがある。小分類が10項目以上設定されている中分類は、新大分類Hの52、54、57である。それぞれ16、22、20個の小分類がひとつの中分類のもとに設定されている（図表16）。ひとつの中分類のもとに多くの小分類が設けられていると、

公共職業安定所職員が求人・求職者をマッチングするときや求職者が求人検索機を使って求人情報を探す際にはこれまでとは異なる負担をかけるおそれがある。

図表15 新大分類Hの設定にともなう現行小分類の分割



図表16 新大分類Hの中分類別小分類項目数

中分類	小分類項目数	日本標準職業分類*
49 生産設備制御・監視の職業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断)	9	9
50 生産設備制御・監視の職業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	9	9
51 生産設備制御・監視の職業(機械組立)	4	5
52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	16	9
54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	22	9
57 機械組立の職業	20	5
60 機械整備・修理の職業	4	5
61 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	2	2
62 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	9	9
63 機械検査の職業	4	5
64 生産関連・生産類似の職業	5	2

(注) 新大分類Hの中分類に設定された日本標準職業分類の小分類項目数を表す。

②製造技術者

製造技術者に関する現行の小分類は、機械技術者、電気技術者等の技術分野にもとづいて項目が設定されている。改訂ではこの体系を仕事別の項目に再編成した。新たに設定した小分類は、現行の小分類を開発技術者と製造技術者に分割してそれぞれを独立させたものである(図表8参照)。

③システムエンジニア

現行の中分類「情報処理技術者」は、通信技術者を包含するカテゴリーになり、項目名は情報処理・通信技術者になった。この新中分類のもとには、現行のシステムエンジニアが専門分化して独立した6つの項目を設定した（図表11参照）。

④営業職

今回の改訂における新設中分類である「営業の職業」のものの小分類には、現行の小分類を分割して項目を設定した（図表12参照）。分割の基準は、営業の対象商品である。現行の商品販売外交員は、飲食料品、化学品、医薬品、機械器具など営業品目別の6項目に分割した。また、不動産と有価証券は、売買と営業の仕事に分け、営業の仕事をこの中分類に移設した。

ウ. 職業紹介業務における必要性

(7)求人・求職の取扱件数の多寡に応じた項目の設定

①日本標準職業分類の小分類レベルに設定されていない職業であっても求人・求職の取扱件数の多いものは小分類レベルに設定した。その主なものは次のとおりである。

（例）医療・介護事務員、トリマー、製図工、内装工、パタンナー、フォークリフト運転作業員、玉掛作業員、ビル設備管理員、選別作業員、軽作業員

②日本標準職業分類の小分類レベルに設定されている職業であっても求人・求職の取扱件数の少ないものは整理した。その主なものは次のとおりである。

（例）自然科学系研究者、人文・社会科学系研究者の2項目 → 「研究者」に集約
洗張職 → 細分類に格下げ
接客社交係、「芸者、ダンサー」の2項目 → 「接客社交係、芸者、ダンサー」に集約
石油・天然ガス採取工 → 廃止

(4)公務員を対象とした項目の見直し

公務員の仕事は職業紹介の対象にはなりにくいと思われるので見直しを行った。その主なものは次のとおりである。

（例）監督的専門公務員 → 廃止
陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官の3項目 → 「自衛官」に集約

なお、細分類に設定されている公務員の項目の見直しにあたっては、管理職や保安の職業を除いて項目を廃止したものが多い。廃止した主なものは次のとおりである。

（例）医療監視員、食品衛生監視員、社会教育主事、戸籍・登記事務員、徴税係員、麻薬取締官

エ. 職業紹介業務における使いやすさ

①項目名の適切さ

小分類の項目名は、社会的に定着している名称やわかりやすい名称を使用しているかどうかという観点から見直しを行った。項目名を変更した主なものは次のとおりである。

（例）特殊法人の役員 → 独立行政法人等の役員、キーパンチャー → データ入力係員、
保険募集人 → 保険営業員、身の回り世話従事者 → 旅館・ホテル・乗物接客員

②名称の統一

職業紹介業務での使用に配慮して項目名のうち人を表す表現を用いているものは、当該職業に従事する人の全体を指す用語ではなく、雇用を前提にした名称に統一した。すなわち、作業員、運転者はそれぞれ作業員、運転手に変更した。その主なものは次のとおりである。

(例) 農耕作業者 → 農耕作業員、土木作業員 → 土木作業員、
フォークリフト運転者 → フォークリフト運転作業員、バス運転者 → バス運転手

③職務範囲の拡大

類似の職務を同一の小分類に位置づけられるように現行の項目を変更して職務範囲の広いカテゴリーを設定した。その主なものは次のとおりである。

(例) 中小企業診断士 → 経営コンサルタント、葬儀師 → 葬儀師、火葬係

④職務の違いを重視

1小分類1職業を原則とし、職務の異なる複数の職業で構成される項目は分割してそれぞれ独立の項目を設定した。ただし、複数の職業を併記した項目であっても求人・求職の取扱件数の少ないものは現行の項目名を維持した。その主なものは次のとおりである。

(例) 「理学療法士、作業療法士」 → 理学療法士と作業療法士に分割
「郵便集配員、電報配達員」 → 現行項目名を維持

⑤職務範囲の見直し

職務範囲の広い職業は、職務の違いに即して細分類レベルの項目を設定し、必要に応じてその位置づけを変更した。その主なものは次のとおりである。

(例) ・受付事務員は、細分類レベルで会社・団体受付係と旅館・ホテルフロント係に区分し、前者は事務の職業に、後者はサービスの職業にそれぞれ位置づけた。
・通信販売受付事務員は、注文を受け付ける通信手段によって職務内容が異なるので、電話による受け付けとそれ以外の通信手段（インターネットやファックス）による受け付けに分け、前者は電話応接事務員の細分類（コールセンターオペレーター）に、後者はその他の一般事務の細分類（通信販売受付事務員（電話を除く））にそれぞれ設定した。

(5)細分類

細分類項目は、既に本研究の2年目（2008年度）に見直しを完了しているが、本年度に行った大・中・小分類の改訂にともない見直し結果の修正などが必要になった項目がある。そのため以下の観点から細分類の見直し案を修正した。

ア. 細分化の見直し

細分化され過ぎていた項目は集約し、逆に、項目のくくりが大きいものは細分化した。また、細分化が適切ではないものは項目の見直しを行った。修正を行った主な項目は次のとおりである。

①項目を集約したもの

(例) 営業写真家、カメラマン → 写真家

事務部門管理職員、営業部門管理職員、生産関連管理職員 → 会社の管理職員
生産管理事務員、工程管理事務員 → 生産・工程管理事務員
金融事務員、保険事務員 → 金融・保険事務員
運輸出改札係、旅客係 → 運輸出改札・旅客係
再生資源回収人、再生資源仲買・卸売人 → 再生資源回収・卸売人
伐木・造材作業員、集材・運材作業員 → 伐木・造材・集材作業員
大型・中型トラック運転者、小型トラック運転者 → トラック運転手

②項目を細分化したもの

(例) 新聞・放送・雑誌記者 → 新聞・放送記者、雑誌記者
医療・介護保険事務員 → 医療事務員、介護事務員
倉庫作業員 → 倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）、冷蔵倉庫作業員

③細分化を見直したもの

(例) 管理薬剤師、調剤薬剤師 → 薬剤師（調剤）、薬剤師（医薬品販売）
生活相談員、児童指導員 → 老人福祉施設指導専門員、障害者施設指導専門員、児童福祉施設指導専門員
製品包装工、箱詰・袋詰工 → 包装作業員（機械包装を除く）、機械包装作業員

イ. 項目名の見直し

職業紹介業務に使用する項目の名称として適切であるかどうか、日本標準職業分類の項目名と対応が図られているかどうかなどの観点から見直しを行った。項目名を変更した主なものは次のとおりである。

①職業紹介業務の視点

(例) ケースワーカー → 福祉相談員、受入係員 → クリーニング等受入係員、
支配人 → 店長、ウエイター・ウエイトレス → ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、スポーツ・クラブハウス係 → スポーツ施設係、
特用林産物採取作業員 → 山菜・うるし等採取作業員、配送員、集配員 → 荷物配達員、ルートセールス員 → ルート集配員、選果工 → 青果選別作業員、
内装工 → 内装仕上工、工場軽作業員 → 工場労務作業員

②日本標準職業分類との対応

(例) 一般事務員 → 総合事務員
通信販売受付事務員、顧客相談窓口事務員 → コールセンターオペレーター

ウ. 項目の廃止

廃止の検討対象になった職業は、職業紹介の対象にはなりにくいもの、職務範囲が他の項目と重複しているもの、求人・求職の取扱件数が少ないものなどである。廃止した主な項目は次のとおりである。

(例) 医療・薬事・食品衛生監視員、公証人、語学教室教師、照明家、個人経営事業所の経営者・管理者、士業事務所事務員、会計監査係員、中古商品査定・買取人、航空機機関士、内燃機関運転工、選鉱員、発破員、外壁工

エ. 項目の新設

細分類の見直し過程では項目を設定しなかった職業であっても、今回の大・中・小分類

の改訂において必要性を認めたものは新たに細分類に設定した。その主なものは次のとおりである。

(例) 医療ソーシャルワーカー

オ. 日本標準職業分類の大・中分類レベルにおける変更にともなう細分類の調整

①新大分類Hにおける細分類の調整

新大分類Hに設けられた小分類は、現行の小分類を分割して設定している（第2章2(4)イ(イ)①を参照）。小分類レベルにおけるこの再編を細分類の視点からみると、現行の細分類項目を分割することになる。しかし、実際に細分類項目を分割したわけではなく、細分類に含まれる職務を分割することによって小分類レベルで分割された作業（生産設備の制御・監視の作業、製造・組立・修理に直接従事する作業、検査の仕事）のそれぞれに対応する細分類項目を設定している。具体的には次の処理を行っている。生産設備の制御・監視の作業は現行の分類表には設定されていないので、項目を新設した。他方、製造・組立・修理に直接従事する作業及び検査の仕事については現行の項目名をそのまま使用したものが多いため、求人・求職の取扱件数の多寡に即して分割、集約、新設、廃止などを行っている項目もある。

②中分類の新設にともなう細分類の調整

製造技術者、介護職、保健医療サービス、情報処理技術者、営業職、清掃員などの新設中分類のもとに設定された小分類にもとづいて現行の細分類を分割したり、移設したりしている。また、対応する細分類が設けられていないときには項目を新設した。

③大分類の再編にともなう細分類の調整

現行の大分類Hは廃止され、通信関係の小分類項目は専門的・技術的職業と事務的職業に移設された。細分類項目は、小分類の移設にあわせて移動した。

カ. 日本標準職業分類の位置づけにあわせた項目の移動

大・中分類の項目は日本標準職業分類に準拠して設定しているため、大分類又は中分類レベルにおいて日本標準職業分類の位置づけと異なる職業は、日本標準職業分類にあわせて位置づけを変更した。その主なものは次のとおりである。

- (例) 学童保育指導員（社会福祉専門の職業） → サービスの職業に移設
- 土地家屋調査士（その他の専門的職業） → 法務の職業に移設
- 診療情報管理士（その他の専門的職業） → 一般事務の職業に移設
- ホテル・旅館フロント係（一般事務の職業） → サービスの職業に移設
- 速記者（事務用機器操作の職業） → その他の専門的職業に移設
- 保険仲立人（その他の販売類似の職業） → 「保険代理人、保険仲立人」の項目に移設
- 個人宅掃除員（サービスの職業） → 清掃の職業に移設
- リラクゼーション療法施術人(生活衛生サービスの職業) → その他のサービスの職業に移設
- ビル設備管理員（サービスの職業） → 輸送・機械運転の職業に移設
- 養蚕作業員（農耕・養蚕作業員の細分類） → 養畜作業員の細分類に移設

3. 残された課題

(1)分類基準の一貫性

今回の改訂の特徴は、職務の違いにもとづいて分類項目を設定する姿勢をこれまで以上に重視したことである。その結果は新分類項目に如実に反映されている。新たに設定された4つの大分類、生産工程作業員の中分類、技術者の中分類、金融・保険専門職や電話応接事務員などの新項目はその一斑である。全体を俯瞰すると、職務の違いにもとづいて分類項目が設定されていることを看取することができる。しかし、小分類レベルに降りてみると、分類基準は必ずしも一貫して適用されているわけではないことに気づく。職務の点では同類の仕事であっても、位置づけが大分類あるいは中分類レベルで異なる職業がある。

たとえば、セメント製造における中央制御監視室での生産設備の制御・監視の仕事、自動車の塗装工場における自動塗装設備の制御・監視の仕事、自動化された包装機械の運転・操作の仕事は、いずれも生産活動に直接携わる仕事ではなく、機械の操作・制御が仕事の中心である。したがって職務の類似性を基準にすると、これらの仕事は同じ中分類のものと小分類に位置づけられるべき職業である。しかし、日本標準職業分類では、セメント設備の制御・監視と塗装設備の制御・監視の仕事は同じ大分類ではあるが、異なる中分類に位置づけられている。一方、自動包装機械の操作員はこれらの制御・監視の仕事とは異なる大分類に位置づけられている。

もうひとつ例を挙げてみよう。今回の日本標準職業分類の改定では、電話応接事務員の項目が新設された。この項目には電話交換手、コールセンターオペレーター、テレフォンアポインター、電話調査員など電話という通信手段を使って行う仕事が分類される。ここに適用されている分類基準は、使用する道具・機械器具・設備の種類である。電話を使って行う仕事がひとつの項目にまとめられるのであれば、現在広く普及しているパーソナルコンピュータを使って行う仕事もひとつの項目にできない理由はない。各種の文書などを作成するパーソナルコンピュータの操作員、パーソナルコンピュータを操作して図面を作成するCADオペレーター、パーソナルコンピュータを操作して印刷用の原稿を作成するDTPオペレーターなどの仕事は、使用する道具を重視すると同一のカテゴリーに位置づけることが可能である。しかし、これらの仕事は日本標準職業分類では事務の職業と生産工程の職業に分かれて設定されている。

以上の例にみられるように、分類基準は必ずしも一貫して適用されているわけではない。この問題を職業紹介の視点からみると、求人の探しやすさに関係してくる。電話を使った仕事を希望する求職者が求人を探す場合、電話応接員の項目を検索すればこと足りるが、パーソナルコンピュータを使った仕事を希望する人は、パーソナルコンピュータで何をしたいのかが明確になっていないと求人を検索できない。日本標準職業分類の次回の改定では、現実の職業の具体的な仕事内容に照らして分類基準の適用のあり方を更に検討する必要がある。

(2)今後の課題

職業分類表は、職業分類の概要、分類項目表、分類項目の内容説明の3部で構成されている。本年度の研究ではこのうちの前二者の改訂が終了した。職業分類の概要には、本職業分類の利用者が職業分類の考え方と原則を容易に理解できるように必要な事項を追記するとともにいっそう詳しい説明を加えた。更に、職業の決定にあたっては、本職業分類の利用者の個人的な判断に委ねる余地を少なくするために統一的な決定方法を明確に示した。分類項目の改訂では、日本標準職業分類の大・中分類の体系に準拠することによって我が国の職業全体を網羅できる基盤が整った。この基盤の上に立って職業安定機関における職業紹介業務に必要な職業を小・細分類項目として設定した。

本年度の改訂作業を終えた現在、来年度に残された課題は大・中・小・細分類項目の内容説明である。本職業分類は、分類の単位を職務に置いている。したがって、職務の観点から分類項目の内容を記述することになる。本職業分類の想定している主な利用者は、職業安定機関において職業紹介業務に携わる実務者である。実務資料として本職業分類が使いやすいものとなるかどうかは、分類項目の内容説明によるところが大きい。特に職業紹介業務の実務に使用する細分類の内容説明においては、代表的な職務を記述するだけでなく他の分類項目に含まれる職務に重複する場合、どちらの項目に分類するのかを明確にする必要がある。また、求人・求職の申込書に記載された求人職種や希望する仕事の名称から対応する職業分類上の分類項目が容易に判断できるように細分類には的確な職業名の例示を掲げる必要がある。これらの内容説明が完成して初めて職業分類表の改訂が完了することになる。

第3章 職業分類案

1. 厚生労働省編職業分類の性格

厚生労働省編職業分類（以下「職業分類」という。）は、職務の類似性、職業としての社会的認知の程度、および公共職業安定機関における求人・求職の取り扱いを考慮して職業を区分し、それを体系的に分類したものであって、主に公共職業安定機関における職業紹介業務に用いるための職業分類として編集したものである。

2. 用語の定義

ア 職業¹

この職業分類における職業とは、職務・職位・課業によって構成される概念であり、職務の内容である仕事や課せられた責任を遂行するために必要な技能・知識・能力などの共通性または類似性によってまとめられた一群の職務をいう。

イ 職務

職務とは、一群の職位がその主要な仕事と責任に関して同一である場合、その一群の職位をいう。

ウ 職位

職位とは、一人の人に割り当てられた仕事と責任との全体をいう。

エ 課業

課業とは、職位に含まれる各種の仕事のうち、個々のひとまとまりの仕事をいう。

オ 仕事

仕事とは、職業活動において特定の活動を果たすために払われる精神的、身体的努力をいう。

(注) 1. 職業分類において「職業」とは、個人の属性からみた場合の事業（体）におけるつとめの種類を表す。これに対して「職種」とは、通常、事業（体）の属性としてのつとめの種類を指している。多くの場合、両者の指すものはほぼ同一である。

3. 職業分類の適用及び分類項目の設定

(1)職業分類の適用

職業分類は、職務を分類したものであるが、職業紹介業務においては、求人・求職者に対してその職務を通じて適用する。

(2)分類項目の設定

分類項目は、職務の類似性、職業としての社会的認知の程度、および求人・求職数の大きさなどの職業紹介業務における取り扱いを考慮して定めた。職務の類似性を判断する際に考

慮した点は、以下のとおりである²。

- ①職務の遂行に必要とされる知識または技能
- ②事業所またはその他の組織の中で果たす役割
- ③生産される財または提供されるサービスの種類
- ④作業者が扱う道具・機械器具・設備・原材料の種類
- ⑤作業に従事する場所および環境
- ⑥職務の遂行に必要とされる資格または免許の種類

細分類項目の設定にあたっては、職務の類似性に加えて職業紹介業務における求人・求職の取り扱いもあわせて考慮している。

(注) 2. ①から⑥は、分類表に設定されている分類項目を全体的にみたときに相対的に考慮されることの多いものの順に配列している。

4. 分類構造、分類項目の配列、分類符号

(1)分類構造

職業分類の分類表の構成は、大分類、中分類、小分類、細分類の4階層構造である。大分類が11項目、中分類が73項目、小分類が370項目、細分類が909項目である。ひとつの大分類（または中分類、小分類）に設ける中分類（または小分類、細分類）の数には制限を設けていない。

大・中・小分類の上位3階層の項目は、原則として日本標準職業分類の分類項目に準拠している³。

- ア 大・中分類の項目は、日本標準職業分類の大・中分類項目と一对一の対応を確保している。
- イ 小分類項目は、原則として日本標準職業分類の小分類項目に準拠して設定されているが、職業紹介の業務上の必要性を考慮して項目を補正している⁴。
- ウ 細分類は、この職業分類における最小単位の分類項目であり、職業紹介の実務で使用する⁵。

大分類の分類項目の名称及び中・小・細分類の数は、以下の表のとおりである。

(注) 3. 日本標準職業分類が第5回の改定（2009年12月）において統計基準として設定されたことによる。

4. この職業分類にのみ設定されている小分類は、日本標準職業分類の小分類を分割または統合して設定している。あるいは日本標準職業分類の小分類の雑分類項目に該当する職業を小分類として独立させたものである。

5. 小分類に設けられた細分類は、職務の類似性、職業紹介業務における求人・求職者の取扱件数などを考慮してその上位の小分類を細分化したものである。したがって、小分類と細分類の関係は次のとおりである。

- ①小分類に設けられた細分類が1項目のとき、小分類の職務範囲と細分類のそれは同一になる。
- ②小分類に複数の細分類項目が設定されている場合、細分類ごとの職務範囲をすべてあわせたものが、その上位の小分類の職務範囲になる。

- ④細分類に雑分類項目を設けている場合、その上位の小分類の職務範囲に含まれる職務のうち雑分類項目以外の項目の職務範囲に該当しないものは、雑分類項目に含まれる。

大分類	中分類	小分類	細分類
A 管理的職業	4	10	11
B 専門的・技術的職業	20	93	178
C 事務的職業	7	27	59
D 販売の職業	3	20	50
E サービスの職業	8	34	67
F 保安の職業	3	8	16
G 農林漁業の職業	3	12	35
H 生産工程の職業	11	104	347
I 輸送・機械運転の職業	5	23	50
J 建設・採掘の職業	5	24	54
K 運搬・清掃・包装等の職業	4	15	42
(計) 11	73	370	909

(2)分類項目の配列

職業分類の分類項目の配列は、日本標準職業分類のそれに準じている。

- ア 大分類では、国際標準職業分類における大分類項目の配列順を考慮して上位に管理的職業、専門的・技術的職業、下位に身体を使って行う職業をそれぞれ配置している。
- イ 中分類項目は、大分類Hでは生産加工・修理・検査という、作業工程別に配列しているが、それ以外の分野では項目の設定に際して考慮した点がそれぞれ異なるため、配列は大・中分類ごとに異なっている。
- ウ 小分類項目は、原則として日本標準職業分類の配列に準じているが、日本標準職業分類の項目を分割又は統合して項目を設定したものについては、日本標準職業分類の該当項目の配列順に対応する位置に配置している。日本標準職業分類に設定されていない項目については、日本標準職業分類の該当中分類に設けられた最後尾の小分類に対応する項目の後に配置している。
- エ 細分類項目は、大分類Hの一部に日本標準産業分類に設定された項目の配列順に準じているものもあるが、全体的には項目の設定に際して考慮した点がそれぞれ異なるため、配列は大・中・小分類ごとに異なっている。

(3)分類符号

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりである。

- ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。
 - イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる2桁数字で表記する。
 - ウ 小分類符号は、3桁数字で表記する。その上位2桁までは中分類符号を表す⁶。
- ①小分類符号のうち上から3桁目の数字は、1から9までの数字で表記し、数字「0」は使用しない⁷。

②小分類符号のうち上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」あるいは「他に分類されない～」という雑分類項目であることを表す⁸。

エ 細分類符号は、5桁数字で表記する。その上位3桁までは小分類符号を表す。

①細分類符号の上から4・5桁目の数字は、小分類ごとに01から始まる2桁数字の一連の通し番号で表記する。

②上から4・5桁目の数字には00を用いない。これは、たとえば123という小分類項目を5桁で表す必要があるときに12300と書き表すための便宜を考慮したものである。

③細分類符号のうち上から4・5桁目の数字が97、98、99には、特定の意味を与えて使用している。97は補助者や助手、98は見習、99は雑分類項目であることを表す⁹。

(注) 6. 中分類符号は、一連の通し番号になっているわけではない。3桁数字の小分類符号のうち上位2桁数字に該当する中分類が設定されていないこともある。これは、小分類に十進分類法を適用していないために10項目以上の小分類を設定している中分類があることによる。

7. 3桁目に0の数字を用いないのは、たとえば03という中分類項目を3桁数字で表す必要があるとき030と書き表すための便宜を考慮したものである。したがって、中分類03の小分類は030から始まらないで031から始まる。

8. 中分類が雑分類項目であり、その中分類に設けた小分類が1項目のみの場合には、小分類符号の上から3桁目の数字は1ではなく9を使用する。

9. 細分類に設けた補助者・助手、見習、雑分類の分類符号は、小分類に設けた細分類の数には関係せず、上から4・5桁目にそれぞれ97、98、99を使用する。

5. 分類項目の名称及び職業定義

(1)分類項目の名称

大・中分類の分類項目は、職業を区分したものであるため、項目名には職業の種類を表す表現を用いている¹⁰。一方、小・細分類の分類項目は、職業紹介などの実務において人に対して適用するため、項目名には人を表す表現、とりわけ雇用を想定した表現を使用し、仕事の種類に応じた共通の名称を使用している¹¹。

分類項目の名称は、次の原則にもとづいて表記を統一している。

ア 分類項目が複数の職業名で構成され、それぞれの職業名がその一部を共通している場合には、符号「・」を用いて共通部分を統合する。それぞれの職業名に共通した部分がない場合には、符号「、」で区切って併記する。

イ 分類項目に含まれる職務の中で一部のものを除外する場合には、項目名の末尾に括弧書きで「(～を除く)」と明記する。

ウ 雑分類項目の表記は、次のとおりとする。

①中分類及びその下位の細分類が雑分類項目ではない場合

小分類に設定された細分類のうち雑分類項目は「他に分類されない～」と表記する。

②中分類は雑分類項目ではなく、その下位の細分類が雑分類項目の場合

小分類の項目名は「その他の～」と表記する。その小分類に設定された細分類のう

ち雑分類項目は、「他に分類されない～」と表記する。

③中分類が雑分類項目の場合

中分類の項目名は「その他の～」と表記する。その中分類に設定された小分類のうち雑分類項目は「他に分類されない～」、その小分類に設定された細分類のうち雑分類項目は「他に分類されないその他の～」と表記する。

- (注) 10. 大分類A、B、Fにおいて職業に従事している人を表す表現が職業の種類を表す表現として広く用いられている分野では、中分類項目の名称に人を表す表現を使用している。
11. 中分類のもとに設定されている小分類が1項目の場合には、中分類と小分類の項目名は同一になる。また、中分類のもとに設定されている小分類が1項目であって、その小分類に設定されている細分類が1項目のときには、中分類、小分類、細分類の項目名はすべて同じになる。

(2)職業定義

大・中・小・細分類の分類項目は、主な職務、この項目に含まれる職務、この項目には含まれない職務、職業名の例示で構成されている¹²。

- ア 主な職務を記述する際には、項目名の表記の違いを重視している。項目名が職業の種類を表す表現の場合には、主な職務を列挙しているが、項目名が人を表す表現の場合には、特定の職務に従事する人を表す記述になっている。
- イ 職務の記述にあたっては、職務範囲を明確にすることに力点を置いている。職務内容を簡潔に記述するだけでなく、当該項目に該当するかどうか判然とはしにくい職務について該当するか否かを明記している。
- ①「～を含む」という表現は、職務内容の記述だけではこの項目に含まれるかどうか不明な職務を明示したものである
- ②「ただし、～」で始まる記述は、この項目に含まれる職務の中で特に除外する必要があるものを示す場合に使用している。
- ③「なお、～」で始まる記述には、この項目に類似あるいは関連した職務であって、分類上の位置づけを間違いやすいものを挙げている。
- ウ 細分類の分類項目には、職業紹介業務での利用を考慮して職業例示を掲載している。当該項目に該当する職業名の例示の先頭には「○」印、該当しないものの先頭には「×」印を付した。○例示職業名は、原則として五十音順に配列しているが、五十音以外の配列順を用いることが適切な場合には、それに準じている。×例示職業名は、分類番号順に配列している。
- エ ○例示職業名には、当該項目に含まれる職業名の中で代表的と考えられるものを掲載している（当該項目に含まれる、これ以外の職業名の例示は『職業名索引』に掲載されている）。他方、×例示職業名には、当該項目に間違って分類されがちなものを例示している。

- オ ○例示に掲載した職業名は、次の優先順序にもとづいて選定している。
- ①平成11年職業分類表に設定された細分類項目のうち今回の改訂で項目が廃止されたもの
 - ②『新訂職業名索引』に収録されている職業名のうち当該分類項目に該当する代表的なもの
 - ③②以外のものであって、当該分類項目に該当する代表的な職業名（日本標準職業分類に掲載されている例示職業名など）
 - ④当該分類項目に該当する一般的な職業名が使われていない場合には、職務を表す表現を例示職業名とした。

(注) 12. 主な職務は分類の階層を問わずすべての分類項目に記述しているが、「この項目に含まれる職務」と「この項目には含まれない職務」は、必要がある場合にのみ記述している。また、例示職業名は、細分類項目にのみ掲載している。

6. 職業の決定方法

求人・求職者の職業分類上の位置づけは、求人事業所の産業分類の区分、雇用形態、雇用期間には関係せず、その職務にもとづいて行う。

(1) 求人・求職者の仕事を単一の分類項目に分類する方法

求人申込書に記載された職務又は求職票に記載された希望する仕事を単一の分類項目に分類する方法は、次の原則によるものとする。

ア 職務内容が単一の細分類項目に該当する場合

求人申込書に記載された職務又は求職票に記載された希望する仕事が細分類の単一の分類項目に該当する場合には、その項目を当該求人・求職者の職業とする。すなわち、まず、職務内容にもとづいて該当する大分類項目を選択する。次に当該大分類の中で同様の基準で中分類、小分類をそれぞれ決定する。当該小分類の下位の細分類項目を選択する際、求人・求職者の職務に該当する分類項目が設定されている場合にはその項目、設定されていない場合には雑分類項目にそれぞれ分類する¹³。

イ 職務内容が複数の細分類項目に該当する場合

求人申込書に記載された職種又は求職票に記載された仕事を上述のアの手順にしたがって分類した場合、ひとつの小分類のもとに設定されている複数の細分類項目に該当するときには、従事する時間の長いものを当該求人・求職者の職業とする。しかし、小分類の異なる複数の細分類項目に該当するときには、以下の原則にもとづいて分類する。

(ア) 従事する時間の長いものによる¹⁴。

(イ) (ア)により難しい場合は以下による。

①2つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる大分類を優先するという観点から、次にあげる大分類項目の順位による。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類間には優先順位はないものとする¹⁵

- E：サービスの職業
- F：保安の職業
- G：農林漁業の職業
- H：生産工程の職業
- J：建設・採掘の職業
- K：運搬・清掃・包装等の職業
- I：輸送・機械運転の職業
- B：専門的・技術的職業
- D：販売の職業
- A：管理的職業
- C：事務的職業

② 1つの大分類内又は中分類内の複数の項目に該当する場合

- a 該当する複数の項目が、ひとつの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要工程又は最終工程に該当する分類項目による。
- b aにより難しい場合は、該当する複数の項目の中で十分な職務遂行のために必要とする経験年数、研修期間などが最も長くかかる分類項目による。

- (注) 13. 細分類項目は、その上位の小分類項目に含まれる職務を網羅するように設定されている。したがって雑分類項目が設定されていない場合には、いずれかの細分類項目に分類する。
14. 職務内容に応じて大分類ごとに従事する時間を推計し、まず最長となる大分類を選択する。次に当該大分類の中で同様の基準で中分類、小分類、細分類を決定する。
15. 大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる職業と考える。

(2)見習、補助者、助手の取り扱い

見習、補助者、助手の仕事を分類する方法は、次の原則によるものとする。

ア 見習、補助者、助手の分類項目が設定されている場合

求人申込書に記載された職種又は求職票に記載された仕事が見習、補助者、助手であって、それに対応する分類項目が設定されている場合には、その項目に分類する

イ 見習、補助、助手の分類項目が設定されていない場合

① 公的資格あるいはそれに準じた資格を要件とする職務については、原則として当該資格名をもって分類項目としていることから、当該項目には有資格者のみを分類する。したがって当該資格を有しない見習・補助者・助手は、有資格者の本務者と同じ内容の職務には就けず、異なる職務を行っているものとみなし、その職務内容に即して本務者とは別の項目に分類する。

② 公的資格あるいはそれに準じた資格を要件としない職務であって、見習・補助者・助手が行う職務については、その職務内容が本務者のものと類似している場合には

本務者と同一の分類項目に分類する。その職務内容が本務者のものと異なる場合には、その職務内容に即した分類項目に分類する。

(3)職場のリーダー等の取り扱い

それぞれの職業に従事する一般の従事者と同じ職務に携わりながらも管理的な性質の職務にも従事している職場のリーダー・スーパーバイザー・責任者等は、一般の従事するものと同じ項目に分類する。ただし、6(1)イの基準に照らして大分類A「管理的職業」又は大分類B「専門的・技術的職業」に該当する者は、それぞれの大分類の該当する分類項目に分類する。

(4)管理職の取り扱い

経営・管理のほか、それ以外の職務にも直接従事する事業主・管理職員・店長・支配人は、6(1)イの基準に照らして職業を決定する。

7. 分類項目表

大分類 A 管理的職業

中分類 01 管理的公務員

小・細 分類番号	
011	議会議員
011-01	議会議員
012	管理的国家公務員
012-01	管理的国家公務員
013	管理的地方公務員
013-01	管理的地方公務員

中分類 02 法人・団体の役員

小・細 分類番号	
021	会社役員
021-01	会社役員
022	独立行政法人等の役員
022-01	独立行政法人等の役員
029	その他の法人・団体の役員
029-99	その他の法人・団体の役員

中分類 03 法人・団体の管理職員

小・細 分類番号	
031	会社の管理職員
031-01	会社の管理職員
032	独立行政法人等の管理職員
032-01	独立行政法人等の管理職員
039	その他の法人・団体の管理職員
039-01	福祉施設管理者
039-99	その他の法人・団体の管理職員

中分類 04 その他の管理的職業

小・細 分類番号	
049	その他の管理的職業
049-99	その他の管理的職業

大分類 B 専門的・技術的職業

中分類 05 研究者

小・細
分類番号

051	研究者
051-01	理学研究者
051-02	工学研究者
051-03	農学・林学・水産学研究者
051-04	医学研究者
051-05	人文科学研究者
051-06	社会科学研究者
051-99	他に分類されない研究者

中分類 06 農林水産技術者

小・細
分類番号

061	農林水産技術者
061-01	農業技術者
061-02	畜産技術者
061-03	林業技術者
061-04	水産技術者

中分類 07 開発技術者

小・細
分類番号

071	食品開発技術者
071-01	食品開発技術者
072	電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）
072-01	電気・電子・電気通信設計技術者
072-99	他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）
073	機械開発技術者
073-01	機械設計技術者
073-99	他に分類されない機械開発技術者
074	自動車開発技術者
074-01	自動車設計技術者
074-99	他に分類されない自動車開発技術者
075	輸送用機器開発技術者（自動車を除く）
075-01	輸送用機器開発技術者（自動車を除く）
076	金属製錬・材料開発技術者
076-01	金属製錬・材料開発技術者
077	化学品開発技術者
077-01	化学品開発技術者
079	その他の開発技術者
079-01	窯業製品開発技術者
079-99	他に分類されない開発技術者

中分類 08 製造技術者

小・細
分類番号

081	食品製造技術者
081-01	食品製造技術者
082	電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）
082-01	電気・電子・電気通信機器生産技術者

082-02	電気工事技術者
082-99	他に分類されない電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）
083	機械製造技術者
083-01	機械生産技術者
083-99	他に分類されない機械製造技術者
084	自動車製造技術者
084-01	自動車生産技術者
084-99	他に分類されない自動車製造技術者
085	輸送用機器製造技術者（自動車を除く）
085-01	輸送用機器製造技術者（自動車を除く）
086	金属製錬・材料製造技術者
086-01	金属製錬・材料製造技術者
087	化学品製造技術者
087-01	化学品生産技術者
087-02	分析化学技術者
087-99	他に分類されない化学品製造技術者
089	その他の製造技術者
089-01	窯業製品製造技術者
089-99	他に分類されない製造技術者

中分類 09 建築・土木・測量技術者

小・細
分類番号

091	建築技術者
091-01	建築設計技術者
091-02	建築工事監督
091-99	他に分類されない建築技術者
092	土木技術者
092-01	土木設計技術者
092-02	土木工事監督
092-99	他に分類されない土木技術者
093	測量技術者
093-01	測量士
093-98	測量士補

中分類 10 情報処理・通信技術者

小・細
分類番号

101	システムコンサルタント
101-01	システムコンサルタント
102	システム設計技術者
102-01	システム設計技術者
103	情報処理プロジェクトマネージャ
103-01	情報処理プロジェクトマネージャ
104	ソフトウェア開発技術者
104-01	ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）
104-02	ソフトウェア開発技術者（組み込み・制御系）
104-03	ソフトウェア開発技術者（汎用機系）
104-04	プログラマー
104-99	他に分類されないソフトウェア開発技術者
105	システム運用管理者
105-01	システム運用管理者
106	通信ネットワーク技術者
106-01	通信ネットワーク技術者
109	その他の情報処理・通信技術者
109-99	その他の情報処理・通信技術者

中分類 11 その他の技術者

小・細 分類番号	
119	その他の技術者
119-01	労働安全衛生技術者
119-02	環境衛生技術者
119-99	他に分類されない技術者

中分類 12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

小・細 分類番号	
121	医師
121-01	医師
122	歯科医師
122-01	歯科医師
123	獣医師
123-01	獣医師
124	薬剤師
124-01	薬剤師（調剤）
124-02	薬剤師（医薬品販売）
124-99	他に分類されない薬剤師

中分類 13 保健師、助産師、看護師

小・細 分類番号	
131	保健師
131-01	保健師
132	助産師
132-01	助産師
133	看護師、准看護師
133-01	看護師
133-02	准看護師

中分類 14 医療技術者

小・細 分類番号	
141	診療放射線技師
141-01	診療放射線技師
142	臨床工学技士
142-01	臨床工学技士
143	臨床検査技師
143-01	臨床検査技師
144	理学療法士
144-01	理学療法士
145	作業療法士
145-01	作業療法士
146	視能訓練士、言語聴覚士
146-01	視能訓練士
146-02	言語聴覚士
147	歯科衛生士
147-01	歯科衛生士
148	歯科技工士
148-01	歯科技工士

中分類 15 その他の保健医療の職業

小・細
分類番号

151	栄養士、管理栄養士
151-01	栄養士
151-02	管理栄養士
152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
152-01	あん摩マッサージ指圧師
152-02	はり師
152-03	きゅう師
153	柔道整復師
153-01	柔道整復師
159	他に分類されない保健医療の職業
159-01	義肢装具士
159-99	他に分類されないその他の保健医療の職業

中分類 16 社会福祉の専門的職業

小・細
分類番号

161	福祉相談・指導専門員
161-01	福祉相談員
161-99	他に分類されない福祉相談・指導専門員
162	福祉施設指導専門員
162-01	老人福祉施設指導専門員
162-02	障害者施設指導専門員
162-03	児童福祉施設指導専門員
162-99	他に分類されない福祉施設指導専門員
163	保育士
163-01	保育士
169	その他の社会福祉の専門的職業
169-01	介護支援専門員
169-02	医療ソーシャルワーカー
169-99	他に分類されない社会福祉の専門的職業

中分類 17 法務の職業

小・細
分類番号

171	裁判官
171-01	裁判官
172	検察官
172-01	検察官
173	弁護士
173-01	弁護士
174	弁理士
174-01	弁理士
175	司法書士
175-01	司法書士
179	その他の法務の職業
179-01	土地家屋調査士
179-99	他に分類されない法務の職業

中分類 18 経営・金融・保険の専門的職業

小・細
分類番号

181	公認会計士
-----	-------

181-01	公認会計士
182	税理士
182-01	税理士
183	社会保険労務士
183-01	社会保険労務士
184	金融・保険専門職
184-01	金融・保険専門職
189	その他の経営・金融・保険の専門的職業
189-01	経営コンサルタント
189-99	他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業

中分類 19 教育の職業

小・細
分類番号

191	幼稚園教員
191-01	幼稚園教員
192	小学校教員
192-01	小学校教員
193	中学校教員
193-01	中学校教員
194	高等学校教員
194-01	高等学校教員
195	中等教育学校教員
195-01	中等教育学校教員
196	特別支援学校教員
196-01	特別支援学校教員
197	高等専門学校教員
197-01	高等専門学校教員
198	大学教員
198-01	大学教員
199	その他の教育の職業
199-01	専修学校教員
199-02	各種学校教員
199-03	職業訓練指導員
199-04	研修施設教員
199-99	他に分類されない教育の職業

中分類 20 宗教家

小・細
分類番号

201	宗教家
201-01	宗教家

中分類 21 著述家、記者、編集者

小・細
分類番号

211	著述家
211-01	文芸家
211-02	翻訳家
211-03	コピーライター
211-04	テクニカルライター
211-99	他に分類されない著述家
212	記者
212-01	新聞・放送記者
212-02	雑誌記者
212-99	他に分類されない記者

- 213 編集者
- 213-01 新聞・雑誌・図書編集者
- 213-99 他に分類されない編集者

中分類 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者

- 小・細分類番号
- 221 彫刻家
- 221-01 彫刻家
- 222 画家、書家
- 222-01 画家・書家
- 222-02 漫画家、イラストレーター
- 223 工芸美術家
- 223-01 工芸美術家
- 224 デザイナー
- 224-01 グラフィックデザイナー
- 224-02 ウェブデザイナー
- 224-03 ディスプレーデザイナー
- 224-04 工業デザイナー
- 224-05 インテリアデザイナー
- 224-06 服飾デザイナー
- 224-99 他に分類されないデザイナー
- 225 写真家、映像撮影者
- 225-01 写真家
- 225-02 映像撮影者
- 225-98 写真家・映像撮影者助手

中分類 23 音楽家、舞台芸術家

- 小・細分類番号
- 231 音楽家
- 231-01 音楽家
- 232 舞踊家
- 232-01 舞踊家
- 233 俳優
- 233-01 俳優
- 234 プロデューサー、演出家
- 234-01 プロデューサー
- 234-02 演出家
- 235 演芸家
- 235-01 演芸家

中分類 24 その他の専門的職業

- 小・細分類番号
- 241 図書館司書
- 241-01 図書館司書
- 242 学芸員
- 242-01 学芸員
- 243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
- 243-01 学生カウンセラー
- 243-02 職場カウンセラー
- 243-03 職業相談員
- 243-99 他に分類されないカウンセラー
- 244 個人教師
- 244-01 教科学習補習教師

244-02	パソコン教室教師
244-03	スポーツ個人教師
244-99	他に分類されない個人教師
245	職業スポーツ家
245-01	職業スポーツ家
246	通信機器操作員
246-01	無線通信員
246-02	無線技術員
246-03	有線通信員
246-99	他に分類されない通信機器操作員
249	他に分類されない専門的職業
249-01	行政書士
249-02	不動産鑑定士
249-03	ラジオ・テレビアナウンサー
249-04	通訳
249-05	速記者
249-06	調律師
249-07	調教師
249-08	通関士
249-99	他に分類されないその他の専門的職業

大分類 C 事務的職業

中分類 25 一般事務の職業

小・細 分類番号	
251	総務事務員
251-01	総務事務員
252	人事事務員
252-01	人事係事務員
252-02	教育・研修係事務員
253	企画・調査事務員
253-01	企画係事務員（商品企画を除く）
253-02	商品企画事務員
253-03	調査事務員
254	受付・案内事務員
254-01	会社・団体受付係
254-99	他に分類されない受付・案内事務員
255	秘書
255-01	秘書
256	電話応接事務員
256-01	電話交換手
256-02	コールセンターオペレーター
256-03	テレフォンアポインター
256-99	他に分類されない電話応接事務員
257	総合事務員
257-01	総合事務員
257-97	事務補助員
258	医療・介護事務員
258-01	医療事務員
258-02	介護事務員
259	その他の一般事務の職業
259-01	通信販売受付事務員（電話を除く）
259-02	診療情報管理係事務員
259-99	他に分類されない一般事務の職業

中分類 26 会計事務の職業

小・細 分類番号	
261	現金出納事務員
261-01	現金出納事務員
262	銀行等窓口事務員
262-01	銀行等窓口事務員
263	経理事務員
263-01	経理事務員
269	その他の会計事務の職業
269-01	予算係事務員
269-02	用度係事務員
269-03	徴収事務員
269-04	原価計算・見積事務員

中分類 27 生産関連事務の職業

小・細 分類番号	
271	生産現場事務員
271-01	生産・工程管理事務員
271-99	他に分類されない生産現場事務員
272	出荷・受荷係事務員

272-01	クリーニング等受入係員
272-02	検収・検品係員
272-03	保管・管理係員
272-04	出荷・発送係員

中分類 28 営業・販売関連事務の職業

小・細
分類番号

281	営業・販売事務員
281-01	仕入係事務員
281-02	販売係事務員
281-03	営業事務員
281-04	貿易係事務員
281-05	金融・保険事務員
289	その他の営業・販売関連事務の職業
289-99	その他の営業・販売関連事務の職業

中分類 29 外勤事務の職業

小・細
分類番号

291	集金人
291-01	集金人
292	訪問調査員
292-01	訪問調査員
299	その他の外勤事務の職業
299-01	検針員
299-99	他に分類されない外勤事務の職業

中分類 30 運輸・郵便事務の職業

小・細
分類番号

301	旅客・貨物係事務員
301-01	運輸出改札・旅客係
301-02	有料道路料金収受員
301-03	貨物受付事務員
302	運行管理事務員
302-01	鉄道運行管理事務員
302-02	貨物自動車運行管理事務員
302-03	旅客自動車運行管理事務員
302-04	船舶運航管理事務員
302-05	航空運行管理事務員
303	郵便事務員
303-01	郵便窓口事務員
303-02	郵便内務事務員

中分類 31 事務用機器操作の職業

小・細
分類番号

311	パーソナルコンピュータ操作員
311-01	パーソナルコンピュータ操作員
312	データ入力係員
312-01	データ入力係員
313	コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）
313-01	コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）
319	その他の事務用機器操作の職業
319-99	その他の事務用機器操作の職業

大分類 D 販売の職業

中分類 32 商品販売の職業

小・細
分類番号

321	小売店主・店長
321-01	小売店主・店長（コンビニエンスストア、ガソリンスタンドを除く）
321-02	コンビニエンスストア店長
321-03	ガソリンスタンド支配人
322	卸売店主・店長
322-01	卸売店主・店長
323	小売店販売員
323-01	レジ係
323-02	百貨店・スーパー販売店員
323-03	コンビニエンスストア店員
323-04	衣服・身の回り品販売店員
323-05	飲食料品販売店員
323-06	自動車販売店員
323-07	電気機器販売店員
323-08	医薬品・化粧品販売店員
323-09	ガソリンスタンド販売員
323-99	他に分類されない小売店販売員
324	卸売・商品実演販売員
324-01	卸売販売員
324-02	商品実演販売員
325	商品訪問・移動販売員
325-01	商品訪問販売員
325-02	移動販売員
325-03	露店販売員
326	再生資源回収・卸売人
326-01	再生資源回収・卸売人
327	商品仕入営業員
327-01	商品仕入営業員

中分類 33 販売類似の職業

小・細
分類番号

331	不動産仲介・売買人
331-01	不動産仲介・売買人
332	保険代理人、保険仲立人
332-01	保険代理人
332-02	保険仲立人
333	有価証券売買・仲立人、金融仲立人
333-01	有価証券売買・仲立人
333-02	金融仲立人
334	質屋店主・店員
334-01	質屋店主・店員
339	その他の販売類似の職業
339-01	商品仲立人
339-02	宝くじ等販売人
339-03	競売人
339-99	他に分類されない販売類似の職業

中分類 34 営業の職業

小・細
分類番号

341	飲食料品販売営業員
341-01	飲食料品販売営業員
342	化学品販売営業員（医薬品を除く）
342-01	化学品販売営業員（医薬品を除く）
343	医薬品営業員
343-01	医薬品営業員
344	機械器具販売営業員
344-01	一般機械器具販売営業員
344-02	電気機械器具販売営業員
344-03	自動車販売営業員
344-99	他に分類されない機械器具販売営業員
345	通信・情報システム営業員
345-01	通信営業員
345-02	情報システム営業員
346	金融・保険営業員
346-01	銀行等渉外係
346-02	証券営業員
346-03	保険営業員
347	不動産営業員
347-01	不動産営業員
349	その他の営業の職業
349-01	旅行営業員
349-02	広告営業員
349-03	製造受注営業員
349-04	会員勧誘員
349-05	新聞拡張員
349-99	他に分類されない営業の職業

大分類 E サービスの職業

中分類 35 家庭生活支援サービスの職業

小・細
分類番号

351	家政婦（夫）、家事手伝
351-01	家政婦（夫）、家事手伝
359	その他の家庭生活支援サービスの職業
359-01	ベビーシッター
359-99	他に分類されない家庭生活支援サービスの職業

中分類 36 介護サービスの職業

小・細
分類番号

361	施設介護員
361-01	施設介護員
362	訪問介護職
362-01	訪問介護員
362-02	訪問入浴介助員

中分類 37 保健医療サービスの職業

小・細
分類番号

371	看護助手
371-01	看護助手
372	歯科助手
372-01	歯科助手
379	その他の保健医療サービスの職業
379-01	動物病院助手
379-99	他に分類されない保健医療サービスの職業

中分類 38 生活衛生サービスの職業

小・細
分類番号

381	理容師
381-01	理容師
382	美容師
382-01	美容師
383	美容サービス職（美容師を除く）
383-01	着付師
383-02	エステティシャン
383-03	ネイリスト
383-99	他に分類されない美容サービス職（美容師を除く）
384	浴場従事人
384-01	浴場従事人
385	クリーニング職
385-01	クリーニング工
385-02	クリーニング仕上工
389	その他の生活衛生サービスの職業
389-01	洗張職
389-97	理美容師補助者

中分類 39 飲食物調理の職業

小・細
分類番号

391	調理人
391-01	日本料理調理人
391-02	すし職人
391-03	西洋料理調理人
391-04	中華料理調理人
391-05	給食調理人
391-97	調理補助者
391-98	調理人見習
391-99	他に分類されない調理人
392	バーテンダー
392-01	バーテンダー

中分類 40 接客・給仕の職業

小・細
分類番号

401	飲食店主・店長
401-01	飲食店主・店長（レストラン店長を除く）
401-02	レストラン店長
402	旅館・ホテルの経営者・支配人
402-01	旅館・ホテルの経営者・支配人
403	飲食物給仕係
403-01	配せん人
403-02	ウェイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）
403-03	ソムリエ
404	旅館・ホテル・乗物接客員
404-01	旅館・ホテルフロント係
404-02	旅館・ホテル接客係
404-03	旅館・ホテル客室係
404-04	乗物客室係
405	接客社交係、芸者、ダンサー
405-01	接客社交係
405-02	芸者、ダンサー
406	娯楽場等接客員
406-01	娯楽場等支配人
406-02	娯楽場等接客係
406-03	娯楽場等遊戯施設係
406-04	スポーツ施設係
406-05	キャディ
409	その他の接客・給仕の職業
409-99	その他の接客・給仕の職業

中分類 41 居住施設・ビル等の管理の職業

小・細
分類番号

411	マンション・アパート・下宿管理人
411-01	マンション・アパート・下宿管理人
412	寄宿舍・寮管理人
412-01	寄宿舍・寮管理人
413	ビル管理人
413-01	ビル管理人
414	駐車場・駐輪場管理人
414-01	駐車場・駐輪場管理人
419	その他の居住施設・ビル等の管理の職業

419-01 別荘管理人
419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業

中分類 42 その他のサービスの職業

小・細
分類番号

421 添乗員、観光案内人
421-01 添乗員
421-02 観光案内人
422 物品一時預り人
422-01 物品一時預り人
423 物品賃貸人
423-01 物品賃貸人
424 広告宣伝人
424-01 広告宣伝員
424-02 チラシ配り人
425 葬儀師、火葬係
425-01 葬儀師
425-02 火葬係
426 トリマー
426-01 トリマー
429 他に分類されないサービスの職業
429-01 ポーター
429-02 学童保育指導員
429-03 リラクゼーション療法施術人
429-99 他に分類されないその他のサービスの職業

大分類 F 保安の職業

中分類 43 自衛官

小・細
分類番号

431	自衛官
431-01	陸上自衛官
431-02	海上自衛官
431-03	航空自衛官
431-04	防衛大学校・防衛医科大学校学生

中分類 44 司法警察職員

小・細
分類番号

441	警察官
441-01	警察官
442	海上保安官
442-01	海上保安官
449	その他の司法警察職員
449-99	その他の司法警察職員

中分類 45 その他の保安の職業

小・細
分類番号

451	看守
451-01	看守
452	消防員
452-01	消防員
453	警備員
453-01	施設警備員
453-02	交通誘導員
453-03	催事場等雑踏警備員
453-99	他に分類されない警備員
459	他に分類されない保安の職業
459-01	道路管理員
459-02	プール・海水浴場監視員
459-99	他に分類されないその他の保安の職業

大分類 G 農林漁業の職業

中分類 46 農業の職業

小・細 分類番号	
461	農耕作業員
461-01	稲作・畑作作業員
461-02	園芸・工芸作物栽培作業員
461-03	きのこ栽培作業員
461-04	ハウス野菜栽培作業員
461-99	他に分類されない農耕作業員
462	養畜作業員
462-01	肉牛・乳牛飼育作業員
462-02	養豚作業員
462-03	養鶏作業員
462-04	動物飼育係
462-05	きゅう務員
462-06	養蚕作業員
462-99	他に分類されない養畜作業員
463	植木職、造園師
463-01	植木職
463-02	造園師
463-98	植木職・造園師見習
469	その他の農業の職業
469-99	その他の農業の職業

中分類 47 林業の職業

小・細 分類番号	
471	育林作業員
471-01	地ごしらえ・植林作業員
471-02	下刈・枝打作業員
471-99	他に分類されない育林作業員
472	伐木・造材・集材作業員
472-01	伐木・造材・集材作業員
479	その他の林業の職業
479-01	山菜・うるし等採取作業員
479-02	山林監視員
479-03	製炭・製薪作業員
479-99	他に分類されない林業の職業

中分類 48 漁業の職業

小・細 分類番号	
481	漁労作業員
481-01	海面漁労作業員
481-02	漁船甲板員
481-03	内水面漁労作業員
482	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
482-01	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
483	海藻・貝採取作業員
483-01	海藻・貝採取作業員
484	水産養殖作業員
484-01	魚類養殖作業員
484-02	貝類養殖作業員
484-03	真珠養殖作業員

484-04	のり・わかめ等養殖作業員
484-99	他に分類されない水産養殖作業員
489	その他の漁業の職業
489-99	その他の漁業の職業

大分類 H 生産工程の職業

中分類 49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

小・細
分類番号

491	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員
491-01	製鉄・製鋼設備制御・監視員
491-02	非鉄金属製錬設備制御・監視員
492	鑄造・鍛造設備制御・監視員
492-01	鑄造設備制御・監視員
492-02	鍛造設備制御・監視員
493	金属工作設備制御・監視員
493-01	金属工作設備制御・監視員
494	金属プレス設備制御・監視員
494-01	金属プレス設備制御・監視員
495	鉄工・製缶設備制御・監視員
495-01	鉄工・製缶設備制御・監視員
496	板金設備制御・監視員
496-01	板金設備制御・監視員
497	めっき・金属研磨設備制御・監視員
497-01	めっき設備制御・監視員
497-02	金属研磨設備制御・監視員
498	金属溶接・溶断設備制御・監視員
498-01	金属溶接・溶断設備制御・監視員
499	その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
499-01	金属熱処理設備制御・監視員
499-02	圧延設備制御・監視員
499-03	伸線設備制御・監視員
499-04	金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）
499-99	他に分類されない生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

中分類 50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

小・細
分類番号

501	化学製品生産設備制御・監視員
501-01	石油精製設備制御・監視員
501-02	基礎的化学品製造設備制御・監視員
501-03	化学繊維製造設備制御・監視員
501-04	医薬品・化粧品製造設備制御・監視員
501-99	他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員
502	窯業製品生産設備制御・監視員
502-01	ガラス製品製造設備制御・監視員
502-02	ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員
502-03	セメント製造設備制御・監視員
502-99	他に分類されない窯業製品生産設備制御・監視員
503	食料品生産設備制御・監視員
503-01	精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員
503-02	めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員
503-03	乳・乳製品製造設備制御・監視員
503-99	他に分類されない食料品生産設備制御・監視員
504	飲料・たばこ生産設備制御・監視員
504-01	飲料・たばこ生産設備制御・監視員
505	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員
505-01	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員
506	木製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員

506-01	製材・合板製造設備制御・監視員
506-02	パルプ製造・抄紙設備制御・監視員
506-03	加工紙・紙製品製造設備制御・監視員
507	印刷・製本設備制御・監視員
507-01	印刷・製本設備制御・監視員
508	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員
508-01	ゴム製品製造設備制御・監視員
508-02	プラスチック製品製造設備制御・監視員
509	その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
509-99	その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

中分類 51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）

小・細
分類番号

511	一般機械器具組立設備制御・監視員
511-01	一般機械器具組立設備制御・監視員
512	電気機械器具組立設備制御・監視員
512-01	電気機械器具組立設備制御・監視員
513	輸送用機械器具組立設備制御・監視員（船舶を除く）
513-01	輸送用機械器具組立設備制御・監視員（船舶を除く）
514	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員
514-01	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

中分類 52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

小・細
分類番号

521	製鉄工、製鋼工
521-01	製鉄工
521-02	製鋼工
521-03	鋳物用鉄溶融工
521-99	他に分類されない製鉄工、製鋼工
522	非鉄金属製錬工
522-01	非鉄金属溶融炉工
522-02	非鉄金属電解工
522-03	半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）
522-99	他に分類されない非鉄金属製錬工
523	鋳造工
523-01	鋳物工
523-02	ダイカスト工
523-03	鋳物仕上工
523-99	他に分類されない鋳造工
524	鍛造工
524-01	鍛造操炉工
524-02	自由鍛造工
524-03	型鍛造工
524-04	手かじ工
524-99	他に分類されない鍛造工
525	金属熱処理工
525-01	金属熱処理工
526	圧延工
526-01	圧延工
527	汎用金属工作機械工
527-01	旋盤工
527-02	ボール盤工
527-03	フライス盤工
527-04	研削盤工・仕上機械工

- 527-99 他に分類されない汎用金属工作機械工
- 528 数値制御金属工作機械工
 - 528-01 NC旋盤工
 - 528-02 NCフライス盤工
 - 528-03 マシニングセンタオペレーター
 - 528-04 NC金属特殊加工機工
 - 528-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工
- 531 金属プレス工
 - 531-01 プレス成形工（打抜・曲プレスを除く）
 - 531-02 打抜プレス工
 - 531-03 曲プレス工
 - 531-99 他に分類されない金属プレス工
- 532 鉄工、製缶工
 - 532-01 建築鉄工
 - 532-02 造船鉄工
 - 532-03 製缶工
 - 532-99 他に分類されない鉄工、製缶工
- 533 板金工
 - 533-01 建築板金工
 - 533-02 工場板金工
 - 533-03 自動車板金工
 - 533-99 他に分類されない板金工
- 534 めっき工、金属研磨工
 - 534-01 電気めっき工
 - 534-02 めっき工（電気めっきを除く）
 - 534-03 金属材料・製品研磨工
 - 534-04 金属手仕上工
- 535 金属溶接・溶断工
 - 535-01 アーク溶接工
 - 535-02 抵抗溶接工
 - 535-03 ガス溶接工
 - 535-04 自動溶接機械運転工
 - 535-05 ガス切断工
 - 535-99 他に分類されない金属溶接・溶断工
- 536 金属線製品・くぎ・ばね製造工
 - 536-01 金属線製品・くぎ・ばね製造工
- 537 金属製品製造工
 - 537-01 金属製家具・建具製造工
 - 537-02 治工具製造工
 - 537-03 金型製造工
 - 537-04 刃物製造工
 - 537-05 金具製造工
 - 537-99 他に分類されない金属製品製造工
- 539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
 - 539-01 伸線工
 - 539-02 ろう付工、はんだ付工
 - 539-03 金型取付工
 - 539-04 金属切断工（刃物によるもの）
 - 539-05 機械解体処理工
 - 539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業

中分類 54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

小・細
分類番号

- 541 化学製品製造工
 - 541-01 基礎的化学製品製造工
 - 541-02 化学繊維工

- 541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工
- 541-04 医薬品製造工
- 541-05 化粧品製造工
- 541-06 感光剤材料製造工（フィルムを除く）
- 541-07 フィルム製造工
- 541-08 塗料・絵具・インキ製造工
- 541-99 他に分類されない化学製品製造工
- 542 窯業・土石製品製造工
- 542-01 ガラス製品製造工
- 542-02 れんが・かわら類製造工
- 542-03 陶磁器製造工
- 542-04 ファインセラミックス製品製造工
- 542-05 セメント製造工
- 542-06 コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）
- 542-07 生コンクリート製造工
- 542-08 研磨用材製造工
- 542-09 土石製品製造工
- 542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工
- 543 製粉・精穀・調味食品製造工
- 543-01 精穀工
- 543-02 製粉工
- 543-03 製糖工
- 543-04 味そ・しょう油製造工
- 543-05 調味料製造工（他に分類されないもの）
- 543-99 他に分類されない製粉・精穀・調味食品製造工
- 544 めん類製造工
- 544-01 製めん工
- 544-02 即席めん類製造工
- 544-99 他に分類されないめん類製造工
- 545 パン・菓子製造工
- 545-01 パン・焼菓子製造工
- 545-02 洋生菓子製造工
- 545-03 和生菓子製造工
- 545-04 和干菓子製造工
- 545-05 スナック菓子・あめ・キャンデー・チョコレート製造工
- 545-99 他に分類されないパン・菓子製造工
- 546 豆腐・こんにゃく・ふ製造工
- 546-01 豆腐・油揚げ等製造工
- 546-02 こんにゃく製造工
- 546-03 ふ製造工
- 547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工
- 547-01 かん詰食品製造工
- 547-02 びん詰食品製造工
- 547-03 レトルト食品製造工
- 548 乳・乳製品製造工
- 548-01 飲用乳製造工
- 548-02 乳酸発酵製品製造工
- 548-03 アイスクリーム製造工
- 548-99 他に分類されない乳・乳製品製造工
- 551 食肉加工品製造工
- 551-01 精肉工
- 551-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工
- 551-99 他に分類されない食肉加工品製造工
- 552 水産物加工工
- 552-01 かつお節類製造工
- 552-02 魚介干物製造工
- 552-03 水産ねり物製造工
- 552-99 他に分類されない水産物加工工
- 553 保存食品・冷凍加工食品製造工
- 553-01 保存食品製造工

- 553-02 冷凍加工食品製造工
- 554 弁当・惣菜類製造工
- 554-01 弁当・惣菜類製造工
- 555 野菜つけ物工
- 555-01 野菜つけ物工
- 556 飲料・たばこ製造工
- 556-01 製茶工
- 556-02 清酒製造工
- 556-03 酒類製造工（清酒を除く）
- 556-04 清涼飲料製造工
- 556-05 たばこ製造工
- 556-99 他に分類されない飲料・たばこ製造工
- 557 紡織工
- 557-01 粗紡工、精紡工
- 557-02 ねん糸工、加工糸工
- 557-03 織布準備工
- 557-04 織布工
- 557-05 精練・漂白工
- 557-06 染色・仕上工
- 557-07 編物工、編立工
- 557-08 つな・あみ製造工
- 557-09 フェルト・不織布製造工
- 557-99 他に分類されない紡織工
- 558 衣服・繊維製品製造工
- 558-01 婦人服・子供服仕立職
- 558-02 紳士服仕立職
- 558-03 和服仕立職
- 558-04 衣服修理工
- 558-05 布裁断工
- 558-06 ミシン縫製工（衣服）
- 558-07 ミシン縫製工（身の回り品）
- 558-08 ミシン縫製工（特殊縫製ミシン）
- 558-09 刺しゅう工
- 558-10 衣服・繊維製品仕上工
- 558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工
- 561 木製製品製造工
- 561-01 製材工、チップ製造工
- 561-02 合板工
- 561-03 木工、木彫工
- 561-04 木製家具・建具製造工
- 561-05 指物職
- 561-06 木材防虫・防腐処理工
- 561-99 他に分類されない木製製品製造工
- 562 パルプ・紙・紙製品製造工
- 562-01 パルプ工、紙料工
- 562-02 紙すき工
- 562-03 紙裁断工
- 562-04 段ボール製造工
- 562-05 加工紙製造工（段ボールを除く）
- 562-06 紙器製造工
- 562-07 紙製品製造工
- 562-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工
- 563 印刷・製本作業員
- 563-01 DTPオペレーター
- 563-02 写真植字機オペレーター
- 563-03 製版作業員
- 563-04 とっ（凸）版印刷作業員
- 563-05 オフセット印刷作業員
- 563-06 グラビア印刷作業員
- 563-07 スクリーン印刷作業員

563-08	シール印刷作業員
563-09	製本作業員
563-10	印刷物光沢加工作業員
563-11	校正作業員
563-99	他に分類されない印刷・製本作業員
564	ゴム製品製造工
564-01	原料ゴム加工工
564-02	タイヤ成形工
564-03	ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）
564-04	ゴム裁断工
564-05	ゴム塗布工
564-99	他に分類されないゴム製品製造工
565	プラスチック製品製造工
565-01	原料プラスチック処理工
565-02	プラスチック成形工
565-03	プラスチック切削・研磨工
565-04	プラスチック接合・裁断工
565-05	プラスチック塗布工
565-99	他に分類されないプラスチック製品製造工
569	その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
569-01	革・革製品製造工
569-02	かばん・袋物製造工
569-03	貴金属細工加工工
569-04	宝石・甲・角細工加工工
569-05	楽器製造工
569-06	がん具製造工
569-07	運動具製造工
569-08	筆記用具製造工
569-09	漆器工
569-10	ほうき・ブラシ製造工
569-11	模型・模造品製作工
569-12	配合飼料製造工
569-13	内張工
569-14	表具師
569-99	他に分類されない製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

中分類 57 機械組立の職業

小・細
分類番号

571	一般機械器具組立工
571-01	原動機組立工
571-02	金属加工機械組立工
571-03	農業用機械組立工
571-04	建設機械組立工
571-05	印刷・製本機械組立工
571-06	半導体・液晶パネル製造装置組立工
571-07	業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工
571-08	サービス用・娯楽機械組立工
571-99	他に分類されない一般機械器具組立工
572	機械部品組立工
572-01	機械部品組立工
573	電気機械器具組立工
573-01	発電機・電動機組立工
573-02	配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工
573-03	電気機械部品組立工
573-99	他に分類されない電気機械器具組立工
574	電気通信機械器具組立工

574-01	無線・有線通信機器組立工
574-02	テレビ・ラジオ・音響機器組立工
574-99	他に分類されない電気通信機械器具組立工
575	電子応用機械器具組立工
575-01	電子計算機組立工
575-02	電子複写機組立工
575-99	他に分類されない電子応用機械器具組立工
576	民生用電子・電気機械器具組立工
576-01	民生用電子・電気機械器具組立工
577	半導体製品製造工
577-01	半導体チップ製造工
577-02	半導体組立工
577-99	他に分類されない半導体製品製造工
578	液晶表示装置組立工
578-01	液晶表示装置組立工
581	電球・電子管組立工
581-01	電球・電子管組立工
582	乾電池・蓄電池製造工
582-01	乾電池・蓄電池製造工
583	電子機器部品組立工
583-01	電子回路用コンデンサ組立工
583-02	プリント基板組立工
583-99	他に分類されない電子機器部品組立工
584	被覆電線製造工
584-01	被覆電線製造工
585	束線工
585-01	束線工
586	自動車組立工
586-01	自動車組立工（自動車部品を除く）
586-02	自動車部品組立工
587	輸送用機械器具組立工（自動車を除く）
587-01	鉄道車両組立工
587-02	航空機組立工
587-03	自転車組立工
587-04	船舶ぎ装工
587-99	他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）
588	計量計測機器組立工
588-01	電気計測器組立工
588-02	計量器・測定器組立工
591	時計組立工
591-01	時計組立工
592	光学機械器具組立工
592-01	カメラ組立工
592-02	光学機械器具組立工（カメラを除く）
593	レンズ研磨工・加工工
593-01	レンズ研磨工・加工工
599	その他の機械組立の職業
599-99	その他の機械組立の職業

中分類 60 機械整備・修理の職業

小・細
分類番号

601	一般機械器具修理工
601-01	原動機修理工
601-02	金属加工機械修理工
601-03	産業用機械修理工
601-04	生産設備保全工
601-99	他に分類されない一般機械器具修理工
602	電気機械器具修理工

602-01	電気機械修理工
602-02	電気通信機械器具修理工
602-03	電子応用機械器具修理工
602-04	民生用電子・電気機械器具修理工
602-99	他に分類されない電気機械器具修理工
603	輸送用機械器具整備・修理工
603-01	自動車整備工
603-02	鉄道車両修理工
603-03	船舶修理工
603-04	航空機整備工
603-05	自転車修理工
603-99	他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工
604	計量計測機器・光学機械器具修理工
604-01	計量計測機器修理工
604-02	時計修理工
604-03	光学機械器具修理工

中分類 61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

小・細 分類番号	
611	金属材料検査工
611-01	金属材料検査工
612	金属加工・溶接検査工
612-01	金属加工検査工
612-02	金属溶接検査工
612-03	非破壊検査工（金属）

中分類 62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

小・細 分類番号	
621	化学製品検査工
621-01	化学製品検査工
622	窯業製品検査工
622-01	ガラス製品検査工
622-99	他に分類されない窯業製品検査工
623	食料品検査工
623-01	食料品検査工
624	飲料・たばこ検査工
624-01	飲料・たばこ検査工
625	紡織・衣服・繊維製品検査工
625-01	紡織製品検査工
625-02	衣服・繊維製品検査工
626	木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工
626-01	木製製品検査工
626-02	パルプ・紙・紙製品検査工
627	印刷・製本検査工
627-01	印刷・製本検査工
628	ゴム・プラスチック製品検査工
628-01	ゴム・プラスチック製品検査工
629	その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
629-99	他に分類されない製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

中分類 63 機械検査の職業

小・細 分類番号	
631	一般機械器具検査工

631-01	一般機械器具検査工
632	電気機械器具検査工
632-01	電気機械器具検査工
633	輸送用機械器具検査工
633-01	自動車検査工
633-99	他に分類されない輸送用機械器具検査工
634	計量計測機器・光学機械器具検査工
634-01	計量計測機器・光学機械器具検査工

中分類 64 生産関連・生産類似の職業

小・細
分類番号

641	塗装工
641-01	木工塗装工
641-02	金属塗装工
641-03	建築塗装工
641-98	塗装工見習
641-99	他に分類されない塗装工
642	画工、看板製作工
642-01	画工
642-02	看板製作工
643	製図工
643-01	建築製図工
643-02	機械製図工
643-03	電気・電子製図工
644	パタンナー
644-01	パタンナー
649	その他の生産関連・生産類似の職業
649-01	写真工
649-02	写図工
649-03	現図工
649-04	映写技師
649-99	他に分類されない生産関連・生産類似の職業

大分類 I 輸送・機械運転の職業

中分類 65 鉄道運転の職業

小・細 分類番号	
651	電車運転士
651-01	電車運転士
659	その他の鉄道運転の職業
659-01	鉄道機関士
659-99	他に分類されない鉄道運転の職業

中分類 66 自動車運転の職業

小・細 分類番号	
661	バス運転手
661-01	路線バス運転手
661-02	貸切バス運転手
661-03	自家用バス運転手
662	乗用自動車運転手
662-01	自家用乗用自動車運転手
662-02	営業用乗用自動車運転手
662-03	自家用乗用自動車運転代行人
663	貨物自動車運転手
663-01	トラック運転手
663-02	トレーラートラック運転手
663-03	コンクリートミキサー車運転手
663-04	ダンプカー運転手
663-05	タンクローリー運転手
663-06	ごみ収集車運転手
663-07	自動車陸送員
663-99	他に分類されない貨物自動車運転手
669	その他の自動車運転の職業
669-99	その他の自動車運転の職業

中分類 67 船舶・航空機運転の職業

小・細 分類番号	
671	船長（漁労船を除く）
671-01	貨客船船長
671-02	作業船船長
671-99	他に分類されない船長（漁労船を除く）
672	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
672-01	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
673	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
673-01	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
674	航空機操縦士
674-01	航空機操縦士

中分類 68 その他の輸送の職業

小・細 分類番号	
681	車掌
681-01	鉄道車掌
681-02	バスガイド
682	駅構内係、信号係

682-01	駅構内係
682-02	信号係
683	甲板員、船舶機関員
683-01	甲板員
683-02	船舶機関員
684	フォークリフト運転作業員
684-01	フォークリフト運転作業員
689	他に分類されない輸送の職業
689-01	小型船舶運転者
689-99	他に分類されないその他の輸送の職業

中分類 69 定置・建設機械運転の職業

小・細
分類番号

691	発電員、変電員
691-01	発電・送電員
691-02	変電・配電員
691-03	自家用電気係員
692	ボイラーオペレーター
692-01	ボイラーオペレーター
693	クレーン・巻上機運転工
693-01	クレーン運転工
693-02	巻上機・コンベア運転工
694	ポンプ・送風機・圧縮機運転工
694-01	ポンプ・送風機・圧縮機運転工
695	建設機械運転工
695-01	車両系建設機械運転工
695-02	舗装機械運転工
695-03	さく井・ボーリング機械運転工
695-99	他に分類されない建設機械運転工
696	玉掛作業員
696-01	玉掛作業員
697	ビル設備管理員
697-01	ビル設備管理員
699	その他の定置・建設機械運転の職業
699-01	冷凍機運転工
699-02	ケーブル機関運転工
699-99	他に分類されない定置・建設機械運転の職業

大分類 J 建設・採掘の職業

中分類 70 建設躯体工事の職業

小・細 分類番号	
701	型枠大工
701-01	型枠大工
702	とび工
702-01	建築とび工
702-02	取りこわし作業員
702-98	とび工見習
703	鉄筋工
703-01	土木鉄筋工
703-02	建築鉄筋工

中分類 71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）

小・細 分類番号	
711	大工
711-01	建築大工
711-98	大工見習
711-99	他に分類されない大工
712	ブロック積工、タイル張工
712-01	ブロック積工
712-02	タイル張工
712-03	石張工
712-04	れんが積工
712-98	ブロック積工・タイル張工見習
713	屋根ふき工
713-01	かわらふき工
713-98	屋根ふき工見習
713-99	他に分類されない屋根ふき工
714	左官
714-01	左官
714-98	左官見習
715	畳工
715-01	畳工
715-98	畳工見習
716	配管工
716-01	配管工
716-98	配管工見習
717	内装工
717-01	金属建具取付工
717-02	建具ガラス取付工
717-03	内装仕上工
718	防水工
718-01	防水工
719	その他の建設の職業
719-01	潜水作業員
719-02	熱絶縁工
719-03	測量作業員
719-04	給排水・防災設備取付工
719-05	水道工事検査員
719-99	他に分類されない建設の職業

中分類 72 電気・通信工事の職業

小・細
分類番号

721	送電線架線・敷設作業員
721-01	送電線架線・敷設作業員
722	配電線架線・敷設作業員
722-01	配電線架線・敷設作業員
723	通信線架線・敷設作業員
723-01	通信線架線・敷設作業員
724	電気通信設備作業員
724-01	放送装置据付・保守作業員
724-02	通信装置据付・保守作業員
724-03	電話装置据付・保守作業員
725	電気工事作業員
725-01	電気配線工事作業員
725-02	電気工事検査員
725-03	産業用電気機械・装置据付作業員
725-99	他に分類されない電気工事作業員

中分類 73 土木の職業

小・細
分類番号

731	土木作業員
731-01	建設・土木作業員
731-02	舗装作業員
732	鉄道線路工事作業員
732-01	鉄道線路工事作業員
733	ダム・トンネル掘削作業員
733-01	ダム・トンネル掘削作業員

中分類 74 採掘の職業

小・細
分類番号

741	採鉱員
741-01	採鉱員
742	石切出作業員
742-01	石切出作業員
743	じゃり・砂・粘土採取作業員
743-01	じゃり・砂・粘土採取作業員
749	その他の採掘の職業
749-01	支柱員
749-99	他に分類されない採掘の職業

大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業

中分類 75 運搬の職業

小・細 分類番号	
751	郵便集配員、電報配達員
751-01	郵便集配員、電報配達員
752	港湾荷役作業員
752-01	港湾荷役作業員
753	陸上荷役・運搬作業員
753-01	運搬作業員
753-02	積卸作業員
753-03	引越作業員
754	倉庫作業員
754-01	倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）
754-02	冷蔵倉庫作業員
755	配達員
755-01	荷物配達員
755-02	ルート集配員
755-03	新聞配達員
755-04	自動販売機商品補充員
756	荷造作業員
756-01	荷造作業員

中分類 76 清掃の職業

小・細 分類番号	
761	ビル・建物清掃員
761-01	ビル・建物清掃員
762	ハウスクリーニング作業員
762-01	ハウスクリーニング作業員
763	道路・公園清掃員
763-01	道路清掃員
763-02	公園清掃員
764	ごみ・し尿処理作業員
764-01	ごみ収集作業員
764-02	し尿汲取作業員
765	産業廃棄物収集作業員
765-01	産業廃棄物収集作業員
769	その他の清掃の職業
769-01	消毒・害虫防除作業員
769-02	乗物内清掃員
769-03	浄化槽清掃員
769-99	他に分類されない清掃の職業

中分類 77 包装の職業

小・細 分類番号	
771	包装の職業
771-01	包装作業員（機械包装を除く）
771-02	機械包装作業員
771-03	ラベル・シール貼作業員
771-99	他に分類されない包装の職業

中分類 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

小・細
分類番号

781	選別作業員
781-01	原材料選別作業員
781-02	商品選別作業員
781-03	青果選別作業員
781-04	洗たく物荷分け作業員
781-99	他に分類されない選別作業員
782	軽作業員
782-01	工場労務作業員
782-02	建設現場労務作業員
782-03	小売店作業員
782-04	病院作業員
782-05	旅館作業員
782-06	食堂作業員
782-07	会場設営作業員
782-08	用務員
789	他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業
789-01	産業洗浄員
789-02	公園・ゴルフ場・競技場整備員
789-99	他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業

附 属 资 料

分類項目新旧対照表

新分類案		現行分類		備考
A	管理的職業	B	管理的職業	大分類符号の変更
01	管理的公務員	21	管理的公務員	
011	議会議員	211	議会議員	新設 (旧211-10、-20を統合) 廃止 (新011-01へ) 廃止 (新011-01へ)
012	管理的国家公務員	212	国会議員 地方公共団体議会議員 管理的国家公務員	新設 (旧212-10～13、-20～22、-30を統合) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ)
013	管理的地方公務員	213	中央省庁幹部 事務次官 中央省庁の局長 中央省庁の課長 地方支分部局幹部 地方支分部局の長 地方支分部局の課長 国家行政委員会委員 管理的地方公務員	新設 (旧213-10～13、-20～22、-30～32、-40を統合) 廃止 (新013-01へ) 廃止 (新013-01へ)
02	法人・団体の役員	22	地方公共団体の三役 知事・市町村長 副知事・助役 出納長・収入役 地方公共団体の幹部 地方公共団体の局長 地方公共団体の課長 地方公共団体の出先機関の幹部 地方公共団体の出先機関の長 地方公共団体の出先機関の課長 地方行政委員会委員 会社・団体の役員	改称 (旧221-10、-20を統合) 新設 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 廃止 (新021-01へ) 改称 (旧222-10、-20を統合) 新設 (新022-01へ) 廃止 (新022-01へ) 新設 (旧229-10、-20、-30、-99を統合) 廃止 (新029-99へ) 廃止 (新029-99へ) 廃止 (新029-99へ)
021	会社役員	221	会社役員	
021-01	会社役員	221-10	会社社長・会長	
		221-20	会社重役	
022	独立行政法人等の役員	222	特殊法人の役員	
022-01	独立行政法人等の役員	222-10	公団・事業団等の役員	
		222-20	特殊会社の役員	
029	その他の法人・団体の役員	229	その他の法人・団体の役員	
029-99	その他の法人・団体の役員	229-10	公益法人役員	
		229-20	経営者団体役員	
		229-30	労働組合役員	

新分類案		現行分類		備考
03	法人・団体の管理職員	229-99	他に分類されない法人・団体の役員	廃止 (新029-99へ)
031	会社・団体の管理職員	23	会社・団体の管理職員	改称
031-01	会社の管理職員	231	会社の管理職員	廃止 (新031-01へ)
		231-10	本社管理職員	廃止 (新031-01へ)
		231-11	本社部課長	廃止 (新031-01へ)
		231-12	支店・工場等の長	改称
		231-13	支店・工場等の部課長	改称
032	独立行政法人等の管理職員	232	特殊法人の管理職員	新設 (旧232-10、-20を統合)
032-01	独立行政法人等の管理職員	232-10	公団・事業団等の管理職員	廃止 (新032-01へ)
		232-20	特殊会社の管理職員	廃止 (新032-01へ)
039	その他の法人・団体の管理職員	239	その他の法人・団体の管理職員	新設 (旧239-10の一部)
039-01	福祉施設管理者	239-10	その他の法人・団体の管理職員	—
04	その他の法人・団体の管理職員	24	その他の法人・団体の管理職員	—
049	その他の管理的職業	241	その他の管理的職業	新設 (旧241-10、-99を統合)
049-99	その他の管理的職業	241-10	個人経営者・管理者	廃止 (新049-99へ)
		241-99	他に分類されないその他の管理的職業	廃止 (新049-99へ)
B	専門的・技術的職業	A	専門的・技術的職業	大分類符号の変更
05	研究者	01	科学研究者	改称
051	理学研究者	011	自然科学系研究者	新設 (旧011、012を統合)
051-01	理学研究者	011-10	理学研究者	廃止 (新051へ)
		011-11	数学研究者	廃止 (新051-01へ)
		011-12	物理学研究者	廃止 (新051-01へ)
		011-13	化学研究者	廃止 (新051-01へ)
		011-14	生物学研究者	廃止 (新051-01へ)
		011-20	工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-21	土木・建築工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-22	機械工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-23	材料工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-24	電気・電子工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-25	情報工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-26	生命工学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-30	農・林・水産学研究者	廃止 (新051-02へ)
		011-31	農学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-32	林学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-33	獣医学・畜産学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-34	水産学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-40	医学研究者	廃止 (新051-03へ)
		011-41	生理学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-42	病理学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-43	薬学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-44	歯学研究者	廃止 (新051-04へ)
		011-99	他に分類されない自然科学系研究者	廃止 (新051-99へ)
051-02	工学研究者	012	人文・社会科学系研究者	廃止 (新051へ)
051-03	農学・林学・水産学研究者			
051-04	医学研究者			

新分類案	現行分類	備考
051-05 人文科学研究者	人文科学研究者 哲学研究者 史学研究者 文学研究者 美術研究者 心理学研究者 教育学研究者 社会科学研究者 社会学研究者 法学・政治学研究者 経済学研究者 商学・経営学研究者	廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-05～) 廃止 (新051-06～) 廃止 (新051-06～) 廃止 (新051-06～) 廃止 (新051-06～) 新設 (旧011-99) 新設 (旧02の一部分) 廃止 (新06、07、08～) 新設 (旧021、022、023、024、029-10～13・-99を統合) 廃止 (新061～) 新設 (旧021-10～13、-20～21、-30を統合) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 廃止 (新061-01～) 新設 (旧022-10～15、-20、-30～31、029-10～13を統合) 廃止 (新061-02～) 廃止 (新061-02～) 新設 (旧023-10～11、-20を統合) 廃止 (新061-03～) 廃止 (新061-03～) 廃止 (新061-03～) 廃止 (新061-03～) 廃止 (新061～) 新設 (旧024-10～12、-20、-30を統合) 廃止 (新061-04～) 廃止 (新061-04～) 廃止 (新061-04～) 廃止 (新061-04～)
051-06 社会科学研究者	社会科学研究者	
061-01 農林水産技術者	02 農林水産業・食品技術者 021 農業技術者 農業技術員 種苗育成技術員 土壌改良技術員 病虫害防除技術員 農業経営指導員 農業改良普及員 農作物検査員 022 畜産技術者 畜産技術員 種付技術員 ふ化技術員 肥育技術員 飼料技術員 ふん尿処理技術員 養蜂技術員 畜産検査技術員 ひな鑑別員 023 林業技術者 林業技術員 森林病虫害防除技術員 林業検査技術員 024 水産技術者 水産技術員 養殖技術員 漁労技術員 水産物検査技術員	
061-02 畜産技術者	畜産技術者	
061-03 林業技術者	林業技術者	
061-04 水産技術者	水産技術者	

新分類案	現行分類	備考
	<p>024-30 水産資源保護指導員</p> <p>025 食品技術者</p> <p>025-10 食品製造技術者</p> <p>025-11 かん詰製造技術者</p> <p>025-12 食品冷凍技術者</p> <p>025-20 醸造技術者</p> <p>025-99 他に分類されない食品技術者</p> <p>029 その他の農林水産業・食品技術者</p> <p>029-10 養蚕技術者</p> <p>029-11 栽桑技術員</p> <p>029-12 養蚕技術員</p> <p>029-13 蚕業検査技術員</p> <p>029-99 他に分類されない農林水産業・食品技術者</p>	<p>廃止 (新061-04へ)</p> <p>廃止 (新071、081へ)</p> <p>廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>廃止 (新061-02へ)</p> <p>廃止 (新061-02へ)</p> <p>廃止 (新061-02へ)</p> <p>廃止 (新061-02へ)</p> <p>廃止 (新061-01、-02、-03、-04へ)</p> <p>新設 (旧025、03、04のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025の一部)</p> <p>新設 (旧025-10～12、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034、035のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031の一部)</p> <p>新設 (旧031-10～12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-10～12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧031-20の一部)</p> <p>新設 (旧032、033、039のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧032-10、033-10、039-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧041の一部)</p> <p>新設 (旧041-10、-20、-30、-40、-50、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧042の一部)</p> <p>新設 (旧042-10、-20、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036、039、043、049のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧043-10、-20、-30、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧036-10～99、039-10、049-10～99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧025の一部)</p> <p>新設 (旧025-10～12、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034、035のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-10、-20～22、-30～31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧034-99の一部)</p>
<p>07 開発技術者</p> <p>071 食品開発技術者</p> <p>食品開発技術者</p> <p>072 電気・電子・電気通信開発技術者</p> <p>(通信ネットワークを除く)</p> <p>電気・電子・電気通信設計技術者</p> <p>072-99 他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者</p> <p>(通信ネットワークを除く)</p> <p>073 機械開発技術者</p> <p>機械設計技術者</p> <p>他に分類されない機械開発技術者</p> <p>074 自動車開発技術者</p> <p>自動車設計技術者</p> <p>他に分類されない自動車開発技術者</p> <p>075 輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)</p> <p>輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)</p> <p>076 金属製錬・材料開発技術者</p> <p>金属製錬・材料開発技術者</p> <p>077 化学品開発技術者</p> <p>化学品開発技術者</p> <p>079 その他の開発技術者</p> <p>薬業製品開発技術者</p> <p>他に分類されない開発技術者</p>	<p>08 製造技術者</p> <p>081 食品製造技術者</p> <p>食品製造技術者</p> <p>082 電気・電子・電気通信製造技術者</p> <p>(通信ネットワークを除く)</p> <p>電気・電子・電気通信機器生産技術者</p> <p>082-01 電気・電子・電気通信機器生産技術者</p> <p>082-02 電気工事技術者</p>	<p>071 廃止 (新071、081へ)</p> <p>072 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>072-99 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>073 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>073-99 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>074 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>074-99 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>075 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>075-01 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>076 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>077 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>079 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>079-01 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>079-99 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>081 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>082 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>082-01 廃止 (新071-01、081-01へ)</p> <p>082-02 廃止 (新071-01、081-01へ)</p>

新分類案	現行分類	備考
<p>082-99 他に分類されない電子・電気・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)</p> <p>083 機械製造技術者 機械生産技術者 他に分類されない機械製造技術者</p> <p>084 自動車製造技術者 自動車生産技術者 他に分類されない自動車製造技術者</p> <p>085 輸送用機器製造技術者(自動車を除く) 輸送用機器製造技術者(自動車を除く)</p> <p>086 金属製錬・材料製造技術者 金属製錬・材料製造技術者</p> <p>087 化学製品製造技術者 化学品生産技術者 分析化学技術者 他に分類されない化学製品製造技術者</p> <p>089 その他の製造技術者 薬業製品製造技術者 他に分類されない製造技術者</p>		<p>新設(旧034-10、-20～-22、-30～-31、-99、035-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧031の一部)</p> <p>新設(旧031-10～-12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧031-10～-12、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧031-20の一部)</p> <p>新設(旧031-20の一部)</p> <p>新設(旧031-20の一部)</p> <p>新設(旧032、033、039のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧032-10、033-10のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧041の一部)</p> <p>新設(旧041-10、-20、-30、-40、-50、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧042の一部)</p> <p>新設(旧042-10、-20、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>移設(旧042-50)</p> <p>新設(旧042-10、-20、-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧036、039、043、049のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧043-10、-20、-30、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設(旧036-10～-99、039-10、049-10～-99のそれぞれの一部を統合)</p>
<p>03 機械・電気技術者</p> <p>031 機械技術者 一般機械技術者 原動機技術者 工作機械技術者 自動車技術者 精密機械技術者 プラント技術者</p> <p>032 航空機技術者 航空機技術者</p> <p>033 造船技術者 造船技術者</p> <p>034 電気技術者 強電技術者 弱電技術者 電子機器技術者 半導体技術者 電気装置技術者 発送電装置技術者 他に分類されない電気技術者</p> <p>035 電気通信技術者 電気通信技術者</p> <p>036 原子力技術者 放射性物質製造技術者 原子炉技術者 放射線利用機器技術者</p>		<p>廃止(新07、08～)</p> <p>廃止(新073、074、083、084～)</p> <p>廃止(新073-01～-99、083-01～-99～)</p> <p>廃止(新073-01～-99、083-01～-99～)</p> <p>廃止(新073-01～-99、083-01～-99～)</p> <p>廃止(新073-01～-99、083-01～-99～)</p> <p>廃止(新074-01～-99、084-01～-99～)</p> <p>廃止(新073-01～-99、083-01～-99～)</p> <p>廃止(新073-01～-99、083-01～-99～)</p> <p>廃止(新075、085～)</p> <p>廃止(新075-01、085-01～)</p> <p>廃止(新075、085～)</p> <p>廃止(新075-01、085-01～)</p> <p>廃止(新072、082～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新072、082～)</p> <p>廃止(新072-01～-99、082-01～-99～)</p> <p>廃止(新079、089～)</p> <p>廃止(新089-99～)</p> <p>廃止(新079-99、089-99～)</p> <p>廃止(新079-99、089-99～)</p>

新分類案	現行分類	備考
	036-40 放射線安全管理技術者 036-99 他に分類されない原子力技術者 039 その他の機械・電気技術者 039-10 その他の機械・電気技術者	廃止 (新089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079、089へ) 廃止 (新079-99、089-99へ)
	04 鉱工業技術者 (機械・電気技術者を除く) 041 金属製錬・材料技術者 041-10 金属製錬技術者 041-11 電気精錬技術者 041-20 鑄造技術者 041-30 鍛造技術者 041-40 圧延技術者 041-50 合金技術者 041-99 他に分類されない金属製錬・材料技術者 042 化学技術者 042-10 有機化学技術者 (高分子化学を除く) 042-20 無機化学技術者 (高分子化学を除く) 042-30 高分子化学技術者 042-40 バイオケミカル技術者 042-50 分析化学技術者 043 窯業技術者 043-10 普通陶磁器技術者 043-20 ファイレンセラミックス製造技術者 043-30 ガラス技術者 043-99 他に分類されない窯業技術者 049 その他の鉱工業技術者 049-10 鉱山技術者 049-11 探鉱技術者 049-12 採鉱技術者 049-13 鉱山保安技術者 049-20 製糸・紡織技術者 049-21 製糸技術者 049-22 紡織技術者 049-23 織布技術者 049-24 ニット技術者 049-25 染色技術者 049-99 他に分類されない鉱工業技術者	廃止 (新07、08へ) 廃止 (新076、086へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新076-01、086-01へ) 廃止 (新077、087へ) 廃止 (新077-01、087-01・99へ) 廃止 (新077-01、087-01・99へ) 廃止 (新077-01、087-01・99へ) 廃止 (新077-01、087-01・99へ) 廃止 (新077-01、087-01・99へ) 廃止 (新087-02へ) 廃止 (新079、089へ) 廃止 (新079-01、089-01へ) 廃止 (新079-01、089-01へ) 廃止 (新079-01、089-01へ) 廃止 (新079-01、089-01へ) 廃止 (新079、089へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ) 廃止 (新079-99、089-99へ)
09 建築・土木・測量技術者 091 建築技術者 091-01 建築設計技術者 091-02 建築工事監督 091-99 他に分類されない建築技術者 092 土木技術者 092-01 土木設計技術者 092-02 土木工事監督 092-99 他に分類されない土木技術者	05 建築・土木・測量技術者 051 建築技術者 051-10 建築技術者 051-11 建築設計技術者 051-12 工事監理技術者 052 土木技術者 052-10 道路技術者	廃止 (新091-99へ) 改称 新設 (旧051-10) 新設 (旧052-10、-20、-30、-40、-99のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧052-99の一部) 新設 (旧052-10、-20、-30、-40、-99のそれぞれの一部を統合) 廃止 (新092-01、-99へ)

新分類案		現行分類		備考
122	歯科医師	082	歯科医師	
122-01	歯科医師	082-10	歯科医師	
123	獣医師	083	獣医師	
123-01	獣医師	083-10	獣医師	
124	薬剤師	084	薬剤師	
124-01	薬剤師 (調剤)			新設 (旧084-10の一部)
124-02	薬剤師 (医薬品販売)			新設 (旧084-10の一部)
124-99	他に分類されない薬剤師			新設 (旧084-10の一部)
13	保健師、助産師、看護師	09	保健師 (士)、助産師、看護師 (士)	
131	保健師	091	保健師・保健士	改称
131-01	保健師	091-10	保健師・保健士	改称
132	助産師	092	助産師	改称
132-01	助産師	092-10	助産師	改称
133	看護師、准看護師	093	看護師・看護士	改称
133-01	看護師	093-10	看護師 (士)	改称
133-02	准看護師	093-20	准看護師 (士)	改称
14	医療技術者	10	医療技術者	
141	診療放射線技師	101	診療放射線技師	
141-01	診療放射線技師	101-10	診療放射線技師	配列の変更 (旧106)
142	臨床工学技士	102	臨床検査技師、衛生検査技師	配列の変更 (旧106-10)
142-01	臨床工学技士	102-10	臨床検査技師	改称
143	臨床検査技師	102-20	衛生検査技師	
143-01	臨床検査技師			廃止 (新143-01へ)
144	理学療法士	103	理学療法士、作業療法士	新設 (旧103の一部)
144-01	理学療法士	103-10	理学療法士	
145	作業療法士	103-20	作業療法士	配列の変更 (旧107)
145-01	作業療法士			配列の変更 (旧107-10)
146	視能訓練士、言語聴覚士	104	視能訓練士、言語聴覚士	配列の変更 (旧107-20)
146-01	視能訓練士	104-10	歯科衛生士	
146-02	言語聴覚士	104-10	歯科衛生士	
147	歯科衛生士	105	歯科衛生士	
147-01	歯科衛生士	105-10	歯科衛生士	
148	歯科技工士	106	臨床工学技士	
148-01	歯科技工士	106-10	臨床工学技士	配列の変更 (新142)
		107	視能訓練士、言語聴覚士	配列の変更 (新142-01)
		107-10	視能訓練士	配列の変更 (新146)
		107-20	言語聴覚士	配列の変更 (新146-01)
15	その他の保健医療の職業	11	その他の保健医療の職業	配列の変更 (新146-02)
151	栄養士、管理栄養士	111	栄養士	改称
151-01	栄養士	111-10	栄養士	新設 (旧111-10の一部)
151-02	管理栄養士			新設 (旧111-10の一部)
152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師			新設 (旧112の一部)

新分類案	現行分類	備考
<p>152-01 あん摩マッサージ指圧師</p> <p>152-02 はり師</p> <p>152-03 さゆう師</p> <p>153 柔道整復師</p> <p>153-01 柔道整復師</p> <p>159 他に分類されない保健医療の職業</p> <p>159-01 義肢装具士</p> <p>159-99 他に分類されないその他の保健医療の職業</p>	<p>112 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師</p> <p>あん摩マッサージ指圧師</p> <p>はり師</p> <p>きゆう師</p> <p>柔道整復師</p> <p>119 他に分類されない保健医療の職業</p> <p>義肢装具士</p> <p>医療技術員</p> <p>医療・薬事・衛生監視員</p> <p>医療監視員</p> <p>薬事監視員</p> <p>食品衛生監視員</p> <p>看護補助者</p> <p>他に分類されないその他の保健医療の職業</p>	<p>廃止 (新152、153へ)</p> <p>改称</p> <p>新設 (旧112の一部)</p> <p>廃止 (新159-99へ)</p> <p>廃止 (新159-99へ)</p> <p>廃止 (新159-99へ)</p> <p>廃止 (新159-99へ)</p> <p>廃止 (新159-99へ)</p> <p>廃止 (新371-01、372-01、379-99へ)</p>
<p>16 社会福祉の専門的職業</p> <p>161 福祉相談・指導専門員</p> <p>161-01 福祉相談員</p> <p>161-99 他に分類されない福祉相談・指導専門員</p> <p>162 福祉施設指導専門員</p> <p>162-01 老人福祉施設指導専門員</p> <p>162-02 障害者施設指導専門員</p> <p>162-03 児童福祉施設指導専門員</p> <p>163 保育士</p> <p>163-01 保育士</p> <p>169 その他の社会福祉の専門的職業</p> <p>169-01 介護支援専門員</p> <p>169-02 医療ソーシャルワーカー</p> <p>169-99 他に分類されない社会福祉の専門的職業</p>	<p>12 社会福祉専門的職業</p> <p>121 福祉相談指導専門員</p> <p>福祉相談指導専門員</p> <p>ケースワーカー</p> <p>福祉司</p> <p>心理判定員</p> <p>122 福祉施設指導専門員</p> <p>福祉施設指導専門員</p> <p>123 保育士</p> <p>保育士</p> <p>124 福祉施設療母・療父</p> <p>福祉施設療母・療父</p> <p>129 その他の社会福祉専門的職業</p> <p>介護支援専門員</p> <p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>他に分類されない社会福祉の専門的職業</p>	<p>改称</p> <p>改称</p> <p>新設 (旧121-10・11の一部、-12)</p> <p>新設 (旧121-10・11の一部、-13)</p> <p>廃止 (新161-01、-99へ)</p> <p>廃止 (新161-01、-99へ)</p> <p>廃止 (新161-01へ)</p> <p>廃止 (新161-99へ)</p> <p>新設 (旧122-10の一部)</p> <p>新設 (旧122-10の一部)</p> <p>新設 (旧122-10の一部)</p> <p>廃止 (新162-01、-02、-03へ)</p> <p>廃止 (新361へ)</p> <p>改称 (新361-01へ)</p> <p>新設 (旧129-10の一部)</p> <p>新設 (旧129-10の一部)</p> <p>新設 (旧129-10の一部)</p> <p>廃止 (新169-01、-02、-99へ)</p>
<p>17 法務の職業</p> <p>171 裁判官</p> <p>171-01 裁判官</p> <p>172 検察官</p> <p>172-01 検察官</p> <p>173 弁護士</p> <p>173-01 弁護士</p> <p>174 弁理士</p>	<p>13 法務の職業</p> <p>131 裁判官、検察官、弁護士</p> <p>裁判官</p> <p>検察官</p> <p>弁護士</p>	<p>新設 (旧131の一部)</p> <p>廃止 (新171、172、173へ)</p> <p>新設 (旧131の一部)</p> <p>新設 (旧131の一部)</p> <p>新設 (旧132の一部)</p>

新分類案	現行分類	備考
174-01 175 175-01 179 179-01	弁理士 司法書士 司法書士 その他の法務の職業 土地家屋調査士	廃止 (新174、175へ) 新設 (旧132の一部) 移設 (旧205-20) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ) 廃止 (新179-99へ)
179-99	他に分類されない法務の職業	他に分類されない法務の職業
18	経営・金融・保険の専門的職業	改称
181	公認会計士	(旧141の一部) 新設 (新181、182へ)
181-01	公認会計士	廃止 (新181、182へ)
182	税理士	廃止 (新181-01へ)
182-01	税理士	新設 (旧141の一部)
183	社会保険労務士	新設 (旧209-99の一部)
183-01	社会保険労務士	新設 (旧209-99の一部)
184	金融・保険専門職	改称
184-01	金融・保険専門職	新設 (旧149-10、149-99の一部を統合)
189	その他の経営・金融・保険の専門的職業	改称
189-01	経営コンサルティング	廃止 (新189-01へ)
189-99	他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業	改称
19	教育の職業	
191	幼稚園教員	廃止 (新191-01へ)
191-01	幼稚園教員	廃止 (新191-01へ)
192	小学校教員	廃止 (新192-01へ)
192-01	小学校教員	廃止 (新192-01へ)
193	中学校教員	廃止 (新193-01へ)
193-01	中学校教員	廃止 (新193-01へ)
194	高等学校教員	廃止 (新194-01へ)
194-01	高等学校教員	廃止 (新194-01へ)
194-11	高等学校校長	廃止 (新194-01へ)
194-12	高等学校教頭	廃止 (新194-01へ)
194-13	高等学校養護教諭	廃止 (新194-01へ)

新分類案	現行分類	備考
195 中等教育学校教員 195-01 中等教育学校教員 196 特別支援学校教員 196-01 特別支援学校教員 197 高等専門学校教員 197-01 高等専門学校教員	155 高等専門学校教員 155-10 高等専門学校教員 155-11 高等専門学校校長 155-12 高等専門学校助手 156 大学教員 156-10 大学教員 156-11 学長 156-12 大学教授 156-13 大学助教授 156-14 大学講師 156-15 大学助手 157 盲学校・ろう学校・養護学校教員 157-10 盲学校・ろう学校教員 157-11 盲学校・ろう学校校長・園長 157-12 盲学校・ろう学校教頭 157-20 養護学校教員 157-21 養護学校校長・園長 157-22 養護学校教頭 159 その他の教育の職業 159-10 専修学校教員 159-20 各種学校教員 159-30 職業訓練指導員 159-40 研修施設教員 159-50 きょう正指導員 159-99 他に分類されない教育の職業	新設 新設 旧157の改称、配列の変更 新設 (旧157-10～12、-20～22を統合) 廃止 (新197-01へ) 廃止 (新197-01へ) 廃止 (新198-01へ) 廃止 (新198-01へ) 廃止 (新198-01へ) 廃止 (新198-01へ) 廃止 (新198-01へ) 廃止 (新196へ) 廃止 (新196-01へ) 廃止 (新196-01へ) 廃止 (新196-01へ) 廃止 (新196-01へ) 廃止 (新196-01へ) 廃止 (新196-01へ) 廃止 (新196-01へ) 廃止 (新199-99へ)
199 専修学校教員 199-01 専修学校教員 199-02 各種学校教員 199-03 職業訓練指導員 199-04 研修施設教員 199-99 他に分類されない教育の職業	16 宗教家 161 宗教家 161-10 宗教家 161-11 神職 161-12 仏教僧侶 161-13 キリスト教聖職者	廃止 廃止 (新201-01へ) 廃止 (新201-01へ) 廃止 (新201-01へ)
20 宗教家 201 宗教家 201-01 宗教家	17 文芸家、記者、編集者 171 文芸家、著述家 171-10 文芸作家 171-20 脚本家 171-30 評論家 171-40 翻訳家 171-50 コピーライター 171-99 他に分類されない文芸家、著述家 172 記者、編集者 212-01 新聞・放送記者	改称 改称 (旧171-10、-20を統合) 新設 (新211-01へ) 廃止 (新211-01へ) 廃止 (新211-01へ) 廃止 (新211-99へ) 改称 (旧172の一部) 新設 (新212、213へ) 廃止 (旧172-11、-12、-21を統合) 新設

新分類案	現行分類	備考
212-02 雑誌記者 211-04 テクニクラライター 212-99 他に分類されない記者 213 編集者 213-01 新聞・雑誌・図書編集者 213-99 他に分類されない編集者	172-10 新聞記者・編集員 172-11 新聞記者 172-12 新聞論説員 172-13 新聞編集員 172-20 放送記者・番組編成員 172-21 放送記者 172-22 番組編成員 172-30 雑誌記者、図書編集者 172-31 雑誌記者・編集者 172-32 図書編集者 172-99 他に分類されない記者、編集者	(旧172-31の一部) 新設 (旧172-99の一部) 新設 (旧172-10・20・30・99のそれぞれ一部) 新設 (旧172の一部) 新設 (旧172-13、-31の一部、-32を統合) 新設 (旧172-10・20・30・99のそれぞれ一部、-22) 廃止 (新212-99、213-99へ) 廃止 (新212-01へ) 廃止 (新212-01へ) 廃止 (新213-01へ) 廃止 (新212-99、213-99へ) 廃止 (新212-01へ) 廃止 (新213-99へ) 廃止 (新212-99、213-99へ) 廃止 (新212-02、213-01へ) 廃止 (新213-01へ) 廃止 (新212-99、213-99へ)
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 221 彫刻家 221-01 彫刻家 222 画家、書家 222-01 画家・書家 222-02 漫画家、イラストレーター 223 工芸美術家 223-01 工芸美術家 224 デザイナー 224-01 グラフィックデザイナー 224-02 ウェブデザイナー 224-03 デイスプレーデザイナー 224-04 工業デザイナー 224-05 インテリアデザイナー 224-06 服飾デザイナー 224-99 他に分類されないデザイナー 225 写真家、映像撮影者 225-01 写真家	18 美術家、デザイナー、写真家 181 彫刻家 181-10 彫刻家 182 画家、書家 182-10 画家 182-11 日本画家 182-12 洋画家 182-13 版画家 182-20 書家 182-30 漫画家、イラストレーター 182-99 他に分類されない画家、書家 183 工芸美術家 183-10 工芸美術家 184 デザイナー 184-10 商業デザイナー 184-11 グラフィックデザイナー 184-12 デイスプレーデザイナー 184-20 工業デザイナー 184-30 インテリアデザイナー 184-40 服飾デザイナー 184-41 テキスタイルデザイナー 184-99 他に分類されないデザイナー 185 写真家 185-10 営業写真家 185-20 カメラマン 185-21 商業カメラマン 185-22 報道カメラマン	改称 新設 (旧182-10~13、-20、-99を統合) 廃止 (新222-01へ) 廃止 (新224-99へ) 新設 (旧184-99の一部) 廃止 (新224-06へ) 改称 新設 (旧185-10、-20~22を統合) 廃止 (新225-01へ) 廃止 (新225-01へ) 廃止 (新225-01へ) 廃止 (新225-01へ)

新分類案		現行分類		備考	
225-02	映像撮影者	映画カメラマン 動画カメラマン テレビカメラマン 写真家助手		新設 (旧185-30～31、-40を統合) 廃止 (新225-02へ) 廃止 (新225-02へ) 廃止 (新225-02へ) 改称	
23	写真家・映像撮影者助手				
231	音楽家、舞台芸術家				
231-01	音楽家	作曲家 指揮者 演奏家 歌手 邦楽師 舞踊家		新設 (旧191-10、-20、-30、-40、-50を統合) 廃止 (新231-01へ) 廃止 (新231-01へ) 廃止 (新231-01へ) 廃止 (新231-01へ) 廃止 (新231-01へ) 新設 (旧192-10、-20、-99を統合) 廃止 (新232-01へ) 廃止 (新232-01へ) 廃止 (新232-01へ)	
232	舞踊家				
232-01	舞踊家	日本舞踊家 洋舞踊家 他に分類されない舞踊家 俳優		新設 (旧193-10～12、-20、-30、-99を統合) 廃止 (新233-01へ) 廃止 (新233-01へ) 廃止 (新233-01へ) 廃止 (新233-01へ) 廃止 (新233-01へ) 廃止 (新233-01へ)	
233	俳優				
233-01	俳優	舞台俳優 歌舞伎俳優 能師・狂言師 テレビ・映画俳優 声優 他に分類されない俳優 プロデューサー、演出家		新設 (旧195-10、-20、-30、-40、-50、-60、-99を統合) 廃止 (新234-02へ) 廃止 (新234-02へ) 廃止 (新234-01、-02へ)	
234	プロデューサー、演出家				
234-01	プロデューサー	プロデューサー 演出家 舞台演出家 映画監督 他に分類されないプロデューサー、演出家 演芸家		新設 (旧195-10、-20、-30、-40、-50、-60、-99を統合) 廃止 (新235-01へ) 廃止 (新235-01へ) 廃止 (新235-01へ) 廃止 (新235-01へ) 廃止 (新235-01へ) 廃止 (新235-01へ) 廃止 (新235-01へ)	
235	演芸家				
235-01	演芸家	講師、浪曲師 落語家、漫才師 奇術師 人形使い コマデイアン 曲芸師 他に分類されない演芸家 その他の専門的職業		新設 (旧209-60の改称) 改称 (旧209-60を移設) 新設 (旧209-99の一部) 新設 (旧209-99の一部) 改称	
24	その他の専門的職業				
241	図書館司書				
241-01	図書館司書				
242	学芸員				
242-01	学芸員				
243	カウンセラー (医療・福祉施設を除く)				
243-01	カウンセラー				

新分類案	現行分類	備考
243-01 学生カウンセラー	201-10 カウンセラー	廃止 (新243-99へ)
243-02 職場カウンセラー	201-11 学生カウンセラー	
243-03 職業相談員	201-12 職場カウンセラー	
243-99 他に分類されないカウンセラー	201-13 職業相談員	
244 個人教師	202 個人教師	新設 (旧201-10)
244-01 教科学習補習教師	202-10 学習個人教師	新設 (旧202-10の一部)
244-02 パソコン教室教師	202-20 芸芸個人教師	新設 (旧202-99の一部)
244-03 スポーツ個人教師	202-30 スポーツ個人教師	廃止 (新244-01、-99へ)
244-99 他に分類されない個人教師	202-99 他に分類されない個人教師	廃止 (新244-99へ)
245 職業スポーツ家	203 職業スポーツ家	
245-01 職業スポーツ家	203-10 競技者	新設 (旧203-10、-20、-30、-99を統合)
	203-20 監督・コーチ	廃止 (新245-01へ)
	203-30 スポーツ審判員	廃止 (新245-01へ)
	203-99 他に分類されない職業スポーツ家	廃止 (新245-01へ)
	204 監督的専門公務員	廃止 (新249へ)
	204-10 監督的専門公務員	廃止 (新249-99へ)
	204-11 労働基準監督官	廃止 (新249-99へ)
	204-12 船員労務官	廃止 (新249-99へ)
	204-13 鉱務監督官	廃止 (新249-99へ)
	204-14 建築調査員	廃止 (新249-99へ)
	204-15 輸出品検査員	廃止 (新249-99へ)
	204-16 特許審査官	廃止 (新249-99へ)
	204-17 国税調査官	廃止 (新249-99へ)
	204-18 電波監視官	廃止 (新249-99へ)
	205 行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士	廃止 (新179、249へ)
	205-10 行政書士	廃止 (新249-01へ)
	205-20 土地家屋調査士	廃止 (新179-01へ)
	205-30 不動産鑑定士	廃止 (新249-02へ)
246 通信機器操作員	209 他に分類されない専門的職業	新設 (旧501、502を統合・移設)
246-01 無線通信員		新設 (旧501-10～12を集約・移設)
246-02 無線技術員		新設 (旧501-20～23、-30を統合・移設)
246-03 有線通信員		新設 (旧502-10、-20～21を統合・移設)
246-99 他に分類されない通信機器操作員		新設 (旧501-10、-99を移設)
249 行政書士		
249-01 行政書士		移設 (旧205-10)
249-02 不動産鑑定士		移設 (旧205-30)
249-03 ラジオ・テレビアナウンサー	209-10 ラジオ・テレビアナウンサー	
249-04 通訳	209-20 通訳	
249-05 速記者	209-30 調律師	
249-06 調律師	209-40 照明家	移設 (旧311-10)
249-07 調教師	209-50 調教師	廃止 (新249-99へ)
249-08 通関士		新設 (旧209-99の一部)

新分類案		現行分類		備考
249-99	他に分類されないその他の専門的職業	209-60	司書	移設・改称 (新241-01へ)
		209-70	社会教育主事	廃止 (新249-99へ)
		209-99	他に分類されないその他の専門的職業	
C	事務的職業	C	事務的職業	
25	一般事務の職業	25	一般事務の職業	
251	総務事務員	251	総務事務員	新設 (旧251の一部)
251-01	総務事務員	251-10	総務事務員	廃止 (新251、252へ)
252	人事事務員	251-11	人事係事務員	新設 (旧251の一部)
252-01	人事係事務員	251-12	文書係事務員	移設・改称 (旧252-13)
252-02	教育・研修係事務員	251-13	広報係事務員	廃止 (新251-01へ)
		252	企画・調査事務員	廃止 (新251-01へ)
253	企画・調査事務員	252-10	企画事務員	集約 (新252-10、-12)
253-01	企画係事務員 (商品企画を除く)	252-11	商品企画事務員	廃止 (新253-01へ)
253-02	商品企画事務員	252-12	資材計画係事務員	廃止 (新253-01へ)
		252-13	教育・研修企画事務員	移設・改称 (新252-02へ)
253-03	調査事務員	252-20	調査事務員	
254	受付・案内事務員	253	受付・案内事務員	新設 (旧253-10の一部)
254-01	会社・団体受付係	253-10	受付・案内事務員	新設 (旧253-10の一部)
254-99	他に分類されない受付・案内事務員	254	秘書	廃止 (新254-01、-99、404-01へ)
255	秘書	254-10	秘書	
255-01	秘書			
256	電話応接事務員			
256-01	電話交換手			新設 (旧289、503のそれぞれ一部)
256-02	コールセンターオペレーター			移設 (旧503-10～13を集約)
256-03	テレフォンアポインター			新設 (旧289-20、-99のそれぞれ一部)
256-99	他に分類されない電話応接事務員			移設 (旧289-10)
257	総合事務員	255	一般事務員	新設 (新289-99の一部)
257-01	総合事務員	255-10	一般事務員	改称
257-97	事務補助員	255-97	事務補助員	改称
258	医療・介護事務員			
258-01	医療事務員			新設 (旧259-20、259-99の一部を統合)
258-02	介護事務員			移設 (旧259-20)
				新設 (旧259-99の一部)
259	その他の一般事務の職業	259	その他の一般事務の職業	
259-01	通信販売受付事務員 (電話を除く)	259-10	法務行政事務員	新設 (旧289-20の一部)
259-02	診療情報管理事務員	259-11	戸籍事務員	新設 (旧209-99の一部)
		259-12	登記事務員	廃止 (新259-99へ)
		259-13	特許書記	廃止 (新259-99へ)
		259-14	著作権係事務員	廃止 (新259-99へ)
		259-20	医療事務員	廃止 (新259-99へ)
		259-30	船舶パーサー	移設 (新258-01へ)
				廃止 (新259-99へ)

新分類案		現行分類		備考
259-99	他に分類されない一般事務の職業	259-99	他に分類されない一般事務の職業	
26	会計事務の職業	26	会計事務の職業	
261	現金出納事務員	261	現金出納事務員	
261-01	現金出納事務員	261-10	現金出納事務員	
		261-11	レジ係	
		261-12	支払出納事務員	
262	銀行等窓口事務員	262	金融機関窓口事務員	
262-01	銀行等窓口事務員	262-10	金融機関窓口事務員	
		262-11	預貯金係員	
263	経理事務員			
263-01	経理事務員	263	予算・経理事務員	
		263-10	予算係事務員	
		263-20	会計経理事務員	
		263-21	経理事務員	
		263-22	用度係事務員	
		263-30	会計監査係員	
269	その他の会計事務の職業	269	その他の会計事務の職業	
269-01	予算係事務員	269-10	徴収事務員	
269-02	用度係事務員	269-11	関税徴収係員	
269-03	徴収事務員	269-12	徴税係員	
		269-13	社会保険料徴収係員	
		269-14	料金係事務員	
269-04	原価計算・見積事務員	269-20	原価計算事務員	
27	生産関連事務の職業	27	生産関連事務の職業	
271	生産現場事務員	271	生産現場事務員	
271-01	生産・工程管理事務員	271-10	生産現場事務員	
		271-11	工程管理事務員	
271-99	他に分類されない生産現場事務員	271-12	工場事務員	
272	出荷・受荷係事務員	272	出荷・受荷係事務員	
272-01	クレーン・コンベヤ等受入係員	272-10	受入係員	
		272-11	クレーン・コンベヤ注文受入事務員	
		272-12	写真DPE注文受入事務員	
272-02	検収・検品係員	272-20	検収・検品係員	
272-03	保管・管理係員	272-30	保管・管理係員	
272-04	出荷・発送係員	272-40	出荷・発送係員	
		272-41	船積出荷係員	
28	営業・販売関連事務の職業	28	営業・販売関連事務の職業	
281	営業・販売事務員	281	営業・販売事務員	
281-01	仕入係事務員	281-10	仕入係事務員	
281-02	販売係事務員			

新分類案	現行分類	備考
281-03 営業事務員 281-04 貿易係事務員 281-05 金融・保険事務員	281-20 販売係事務員 281-21 信用調査係員 281-22 サービス係事務員 281-30 貿易係事務員 281-40 金融・保険事務員 281-41 貸付調査係事務員 281-42 貸付融資係事務員 281-43 証券係事務員 281-44 保険調査員 281-45 損害査定係事務員 281-46 保険金支払係事務員 281-99 他に分類されない営業・販売事務員 289 その他の営業・販売関連事務の職業 テレフォニアポイーター 通信販売受付事務員 他に分類されない営業・販売関連事務の職業	廃止 (新281-02、281-03へ) 廃止 (新281-02へ) 廃止 (新281-02へ) 新設 (旧281-20の一部) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新281-05へ) 廃止 (新289-99へ) 移設 (新256-03へ) 廃止 (新256-02、259-01へ) 改称
289-99 その他の営業・販売関連事務の職業	289-99 その他の営業・販売関連事務の職業	
29 291 291-01 292 292-01 299 299-01	29 291 291-10 299 299-10 299-11 299-12 299-13 299-99 29 検針員 電気メーター検針員 ガスメーター検針員 水道メーター検針員 他に分類されない外勤事務の職業 299 その他の外勤事務の職業 検針員 電気メーター検針員 ガスメーター検針員 水道メーター検針員 他に分類されない外勤事務の職業	新設 (旧299の一部) 新設 (旧299-99の一部) 廃止 (新299-01へ) 廃止 (新299-01へ) 廃止 (新299-01へ)
299-99 他に分類されない外勤事務の職業	299-99 他に分類されない外勤事務の職業	
30 301 301-01 301-02 301-03 302 302-01 302-02 302-03 302-04	30 301 301-10 301-11 301-20 301-21 301-22 301-30 301-31 302 302-10 302-11 302-20 302-21 302-22 302-23 302-30 30 運輸・郵便事務の職業 301 旅客・貨物係事務員 運輸出改札係 有料道路料金収受係員 旅客係 鉄道旅客係 航空旅客係 貨物受付事務員 小荷物係 302 運行管理事務員 鉄道運行管理事務員 鉄道運輸計画事務員 道路運行管理事務員 貨物運送事務員 旅客自動車運行事務員 配車事務員 船舶運航管理事務員	改称 新設 (旧301-10、301-20~22を統合) 廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-01へ) 廃止 (新301-03へ) 廃止 (新302-01へ) 廃止 (新302-02、-03へ) 改称 新設 (旧302-22、23を統合) 廃止 (新302-03へ) 廃止 (新302-03へ)
301-01 運輸出改札・旅客係	301-10 運輸出改札係	
301-02 有料道路料金収受員	301-11 有料道路料金収受係員	
301-03 貨物受付事務員	301-20 旅客係	
302-01 鉄道運行管理事務員	301-21 鉄道旅客係	
302-02 貨物自動車運行管理事務員	301-22 航空旅客係	
302-03 旅客自動車運行管理事務員	301-30 貨物受付事務員	
302-04 船舶運航管理事務員	301-31 小荷物係	

新分類案	現行分類	備考
302-05 航空運管理事務員	302-31 配船・運航計画事務員	廃止 (新302-04へ)
303 郵便事務員	302-40 航空運管理事務員	廃止 (新302-05へ)
303-01 郵便窓口事務員	302-41 航空ディスプレイバスチャーター	新設 (旧303の一部)
303-02 郵便内務事務員	303 郵便・通信事務員	廃止 (新303へ、通信事務員は完全廃止)
	303-10 郵便・通信窓口事務員	新設 (旧303-10～12を集約)
	303-11 特殊郵便係員	廃止 (新303-01へ)
	303-12 小包係員	廃止 (新303-01へ)
	303-20 郵便・通信内務事務員	廃止 (新303-01へ)
	303-21 区分整理係員	新設 (旧303-20の一部、-21、-22を集約)
	303-22 継送係員	廃止 (新303-02へ)
	309 その他の運輸・通信事務の職業	廃止 (新303-02へ)
	309-10 その他の運輸・通信事務の職業	廃止 (新259、301へ)
31 事務用機器操作の職業	31 事務用機器操作の職業	廃止 (新259-99、301-01へ)
311 パーソナルコンピュータ操作員	311 速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員	新設 (旧319の一部)
311-01 パーソナルコンピュータ操作員	311-10 速記者	新設 (旧319-10の一部)
	311-20 タイピスト	廃止 (新249、319へ)
	311-21 和文タイピスト	廃止 (新249-06へ)
	311-22 欧文タイピスト	廃止 (新319-99へ)
	311-30 ワードプロセッサ操作員	廃止 (新319-99へ)
312 データ入力係員	312 キーパンチャー	廃止 (新319-99へ)
312-01 データ入力係員	312-10 キーパンチャー	改称
313 コンピュータ操作員	313 電子計算機オペレーター	改称
313-01 パーソナルコンピュータ操作員	313-10 電子計算機オペレーター	改称
319 その他の事務用機器操作の職業	319 その他の事務用機器操作の職業	改称
319-99 その他の事務用機器操作の職業	319-10 その他の事務用機器操作の職業	改称
D 販売の職業	D 販売の職業	
32 商品販売の職業	32 商品販売の職業	
321 小売店主・店長	321 小売店主・支配人	改称 (旧321-10、-20を統合)
321-01 小売店主・店長 (コンビニエンスストア、ガソリンスタンドを除く)	321-10 小売店主	廃止 (新321-01へ)
	321-20 小売店支配人	廃止 (新321-01へ)
	321-21 コンビニエンスストア支配人	改称
	321-22 ガソリンスタンド支配人	改称
322 卸売店主・店長	322 卸売店主・支配人	改称
322-01 卸売店主・店長	322-10 卸売店主	新設 (旧322-10、-20を統合)
	322-20 卸売店支配人	廃止 (新322-01へ)
	323 飲食店主・支配人	廃止 (新322-01へ)
		改称・移設 (新401へ)

新分類案	現行分類	備考
323	飲食店主 飲食店支配人 食堂支配人 喫茶店支配人 酒場支配人	廃止 (新401-01へ) 廃止 (新401-01へ) 廃止 (新401-02へ) 廃止 (新401-01へ) 廃止 (新401-01へ)
323-01	レジ係	新設 (旧324の一部)
323-02	百貨店・スーパー販売店員	廃止 (新323、324へ) 移設 (旧261-11)
323-03	小売店販売員	廃止 (新323-99へ)
323-04	衣服・身の回り品販売店員	配列の変更 (新323-04)
323-05	飲食料品販売店員	配列の変更 (新323-05)
323-06	自動車販売店員	廃止 (新323-99へ)
323-07	電気機器販売店員	配列の変更 (新323-06)
323-08	医薬品・化粧品販売店員	配列の変更 (新323-08)
323-09	コンビニエンスストア店員	配列の変更 (新323-07)
323-09	衣服・身の回り品販売店員	配列の変更 (旧324-21)
323-09	飲食料品販売店員	配列の変更 (旧324-22)
323-09	自動車販売店員	配列の変更 (旧324-24)
323-09	電気機器販売店員	配列の変更 (旧324-26)
323-09	医薬品・化粧品販売店員	配列の変更 (旧324-25)
323-09	コンビニエンスストア店員	廃止 (新323-99へ)
324	駅構内売店販売員 ガンリンスタンド販売員	新設 (旧324-20、-23、-40を統合) 新設 (旧324の一部)
324-01	卸売販売員	配列の変更 (新324-02)
324-02	商品実演販売員	廃止 (新324-02へ)
325	商品訪問・移動販売員	配列の変更 (旧324-60)
325-01	商品訪問販売員	
325-02	移動販売員	
325-02	呼売販売員	
325-02	娯楽場立売販売員	
325-02	列車内販売員	
325-03	露店販売員	
325-03	露店商	
325-03	屋台飲食物販売員	
326	再生資源回収・卸売従事者	
326-10	再生資源回収人	
326-11	古紙回収人	
326-20	再生資源仲買人	
326-30	再生資源卸売人	
326-31	古紙卸売人	
326-32	金属スクラップ卸売人	

新分類案	現行分類	備考
327 商品仕入営業員 327-01 商品仕入営業員	326-33 ガラスびん卸売人 327 商品仕入・販売外交員 327-10 商品仕入外交員 327-20 商品販売外交員 327-21 小売外交員 327-22 卸売外交員 327-23 新聞拡張員 327-30 製造受注外交員 327-31 印刷営業員	廃止 (新326-01へ) 新設 (旧327の一部) 廃止 (新327、新34へ) 改称 廃止 (新341～345、349へ) 廃止 (新341～345、349へ) 廃止 (新341～345、349へ) 廃止 (新349-05へ) 廃止 (新349-03へ) 廃止 (新349-03へ)
33 販売類似の職業	33 販売類似の職業	
331 不動産仲介・売買人 331-01 不動産仲介・売買人	331 不動産仲介・売買人 331-10 不動産仲介・売買人	新設 (旧331の一部) 廃止 (新331、347へ) 新設 (旧331-10の一部) 廃止 (新331-01、347-01へ) 新設 (旧332の一部と339-20を統合) 廃止 (新332、346へ)
332 保険代理人、保険仲立人 332-01 保険代理人 332-02 保険仲立人	332 保険募集人 332-10 保険募集人 332-11 保険代理店主 332-12 保険営業員	新設 (旧332-11) 移設 (旧339-20) 廃止 (新346-03へ) 廃止 (新332-01へ) 移設 (新346-03へ) 新設 (旧333の一部) 廃止 (新333、346へ) 新設 (旧333-10の一部) 廃止 (新333-01、346-02へ)
333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人 333-01 有価証券売買・仲立人 333-02 金融仲立人 334 質屋店主・店員 334-01 質屋店主・店員	333 有価証券売買仲立人、金融仲立人 333-10 有価証券売買仲立人 333-20 金融仲立人 334 質屋店主・店員 334-10 質屋店主 334-20 質屋店員 335 サービス外交員 335-10 サービス外交員 335-11 貯蓄勧誘員 335-12 旅行外交員 335-13 運輸外交員 335-14 広告外交員 335-15 会員勧誘外交員 339 その他の販売類似の職業 339-10 商品仲立人 339-20 保険仲立人 339-30 宝くじ等販売人 339-31 宝くじ販売人 339-32 車券・馬券・舟券販売人 339-40 サービス取次人 339-41 クリーニング取次人 339-42 D P E取次人	新設 (旧334-10、-20を統合) 廃止 (新334-01へ) 廃止 (新334-01へ) 廃止 (新346、349へ) 廃止 (新349-99へ) 改称・移設 (新346-01へ) 移設 (新349-01へ) 廃止 (新349-99へ) 移設 (新349-02へ) 改称・移設 (新349-04へ) 移設 (新332-02へ) 廃止 (新339-02へ) 廃止 (新339-02へ) 廃止 (新339-99へ) 廃止 (新272-01へ) 廃止 (新272-01へ)
339 その他の販売類似の職業 339-01 商品仲立人 339-02 宝くじ等販売人		

新分類案		現行分類		備考
339-03 339-99	販売人 他に分類されない販売類似の職業	339-50 339-99	販売人 他に分類されない販売類似の職業	新設 (旧327・331・332・333のそれぞれの一部、335) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-22の一部) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-21の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327の一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧327-21、-22のそれぞれの一部) 新設 (旧332・333・335のそれぞれの一部) 新設 (旧335-11) 新設 (旧333-10の一部) 移設 (旧332-12) 新設 (旧331の一部) 新設 (旧331-10の一部) 新設 (旧327・335のそれぞれの一部) 改称・移設 (旧335-12) 改称・移設 (旧335-14) 改称・移設 (旧327-30～31) 改称・移設 (旧335-15) 移設 (旧327-23) 新設 (旧327-20～22の一部、335-10の一部、335-13)
34	営業の職業 飲食料品販売営業員 飲食料品販売営業員 341 化学品販売営業員 (医薬品を除く) 342-01 化学品販売営業員 (医薬品を除く) 343 医薬品営業員 344 機械器具販売営業員 344-01 一般機械器具販売営業員 344-02 電気機械器具販売営業員 344-03 自動車販売営業員 344-99 他に分類されない機械器具販売営業員 345 通信・情報システム営業員 345-01 通信営業員 345-02 情報システム営業員 346 金融・保険営業員 346-01 銀行等渉外係 346-02 証券営業員 346-03 保険営業員 347 不動産営業員 347-01 不動産営業員 349 その他の営業の職業 349-01 旅行営業員 349-02 広告営業員 349-03 製造受注営業員 349-04 会員勧誘員 349-05 新聞拡販員 349-99 他に分類されない営業の職業	E 34 サービスの職業 341 家庭生活支援サービスの職業 家政婦 (夫)、家事手伝 家政婦 (夫) 家事手伝 342 ホームヘルパー 342-10 ホームヘルパー 349 その他の家庭生活支援サービスの職業 349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業		
35	サービスの職業 家庭生活支援サービスの職業 351 家政婦 (夫)、家事手伝 351-01 家政婦 (夫)、家事手伝 359 その他の家庭生活支援サービスの職業 359-01 ベビースッター 359-99 他に分類されない家庭生活支援サービスの職業	E 34 サービスの職業 341 家庭生活支援サービスの職業 家政婦 (夫)、家事手伝 家政婦 (夫) 家事手伝 342 ホームヘルパー 342-10 ホームヘルパー 349 その他の家庭生活支援サービスの職業 349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業		
36	介護サービスの職業 361 施設介護員 361-01 施設介護員 362 訪問介護職 362-01 訪問介護員	E 34 サービスの職業 341 家庭生活支援サービスの職業 家政婦 (夫)、家事手伝 家政婦 (夫) 家事手伝 342 ホームヘルパー 342-10 ホームヘルパー 349 その他の家庭生活支援サービスの職業 349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業		

新分類案		現行分類		備考
362-02	訪問入浴介助員			新設 (旧349-10の一部)
37	保健医療サービスの職業			新設 (旧119、432のそれぞれの一部)
371	看護助手			新設 (旧119の一部)
371-01	看護助手			新設 (旧119-40の一部)
372	歯科助手			新設 (旧119の一部)
372-01	歯科助手			新設 (旧119-40の一部)
379	その他の保健医療サービスの職業			新設 (旧119、432のそれぞれの一部)
379-01	動物病院助手			新設 (旧432-99の一部)
379-99	他に分類されない保健医療サービスの職業			新設 (旧119-99の一部)
38	生活衛生サービスの職業		生活衛生サービスの職業	
381	理容師		理容師	
381-01	理容師		理容師	廃止 (制度の廃止)
382	美容師		美容師	
382-01	美容師		美容師見習	廃止 (制度の廃止)
383	美容サービス職 (美容師を除く)		着付師、エステティシャン	
383-01	着付師		着付師、エステティシャン	改称 (旧353-20の一部)
383-02	エステティシャン		衣装着付師	改称 (新383-02、429-03へ)
383-03	ネイリスト		エステティシャン	改称 (旧353-99の一部)
383-99	他に分類されない美容サービスの職 (美容師を除く)		他に分類されない着付師、エステティシャン	改称 (新384-01へ)
384	浴場従事人		浴場従事者	
384-01	浴場従事人		浴場従事者	廃止 (新385-01へ)
385	クリーニング職		クリーニング工	
385-01	クリーニング工		クリーニング工	改称 (新385-01へ)
385-02	クリーニング工		ドラークリーニング工	廃止 (新385-01へ)
			洗たく工	廃止 (新385-01へ)
			しみ抜き工	廃止 (新385-01へ)
			クリーニング工	廃止 (新385-01へ)
			洗たく整理工	廃止 (新385-02へ)
389	その他の生活衛生サービスの職業		洗張工	
389-01	洗張職		洗張工	改称 (旧356、新設項目を統合)
389-97	理美容師補助者		洗張工	改称 (新389-01へ)
39	飲食物調理の職業		飲食物調理の職業	
391	調理人		調理人	
391-01	日本料理調理人		日本料理調理人	廃止 (新389-01へ)
391-02	すし職人		すし職人	廃止 (新389-01へ)
391-03	西洋料理調理人		西洋料理調理人	廃止 (新389-01へ)
391-04	中華料理調理人		中華料理調理人	廃止 (新389-01へ)
391-05	給食調理人		給食調理人	廃止 (新389-01へ)
391-97	調理補助者		給食調理人	新設 (制度の新設)
391-98	調理人見習		調理人見習	新設 (旧361-99の一部)

新分類案		現行分類	備考
391-99	他に分類されない調理人	361-99	
392	バーテンダー	362	
392-01	バーテンダー	362-10	
40	接客・給仕の職業	37	接客・給仕の職業
401	飲食店主・店長		
401-01	飲食店主・店長（レストランを除く）		
401-02	レストラン店長		
402	旅館・ホテルの経営者・支配人		
402-01	旅館・ホテルの経営者・支配人		
403	飲食物給仕係		
403-01	配ぜん人	371	
403-02	ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）	371-10	
403-03	ソムリエ	371-11	
404	旅館・ホテル・乗物接客員	371-12	
404-01	旅館・ホテルフロント係	371-13	
404-02	旅館・ホテル接客係		
404-03	旅館・ホテル客室係		
404-04	乗物客室係		
405	接客社交係、芸者、ダンサー		
405-01	接客社交係	372	
405-02	芸者、ダンサー	372-10	
406	娯楽場等接客員		
406-01	娯楽場等支配人	372-11	
406-02	娯楽場等接客係	372-12	
406-03	娯楽場等遊戯施設係	372-13	
406-04	スポーツ施設係	372-20	
406-05	キャデー	372-21	
409	その他の接客・給仕の職業		
409-99	その他の接客・給仕の職業	372-22	
41	居住施設・ビル等の管理の職業		
		373	
		373-10	
		374	
		374-10	
		374-11	
		375	
		375-10	
		375-20	
		375-21	
		375-22	
		375-23	
		375-24	
		375-25	
		375-26	
		375-27	
		376	
		376-10	

新分類案		現行分類	備考
411 411-01	マンション・アパート・下宿管理人 マンション・アパート・下宿管理人	381 マンション・アパート・下宿管理人 住宅施設管理人 下宿管理人 382 寄宿舎・寮管理人 寄宿舎・寮管理人 寄宿舎世話係 383 ビル管理人 ビル管理人 384 駐車場・駐輪場管理人 駐車場・駐輪場管理人 384-10 駐車場・駐輪場管理人 384-11 駐車場管理人 384-12 駐輪場管理人 389 その他の居住施設・ビル等の管理の職業 別荘管理人 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	新設 (旧381-10と-20を統合) 廃止 (新411-01へ) 廃止 (新411-01へ) 廃止 (新412-01へ) 新設 (旧383の一部) 新設 (旧383-10の一部) 廃止 (新413、697へ) 廃止 (新413-01、697-01へ) 廃止 (新414-01へ) 廃止 (新414-01へ)
412 412-01	寄宿舎・寮管理人 寄宿舎・寮管理人		
413 413-01	ビル管理人 ビル管理人		
414 414-01	駐車場・駐輪場管理人 駐車場・駐輪場管理人		
419 419-01 419-99	その他の居住施設・ビル等の管理の職業 別荘管理人 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業		
42	その他のサービスの職業	39 その他のサービスの職業	
421 421-01 421-02	添乗員、観光案内人 添乗員 観光案内人	391 添乗員 391-10 添乗員 391-20 観光案内人	
422 422-01	物品一時預り人 物品一時預り人	392 物品一時預り人 392-10 物品一時預り人	
423 423-01	物品賃貸人 物品賃貸人	393 物品賃貸人 393-10 物品賃貸人	
424 424-01	広告宣伝員 広告宣伝員	394 広告宣伝員 394-10 広告宣伝員 394-11 ファッションモデル 394-12 ビラ配り人	改称 (旧394-10～11を集約) 新設 (新424-01へ) 廃止 (新425へ) 改称 (旧395と809-99の一部を統合) 新設 (旧809-99の一部) 新設 (旧399-60の小分類格上げ) 移設 (旧399-60)
424-02 425	チャレンジ配り人 葬儀師、火葬係	395 葬儀師 395-10 葬儀師	
425-01 425-02	葬儀師 火葬係		
426 426-01	トリマー トリマー	399 他に分類されないサービスの職業 赤帽・ポーター 399-10 美術モデル 399-20 便利屋 399-30 靴みがき人 399-40 エレベーター係 399-50 トリマー 399-60 易者、祈とう師 399-70	
429 429-01 429-02 429-03	他に分類されないサービスの職業 ポーター 学童保育指導員 リラクゼーション療法施術人		

新分類案		現行分類		備考
429-99	他に分類されないその他のサービスの職業	399-80	野犬捕獲員	廃止 (新429-99へ)
F	保安の職業	399-99	他に分類されないその他のサービスの職業	
43	保安の職業	F	保安の職業	新設 (旧401、402、403、404を統合) 廃止 (新431へ) 廃止 (新431へ) 廃止 (新431へ) 廃止 (新431へ) 廃止 (新431へ)
431	自衛官	40	自衛官	
431-01	陸上自衛官	401	陸上自衛官	
431-02	海上自衛官	402	海上自衛官	
431-03	航空自衛官	403	航空自衛官	
431-04	防衛大学校・防衛医科大学校学生	404	防衛大学校・防衛医科大学校学生	
44	司法警察職員	41	司法警察職員	
441	警察官	411	警察官	
442	海上保安官	412	海上保安官	
449-99	その他の司法警察職員	419	その他の司法警察職員	
45	その他の保安の職業	42	その他の保安の職業	新設 (旧419-10、-99を統合) 廃止 (新449-99へ) 廃止 (新449-99へ) 改称 改称 改称 改称 廃止 (新452-01へ) 廃止 (新452-01へ) 新設 (旧423-10、-12のそれぞれの一部、423-11を統合) 新設 (旧423-10の一部) 新設 (旧423-10の一部) 新設 (旧423-10、-12のそれぞれの一部、423-13、-14を統合) 廃止 (新453-01～03、-99へ) 廃止 (新453-01、-99へ) 廃止 (新453-01、-99へ) 廃止 (新453-99へ) 廃止 (新453-99へ) 新設 (旧429-99の一部) 廃止 (新459-99へ)
451	看守	421	刑務官	
451-01	看守	421-10	刑務官	
452	消防員	422	消防官	
452-01	消防員	422-10	消防官	
		422-11	消防士	
		422-12	救急隊員	
453	警備員	423	警備員	
453-01	施設警備員	423-10	警備員	
453-02	交通誘導員	423-11	守衛	
453-03	催事場等雑踏警備員	423-12	夜警員	
453-99	他に分類されない警備員	423-13	法廷警備員	
		423-14	国会衛視	
459	他に分類されない保安の職業	429	他に分類されない保安の職業	
459-01	道路管理員	429-10	道路管理員	
459-02	プール・海水浴場監視員	429-20	入国警備官	
459-99	他に分類されないその他の保安の職業	429-99	他に分類されないその他の保安の職業	
G	農林漁業の職業	G	農林漁業の職業	
46	農業の職業	43	農業の職業	

新分類案		現行分類	備考
461	農耕作業員	農耕・養蚕作業者	
461-01	稲作・畑作作業員	稲作作業者 畑作作業者	新設 (旧431の一部) 廃止 (新461、462へ) 新設 (旧431-10、-20を統合) 廃止 (新461-01へ) 廃止 (新461-01へ)
461-02	園芸・工芸作物栽培作業員	園芸作業者 果樹栽培者 花き栽培者 植木栽培者 さのこ栽培者 工芸作物栽培作業者 茶栽培者 たばこ栽培者 い草栽培者 養蚕作業者 蚕飼育者 蚕種製造作業者 ハウス野菜栽培者	新設 (旧431-30～33、旧431-40～43を統合) 廃止 (新461-02へ) 廃止 (新461-02へ) 廃止 (新461-02へ) 廃止 (新461-02へ) 改称 廃止 (新461-02へ) 廃止 (新461-02へ) 廃止 (新461-02へ) 廃止 (新461-02へ) 廃止 (新462-06へ) 廃止 (新462-06へ) 廃止 (新462-06へ) 改称 新設 (旧431-99の一部) 廃止 (新461-99、462-06へ) 新設 (旧431の一部と432を統合) 廃止 (新462へ)
461-03	さのこ栽培作業員	さのこ栽培者	
461-04	ハウス野菜栽培作業員	ハウス野菜栽培者	
461-99	他に分類されない農耕作業員	他に分類されない農耕・養蚕作業者	
462	養畜作業員	養畜作業者	
462-01	肉牛・乳牛飼育作業員	肉牛・乳牛飼育作業者	
462-02	養豚作業員	養豚作業者	
462-03	養鶏作業員	養鶏作業者	
462-04	動物飼育係	動物飼育係 愛がん用動物飼育作業者	
462-05	さゆう務員	動物園飼育係 さゆう務員	廃止 (新462-04へ) 廃止 (新462-04へ)
462-06	養蚕作業員	養蚕作業者	新設 (旧431-50～52、-99の一部を統合) 廃止 (新462-99へ)
462-99	他に分類されない養畜作業員	養豚作業者 他に分類されない養畜作業者	
463	植木職、造園師	植木職、造園師	
463-01	植木職	植木職	
463-02	造園師	造園師	
463-98	植木職・造園師見習	植木職・造園師見習	
469	その他の農業の職業	その他の農業の職業	
469-99	その他の農業の職業	装てい(跡)師 農業用水管理者 他に分類されない農業の職業	新設 (旧439-10、-20、-99を統合) 廃止 (新469-99へ) 廃止 (新469-99へ) 廃止 (新469-99へ)
47	林業の職業	林業の職業	
471	育林作業員	育林作業者	
471-01	地ごしらえ・植林作業員	地ごしらえ作業者 植林作業者	改称 新設 (旧441-10、-20を統合) 廃止 (新471-01へ) 廃止 (新471-01へ)

新分類案		現行分類		備考	
471-02	下刈・枝打作業員	441-30	下刈作業者	新設	(旧441-30、-40を統合)
471-99	他に分類されない育林作業員	441-40	枝打作業者	廃止	(新471-02へ)
472	伐木・造材・集材作業員	441-99	他に分類されない育林作業者	廃止	(新471-02へ)
472-01	伐木・造材・集材作業員	442	伐木・造材作業者	改称	(旧442と443を統合)
		442-10	伐木作業者	新設	(新472へ)
		442-20	造材作業者	新設	(旧442-10、-20、443-10、-20を統合)
		443	集材・運材作業者	廃止	(新472-01へ)
		443-10	集材作業者	廃止	(新472へ)
		443-20	運材作業者	廃止	(新472-01へ)
		444	製炭・製薪作業者	廃止	(新472-01へ)
		444-10	製炭作業者	廃止	(新479へ)
		444-20	製薪作業者	廃止	(新479-03へ)
479	その他の林業の職業	449	その他の林業の職業	改称	(新479-99へ)
479-01	山菜・うるし等採取作業員	449-10	特用林産物採取作業者	新設	(旧444-10、-20を統合)
479-02	山林監視員	449-20	狩猟者	廃止	(新479-99へ)
479-03	製炭・製薪作業員	449-30	山林監視員	新設	(旧444-10、-20を統合)
479-99	他に分類されない林業の職業	449-40	山林病害虫防除作業者	廃止	(新479-99へ)
48	漁業の職業	449-99	他に分類されない林業の職業	新設	(旧444-10、-20を統合)
481	漁業の職業	45	漁業の職業	改称	
481-01	海面漁作業員	451	漁業作業者	改称	
481-02	漁船甲板員	451-10	海面漁作業者	廃止	(新481-01へ)
481-03	内水面漁作業員	451-11	漁労長	廃止	(新481-03へ)
		451-12	漁船甲板員	廃止	(新481-01へ)
		451-20	内水面漁作業者	新設	(旧452-10、-20、-30、-40を統合)
		451-21	川魚漁師	廃止	(新482-01へ)
		451-30	潜水漁師	廃止	(新482-01へ)
482	漁業の職業	452	漁業の職業	改称	
482-01	漁業の職業	452-10	漁業船船長	新設	(旧452-10、-20、-30、-40を統合)
		452-20	漁業船航海士	廃止	(新482-01へ)
		452-30	漁業船機関長	廃止	(新482-01へ)
		452-40	漁業船機関士	廃止	(新482-01へ)
483	海藻・貝採取作業員	453	海藻・貝類採取作業者	改称	
483-01	海藻・貝採取作業員	453-10	海藻採取作業者	新設	(旧453-10、-20、-30を統合)
		453-20	貝類採取作業者	廃止	(新483-01へ)
		453-30	水産あま(海女・海士)	廃止	(新483-01へ)
484	水産養殖作業員	454	水産養殖作業者	改称	
484-01	魚類養殖作業員	454-10	魚類養殖作業者	改称	
484-02	貝類養殖作業員	454-20	貝類養殖作業者	改称	
484-03	真珠養殖作業員	454-30	真珠養殖作業者	改称	
484-04	のり・わかめ等養殖作業員	454-40	のり養殖作業者	改称	
484-99	他に分類されない水産養殖作業員	454-99	他に分類されない水産養殖作業者	改称	

新分類案		現行分類		備考	
489	489-99	その他の漁業の職業 その他の漁業の職業	459	459-10 459-99	新設 (旧459-10、-99を統合) 廃止 (新489-99へ) 廃止 (新489-99へ)
H		I			
49	491-01 491-02 492	生産工程の職業 生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く) 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 製鉄・製鋼制御・監視員 非鉄金属製錬設備制御・監視員	459-10 459-99	新設 (旧459-10、-99を統合) 廃止 (新489-99へ) 廃止 (新489-99へ)	
491	491-01 491-02	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 製鉄・製鋼制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合) 廃止 (新489-99へ)	
492	492-01	非鉄金属製錬設備制御・監視員		廃止 (新489-99へ)	
493	493-01	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合)	
494	494-01	製鉄・製鋼制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合)	
495	495-01	製鉄・製鋼設備制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合)	
496	496-01	製鉄・製鋼設備制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合)	
497	497-01 497-02	製鉄・製鋼設備制御・監視員 製鉄・製鋼設備制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合) 新設 (旧459-10、-99を統合)	
498	498-01	製鉄・製鋼設備制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合)	
499	499-01 499-02 499-03 499-04 499-99	製鉄・製鋼設備制御・監視員 製鉄・製鋼設備制御・監視員 製鉄・製鋼設備制御・監視員 製鉄・製鋼設備制御・監視員 製鉄・製鋼設備制御・監視員		新設 (旧459-10、-99を統合) 新設 (旧459-10、-99を統合) 新設 (旧459-10、-99を統合) 新設 (旧459-10、-99を統合) 新設 (旧459-10、-99を統合)	
50	501	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		新設 (旧52、53、61～72のそれぞれの一部を統合)	
501	501-01 501-02 501-03 501-04 501-99	化学製品生産設備制御・監視員 石油精製設備制御・監視員 基礎的化学品製造設備制御・監視員 化学繊維製造設備制御・監視員 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員		新設 (旧521～529のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧522-10～99を統合) 新設 (旧521-10、-12～15のそれぞれの一部と521-11を統合) 新設 (旧523-10～31のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧525-10～30のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧524-10～33、529-10～50、-99のそれぞれの一部を統合)	
502	502-01	窯業製品生産設備制御・監視員 ガラス製品製造設備制御・監視員		新設 (旧531～535、537～539のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧532-10～99のそれぞれの一部を統合)	

	新分類案	現行分類	備考
502-02	フェイスセラミックス製品製造設備制御・監視員		新設 (旧535-20の一部)
502-03	セメント製造設備制御・監視員		新設 (旧537-10の一部)
502-99	他に分類されない窯業製品生産設備制御・監視員		新設 (旧531、533-21、534、535-10～14、-98、538、539-10～14、-30、-40、-99のそれぞれの一部を統合)
503	食料品生産設備制御・監視員		新設 (旧611～615、619、621～629のそれぞれの一部を統合)
503-01	精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員		新設 (旧611～615、619-10～21、-99のそれぞれの一部を統合)
503-02	めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員		新設 (旧621-20～99、622-10～99のそれぞれの一部と旧621-11を統合)
503-03	乳・乳製品製造設備制御・監視員		新設 (旧625-10～99のそれぞれの一部を統合)
503-99	他に分類されない食料品生産設備制御・監視員		新設 (旧623-10～30、624、626、627-40、-43～60、-62～99、628、629-10～21、-99のそれぞれの一部を統合)
504	飲料・たばこ生産設備制御・監視員		新設 (旧631～635、639のそれぞれの一部を統合)
504-01	飲料・たばこ生産設備制御・監視員		新設 (旧631～635、639-10～12、-99のそれぞれの一部を統合)
505	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員		新設 (旧641～649、654～656、659のそれぞれの一部を統合)
505-01	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員		新設 (旧641～646、647-10～40、648、649-30～52、-99、654-10、655、656-10～12、659-40、-60～61、-99のそれぞれの一部を統合)
506	木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員		新設 (旧661、662、671～679のそれぞれの一部を統合)
506-01	製材・合板製造設備制御・監視員		新設 (旧661-10～99、662-10～99のそれぞれの一部を統合)
506-02	パルプ製造・抄紙設備制御・監視員		新設 (旧671-10～24、672-10～20、679-10～11、-13～14、-30～32、-99のそれぞれの一部を統合)
506-03	加工紙・紙製品製造設備制御・監視員		新設 (旧673-10～99、674-10～11、-20～99、675-10～12、-20～99、679-20～22、-99のそれぞれの一部を統合)
507	印刷・製本設備制御・監視員		新設 (旧683～689のそれぞれの一部を統合)
507-01	印刷・製本設備制御・監視員		新設 (旧683-10～99、684-10～15、689-10～13、-30、-99のそれぞれの一部を統合)
508	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員		新設 (旧691～699のそれぞれの一部を統合)
508-01	ゴム製品製造設備制御・監視員		新設 (旧691-10～15、692-10～99、699-10～32、-99のそれぞれの一部を統合)
508-02	プラスチック製品製造設備制御・監視員		新設 (旧693-10、-12～60、699-10～11、-40、-99のそれぞれの一部を統合)
509	その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		新設 (旧619、711、712、714、717、718、719、729のそれぞれの一部を統合)
509-99	その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		新設 (旧619-30、711、712-10～20、-30～42、714、717-10、-20、718-10、-99、719-10～40、-42～50、-52～60、-99、729-20、-99のそれぞれの一部を統合)
51	生産設備制御・監視の職業 (機械組立)		新設 (旧57～60のそれぞれの一部を統合)
511	一般機械器具組立設備制御・監視員		新設 (旧571の一部)
512	電気機械器具組立設備制御・監視員		新設 (旧571-10～99のそれぞれの一部を統合)
512-01	電気機械器具組立設備制御・監視員		新設 (旧581～587、589のそれぞれの一部を統合)
			新設 (旧581-10～63、582-10～40、-99、583-30、584-10～44、585-10～99、586-10～99、587-10～25、-99、589-10～53、-99のそれぞれの一部と旧583-10を統合)
513	輸送用機械器具組立設備制御・監視員 (船舶を除く)		新設 (旧591、593～595、599のそれぞれの一部を統合)
513-01	輸送用機械器具組立設備制御・監視員 (船舶を除く)		新設 (旧591-10～30、593-10、594-10、595-10、599-99のそれぞれの一部を統合)

	新分類案	現行分類	備考
514 514-01	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員		それぞれの一部を統合) 新設 (旧601～604、609のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧601-10～24、-99、602-10～20、603-10～32、604、609-10、-99のそれぞれの一部を統合)
52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業		新設 (旧51、55、56のそれぞれの一部を統合)
521	製鉄工、製鋼工		新設 (旧511の一部)
521-01	製鉄工		新設 (旧511-10～13のそれぞれの一部を統合)
521-02	製鋼工		新設 (旧511-20～25、-27のそれぞれの一部を統合)
521-03	鋳物用鉄溶融工		新設 (旧511-30～32のそれぞれの一部を統合)
521-99	他に分類されない製鉄工、製鋼工		新設 (旧511-99の一部)
522	非鉄金属製錬工		新設 (旧512の一部)
522-01	非鉄金属溶融炉工		新設 (旧512-10と-80のそれぞれの一部を統合)
522-02	非鉄金属電解工		新設 (旧512-20と-30のそれぞれの一部を統合)
522-03	半導体材料精錬工 (多結晶シリコンなど)		新設 (旧512-60の一部)
522-99	他に分類されない非鉄金属製錬工		新設 (旧512-40～50、-70、-99のそれぞれの一部を統合)
523	鋳造工		新設 (旧513と559のそれぞれの一部を統合)
523-01	鋳物工		新設 (旧513-10～40のそれぞれの一部を統合)
523-02	ダイカスト工		新設 (旧559-99の一部)
523-03	鋳物仕上工		新設 (旧519-30～34を集約)
523-99	他に分類されない鋳造工		新設 (旧513-99の一部)
524	鍛造工		新設 (旧514の一部)
524-01	鍛造操炉工		新設 (旧514-10の一部)
524-02	自由鍛造工		新設 (旧514-20～22のそれぞれの一部を統合)
524-03	型鍛造工		新設 (旧514-30～32のそれぞれの一部を統合)
524-04	手かじ工		新設 (旧514-40～41を集約)
524-99	他に分類されない鍛造工		新設 (旧514-98と-99の一部を統合)
525	金属熱処理工		新設 (旧515の一部)
525-01	金属熱処理工		新設 (旧515-10～15のそれぞれの一部を統合)
526	圧延工		新設 (旧516の一部)
526-01	圧延工		新設 (旧516-10～99のそれぞれの一部を統合)
527	汎用金属工作機械工		新設 (旧551の一部)
527-01	旋盤工		新設 (旧551-11から)
527-02	ボール盤工		移設 (旧551-12から)
527-03	フライス盤工		移設 (旧551-14から)
527-04	研削盤工・仕上機械工		移設 (旧551-16から)
527-99	他に分類されない汎用金属工作機械工		新設 (旧551-10、-13、-15、-99、-30～34の一部を統合)
528	数値制御金属工作機械工		新設 (旧551の一部)
528-01	NC旋盤工		新設 (旧551-21の一部)
528-02	NCフライス盤工		新設 (旧551-24の一部)
528-03	マシニングセンターオペレーター		新設 (旧551-26の一部)
528-04	NC金属特殊加工機工		新設 (旧551-30～34のそれぞれの一部を統合)
528-99	他に分類されない数値制御金属工作機械工		新設 (旧551-20～23、-25のそれぞれの一部を統合)
531	金属プレス工		新設 (旧552の一部)
531-01	プレス成形工 (打抜・曲プレスを除く)		新設 (旧552-10、-13、-20のそれぞれの一部を統合)
531-02	打抜プレス工		新設 (旧552-11、-20のそれぞれの一部を統合)
531-03	曲プレス工		新設 (旧552-12、-20のそれぞれの一部を統合)

新分類案	現行分類	備考
<p>531-99 他に分類されない金属プレス工</p> <p>532 鉄工、製缶工</p> <p>532-01 建築鉄工</p> <p>532-02 造船鉄工</p> <p>532-03 製缶工</p> <p>532-99 他に分類されない鉄工、製缶工</p> <p>533 板金工</p> <p>533-01 建築板金工</p> <p>533-02 工場板金工</p> <p>533-03 自動車板金工</p> <p>533-99 他に分類されない板金工</p> <p>534 めっき工、金属研磨工</p> <p>534-01 電気めっき工</p> <p>534-02 めっき工（電気めっきを除く）</p> <p>534-03 金属材料・製品研磨工</p> <p>534-04 金属手仕上工</p> <p>535 金属溶接・溶断工</p> <p>535-01 アーク溶接工</p> <p>535-02 抵抗溶接工</p> <p>535-03 ガス溶接工</p> <p>535-04 自動溶接機械運転工</p> <p>535-05 ガス切断工</p> <p>535-99 他に分類されない金属溶接・溶断工</p> <p>536 金属線製品・くぎ・ばね製造工</p> <p>536-01 金属線製品・くぎ・ばね製造工</p> <p>537 金属製品製造工</p> <p>537-01 金属製家具・建具製造工</p> <p>537-02 治工具製造工</p> <p>537-03 金型製造工</p> <p>537-04 刃物製造工</p> <p>537-05 金具製造工</p> <p>537-99 他に分類されない金属製品製造工</p> <p>539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業</p> <p>539-01 伸縮工</p> <p>539-02 ろう付工、はんだ付工</p> <p>539-03 金型取付工</p> <p>539-04 金属切断工（刃物によるもの）</p> <p>539-05 機械解体処理工</p> <p>539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業</p>		<p>新設 (旧552-14、-20、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧553の一部)</p> <p>新設 (旧553-11の一部)</p> <p>移設 (旧553-13から)</p> <p>新設 (旧553-20～22のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧553-10、-12、-14～15、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧554の一部)</p> <p>新設 (旧554-11の一部)</p> <p>新設 (旧554-12の一部)</p> <p>移設 (旧554-13から)</p> <p>新設 (旧554-10の一部)</p> <p>新設 (旧556と557のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧556-10の一部)</p> <p>新設 (旧556-20～99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧557-10～12のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧557-20～24を集約)</p> <p>新設 (旧561と562のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧561-10～11のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧561-20～21のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧562-10～11のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧561-30、-40のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧562-20～23のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧561-99の一部)</p> <p>新設 (旧558の一部)</p> <p>新設 (旧558-10～30のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧559の一部)</p> <p>新設 (旧559-10～12のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧559-22の一部)</p> <p>新設 (旧559-22の一部)</p> <p>新設 (旧559-21の一部)</p> <p>新設 (旧559-23の一部)</p> <p>新設 (旧559-20の一部)</p> <p>新設 (旧517、519、555、559のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧517-10の一部)</p> <p>新設 (旧559-40の一部)</p> <p>移設 (旧559-60から)</p> <p>新設 (旧559-50の一部)</p> <p>新設 (旧559-99の一部)</p> <p>新設 (旧519-10～22、-40～42、-99、555-10～99、559-30、-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧52～54、61～72のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧521～529のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧521-10、-12～15のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧523-10～31のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧524-10～33のそれぞれの一部を統合)</p>
<p>54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）</p> <p>541 化学製品製造工</p> <p>541-01 基礎的化學製品製造工</p> <p>541-02 化学纖維工</p> <p>541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工</p>		

新分類案	現行分類	備考
541-04 医薬品製造工		新設 (旧525-10～20のそれぞれの一部を統合)
541-05 化粧品製造工		新設 (旧525-30の一部)
541-06 感光剤材料製造工 (フィルムを除く)		新設 (旧529-30、-32のそれぞれの一部を統合)
541-07 フィルム製造工		新設 (旧529-31の一部)
541-08 塗料・絵具・インキ製造工		新設 (旧529-40の一部)
541-99 他に分類されない化学製品製造工		新設 (旧529-10～20、-50、-99のそれぞれの一部を統合)
542 窯業・土石製品製造工		新設 (旧531～539、541、549のそれぞれの一部を統合)
542-01 ガラス製品製造工		新設 (旧532-10～99のそれぞれの一部を統合)
542-02 れんが・かわら類製造工		新設 (旧534-10～99のそれぞれの一部を統合)
542-03 陶磁器製造工		新設 (旧535-10～14、-98のそれぞれの一部を統合)
542-04 ファインセラミックス製品製造工		新設 (旧535-20の一部)
542-05 セメント製造工		新設 (旧537-10の一部)
542-06 コンクリート製品製造工 (生コンクリートを除く)		新設 (旧538-10～14、-99のそれぞれの一部を統合)
542-07 生コンクリート製造工		新設 (旧538-20の一部)
542-08 研磨用材製造工		新設 (旧539-40の一部)
542-09 土石製品製造工		新設 (旧541-10～98、549-10、-99を統合)
542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工		新設 (旧531-10～99、533-10～30、536-10～98、539-10～14、-30、-99のそれぞれの一部と539-20を統合)
543 精穀・製粉・調味食品製造工		新設 (旧611～615、619のそれぞれの一部を統合)
543-01 精穀工		新設 (旧611-10～12のそれぞれの一部を統合)
543-02 製粉工		新設 (旧612-10～13のそれぞれの一部を統合)
543-03 製糖工		新設 (旧613-10～99のそれぞれの一部を統合)
543-04 味そ・しょう油製造工		新設 (旧614-10～25のそれぞれの一部を統合)
543-05 調味料製造工 (他に分類されないもの)		新設 (旧619-10～14のそれぞれの一部を統合)
543-99 他に分類されない製粉・精穀・調味食品製造工		新設 (旧615-10～99、619-15、-20～21、-99のそれぞれの一部を統合)
544 めん類製造工		新設 (旧621の一部)
544-01 製めん工		新設 (旧621-10から)
544-02 即席めん類製造工		移設 (旧621-10から)
544-99 他に分類されないめん類製造工		新設 (旧621-20の一部)
545 パン・菓子製造工		新設 (旧621-30～99のそれぞれの一部を統合)
545-01 パン・焼菓子製造工		新設 (旧622の一部)
545-02 洋生菓子製造工		新設 (旧622-10～13のそれぞれの一部を統合)
545-03 和生菓子製造工		新設 (旧622-20～22のそれぞれの一部を統合)
545-04 和干菓子製造工		新設 (旧622-30～32のそれぞれの一部を統合)
545-05 スナック菓子・あめ・キャンデー・チョコレート製造工		新設 (旧622-40～44のそれぞれの一部を統合)
545-99 他に分類されないパン・菓子製造工		新設 (旧622-50～60、-99のそれぞれの一部を統合)
546 豆腐・こんにやく・ふ製造工		新設 (旧622-70、-99のそれぞれの一部を統合)
546-01 豆腐・油揚等製造工		新設 (旧623の一部)
546-02 こんにやく製造工		新設 (旧623-10～15の一部と40を統合)
546-03 ふ製造工		新設 (旧623-20の一部)
547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工		新設 (旧623-30の一部)
547-01 かん詰食品製造工		新設 (旧624の一部)
547-02 びん詰食品製造工		新設 (旧624-10～99のそれぞれの一部を統合)
547-03 レトルト食品製造工		新設 (旧624-10～14、-30、-99のそれぞれの一部を統合)
548 乳・乳製品製造工		新設 (旧625の一部を移設)

新分類案	現行分類	備考
548-01	飲用乳製造工	新設 (旧625-10の一部)
548-02	乳酸発酵製品製造工	新設 (旧625-60の一部)
548-03	アイスクリーム製造工	新設 (旧625-70の一部)
548-99	他に分類されない乳・乳製品製造工	新設 (旧625-20～50、-99のそれぞれの一部を統合)
551	食肉加工品製造工	新設 (旧626の一部)
551-01	精肉工	新設 (旧626-10の一部)
551-02	ハム・ベーコン・ソーセージ製造工	新設 (旧626-20～25のそれぞれの一部を統合)
551-99	他に分類されない食肉加工品製造工	新設 (旧626-99の一部)
552	水産物加工工	新設 (旧627の一部)
552-01	かつお節類製造工	移設 (旧627-10から)
552-02	魚介干物製造工	移設 (旧627-30から)
552-03	水産ねり物製造工	新設 (旧627-40、-43～46のそれぞれの一部と627-41～42を統合)
552-99	他に分類されない水産物加工工	新設 (旧627-50、-60、-62～99のそれぞれの一部と627-20、-61を統合)
553	保存食品・冷凍加工食品製造工	新設 (旧629の一部)
553-01	保存食品製造工	新設 (旧629-10の一部)
553-02	冷凍加工食品製造工	新設 (旧629-11の一部)
554	弁当・惣菜類製造工	新設 (旧629の一部)
554-01	弁当・惣菜類製造工	新設 (旧629-20～21のそれぞれの一部を統合)
555	野菜つけ物工	新設 (旧628の一部)
555-01	野菜つけ物工	新設 (旧628-10の一部)
556	飲料・たばこ製造工	新設 (旧631～635、639のそれぞれの一部を統合)
556-01	製茶工	新設 (旧631-10～12のそれぞれの一部を統合)
556-02	清酒製造工	新設 (旧632-10の一部、-11～15を統合)
556-03	酒類製造工 (清酒を除く)	新設 (旧633-10～99のそれぞれの一部を統合)
556-04	清涼飲料製造工	新設 (旧634-10の一部)
556-05	たばこ製造工	新設 (旧635-10～99のそれぞれの一部を統合)
556-99	他に分類されない飲料・たばこ製造工	新設 (旧639-10～12、-99のそれぞれの一部を統合)
557	紡織工	新設 (旧641～649のそれぞれの一部を統合)
557-01	粗紡工、精紡工	新設 (旧641-10～60のそれぞれの一部を統合)
557-02	ねん糸工、加工糸工	新設 (旧642-10～40のそれぞれの一部を統合)
557-03	織布準備工	新設 (旧643-10～40のそれぞれの一部を統合)
557-04	織布工	新設 (旧644-10の一部)
557-05	精練・漂白工	新設 (旧645-10～13のそれぞれの一部を統合)
557-06	染色・仕上工	新設 (旧646-10～99のそれぞれの一部を統合)
557-07	編物工、編立工	新設 (旧647-10～40のそれぞれの一部、-50を統合)
557-08	つな・あみ製造工	新設 (旧648-10～40のそれぞれの一部を統合)
557-09	フェルト・不織布製造工	新設 (旧649-50～52のそれぞれの一部を統合)
557-99	他に分類されない紡織工	新設 (旧649-10～40、-99のそれぞれの一部を統合)
558	衣服・繊維製品製造工	新設 (旧651～656、659のそれぞれの一部)
558-01	婦人服・子供服仕立職	新設 (旧651-10～20、-98を統合)
558-02	紳士服仕立職	新設 (旧652-10～20、-98を統合)
558-03	和服仕立職	新設 (旧653-10の一部、-11～13、-98を統合)
558-04	衣服修理工	新設 (旧651-30、652-30、653-10の一部を統合)
558-05	布裁断工	新設 (旧656-10～12のそれぞれの一部、-20を統合)
558-06	ミシン縫製工 (衣服)	新設 (旧655-10～14のそれぞれの一部を統合)

新分類案	現行分類	備考
558-07	ミシン縫製工(身の回り品)	新設(旧655-20～22のそれぞれの一部を統合)
558-08	ミシン縫製工(特殊縫製ミシン)	新設(旧655-30の一部)
558-09	刺しゅう工	新設(旧654-10の一部、-20～30を統合)
558-10	衣服・繊維製品仕上工	新設(旧659-60、-61の一部、-62を統合)
558-99	他に分類されない衣服・繊維製品製造工	新設(旧659-20～30、-40の一部、-50、-99のそれぞれの一部を統合)
561	木製製品製造工	
561-01	製材工、チップ製造工	新設(旧661～669のそれぞれの一部を統合)
561-02	合板工	新設(旧661-10～99のそれぞれの一部を統合)
561-03	木工、木彫工	新設(旧662-10～99のそれぞれの一部を統合)
561-04	木製家具・建具製造工	新設(旧663-10～99を統合)
561-05	指物職	新設(旧664-20～99を統合)
561-06	木材防虫・防腐処理工	新設(旧664-10～11を集約)
561-99	他に分類されない木製製品製造工	新設(旧669-30～32を集約)
		新設(旧665-10～13、666-10～99、667-10～99、669-10～20、-40、-99を統合)
562	パルプ・紙・紙製品製造工	
562-01	パルプ工、紙料工	新設(旧671～675、679のそれぞれの一部を統合)
562-02	紙すき工	新設(旧671-10～24のそれぞれの一部を統合)
562-03	紙裁断工	新設(旧672-10～20のそれぞれの一部、-30、-98を統合)
562-04	段ボール製造工	新設(旧679-10～11、-13～14のそれぞれの一部、-12を統合)
562-05	加工紙製造工(段ボールを除く)	新設(旧673-10の一部)
562-06	紙器製造工	新設(旧673-20～99のそれぞれの一部を統合)
562-07	紙製品製造工	新設(旧674-10～99のそれぞれの一部を統合)
562-99	他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工	新設(旧675-10～12、-20～99のそれぞれの一部を統合)
563	印刷・製本作業員	
563-01	DTPオペレーター	新設(旧679-20～22、-30～32、-99のそれぞれの一部を統合)
563-02	写真植字機オペレーター	新設(旧681～689の一部)
563-03	製版作業員	新設(旧681-30、689-99の一部を統合)
563-04	とつ(凸)版印刷作業員	新設(旧681-10～20を統合)
563-05	オフセット印刷作業員	新設(旧682-10～99を統合)
563-06	グラビア印刷作業員	新設(旧683-10の一部)
563-07	スクリーン印刷作業員	新設(旧683-20の一部)
563-08	シール印刷作業員	新設(旧683-30の一部)
563-09	製本作業員	新設(旧683-40の一部)
563-10	印刷物光沢加工作業員	新設(旧683-60の一部)
563-11	校正作業員	新設(旧684-10～15のそれぞれの一部を統合)
563-99	他に分類されない印刷・製本作業員	新設(旧689-10～13のそれぞれの一部を統合)
		移設(旧689-20から)
		新設(旧681-99、683-50、-99、689-30、-99のそれぞれの一部を統合)
564	ゴム製品製造工	
564-01	原料ゴム加工工	新設(旧691～692、699のそれぞれの一部を統合)
564-02	タイヤ成形工	新設(旧691-10～15のそれぞれの一部を統合)
564-03	ゴム製品成形工(タイヤ成形を除く)	新設(旧691-20、-30のそれぞれの一部を統合)
564-04	ゴム裁断工	新設(旧692-10～15、-30～99のそれぞれの一部を統合)
564-05	ゴム塗布工	新設(旧699-20～22のそれぞれの一部を統合)
564-99	他に分類されないゴム製品製造工	新設(旧699-10～11のそれぞれの一部を統合)
565	プラスチック製品製造工	
565-01	原料プラスチック処理工	新設(旧699-30～32、-99のそれぞれの一部を統合)
		新設(旧693、699のそれぞれの一部を統合)
		新設(旧699-40の一部)

新分類案	現行分類	備考
565-02 プラスチック成形工		新設 (旧693-10、-12～21のそれぞれの一部と693-11を統合)
565-03 プラスチック切削・研磨工		新設 (旧693-30～41のそれぞれの一部を統合)
565-04 プラスチック接合・裁断工		新設 (旧693-50～60のそれぞれの一部を統合)
565-05 プラスチック塗布工		新設 (旧699-10～11のそれぞれの一部を統合)
565-99 他に分類されないプラスチック製品製造工		新設 (旧699-99の一部)
569 その他の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		新設 (旧701～709、711、712、714、717～719のそれぞれの一部、713、715、716、721、722を統合)
569-01 革・革製品製造工		新設 (旧701-10～33、702-10～40、709-10～41、-99の一部を統合)
569-02 かばん・袋物製造工		新設 (旧711-10～13のそれぞれの一部を統合)
569-03 貴金属細工加工工		新設 (旧716-10～11を集約)
569-04 宝石・甲・角細工加工工		新設 (旧716-20～30を統合)
569-05 楽器製造工		新設 (旧719-10の一部)
569-06 がん具製造工		新設 (旧712-10～20、-30～42のそれぞれの一部を統合)
569-07 運動具製造工		新設 (旧719-40、-42～45のそれぞれの一部、-41を統合)
569-08 筆記用具製造工		新設 (旧719-30～33のそれぞれの一部を統合)
569-09 漆器工		新設 (旧715の細分類格下げ)
569-10 ぼうき・ブラシ製造工		新設 (旧714-10～30のそれぞれの一部を統合)
569-11 模型・模造品製作工		新設 (旧718-10～99のそれぞれの一部を統合)
569-12 配合飼料製造工		新設 (旧619-30の一部)
569-13 内張工		新設 (旧721の細分類格下げ)
569-14 表具師		新設 (旧722の細分類格下げ)
569-99 他に分類されない製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		新設 (旧629-99、717、719-20、-50、-52、-60、-99、729-20、-99のそれぞれの一部、713、719-51、729-30を統合)
57 機械組立の職業		新設 (旧57～60のそれぞれの一部を統合)
571 一般機械器具組立工		新設 (旧571の一部)
571-01 自動機組立工		新設 (旧571-10～12のそれぞれの一部を統合)
571-02 金属加工機械組立工		新設 (旧571-20～21のそれぞれの一部を統合)
571-03 農業用機械組立工		新設 (旧571-31の一部)
571-04 建設機械組立工		新設 (旧571-32の一部)
571-05 印刷・製本機械組立工		新設 (旧571-34の一部)
571-06 半導体・液晶パネル製造装置組立工		新設 (旧571-30、-99のそれぞれの一部を統合)
571-07 業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工		新設 (旧571-30、-99のそれぞれの一部を統合)
571-08 サービス用・娯楽機械組立工		新設 (旧571-30、-99のそれぞれの一部を統合)
571-99 他に分類されない一般機械器具組立工		新設 (旧571-33、-99のそれぞれの一部を統合)
572 機械部品組立工		新設 (旧571の一部)
572-01 機械部品組立工		新設 (旧571-40～45のそれぞれの一部を統合)
573 電気機械器具組立工		新設 (旧581の一部)
573-01 発電機・電動機組立工		新設 (旧581-10～13、-20～24のそれぞれの一部を統合)
573-02 配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工		新設 (旧581-40～43、-50～52のそれぞれの一部を統合)
573-03 電気機械部品組立工		新設 (旧581-60～63のそれぞれの一部を統合)
573-99 他に分類されない電気機械器具組立工		新設 (旧581-30～33のそれぞれの一部を統合)
574 電気通信機械器具組立工		新設 (582の一部)
574-01 無線・有線通信機器組立工		新設 (旧582-10～12、-30のそれぞれの一部を統合)
574-02 テレビ・ラジオ・音響機器組立工		新設 (旧582-20～23、-40のそれぞれの一部を統合)
574-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工		新設 (旧582-99の一部)
575 電子応用機械器具組立工		新設 (旧586の一部)

新分類案	現行分類	備考
575-01 電子計算機組立工		新設 (旧586-10の一部)
575-02 電子複写機組立工		新設 (旧586-50の一部)
575-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工		新設 (旧586-20、-30、-40、-60、-99のそれぞれの一部を統合)
576 民生用電子・電気機械器具組立工		新設 (旧587の一部)
576-01 民生用電子・電気機械器具組立工		新設 (旧587-10～12、-20～25、-99のそれぞれの一部を統合)
577 半導体製品製造工		新設 (旧585の一部)
577-01 半導体チップ製造工		新設 (旧585-10の一部)
577-02 他に分類されない半導体製品製造工		新設 (旧585-20、-30～33、-40、-50のそれぞれの一部を統合)
578 液晶表示装置製造工		新設 (旧589の一部)
578-01 液晶表示装置製造工		新設 (旧589-51の一部)
581 電球・電子管組立工		新設 (旧583の一部)
581-01 電球・電子管組立工		新設 (旧583-20～23、-30の一部を統合)
582 乾電池・蓄電池製造工		新設 (旧589の一部)
582-01 乾電池・蓄電池製造工		新設 (旧589-10～12のそれぞれの一部を統合)
583 電子機器部品組立工		新設 (旧589の一部)
583-01 電子回路用コンデンサ組立工		新設 (旧589-43の一部)
583-02 プリント基板組立工		新設 (旧589-45の一部)
583-99 他に分類されない電子機器部品組立工		新設 (旧589-40～42、-44、-46～47、-50、-52、-53のそれぞれの一部を統合)
584 被覆電線製造工		新設 (旧584の一部)
584-01 被覆電線製造工		新設 (旧584-10、-20～23、-30、-40～44のそれぞれの一部を統合)
585 束線工		移設 (旧588から)
585-01 束線工		新設 (旧588-10～13を集約)
586 自動車組立工		新設 (旧591の一部)
586-01 自動車組立工 (自動車部品を除く)		新設 (旧591-20、-30のそれぞれの一部を統合)
586-02 自動車部品組立工		新設 (旧591-10の一部)
587 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く)		新設 (旧593～595、599のそれぞれの一部を統合)
587-01 鉄道車両組立工		新設 (旧594-10の一部、-20～31を統合)
587-02 航空機組立工		新設 (旧593-10の一部、-20～30を統合)
587-03 自転車組立工		新設 (旧595-10の一部)
587-04 船舶装束工		新設 (旧596の細分類格下げ)
587-99 他に分類されない輸送用機械器具組立工 (自動車を除く)		新設 (旧599-99の一部)
588 計量計測機器組立工		新設 (旧601の一部)
588-01 電気計測器組立工		新設 (旧601-10～11、-30のそれぞれの一部を統合)
588-02 計量器・測定器組立工		新設 (旧601-20～24、-30のそれぞれの一部を統合)
591 時計組立工		新設 (旧602の一部)
591-01 時計組立工		新設 (旧602-10～12、-20のそれぞれの一部を統合)
592 光学機械器具組立工		新設 (旧603の一部)
592-01 カメラ組立工		新設 (旧603-30～32、-40～41のそれぞれの一部を統合)
592-02 光学機械器具組立工 (カメラを除く)		新設 (旧603-10～13、-20、-40～41のそれぞれの一部を統合)
593 レンズ研磨工・加工		新設 (旧604の一部)
593-01 レンズ研磨工・加工		新設 (旧604-10～30のそれぞれの一部を統合)
599 その他の機械組立の職業		新設 (旧589と609のそれぞれの一部を統合)
599-99 その他の機械組立の職業		新設 (旧589-20～24、-30～32、-99、609-10、-99のそれぞれ

新分類案	現行分類	備考
<p>60 機械整備・修理の職業</p> <p>601 一般機械器具修理工</p> <p>601-01 原動機修理工</p> <p>601-02 金属加工機械修理工</p> <p>601-03 産業用機械修理工</p> <p>601-04 生産設備保全工</p> <p>601-99 他に分類されない一般機械器具修理工</p> <p>602 電気機械器具修理工</p> <p>602-01 電気機械修理工</p> <p>602-02 電気通信機械器具修理工</p> <p>602-03 電子応用機械器具修理工</p> <p>602-04 民生用電子・電気機械器具修理工</p> <p>602-99 他に分類されない電気機械器具整備・修理工</p> <p>603 輸送用機械器具整備・修理工</p> <p>603-01 自動車整備工</p> <p>603-02 鉄道車両修理工</p> <p>603-03 船舶修理工</p> <p>603-04 航空機整備工</p> <p>603-05 自走車修理工</p> <p>603-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工</p> <p>604 計量計測機器・光学機械器具修理工</p> <p>604-01 計量計測機器修理工</p> <p>604-02 時計修理工</p> <p>604-03 光学機械器具修理工</p>		<p>一部を統合)</p> <p>新設 (旧57～60のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧572の一部)</p> <p>新設 (旧572-11の一部)</p> <p>新設 (旧572-10～11のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧572-10～12のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧572-10～11のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧572-99)</p> <p>新設 (旧581、582、587、589の一部)</p> <p>新設 (旧581-70～72、589-60を統合)</p> <p>移設 (旧582-50から)</p> <p>新設 (旧589-61～64を統合)</p> <p>新設 (旧587-30～31を集約)</p> <p>新設 (旧589-99の一部)</p> <p>新設 (旧592～595、599のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧592の細分類格下げ)</p> <p>新設 (旧594-40～42を集約)</p> <p>移設 (旧599-10から)</p> <p>新設 (旧593-40～41を集約)</p> <p>移設 (旧595-20から)</p> <p>新設 (旧599-99の一部)</p> <p>新設 (旧601～603、609のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧601-30と-99のそれぞれの一部を統合)</p> <p>改称 (旧602-30から)</p> <p>新設 (旧603-50～51を集約)</p> <p>新設 (旧51と55のそれぞれの一部を統合)</p>
<p>61 製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)</p> <p>611 金属材料検査工</p> <p>611-01 金属材料検査工</p> <p>612 金属加工・溶接検査工</p> <p>612-01 金属加工検査工</p> <p>612-02 金属溶接検査工</p> <p>612-03 非破壊検査工 (金属)</p>		<p>新設 (旧519の一部)</p> <p>新設 (旧519-50～52を集約)</p> <p>新設 (旧519と559のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧559-70の一部)</p> <p>新設 (旧559-70の一部)</p> <p>改称 (旧519-53から)</p> <p>新設 (旧52～53、62～72のそれぞれの一部を統合)</p>
<p>62 製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</p> <p>621 化学製品検査工</p> <p>621-01 化学製品検査工</p> <p>622 窯業製品検査工</p> <p>622-01 ガラス製品検査工</p> <p>622-99 他に分類されない窯業製品検査工</p> <p>623 食料品検査工</p> <p>623-01 食料品検査工</p> <p>624 飲料・たばこ検査工</p> <p>624-01 飲料・たばこ検査工</p> <p>625 紡織・衣服・繊維製品検査工</p> <p>625-01 紡織製品検査工</p> <p>625-02 衣服・繊維製品検査工</p>		<p>新設 (旧529の一部)</p> <p>移設 (旧529-60から)</p> <p>新設 (旧539の一部)</p> <p>移設 (旧539-51から)</p> <p>新設 (旧539-50、52～53を統合)</p> <p>新設 (旧629の一部)</p> <p>移設 (旧629-30から)</p> <p>新設 (旧635と639のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (635-99の一部と639-20を統合)</p> <p>新設 (旧649と659のそれぞれの一部を統合)</p> <p>新設 (旧649-60～64を集約)</p> <p>改称 (旧659-70から)</p>

新分類案	現行分類	備考
512-80	非鉄金属鑄込造塊工	廃止 (新491-02、522-01へ)
512-99	他に分類されない非鉄金属製錬工	廃止 (新491-02、522-99へ)
513	鋳物工	
513-10	調砂工	廃止 (新492、523へ)
513-20	中子工	廃止 (新492-01、523-01へ)
513-30	鋳型工	廃止 (新492-01、523-01へ)
513-31	手込造型工	廃止 (新492-01、523-01へ)
513-32	機械込造型工	廃止 (新523-01へ)
513-40	鑄込工	廃止 (新492-01、523-01へ)
513-99	他に分類されない鑄物工	廃止 (新492-01、523-99へ)
514	鍛造工	
514-10	鍛造操炉工	廃止 (新492-02、524-01へ)
514-20	自由鍛造工	廃止 (新492-02、524-02へ)
514-21	鍛造プレス工	廃止 (新492-02、524-02へ)
514-22	鍛造ハンマ工	廃止 (新492-02、524-02へ)
514-30	型鍛造工	廃止 (新492-02、524-03へ)
514-31	型鍛造プレス工	廃止 (新492-02、524-03へ)
514-32	型鍛造ハンマ工	廃止 (新492-02、524-03へ)
514-40	手かじ (鍛冶) 工	廃止 (新524-04へ)
514-41	工具かじ工	廃止 (新524-04へ)
514-98	鍛造工助手	廃止 (新524-99へ)
514-99	他に分類されない鍛造工	廃止 (新492-02、524-99へ)
515	金属熱処理工	
515-10	金属熱処理工	廃止 (新499、525へ)
515-11	焼なまし・焼ならし工	廃止 (新499-01、525-01へ)
515-12	焼入焼戻し工 (高周波・浸炭を除く)	廃止 (新499-01、525-01へ)
515-13	高周波焼入焼戻し工	廃止 (新499-01、525-01へ)
515-14	浸炭焼入焼戻し工	廃止 (新499-01、525-01へ)
515-15	窒化・軟窒化工	廃止 (新499-01、525-01へ)
516	圧延工	
516-10	圧延加熱炉工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-20	熱間圧延工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-21	条鋼圧延工 (線材、形鋼、棒鋼)	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-22	鋼板圧延工 (厚板、熱延)	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-23	シームレス鋼管工 (中径、小径)	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-30	冷間圧延工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-31	電磁鋼板工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-32	ステンレス鋼板工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-33	表面処理鋼板工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-34	展延工 (非鉄金属箔)	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-40	溶接鋼管工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-41	大径管工 (スパイラル、UO管)	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-42	電縫管工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-43	鍛接管工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-50	圧延仕上工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-60	圧延ロール整備工	廃止 (新499-02、526-01へ)
516-99	他に分類されない圧延工	廃止 (新499-02、526-01へ)

新分類案	現行分類	備考
	<p>517 伸線工 伸線工 519 その他の金属材料製造の職業 金属材料原料工 鉱石焼結工 ペレット工 スクラップ整理工 スクラップ切断工 スクラップ・ヤード工 519-22 鋳物仕上工 519-30 鋳物型ばらし工 519-31 ショット・ブラスト工 519-32 鋳物はつり工 519-33 鋳物切断・補修工 519-34 鋳物切斷・補修工 519-40 粉末冶金製品製造工 519-41 粉末冶金成形工 519-42 粉末冶金焼結工 519-50 金属材料製造検査工 519-51 原材料試験検査工 519-52 中間製品検査工 519-53 非破壊検査員 519-99 他に分類されない金属材料製造の職業</p>	<p>廃止 (新499、539へ) 廃止 (新499-03、539-01へ) 廃止 (新499、523、539、611、612へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新539-99へ) 廃止 (新539-99へ) 廃止 (新539-99へ) 廃止 (新523-03へ) 廃止 (新523-03へ) 廃止 (新523-03へ) 廃止 (新523-03へ) 廃止 (新523-03へ) 廃止 (新523-03へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新611-01へ) 廃止 (新611-01へ) 廃止 (新611-01へ) 廃止 (新612-03へ) 廃止 (新499-99、539-99へ) 廃止 (新50、54へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ)</p>
	<p>52 化学製品製造の職業 521 基礎的化学品製造オペレーター 基礎的化学品製造オペレーター 石油化学品製造オペレーター 有機化学品製造オペレーター 無機材料製造オペレーター 化学肥料製造オペレーター 汎用樹脂製造オペレーター 522 石油精製オペレーター 燃料製造オペレーター 燃料油製造オペレーター LPガス製造オペレーター 潤滑油製造オペレーター 石油タンクオペレーター 他に分類されない石油精製オペレーター 523 化学繊維工 原液調整工 化学繊維紡糸工 化学繊維後処理工 化学繊維精練・漂白工 524 石けん・洗剤・油脂製品製造オペレーター 石けん製造オペレーター 合成洗剤製造オペレーター 油脂製品製造オペレーター 硬化油製造オペレーター</p>	<p>廃止 (新50、54へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501-02、541-01へ) 廃止 (新501へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501-01へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501-03、541-02へ) 廃止 (新501、541へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ) 廃止 (新501-99、541-03へ)</p>

新分類案	現行分類	備考
	524-32 脂肪酸製造オペレーター	廃止 (新501-99、541-03～)
	524-33 グリセリン製造オペレーター	廃止 (新501-99、541-03～)
	525 医薬品・化粧品製造工	廃止 (新501、541～)
	525-10 医薬品製造工	廃止 (新501-04、541-04～)
	525-11 製剤工	廃止 (新501-04、541-04～)
	525-12 医薬品仕上工	廃止 (新501-04、541-04～)
	525-20 抗生物質種母培養工	廃止 (新501-04、541-04～)
	525-30 化粧品類製造工	廃止 (新501-04、541-05～)
	529 その他の化学製品製造の職業	廃止 (新501、541、621～)
	529-10 化学製品原料粉砕工	廃止 (新501-99、541-99～)
	529-20 製塩工	廃止 (新501-99、541-99～)
	529-30 感光剤材料製造工	廃止 (新501-99、541-06～)
	529-31 フィルム製造工	廃止 (新501-99、541-07～)
	529-32 感光紙製造工	廃止 (新501-99、541-06～)
	529-40 塗料・絵具・インキ製造工	廃止 (新501-99、541-08～)
	529-50 農薬・殺虫剤製造工	廃止 (新501-99、541-99～)
	529-60 化学製品検査工	移設 (新621-01～)
	529-99 他に分類されない化学製品製造の職業	廃止 (新501-99、541-99～)
	53 窯業製品製造の職業	
	531 窯業原料工	廃止 (新50、54～)
	531-10 原料工	廃止 (新502、542～)
	531-11 原石粉砕工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-12 原料調合工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-13 原料か焼工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-20 ガラス溶融炉工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-30 窯業土練工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-31 陶磁器土練工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-32 れんが・かわら類土練工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-40 シヤモット工	廃止 (新502-99、542-99～)
	531-99 他に分類されない窯業原料工	廃止 (新502-99、542-99～)
	532 ガラス製品製造工	廃止 (新502、542～)
	532-10 ガラス成形工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-11 板ガラス成形工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-12 製びん工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-13 吹きガラス成形工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-14 ガラスプレス成形工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-15 ガラス管成形工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-20 ガラス繊維製造工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-30 ガラス熱加工工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-31 バーナー加工工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-32 ガラス火切・口焼工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-40 ガラスカッティング工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-41 ガラスカット工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-42 ガラス研磨工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-50 鏡銀引き工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-60 ガラス熱処理工	廃止 (新502-01、542-01～)
	532-61 ガラス徐冷工	廃止 (新502-01、542-01～)

新分類案	現行分類	備考
	他に分類されないガラス製品製造工	
532-99	施ゆう工、ぼうろうがけ工	廃止 (新502-01、542-01へ)
533	ゆう薬工	廃止 (新542-99へ)
533-10	ゆう薬原料調合工	廃止 (新542-99へ)
533-11	フリット工	廃止 (新542-99へ)
533-12	ゆう薬かけ工	廃止 (新542-99へ)
533-20	施ゆう機工	廃止 (新542-99へ)
533-21	施ゆう仕上工	廃止 (新502-99、542-99へ)
533-22	ほうろう焼入・仕上工	廃止 (新542-99へ)
533-30	れんが・かわら類製造工	廃止 (新542-99へ)
534	れんが・かわら類成形工	廃止 (新502、542へ)
534-10	れんが・かわら類成形工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-11	れんが・かわら類プレス成形工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-12	れんが・かわら類押出成形工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-20	れんが・かわら類乾燥工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-30	れんが・かわら類焼成工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-31	れんが・かわら類坯出入工	廃止 (新502-99、542-02へ)
534-99	他に分類されないれんが・かわら類製造工	廃止 (新502-99、542-02へ)
535	陶磁器製造工、ファイレンセラミック製品製造工	廃止 (新502、542へ)
535-10	陶磁器製造工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-11	陶磁器成形工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-12	陶磁器研磨工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-13	陶磁器レース加工工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-14	陶磁器焼成工	廃止 (新502-99、542-03へ)
535-20	ファイレンセラミック製品製造工	廃止 (新502-02、542-04へ)
535-98	陶磁器製造工見習	廃止 (新502-99、542-03へ)
536	窯業絵付工	廃止 (新542-99へ)
536-10	陶磁器画工	廃止 (新542-99へ)
536-20	転写絵付工	廃止 (新542-99へ)
536-30	陶磁器吹付工	廃止 (新542-99へ)
536-40	絵付線引き工	廃止 (新542-99へ)
536-50	盛絵付工	廃止 (新542-99へ)
536-98	窯業絵付工見習	廃止 (新542-99へ)
537	セメント生産オペレーター	廃止 (新502、542へ)
537-10	セメント生産オペレーター	廃止 (新502-03、542-05へ)
538	セメント製品製造工	廃止 (新502、542へ)
538-10	コンクリート製品製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-11	コンクリートブロック製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-12	コンクリートパネット製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-13	セメントストレート製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-14	コンクリートパイプ製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
538-20	生コンクリート製造工	廃止 (新502-99、542-07へ)
538-99	他に分類されないセメント製品製造工	廃止 (新502-99、542-06へ)
539	その他の窯業製品製造の職業	廃止 (新502、542、622へ)
539-10	石灰・石こう製品製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
539-11	生石灰・消石灰生産オペレーター	廃止 (新502-99、542-99へ)
539-12	ドロマイト生産オペレーター	廃止 (新502-99、542-99へ)

新分類案	現行分類	備考
	539-13 焼石こう製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	539-14 石こう製品製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	539-20 七宝工	廃止 (新542-99へ)
	539-30 るつば製造工	廃止 (新502-99、542-99へ)
	539-40 研磨用材製造工	廃止 (新502-99、542-08へ)
	539-50 薬業製品検査工	廃止 (新622-99へ)
	539-51 ガラス製品検査工	移設 (新622-01へ)
	539-52 れんが・かわら類検査工	廃止 (新622-99へ)
	539-53 陶磁器検査工	廃止 (新622-99へ)
	539-99 他に分類されない窯業製品製造の職業	廃止 (新502-99、542-99へ)
	54 土石製品製造の職業	
	541 石工	廃止 (新542-99へ)
	541-10 石割工	廃止 (新542-09へ)
	541-20 石切工	廃止 (新542-09へ)
	541-21 石工旋盤工	廃止 (新542-09へ)
	541-30 石研磨工	廃止 (新542-09へ)
	541-31 機械研磨工	廃止 (新542-09へ)
	541-40 石彫工	廃止 (新542-09へ)
	541-50 墨出し工	廃止 (新542-09へ)
	541-60 石積工	廃止 (新542-09へ)
	541-98 石工見習	廃止 (新542-09へ)
	549 その他の土石製品製造の職業	廃止 (新542-99へ)
	549-10 石細工工	廃止 (新542-09へ)
	549-20 石綿製品製造工	廃止 (新542-09へ)
	549-99 他に分類されない土石製品製造の職業	廃止 (新542-09へ)
	55 金属加工の職業	
	551 金属工作機械工	廃止 (新49、52へ)
	551-10 汎用金属工作機械工	廃止 (新493、527、528へ)
	551-11 旋盤工	廃止 (新527-99へ)
	551-12 ボール盤工	移設 (新527-01へ)
	551-13 中ぐり盤工	移設 (新527-02へ)
	551-14 フライス盤工	廃止 (新527-99へ)
	551-15 歯切盤工	移設 (新527-03へ)
	551-16 研削盤工・仕上機械工	廃止 (新527-99へ)
	551-20 数値制御金属工作機械工(特殊加工機を除く)	移設 (新527-04へ)
	551-21 NC旋盤工	廃止 (新493-01、528-99へ)
	551-22 NCボール盤工	廃止 (新493-01、528-01へ)
	551-23 NC中ぐり盤工	廃止 (新493-01、528-99へ)
	551-24 NCフライス盤工	廃止 (新493-01、528-99へ)
	551-25 NC研削盤工	廃止 (新493-01、528-02へ)
	551-26 マシニングセンターオペレーター	廃止 (新493-01、528-99へ)
	551-30 金属特殊加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、535-99へ)
	551-31 放電加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、535-99へ)
	551-32 電子ビーム加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、535-99へ)
	551-33 レーザー加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、535-99へ)
	551-34 電解加工機工	廃止 (新493-01、498-01、527-99、528-04、535-99へ)
	551-99 他に分類されない金属工作機械工	廃止 (新493-01、527-99へ)

新分類案	現行分類	備考
552	金属プレス工	廃止 (新494、531へ)
552-10	プレス成形工 (打抜・曲プレスを除く)	廃止 (新494-01、531-01へ)
552-11	打抜プレス工	廃止 (新494-01、531-02へ)
552-12	曲プレス工	廃止 (新494-01、531-03へ)
552-13	絞プレス工	廃止 (新494-01、531-01へ)
552-14	プレス刻印工	廃止 (新494-01、531-99へ)
552-20	数値制御プレス機械工	廃止 (新494-01、531-01～99へ)
552-99	他に分類されない金属プレス工	廃止 (新494-01、531-99へ)
553	鉄工、製かん(缶)工	廃止 (新495、532へ)
553-10	鉄工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-11	建築鉄工	廃止 (新495-01、532-01へ)
553-12	機械鉄工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-13	造船鉄工	移設 (新532-02へ)
553-14	橋りよう鉄工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-15	裝飾鉄工	廃止 (新495-01、532-99へ)
553-20	製かん工	廃止 (新495-01、532-03へ)
553-21	ボイラー組立工	廃止 (新495-01、532-03へ)
553-22	圧力容器組立工	廃止 (新495-01、532-03へ)
553-99	他に分類されない鉄工、製かん(缶)工	廃止 (新495-01、532-99へ)
554	板金工	廃止 (新496、533へ)
554-10	板金工	廃止 (新496-01、533-99へ)
554-11	建築板金工	廃止 (新496-01、533-01へ)
554-12	工場板金工	廃止 (新496-01、533-02へ)
554-13	自動車板金工	移設 (新533-03へ)
555	金属彫刻工	廃止 (新499、539へ)
555-10	彫金工	廃止 (新539-99へ)
555-11	かざり職	廃止 (新539-99へ)
555-12	金型彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
555-20	機械彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
555-30	腐しよく彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
555-31	なっ(捺)染ロール彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
555-99	他に分類されない金属彫刻工	廃止 (新499-99、539-99へ)
556	めっき工	廃止 (新497、534へ)
556-10	電気めっき工	廃止 (新497-01、534-01へ)
556-20	化学めっき工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-30	溶融めっき工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-40	溶射工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-50	真空・気相めっき工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-60	陽極処理工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-70	化成処理工	廃止 (新497-01、534-02へ)
556-99	他に分類されないめっき工	廃止 (新497-01、534-02へ)
557	金属研磨工	廃止 (新497、534へ)
557-10	金属材料・製品研磨工	廃止 (新497-02、534-03へ)
557-11	工具研磨工	廃止 (新497-02、534-03へ)
557-12	刃物とぎ工	廃止 (新534-03へ)
557-20	金属手仕上工	廃止 (新534-04へ)
557-21	のこ目立職	廃止 (新534-04へ)

新分類案	現行分類	備考
	557-22 金属やすり掛け工	廃止 (新534-04へ)
	557-23 金属さざげ工	廃止 (新534-04へ)
	557-24 金属はつり工	廃止 (新534-04へ)
	558 金属線製品・くぎ・ばね製造工	廃止 (新499、536へ)
	558-10 金属線製品製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	558-11 ワイヤロープ製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	558-12 有刺鉄線製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	558-13 金網編工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	558-14 針製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	558-15 ピン製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	558-20 くぎ類製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	558-30 ばね製造工	廃止 (新499-99、536-01へ)
	559 その他の金属加工の職業	廃止 (新492、499、523、537、539へ)
	559-10 金属製家具・建具製造工	廃止 (新499-99、537-01へ)
	559-11 金属製家具製造工	廃止 (新499-99、537-01へ)
	559-12 金属製建具製造工	廃止 (新499-99、537-01へ)
	559-20 金属製品製造工 (一貫作業によるもの)	廃止 (新499-99、537-99へ)
	559-21 刃物製造工	廃止 (新499-99、537-04へ)
	559-22 工具製造工 (刃物を除く)	廃止 (新499-99、537-02、-03へ)
	559-23 金具製造工	廃止 (新499-99、537-05へ)
	559-30 けがき工	廃止 (新539-99へ)
	559-40 ろう付工、はんだ付工	廃止 (新499-99、539-02へ)
	559-50 金属切断工 (刃物によるもの)	廃止 (新499-04、539-04へ)
	559-60 金型取付工	廃止 (新539-03へ)
	559-70 金属加工・金属製品検査工	廃止 (新1612-01、-02へ)
	559-99 他に分類されない金属加工の職業	廃止 (新492-01、499-99、523-02、539-99、783-01へ)
	56 金属溶接・溶断の職業	
	561 電気溶接工	廃止 (新498、535へ)
	561-10 アーク溶接工	廃止 (新498-01、535-01へ)
	561-11 被膜アーク溶接工	廃止 (新498-01、535-01へ)
	561-20 抵抗溶接工	廃止 (新498-01、535-02へ)
	561-21 スポット溶接工	廃止 (新498-01、535-02へ)
	561-30 自動電気溶接機運転工	廃止 (新498-01、535-04へ)
	561-40 溶接ロボット運転工	廃止 (新498-01、535-04へ)
	561-99 他に分類されない電気溶接工	廃止 (新498-01、535-99へ)
	562 ガス溶接工、ガス切断工	廃止 (新498、535へ)
	562-10 ガス溶接工	廃止 (新498-01、535-03へ)
	562-11 酸素アセチレンガス溶接工	廃止 (新498-01、535-03へ)
	562-20 ガス切断工	廃止 (新498-01、535-05へ)
	562-21 アセチレンガス切断工	廃止 (新498-01、535-05へ)
	562-22 大型バーナー工	廃止 (新498-01、535-05へ)
	562-23 自動ガス切断機運転工	廃止 (新498-01、535-05へ)
	57 一般機械器具組立・修理の職業	
	571 一般機械器具組立工	廃止 (新51、57、60へ)
	571-10 原動機組立工	廃止 (新511、571、572へ)
	571-11 エンジン組立・調整工	廃止 (新511-01、571-01へ)
	571-12 タービン組立・調整工	廃止 (新511-01、571-01へ)

新分類案	現行分類	備考
	571-20 金属加工機械組立工	廃止 (新511-01、571-02～)
	571-21 金属工作機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-02～)
	571-30 産業用機械組立工	廃止 (新511-01、571-06～99～)
	571-31 農業用機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-03～)
	571-32 建設機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-04～)
	571-33 繊維機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-99～)
	571-34 印刷機械組立・調整工	廃止 (新511-01、571-05～)
	571-40 機械部品組立工	廃止 (新511-01、572-01～)
	571-41 ベアリング組立工	廃止 (新511-01、572-01～)
	571-42 変速機組立工	廃止 (新511-01、572-01～)
	571-43 軸継手組立工	廃止 (新511-01、572-01～)
	571-44 バルブ組立工	廃止 (新511-01、572-01～)
	571-45 チェーン組立工	廃止 (新511-01、572-01～)
	571-99 他に分類されない一般機械器具組立工	廃止 (新511-01、571-06～99～)
	572 一般機械器具修理工	廃止 (新601、631～)
	572-10 機械修理工	廃止 (新601-02～04～)
	572-11 動力機械保全・修理工	廃止 (新601-01～04～)
	572-12 油圧機械保全・修理工	廃止 (新601-03～)
	572-20 機械検査工	廃止 (新631-01～)
	572-21 動力機械検査工	廃止 (新631-01～)
	572-22 油圧機械検査工	廃止 (新631-01～)
	572-99 他に分類されない一般機械器具修理工	廃止 (新601-99～)
	58 電気機械器具組立・修理の職業	廃止 (新51、57、60～)
	581 電気機械組立工・修理工	廃止 (新512、573、602～)
	581-10 発電機組立・調整工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-11 発電機巻線工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-12 産業用発電機組立工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-13 民生用発電機組立工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-20 電動機組立・調整工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-21 電動機巻線工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-22 産業用電動機組立工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-23 民生用電動機組立工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-24 マイクロモーター組立工	廃止 (新512-01、573-01～)
	581-30 変圧器・変流器・変成器組立・調整工	廃止 (新512-01、573-99～)
	581-31 トランス巻線工	廃止 (新512-01、573-99～)
	581-32 変圧器組立工	廃止 (新512-01、573-99～)
	581-33 変流器・変成器組立工	廃止 (新512-01、573-99～)
	581-40 配電盤・制御板組立・調整工	廃止 (新512-01、573-02～)
	581-41 配電盤組立工	廃止 (新512-01、573-02～)
	581-42 制御板組立工	廃止 (新512-01、573-02～)
	581-43 フェイストリビュータ組立工	廃止 (新512-01、573-02～)
	581-50 閉閉制御機器組立工	廃止 (新512-01、573-02～)
	581-51 プレーカー組立工	廃止 (新512-01、573-02～)
	581-52 スイッチ組立工	廃止 (新512-01、573-02～)
	581-60 電気機械部品組立工	廃止 (新512-01、573-03～)
	581-61 整流子組立工	廃止 (新512-01、573-03～)
	581-62 整流器組立工	廃止 (新512-01、573-03～)

新分類案	現行分類	備考
581-63	コンデンサー組立工	廃止 (新512-01、573-03へ)
581-70	電気機械修理工	移設 (新602-01へ)
581-71	発電機・電動機修理工	廃止 (新602-01へ)
581-72	配電・制御装置修理工	廃止 (新602-01へ)
582	電気通信機械器具組立工・修理工	
582-10	電気通信機器組立工	廃止 (新512、574、602へ)
582-11	無線通信機器組立工	廃止 (新512-01、574-01へ)
582-12	有線通信機器組立工	廃止 (新512-01、574-01へ)
582-20	ビデオ・音響機器組立工	廃止 (新512-01、574-02へ)
582-21	VTR・テープレコーダー組立工	廃止 (新512-01、574-02へ)
582-22	ラジオ・音響機器組立工	廃止 (新512-01、574-02へ)
582-23	テレビ・画像端末機組立工	廃止 (新512-01、574-02へ)
582-30	電気通信機器調整工	廃止 (新512-01、574-01へ)
582-40	ビデオ・音響機器調整工	廃止 (新512-01、574-01へ)
582-50	電気通信機械器具修理工	移設 (新602-02へ)
582-99	他に分類されない電気通信機械器具組立工・修理工	廃止 (新512-01、574-99へ)
583	電球・電子管組立工	
583-10	電球・電子管自動組立操作員	廃止 (新512、581へ)
583-20	電球・電子管製造工	廃止 (新512-01へ)
583-21	電球・電子管組立工	廃止 (新581-01へ)
583-22	電球・電子管排気・封止工	廃止 (新581-01へ)
583-23	電球・電子管仕上工	廃止 (新581-01へ)
583-30	電球・電子管部品組立工	廃止 (新512-01、581-01へ)
584	被覆電線製造工	
584-10	撚線工	廃止 (新512、584へ)
584-20	被覆工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-21	ゴム線製造工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-22	ビニール・ポリエチレン線製造工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-23	紙巻線製造工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-30	撚合わせ工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-40	がい(鎧)装工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-41	銅帯がい装工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-42	鉄線がい装工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-43	被鉛工	廃止 (新512-01、584-01へ)
584-44	編組工	廃止 (新512-01、584-01へ)
585	半導体製品製造工	
585-10	半導体チップ製造工	廃止 (新512、577へ)
585-20	半導体ダイシング工	廃止 (新512-01、577-01へ)
585-30	半導体組立工	廃止 (新512-01、577-02へ)
585-31	半導体マウント工	廃止 (新512-01、577-02へ)
585-32	ワイヤボンディング工	廃止 (新512-01、577-02へ)
585-33	エンキヤプ工	廃止 (新512-01、577-02へ)
585-40	半導体封止工	廃止 (新512-01、577-02へ)
585-50	半導体外装処理工	廃止 (新512-01、577-02へ)
585-99	他に分類されない半導体製品製造工	廃止 (新512-01、577-99へ)
586	電子応用機械器具組立工	
		廃止 (新512、575へ)

新分類案	現行分類	備考
586-10	電子計算機組立・調整工	廃止 (新512-01、575-01へ)
586-20	X線応用装置組立・調整工	廃止 (新512-01、575-99へ)
586-30	医療用電子機器組立・調整工	廃止 (新512-01、575-99へ)
586-40	レーザー応用加工機器組立・調整工	廃止 (新512-01、575-99へ)
586-50	電子複写機組立・調整工	廃止 (新512-01、575-02へ)
586-60	ファクシミリ組立・調整工	廃止 (新512-01、575-99へ)
586-99	他に分類されない電子応用機械器具組立工	廃止 (新512-01、575-99へ)
587	民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	廃止 (新512、576、602へ)
587-10	電熱・照明器具組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-11	電熱機器組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-12	照明器具組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-20	電動機応用製品組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-21	電気冷蔵庫組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-22	電気洗濯機組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-23	電気掃除機組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-24	扇風機・換気扇組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-25	空調機組立工	廃止 (新512-01、576-01へ)
587-30	民生用電子・電気機械器具修理工	移設 (新602-04へ)
587-31	家庭用電気製品修理工 (販売店、サービス店)	廃止 (新602-04へ)
587-99	他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	廃止 (新512-01、576-01へ)
588	束線工	廃止 (新585へ)
588-10	束線工 (ワイヤー・ハネス工)	廃止 (新585-01へ)
588-11	電気通信機束線工	廃止 (新585-01へ)
588-12	電子応用機器束線工	廃止 (新585-01へ)
588-13	輸送用機器束線工	廃止 (新585-01へ)
589	その他の電気機械器具組立・修理の職業	廃止 (新585-01へ)
589-10	乾電池・蓄電池製造工	廃止 (新512、578、582、583、599、602、632へ)
589-11	乾電池製造工	廃止 (新512-01、582-01へ)
589-12	蓄電池製造工	廃止 (新512-01、582-01へ)
589-20	記録媒体製造工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-21	磁気テープ製造工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-22	磁気ディスク製造工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-23	光ディスク製造工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-24	磁気・ICカード製造工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-30	内燃機関電装品組立工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-31	イグニッション・コイル組立工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-32	点火プラグ組立工	廃止 (新512-01、599-99へ)
589-40	電子機器部品製造工	廃止 (新512-01、583-99へ)
589-41	電子機器用コイル・トランス製造工	廃止 (新512-01、583-99へ)
589-42	電子機器用抵抗器製造工	廃止 (新512-01、583-99へ)
589-43	電子機器用コンデンサー製造工	廃止 (新512-01、583-01へ)
589-44	振動子組立工	廃止 (新512-01、583-99へ)
589-45	プリント基盤組立工	廃止 (新512-01、583-02へ)
589-46	電子機器部品組立工	廃止 (新512-01、583-99へ)
589-47	音響部品組立工	廃止 (新512-01、583-99へ)
589-50	特殊電子部品製造工	廃止 (新512-01、583-99へ)

新分類案	現行分類	備考
	589-51 液晶表示部品製造工 589-52 圧電素子製造工 589-53 フェライト製品製造工 589-60 電気機械器具保守員 589-61 電子計算機保守員 589-62 複写機保守員 589-63 ファクシミリ保守員 589-64 電子計算機周辺機器保守員 589-70 電気機械器具検査工 589-71 発電機・電動機検査工 589-72 配電・制御装置検査工 589-73 電気通信機械器具検査工 589-74 電子応用機器検査工 589-75 民生用電子・電気機械器具検査工 589-76 電子部品検査工 589-99 他に分類されない電気機械器具組立・修理の職業	廃止 (新512-01、578-01～) 廃止 (新512-01、583-99～) 廃止 (新512-01、583-99～) 廃止 (新602-01～) 廃止 (新602-03～) 廃止 (新602-03～) 廃止 (新602-03～) 廃止 (新602-03～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新632-01～) 廃止 (新512-01、599-99、602-99～)
	59 輸送用機械器具組立・修理の職業 591 自動車組立工 591-10 自動車部品組立工 591-20 自動車車体・車台組立工 591-30 自動車ぎ装組立工 592 自動車整備工 592-10 自動車整備工 592-11 自動車エンジン整備工 592-12 自動車電装品整備工 592-13 自動車タイヤ整備工 593 航空機組立工・整備工 593-10 航空機部品組立工 593-20 航空機総組立工 593-21 航空機エンジン取付工 593-30 航空機ぎ装工 593-40 航空機整備工 593-41 航空機工場整備工 594 鉄道車両組立工・修理工 594-10 車両機械組立工 594-20 車両組立工 594-21 鉄道車両台車組立工 594-22 鉄道車両車体組立工 594-30 車両ぎ装工 594-31 鉄道車両機器取付工 594-40 車両修理工 594-41 鉄道車両台車・車体修理工 594-42 鉄道車両機械修理工 595 自転車組立工・修理工 595-10 自転車組立工 595-20 自転車修理工	廃止 (新51、57、60～) 廃止 (新513、586～) 廃止 (新513-01、586-02～) 廃止 (新513-01、586-01～) 廃止 (新513-01、586-01～) 廃止 (新513-01、586-01～) 廃止 (新603～) 廃止 (新603-01～) 廃止 (新603-01～) 廃止 (新603-01～) 廃止 (新603-01～) 廃止 (新513、587、603～) 廃止 (新513-01、587-02～) 廃止 (新587-02～) 廃止 (新587-02～) 廃止 (新587-02～) 廃止 (新603-04～) 廃止 (新603-04～) 廃止 (新513、587、603～) 廃止 (新513-01、587-01～) 廃止 (新587-01～) 廃止 (新587-01～) 廃止 (新587-01～) 廃止 (新587-01～) 廃止 (新587、603～) 廃止 (新603-02～) 廃止 (新603-02～) 廃止 (新513、587、603～) 廃止 (新513-01、587-03～) 廃止 (新603-05～)

新分類案	現行分類	備考
	カメラ修理工	廃止 (新604-03へ)
	レンズ研磨工・調整工	廃止 (新514、593へ)
603-51	光学レンズ工	廃止 (新514-01、593-01へ)
604	レンズ荒すり工	廃止 (新514-01、593-01へ)
604-10	レンズ研磨工	廃止 (新514-01、593-01へ)
604-11	レンズ心取工	廃止 (新514-01、593-01へ)
604-12	レンズ表面処理加工工	廃止 (新514-01、593-01へ)
604-13	レンズ接合工	廃止 (新514-01、593-01へ)
604-20		廃止 (新599、634へ)
604-30		廃止 (新514-01、599-99、634-01へ)
609	その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	
609-10	メガネ調整・加工工	廃止 (新514-01、599-99へ)
609-20	計量計測機器・光学機械器具検査工	廃止 (新634-01へ)
609-21	計量計測機器検査工	廃止 (新634-01へ)
609-22	時計検査工	廃止 (新634-01へ)
609-23	光学機械器具検査工	廃止 (新634-01へ)
609-24	レンズ検査工	廃止 (新634-01へ)
609-99	他に分類されない計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	廃止 (新514-01、599-99、634-01へ)
61	精穀・製粉・調味食品製造の職業	
611	精穀工	廃止 (新50、54、62へ)
611-10	精穀工	廃止 (新503、543へ)
611-11	精米工	廃止 (新503-01、543-01へ)
611-12	精麦工	廃止 (新503-01、543-01へ)
612	製粉工	廃止 (新503-01、543-01へ)
612-10	製粉工	廃止 (新503、543へ)
612-11	小麦粉製造工	廃止 (新503-01、543-02へ)
612-12	でん粉製造工	廃止 (新503-01、543-02へ)
612-13	コーンスターチ製造工	廃止 (新503-01、543-02へ)
613	製糖工	廃止 (新503、543へ)
613-10	粗糖製造工	廃止 (新503-01、543-03へ)
613-20	精糖工	廃止 (新503-01、543-03へ)
613-30	角砂糖製造工	廃止 (新503-01、543-03へ)
613-40	氷砂糖・液糖製造工	廃止 (新503-01、543-03へ)
613-50	てん菜糖製造工	廃止 (新503-01、543-03へ)
613-99	他に分類されない製糖工	廃止 (新503-01、543-03へ)
614	味そ・しょう油製造工	廃止 (新503、543へ)
614-10	味そ製造工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-11	味そ原料工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-12	味そこうじ工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-13	味そ仕込工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-20	しょう油製造工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-21	しょう油原料工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-22	しょう油こうじ工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-23	しょう油仕込工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-24	しょう油圧搾工	廃止 (新503-01、543-04へ)
614-25	しょう油精製工	廃止 (新503-01、543-04へ)
615	動植物油脂製造工	廃止 (新503、543へ)

新分類案	現行分類	備考
622-60	チョコレート製造工	廃止 (新503-02、545-05へ)
622-70	チューインガム製造工	廃止 (新503-02、545-99へ)
622-99	他に分類されないパン・菓子製造工	廃止 (新503-02、545-05、-99へ)
623	豆腐・こんにやく・ふ製造工	廃止 (新503、546へ)
623-10	豆腐・同加工食品製造工	廃止 (新503-99、546-01へ)
623-11	豆腐製造工	廃止 (新503-99、546-01へ)
623-12	充てん(填)豆腐製造工	廃止 (新503-99、546-01へ)
623-13	油揚・生揚製造工	廃止 (新503-99、546-01へ)
623-14	がんもどき製造工	廃止 (新503-99、546-01へ)
623-15	凍豆腐製造工	廃止 (新503-99、546-01へ)
623-20	こんにやく製造工	廃止 (新503-99、546-02へ)
623-30	ふ製造工	廃止 (新503-99、546-03へ)
623-40	湯葉製造工	廃止 (新546-01へ)
624	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	廃止 (新503、547へ)
624-10	かん詰・びん詰・レトルト食品調理工	廃止 (新503-99、547-01～03へ)
624-11	水産調理工	廃止 (新503-99、547-01～03へ)
624-12	果実調理工	廃止 (新503-99、547-01～03へ)
624-13	野菜調理工	廃止 (新503-99、547-01～03へ)
624-14	食肉調理工	廃止 (新503-99、547-01～03へ)
624-20	かん詰・びん詰	廃止 (新503-99、547-01～02へ)
624-21	食品充てん工	廃止 (新503-99、547-01～02へ)
624-22	密封工	廃止 (新503-99、547-01～02へ)
624-30	殺菌加熱工	廃止 (新503-99、547-01～03へ)
624-99	他に分類されないかん詰・びん詰・レトルト食品製造工	廃止 (新503-99、547-01～03へ)
625	乳・乳製品製造工	廃止 (新503、548へ)
625-10	飲用乳製造工	廃止 (新503-03、548-01へ)
625-20	粉乳製造工	廃止 (新503-03、548-99へ)
625-30	練乳製造工	廃止 (新503-03、548-99へ)
625-40	バター製造工	廃止 (新503-03、548-99へ)
625-50	チーズ製造工	廃止 (新503-03、548-99へ)
625-60	乳酸発酵製品製造工	廃止 (新503-03、548-02へ)
625-70	アイスクリーム製造工	廃止 (新503-03、548-03へ)
625-99	他に分類されない乳・乳製品製造工	廃止 (新503-03、548-99へ)
626	食肉加工品製造工	廃止 (新503、551へ)
626-10	精肉工	廃止 (新503-99、551-01へ)
626-20	ハム・ベーコン・ソーセージ製造工	廃止 (新503-99、551-02へ)
626-21	仕込工(鳥獣肉製品)	廃止 (新503-99、551-02へ)
626-22	カッター工(肉製品)	廃止 (新503-99、551-02へ)
626-23	肉詰工(ハム・ソーセージ製造)	廃止 (新503-99、551-02へ)
626-24	くん煙工(肉製品)	廃止 (新503-99、551-02へ)
626-25	ポイル工(ソーセージ・ハム・ベーコン製造)	廃止 (新503-99、551-02へ)
626-99	他に分類されない食肉加工品製造工	廃止 (新503-99、551-99へ)
627	水産物加工工	廃止 (新503、552へ)
627-10	かつお節類製造工	廃止 (新552-01へ)
627-20	魚介くん製製造工	廃止 (新552-99へ)
627-30	魚介干物製造工	廃止 (新552-02へ)

新分類案	現行分類	備考
	<p>627-40 水産ねり物製造工</p> <p>627-41 水産ねり物原料選別工</p> <p>627-42 水産ねり物原料調理工</p> <p>627-43 水産ねり物すりつぶし工</p> <p>627-44 水産ねり物成形工</p> <p>627-45 水産ねり物蒸上工</p> <p>627-46 水産ねり物焼上工</p> <p>627-50 こんぶ加工工</p> <p>627-60 寒天製造工</p> <p>627-61 天然寒天製造工</p> <p>627-62 工業寒天製造工</p> <p>627-70 つくだ煮製造工</p> <p>627-99 他に分類されない水産物加工工</p> <p>628 野菜つけ物工</p> <p>629 その他の食品製造の職業</p> <p>629-10 低温・保存食品製造工</p> <p>629-11 冷凍加工食品製造工</p> <p>629-20 惣菜類調製工</p> <p>629-21 弁当調製工</p> <p>629-30 食料品検査工</p> <p>629-99 他に分類されない食料品製造の職業</p>	<p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>廃止 (新552-03～)</p> <p>廃止 (新552-03～)</p> <p>廃止 (新503-99、552-03～)</p> <p>移設 (新623-01～)</p> <p>廃止 (新503-99、569-99～)</p>
	<p>63 飲料・たばこ製造の職業</p> <p>631 製茶工</p> <p>631-10 製茶工</p> <p>631-11 荒茶製造工</p> <p>631-12 仕上茶製造工</p> <p>632 清酒製造工</p> <p>632-10 清酒製造工</p> <p>632-11 杜氏</p> <p>632-12 清酒こうじ造り主任</p> <p>632-13 酒母造り主任</p> <p>632-14 清酒もろみ造り主任</p> <p>632-15 清酒製造作業員</p> <p>633 酒類製造工 (清酒を除く)</p> <p>633-10 ビール製造工</p> <p>633-11 製麦工</p> <p>633-12 ビール醸造工</p> <p>633-20 果実酒製造工</p> <p>633-21 果実酒仕込工</p> <p>633-22 果実酒発酵工</p> <p>633-23 果実酒ろ過工</p> <p>633-30 ウイスキー製造工</p> <p>633-31 プレンド工</p> <p>633-40 焼ちゅう製造工</p> <p>633-41 焼ちゅう蒸留工</p> <p>633-99 他に分類されない酒類製造工</p>	<p>廃止 (新50、54、62～)</p> <p>廃止 (新504、556～)</p> <p>廃止 (新504-01、556-01～)</p> <p>廃止 (新504-01、556-01～)</p> <p>廃止 (新504-01、556-01～)</p> <p>廃止 (新504、556～)</p> <p>廃止 (新504-01、556-02～)</p> <p>廃止 (新556-02～)</p> <p>廃止 (新556-02～)</p> <p>廃止 (新556-02～)</p> <p>廃止 (新556-02～)</p> <p>廃止 (新504、556～)</p> <p>廃止 (新504-01、556-02～)</p> <p>廃止 (新556-02～)</p> <p>廃止 (新556-02～)</p> <p>廃止 (新556-02～)</p> <p>廃止 (新504、556～)</p> <p>廃止 (新504-01、556-03～)</p>

新分類案	現行分類	備考
	<p>634 清涼飲料製造工 清涼飲料製造工</p> <p>635 たばこ製造工 たばこ原料処理工 たばこ原料加工工 製品たばこ製造工 635-30 他に分類されないたばこ製造工 635-99 その他の飲料・たばこ製造の職業</p> <p>639 粉末飲料製造工 639-10 インスタントコーヒー製造工 639-11 粉末ジュース製造工 639-12 飲料検査工 639-20 他に分類されない飲料・たばこ製造の職業 639-99</p>	<p>廃止 (新504、556へ) 廃止 (新504-01、556-04へ) 廃止 (新504、556、624へ) 廃止 (新504-01、556-05へ) 廃止 (新504-01、556-05へ) 廃止 (新504-01、556-05へ) 廃止 (新504-01、556-05へ) 廃止 (新504-01、556-05、624-01へ) 廃止 (新504、556、624へ) 廃止 (新504-01、556-04へ) 廃止 (新504-01、556-99へ) 廃止 (新504-01、556-04へ) 廃止 (新624-01へ) 廃止 (新504-01、556-99へ)</p>
	<p>64 紡織の職業</p> <p>641 粗紡工、精紡工 641-10 混打綿工 641-20 せつりゆう (櫛梳) 工 641-21 コーマー工 641-30 練糸工 641-40 粗紡工 641-50 精紡工 641-60 ガラ紡工</p> <p>642 合糸工、ねん糸工、加工糸工 642-10 合糸工 642-20 ねん糸工 642-30 合ねん糸工 642-40 加工糸工</p> <p>643 織機準備工 643-10 整経工 643-20 管巻工 643-30 へ (経) 通工 643-31 経継ぎ工 643-32 タイイニングマシン工 643-40 はた (機) ごしらせ工</p> <p>644 織布工 644-10 織布工</p> <p>645 精練・漂白工 645-10 精練・漂白工 645-11 精練工 645-12 漂白工 645-13 漂白仕上工</p> <p>646 染色・仕上げ 646-10 染物職 646-11 友禪染工 646-12 染替工 646-13 ろう染工 646-14 はく染工</p>	<p>廃止 (新50、54、62へ) 廃止 (新505、557へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505-01、557-01へ) 廃止 (新505、557へ) 廃止 (新505-01、557-02へ) 廃止 (新505-01、557-02へ) 廃止 (新505-01、557-02へ) 廃止 (新505-01、557-02へ) 廃止 (新505、557へ) 廃止 (新505、557へ) 廃止 (新505-01、557-03へ) 廃止 (新505-01、557-03へ) 廃止 (新505-01、557-03へ) 廃止 (新505-01、557-03へ) 廃止 (新505-01、557-03へ) 廃止 (新505、557へ) 廃止 (新505-01、557-04へ) 廃止 (新505、557へ) 廃止 (新505-01、557-05へ) 廃止 (新505-01、557-05へ) 廃止 (新505-01、557-05へ) 廃止 (新505-01、557-05へ) 廃止 (新505-01、557-05へ) 廃止 (新505、557へ) 廃止 (新505-01、557-06へ) 廃止 (新557-06へ) 廃止 (新557-06へ) 廃止 (新557-06へ) 廃止 (新557-06へ)</p>

新分類案	現行分類	備考
646-15	絞り染工	廃止 (新557-06へ)
646-20	浸染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-21	わた染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-22	糸染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-23	織物染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-24	ニット染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-30	なっ染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-31	スクリーンなっ染工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-32	型置工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-40	調色工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-50	蒸熱・水洗工	廃止 (新505-01、557-06へ)
646-99	他に分類されない染色・仕上工	廃止 (新505-01、557-06へ)
647	編物工、編立工	廃止 (新505、557へ)
647-10	ニット生地編立工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-20	ニット製品編立工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-21	くつ下編工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-30	機械レース編工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-31	レース刺しゅう工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-40	編機準備工	廃止 (新505-01、557-07へ)
647-50	手編工	廃止 (新505-01、557-07へ)
648	つな・あみ製造工	廃止 (新505、557へ)
648-10	つな製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
648-20	あみ製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
648-30	なわ製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
648-40	ひも製造工	廃止 (新505-01、557-08へ)
649	その他の紡織の職業	廃止 (新505、557、625へ)
649-10	製糸工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-11	製糸前処理工	廃止 (新557-99へ)
649-12	紡績前処理工	廃止 (新557-99へ)
649-13	トップ・ケーク保全工	廃止 (新557-99へ)
649-14	糸巻工	廃止 (新557-99へ)
649-20	揚返工、かせ取工	廃止 (新557-99へ)
649-21	揚返工	廃止 (新557-99へ)
649-22	かせ取工	廃止 (新557-99へ)
649-30	織布後処理工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-31	脱水工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-32	起毛工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-33	せん毛工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-34	ガス焼工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-35	整反工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-40	製綿・綿打直工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-50	フェルト・不織布製造工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-51	フェルト製造工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-52	不織布製造工	廃止 (新505-01、557-99へ)
649-60	紡織検査仕上工	廃止 (新505-01、557-09へ)
649-61	糸検査仕上工	廃止 (新505-01、557-09へ)
649-62	織布検査仕上工	廃止 (新625-01へ)
		廃止 (新625-01へ)

新分類案	現行分類	備考
649-63	ニット生地検査仕上工	廃止 (新625-01へ)
649-64	レース検査仕上工	廃止 (新625-01へ)
649-99	他に分類されない紡織の職業	廃止 (新505-01、557-99へ)
65	衣服・繊維製品製造の職業	廃止 (新50、54、62へ)
651	婦人・子供服仕立職	廃止 (新558へ)
651-10	婦人・子供服注文仕立職	廃止 (新558-01へ)
651-20	婦人・子供既製服仕立工	廃止 (新558-01へ)
651-30	婦人服修理工	廃止 (新558-04へ)
651-98	洋裁見習	廃止 (新558-01へ)
652	紳士服仕立職	廃止 (新558へ)
652-10	紳士服注文仕立職	廃止 (新558-02へ)
652-20	紳士既製服仕立工	廃止 (新558-02へ)
652-30	紳士服修理工	廃止 (新558-04へ)
652-98	紳士服仕立見習	廃止 (新558-02へ)
653	和服仕立職	廃止 (新558へ)
653-10	和服仕立職	廃止 (新558-03、-04へ)
653-11	長着・羽織仕立職	廃止 (新558-03へ)
653-12	はかま仕立職	廃止 (新558-03へ)
653-13	帯仕立職	廃止 (新558-03へ)
653-98	和裁見習	廃止 (新558-03へ)
654	刺しゅう工	廃止 (新505、558へ)
654-10	機械刺しゅう工	廃止 (新505-01、558-09へ)
654-20	手刺しゅう工	廃止 (新558-09へ)
654-30	刺しゅう補修工	廃止 (新558-09へ)
655	ミシン縫製工	廃止 (新505、558へ)
655-10	衣服ミシン縫製工	廃止 (新505-01、558-06へ)
655-11	婦人・子供服縫製工	廃止 (新505-01、558-06へ)
655-12	紳士服縫製工	廃止 (新505-01、558-06へ)
655-13	シャツ・下着縫製工	廃止 (新505-01、558-06へ)
655-14	ニット縫製工	廃止 (新505-01、558-06へ)
655-20	衣服以外のミシン縫製工	廃止 (新505-01、558-07へ)
655-21	キルティング縫製工	廃止 (新505-01、558-07へ)
655-22	織布ミシン縫製工	廃止 (新505-01、558-07へ)
655-30	特殊ミシン縫製工	廃止 (新505-01、558-08へ)
656	裁断工	廃止 (新505、558へ)
656-10	機械裁断工	廃止 (新505-01、558-05へ)
656-11	生地引伸工	廃止 (新505-01、558-05へ)
656-12	型入れ工	廃止 (新505-01、558-05へ)
656-20	手裁断工	廃止 (新558-05へ)
659	その他の衣服・繊維製品製造の職業	廃止 (新505、558、625、644へ)
659-10	ボタンナー	移設 (新644-01へ)
659-20	帽子製造工	廃止 (新558-99へ)
659-21	製帽工	廃止 (新558-99へ)
659-22	帽子飾付工	廃止 (新558-99へ)
659-30	皮革製衣服仕立工	廃止 (新558-99へ)
659-40	カンバス製品製造工	廃止 (新505-01、558-99へ)
659-50	寝具仕立工	廃止 (新558-99へ)

新分類案	現行分類	備考
659-60	繊維製品仕上工	廃止 (新505-01、558-10へ)
659-61	繊維製品プレス工	廃止 (新505-01、558-10へ)
659-62	繊維製品手仕上工	廃止 (新558-10へ)
659-70	繊維製品検査工	移設 (新625-02へ)
659-99	他に分類されない衣服・繊維製品製造の職業	廃止 (新505-01、558-99へ)
66	木・竹・草・つる製品製造の職業	
661	製材工、チップ製造工	
661-10	原木切断工	廃止 (新506、561へ)
661-20	鋸機械工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-30	チップ製造工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-31	チップパー工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-32	チップ選別工	廃止 (新506-01、561-01へ)
661-99	他に分類されない製材工、チップ製造工	廃止 (新506-01、561-01へ)
662	合板工	
662-10	合板製作工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-11	単板製作工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-12	調板工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-13	合板プレス工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-20	木質ボード製造工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-21	蒸着解織工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-22	削片工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-23	プレス工	廃止 (新506-01、561-02へ)
662-99	他に分類されない合板工	廃止 (新506-01、561-02へ)
663	木工、木彫工	
663-10	機械木工	廃止 (新561-03へ)
663-11	木工旋盤工	廃止 (新561-03へ)
663-12	木工フライス盤工	廃止 (新561-03へ)
663-13	穴あけ木工	廃止 (新561-03へ)
663-14	木工研磨工	廃止 (新561-03へ)
663-20	木型木工	廃止 (新561-03へ)
663-30	木彫工	廃止 (新561-03へ)
663-31	人形彫作工	廃止 (新561-03へ)
663-32	木版製作工	廃止 (新561-03へ)
663-33	将棋彫駒製作工	廃止 (新561-03へ)
663-99	他に分類されない木工、木彫工	廃止 (新561-03へ)
664	木製家具・建具製造工	
664-10	指物職	廃止 (新561へ)
664-11	神仏具指物職	廃止 (新561-05へ)
664-20	木製家具製造工	廃止 (新561-05へ)
664-21	家具組立工	廃止 (新561-04へ)
664-22	家具金具取付工	廃止 (新561-04へ)
664-30	木製建具製造工	廃止 (新561-04へ)
664-98	木製家具・建具製造工見習	廃止 (新561-04へ)
664-99	他に分類されない木製家具・建具製造工	廃止 (新561-04へ)
665	船大工	
665-10	船大工	廃止 (新561へ)
665-11	ボート製造工	廃止 (新561-99へ)

新分類案	現行分類	備考
671-20	紙料工	廃止 (新506-02、562-01へ)
671-21	紙料溶解工	廃止 (新506-02、562-01へ)
671-22	紙料調整工	廃止 (新506-02、562-01へ)
671-23	紙料調染工	廃止 (新506-02、562-01へ)
671-24	紙料漂白工	廃止 (新506-02、562-01へ)
672	紙すき工	廃止 (新506、562へ)
672-10	抄紙工	廃止 (新506-02、562-02へ)
672-20	抄紙仕上工	廃止 (新506-02、562-02へ)
672-30	紙手すき工	廃止 (新562-02へ)
672-98	紙手すき工見習	廃止 (新562-02へ)
673	加工紙製造工	廃止 (新506、562へ)
673-10	段ボール製造工	廃止 (新506-03、562-04へ)
673-20	塗工紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-21	アート紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-22	コート紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-30	防水紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-31	建築用防水紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-32	パラフィン紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-40	変性加工紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-41	ハルカナイストドファイバー製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-42	硫酸紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
673-99	他に分類されない加工紙製造工	廃止 (新506-03、562-05へ)
674	紙器製造工	廃止 (新506、562へ)
674-10	紙箱製造工	廃止 (新506-03、562-06へ)
674-11	機械製箱工	廃止 (新506-03、562-06へ)
674-12	紙箱手造り工	廃止 (新562-06へ)
674-20	大型紙袋製造工	廃止 (新506-03、562-06へ)
674-30	紙管筒製造工	廃止 (新506-03、562-06へ)
674-40	紙製食器製造工	廃止 (新506-03、562-06へ)
674-50	ファイバーチユープ・コーン製造工	廃止 (新506-03、562-06へ)
674-99	他に分類されない紙器製造工	廃止 (新506、562へ)
675	紙製品製造工	廃止 (新506-03、562-07へ)
675-10	小型紙袋製造工	廃止 (新506-03、562-07へ)
675-11	封筒製造工	廃止 (新506-03、562-07へ)
675-12	角底紙袋製造工	廃止 (新506-03、562-07へ)
675-13	紙袋手ばり工	廃止 (新562-07へ)
675-20	紙ひも製造工	廃止 (新506-03、562-07へ)
675-30	水引製品製造工	廃止 (新506-03、562-07へ)
675-31	金封製造工	廃止 (新506-03、562-07へ)
675-99	他に分類されない紙製品製造工	廃止 (新506、562、626へ)
679	その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	廃止 (新506-02、562-03へ)
679-10	紙裁断工	廃止 (新506-02、562-03へ)
679-11	紙機械だち工	廃止 (新562-03へ)
679-12	紙手だち工	廃止 (新506-02、562-03へ)
679-13	紙型抜き工	廃止 (新506-02、562-03へ)
679-14	製本裁断工	廃止 (新506-02、562-03へ)
679-20	紙加工工	廃止 (新506-03、562-99へ)

新分類案	現行分類	備考
	紙染工 型紙彫刻工 紙仕上工・検査工 紙巻取工 紙ミシン工 紙検査工 紙器検査工 紙製品検査工 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造の職業	廃止 (新506-03、562-99～) 廃止 (新506-03、562-99～) 廃止 (新506-02、562-99、626-02～) 廃止 (新506-02、562-99～) 廃止 (新506-02、562-99～) 廃止 (新626-02～) 廃止 (新626-02～) 廃止 (新626-02～) 廃止 (新506-02、-03、562-99～)
68	印刷・製本の職業	廃止 (新50、54、62～)
681	文字組版作業員	廃止 (新563～)
681-10	写真植字機オペレーター	廃止 (新563-02～)
681-20	電算写植機オペレーター	廃止 (新563-02～)
681-30	電子組版機オペレーター	廃止 (新563-01～)
681-99	他に分類されない文字組版作業員	廃止 (新563-99～)
682	製版作業員	廃止 (新563～)
682-10	製版作業員 (電子製版を除く)	廃止 (新563-03～)
682-11	とつ(凸)版製版作業員	廃止 (新563-03～)
682-12	オフセット製版作業員	廃止 (新563-03～)
682-13	グラビア製版作業員	廃止 (新563-03～)
682-14	スクリーン製版作業員	廃止 (新563-03～)
682-20	製版カメラ作業員	廃止 (新563-03～)
682-21	製版写真修正員	廃止 (新563-03～)
682-30	版下製作作業員	廃止 (新563-03～)
682-31	貼込作業員	廃止 (新563-03～)
682-40	電子製版作業員	廃止 (新563-03～)
682-41	カラースキヤナーオペレーター	廃止 (新563-03～)
682-99	他に分類されない製版作業員	廃止 (新563-03～)
683	印刷作業員	廃止 (新507、563～)
683-10	とつ(凸)版印刷作業員	廃止 (新507-01、563-04～)
683-20	オフセット印刷作業員	廃止 (新507-01、563-05～)
683-30	グラビア印刷作業員	廃止 (新507-01、563-06～)
683-40	スクリーン印刷作業員	廃止 (新507-01、563-07～)
683-50	フォーム印刷作業員	廃止 (新507-01、563-99～)
683-60	シール印刷作業員	廃止 (新507-01、563-08～)
683-99	他に分類されない印刷作業員	廃止 (新507-01、563-99～)
684	製本作業員	廃止 (新507、563～)
684-10	製本作業員	廃止 (新507-01、563-09～)
684-11	折り作業員	廃止 (新507-01、563-09～)
684-12	丁合作業員	廃止 (新507-01、563-09～)
684-13	製本とし作業員	廃止 (新507-01、563-09～)
684-14	表紙製造作業員	廃止 (新507-01、563-09～)
684-15	製本仕上げ作業員	廃止 (新507-01、563-09～)
689	その他の印刷・製本の職業	廃止 (新507、563、627～)
689-10	印刷物光沢加工作業員	廃止 (新507-01、563-10～)
689-11	印刷物コーティング加工作業員	廃止 (新507-01、563-10～)

新分類案	現行分類	備考
689-12	印刷物樹脂プレス加工作業員	廃止 (新507-01、563-10へ)
689-13	印刷物ラミネート加工作業員	廃止 (新507-01、563-10へ)
689-20	校正作業員	移設 (新563-11へ)
689-30	はく(箔)押し作業員	廃止 (新507-01、563-99へ)
689-40	印刷・製本検査作業員	廃止 (新627-01へ)
689-99	他に分類されない印刷・製本の職業	廃止 (新507-01、563-01、563-99へ)
69	ゴム・プラスチック製品製造の職業	
691	原料ゴム加工工	
691-10	原料ゴム加工工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-11	原料ゴム前処理工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-12	原料ゴム薬品配合工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-13	原料ゴム練工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-14	原料ゴム混合工	廃止 (新508-01、564-01へ)
691-15	原料ゴム圧延工	廃止 (新508-01、564-01へ)
692	ゴム製品製造工 (タイヤ成形を除く)	
692-10	ゴム製品成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-11	ゴム押出成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-12	ゴム浸せき(漬)成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-13	ライニング成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-14	アセンプル成形工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-15	ゴム形付工	廃止 (新508-01、564-03へ)
692-20	タイヤ成形工	廃止 (新508-01、564-02へ)
692-30	加硫工	廃止 (新508-01、564-02、564-03へ)
692-99	他に分類されないゴム製品製造工	廃止 (新508-01、564-99へ)
693	プラスチック製品成形・加工工	
693-10	プラスチック成形工	廃止 (新508、565へ)
693-11	プラスチック手造り成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-12	プラスチック射出成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-13	プラスチック圧縮成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-14	プラスチック押出成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-15	プラスチック冷間成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-16	プラスチック熱成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-17	プラスチック発泡成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-18	プラスチックロール圧延工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-20	積層成形工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-21	プラスチックライニング工	廃止 (新508-02、565-02へ)
693-30	プラスチック切削機械工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-31	プラスチック旋盤工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-32	プラスチックボール盤工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-40	プラスチック研磨工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-41	プラスチックバフみがき工	廃止 (新508-02、565-03へ)
693-50	プラスチック接合工	廃止 (新508-02、565-04へ)
693-51	高周波ウエルダー工	廃止 (新508-02、565-04へ)
693-52	高周波ミシン工	廃止 (新508-02、565-04へ)
693-60	プラスチック裁断工	廃止 (新508-02、565-04へ)
699	その他のゴム・プラスチック製品製造の職業	
699-10	ゴム・プラスチック塗布工	廃止 (新508-01、508-02、564-05、565-05へ)

新分類案	現行分類	備考
	711-10 かばん・袋物製造工	廃止 (新509-99、569-02へ)
	711-11 かばん・袋物裁断工	廃止 (新509-99、569-02へ)
	711-12 かばん・袋物縫製工	廃止 (新509-99、569-02へ)
	711-13 かばん・袋物組付・仕上工	廃止 (新509-99、569-02へ)
	712 がん具製造工	廃止 (新509、569へ)
	712-10 がん具組立工	廃止 (新509-99、569-06へ)
	712-11 プラスチックがん具組立工	廃止 (新509-99、569-06へ)
	712-20 人形製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
	712-21 人形頭師	廃止 (新569-06へ)
	712-22 人形胴付師	廃止 (新569-06へ)
	712-30 がん具實際物製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
	712-40 児童用乗物製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
	712-41 三輪車製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
	712-42 乳母車製造工	廃止 (新509-99、569-06へ)
	713 ちようちん・うちわ製造工	廃止 (新569へ)
	713-10 ちようちん製作工	廃止 (新569-99へ)
	713-20 うちわ製作工	廃止 (新569-99へ)
	713-30 せんす製作工	廃止 (新569-99へ)
	713-40 和傘製造工	廃止 (新569-99へ)
	713-50 ぼんぼり製作工	廃止 (新569-99へ)
	714 ほうき・ブラシ製造工	廃止 (新509、569へ)
	714-10 ほうき製作工	廃止 (新509-99、569-10へ)
	714-20 ブラシ製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
	714-21 歯ブラシ製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
	714-22 針金ブラシ製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
	714-23 はけ製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
	714-30 たわし製造工	廃止 (新509-99、569-10へ)
	715 漆器工	廃止 (新569-09へ)
	715-10 漆工	廃止 (新569-09へ)
	715-11 漆器下地塗工	廃止 (新569-09へ)
	715-12 すり漆工	廃止 (新569-09へ)
	715-13 漆器つや上工	廃止 (新569-09へ)
	715-20 漆器加飾工	廃止 (新569-09へ)
	715-21 沈金師	廃止 (新569-09へ)
	715-22 まき絵師	廃止 (新569-09へ)
	715-98 漆器工見習	廃止 (新569-09へ)
	716 貴金属・宝石・甲・角細工工	廃止 (新569へ)
	716-10 貴金属細工加工工	移設 (新569-03へ)
	716-11 貴金属細工師	廃止 (新569-03へ)
	716-20 宝石細工加工工	廃止 (新569-04へ)
	716-21 ダイヤモンド細工工	廃止 (新569-04へ)
	716-22 真珠加工工	廃止 (新569-04へ)
	716-23 さんご加工工	廃止 (新569-04へ)
	716-24 水晶研磨工	廃止 (新569-04へ)
	716-30 甲・角・貝・きば細工工	廃止 (新569-04へ)
	717 印刷師	廃止 (新509、569へ)
	717-10 印刷工	廃止 (新509-99、569-99へ)

新分類案		現行分類		備考
64	生産関連・生産類似の職業	722-98	表具師見習	廃止 (新569-14へ)
641	塗装工	723	塗装工	新設 (旧72の一部分)
		723-10	塗装前処理工	廃止 (新641-01、-02、-03へ)
		723-11	塗料調合工	廃止 (新641-01、-02、-03へ)
		723-12	下地塗工	廃止 (新641-01、-02、-03へ)
	木工塗装工	723-20	木工塗装工	
641-01		723-30	金属塗装工	
641-02	金属塗装工	723-40	建築塗装工	
641-03	建築塗装工	723-50	塗装仕上工	
		723-51	塗装着色工	
641-98	塗装工見習	723-98	塗装工見習	廃止 (新641-01、-02、-03へ)
641-99	他に分類されない塗装工	723-99	他に分類されない塗装工	廃止 (新641-01、-02、-03へ)
642	画工、看板製作工	724	画工、看板製作工	
642-01	画工	724-10	画工	
		724-11	印刷画工	廃止 (新642-01へ)
		724-12	ボスター画工	廃止 (新642-01へ)
		724-13	アニメーター	廃止 (新642-01へ)
642-02	看板制作工	724-20	看板制作工	
		724-98	画工・看板制作工見習	廃止 (新642-01、-02へ)
		724-99	他に分類されない画工、看板制作工	廃止 (新642-01、-02へ)
643	製図工	725	写真工	廃止 (新649へ)
		725-10	写真工	移設 (新649-01)
643-01	建築製図工	726	製図工、写図工	新設 (旧726の一部分)
643-02	機械製図工			新設 (新643、649へ)
643-03	電気・電子製図工			廃止 (旧726-10、-11のそれぞれの一部を統合)
				新設 (旧726-10、-11のそれぞれの一部を統合)
				新設 (旧726-10、-11のそれぞれの一部を統合)
				廃止 (新643-01、-02、-03へ)
				廃止 (新643-01、-02、-03へ)
644	パターンナー	726-10	製図工	移設 (新649-02)
644-01	パターンナー	726-11	CADオペレーター	新設 (旧659の一部分)
649	その他の生産関連・生産類似の職業	726-20	写図工	移設 (旧659-10)
649-01	写真工			新設 (旧725、726の一部分、727、729の一部分を統合)
649-02	写図工			移設 (旧725-10)
649-03	現図工			移設 (旧726-20)
				新設 (旧727の細分類格下げ)
				廃止 (新649へ)
				廃止 (新649-03へ)
				改称・移設 (新771)
727	現図工	727	現図工	
727-10	構造物現図工	727-10	構造物現図工	
727-20	乗物現図工	727-20	乗物現図工	
727-21	車両現図工	727-21	車両現図工	
727-22	造船現図工	727-22	造船現図工	
727-23	航空機現図工	727-23	航空機現図工	
727-30	現図型取工	727-30	現図型取工	
727-31	鉄鋼現図型取工	727-31	鉄鋼現図型取工	
727-99	他に分類されない現図工	727-99	他に分類されない現図工	
728	包装工	728	包装工	

新分類案	現行分類	備考
649-04 映写技師	728-10 機械包装工 728-20 箱詰・袋詰工 728-99 他に分類されない包装工 729 他に分類されない製造・制作の職業 729-10 映写技師 729-20 製氷工 729-30 と(層) 畜作業員	廃止 (新771-02へ) 廃止 (新771-99へ) 廃止 (新771-01、-03、-99へ) 廃止 (新509、569、649へ) 改称 廃止 (新509-99、569-99へ) 廃止 (新569-99へ) 新設 (旧729-99の一部) 廃止 (新509-99、569-99、629-99、649-99へ) 廃止 (新大分類B、Iへ) 新設 (旧大分類H、Iのそれぞれの一部を統合)
649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業	729-99 他に分類されないその他の製造・制作の職業	
I	H	
	運輸・通信の職業	
65	46	
	輸送・機械運転の職業	
651	鉄道運転の職業	
651-01 電車運転士	電機機関士	新設 (旧462の一部) 新設 (旧462-10、-98の一部を統合)
659	ディーゼル機関士	新設 (旧461、462の一部を統合)
659-01 鉄道機関士	蒸気機関士	新設 (旧461の細分類格下げ)
659-99 他に分類されない鉄道運転の職業	鉄道機関士見習	新設 (旧462-20、-98の一部を統合)
	461	
	461-10 電機機関士	廃止 (新659へ)
	461-20 ディーゼル機関士	廃止 (新659-01へ)
	461-30 蒸気機関士	廃止 (新659-01へ)
	461-98 鉄道機関士見習	廃止 (新659-01へ)
66	462	
	462-10 電車・気動車運転士	廃止 (新651、659へ)
	462-20 電車運転士	移設 (新651-01へ)
	462-98 気動車運転士	廃止 (新659-99へ)
	462-98 電車・気動車運転士見習	廃止 (新651-01、659-99へ)
66	47	
	自動車運転の職業	
661	バス運転手	
661-01 路線バス運転手	バス運転者	改称 (新661-01～03へ)
661-02 貸切バス運転手	路続バス運転者	廃止
661-03 自家用バス運転手	貸切バス運転者	改称
662	自家用バス運転手	改称
662-01 乗用自動車運転手	自家用バス運転者	改称
662-02 乗用自動車運転手	乗用自動車運転者	改称
662-03 乗用自動車運転手	乗用自動車運転者	廃止 (新662-01～03へ)
663	乗用自動車運転手	
663-01 自家用乗用自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	改称 (旧472-10の一部)
663-02 営業用乗用自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	改称 (新663-99へ)
663-03 自家用乗用自動車運転手	営業用乗用自動車運転者	改称
663-04 トラック運転手	貨物自動車運転者	新設
663-05 トレーラー運転手	貨物自動車運転者	改称
663-06 トレーラー・トラック運転手	貨物自動車運転者	廃止
663-03 トラック・トレーラー・トラック運転手	トラック運転者	改称
663-04 トラック・トレーラー・トラック運転手	トレーラー・トラック運転者	改称
663-05 トラック・トレーラー・トラック運転手	コンクリートミキサ車運転者	改称
663-06 トラック・トレーラー・トラック運転手	コンクリートミキサ車運転者	改称
663-07 トラック・トレーラー・トラック運転手	ダンプカー運転者	改称
663-99 他に分類されない貨物自動車運転手	タンクローリー運転者	改称 (旧479-10の一部) 新設 (旧479-10の一部) 新設 (旧473-10の一部)

新分類案		現行分類		備考	
669	669-99	その他の自動車運転の職業 その他の自動車運転の職業	479	その他の自動車運転の職業 その他の自動車運転の職業	
67		船舶・航空機運転の職業	48	船舶・航空機運転の職業	
671	671-01	船長 (漁労船を除く)	481	船長 (漁労船を除く)	
671-02	671-02	貨客船船長	481-10	貨客船船長	廃止 (新671-02へ)
		作業船船長	481-20	作業船船長	廃止 (新671-02へ)
671-99		他に分類されない船長 (漁労船を除く)	481-21	しゅんせつ船船長	改称
672	672-01	航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人	481-22	タグボート船船長	
672-01		航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人	481-99	他に分類されない船長	
673	673-01	船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	482	航海士	新設 (旧482-10、-20、-30を統合)
673-01		船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	482-10	航海士	廃止 (新672-01へ)
		船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	482-20	運航士	廃止 (新672-01へ)
			482-30	水先人	廃止 (新672-01へ)
674	674-01	航空機操縦士	483	船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	
674-01		航空機操縦士	483-10	船舶機関長	新設 (旧483-10、-20を統合)
			483-20	船舶機関士	廃止 (新673-01へ)
			484	航空機操縦士	廃止 (新673-01へ)
			484-10	航空機操縦士	新設 (484、485を統合)
			485	航空機機関士	廃止 (新674へ)
			485-10	航空機機関士	新設 (484-10、485-10を統合)
68		その他の輸送の職業	49	その他の運輸の職業	
681	681-01	車掌	491	車掌	改称
681-01		鉄道車掌	491-10	鉄道車掌	廃止 (新681-01へ)
			491-11	旅客車掌	廃止 (新681-01へ)
			491-12	貨物車掌	新設 (旧491-20、-21を統合)
681-02		バスガイド	491-20	バス車掌	廃止 (新681-02へ)
682	682-01	駅構内係、信号係	492	駅構内係、信号係	
682-01		駅構内係	492-10	駅構内係	廃止 (新682-01へ)
			492-11	操車係	廃止 (新682-01へ)
682-02		信号係	492-12	連結手	新設 (旧493、494を統合)
683	683-01	甲板員、船舶機関員	492-20	信号係	廃止 (新683へ)
683-01		甲板員	493	甲板員	廃止 (新683へ)
683-02		船舶機関員	493-10	甲板員	廃止 (新683へ)
684	684-01	フォークリフト運転作業員	494	船舶機関員	廃止 (新684、689へ)
684-01		フォークリフト運転作業員	494-10	船舶機関員	新設 (旧499-10の小分類格上げ)
689	689-01	他に分類されない輸送の職業	499	他に分類されない運輸の職業	改称
689-01		小型船舶運転者	499-10	フォークリフト運転者	新設 (旧499の一部)
			499-20	小型船舶運転者	

新分類案	現行分類	備考
689-99 他に分類されないその他の輸送の職業	499-21 遊漁船船頭 499-30 車両点検係 499-99 他に分類されないその他の運輸の職業	廃止 (新689-01へ) 廃止 (新689-99へ)
	50 通信の職業	廃止 (新24、25、75へ)
	501 無線通信員、無線技術員	廃止 (新246へ)
	501-10 無線通信士	廃止 (新246-01へ)
	501-11 航空関係無線通信士	廃止 (新246-01へ)
	501-12 船舶関係無線通信士	廃止 (新246-01へ)
	501-20 無線技術士	廃止 (新246-02へ)
	501-21 ラジオ・テレビ放送技術員	廃止 (新246-02へ)
	501-22 写真電送員	廃止 (新246-02へ)
	501-23 中継技術員	廃止 (新246-02へ)
	501-30 特殊無線技士	廃止 (新246-02へ)
	501-99 他に分類されない無線通信員、無線技術員	廃止 (新246-99へ)
	502 有線通信員	廃止 (新246へ)
	502-10 有線通信操作員	廃止 (新246-03へ)
	502-20 有線技術員	廃止 (新246-03へ)
	502-21 有線放送技術員	廃止 (新246-03へ)
	503 電話交換手	廃止 (新256へ)
	503-10 電話交換手	廃止 (新256-01へ)
	503-11 国際電話オペレーター	廃止 (新256-01へ)
	503-12 構内電話交換手	廃止 (新256-01へ)
	503-13 案内台交換手	廃止 (新256-01へ)
	504 郵便集配員、電報配達員	移設 (新751へ)
	504-10 郵便集配員	廃止 (新751-01へ)
	504-11 郵便取集員	廃止 (新751-01へ)
	504-12 郵便配達員	廃止 (新751-01へ)
	504-20 電報配達員	廃止 (新751-01へ)
	509 その他の通信の職業	廃止 (新246へ)
	509-10 航空管制官	廃止 (新246-99へ)
	509-99 他に分類されない通信の職業	廃止 (新246-99へ)
69 定置・建設機械運転の職業	74 電気作業者	新設 (旧73、74の一部を統合) 廃止 (新72へ)
691 発電員、変電員	741 発電員、変電員	新設 (旧741-10～13、-20を統合)
691-01 発電・送電員	741-10 発電員	廃止 (新691-01へ)
	741-11 水力発電員	廃止 (新691-01へ)
	741-12 火力発電員	廃止 (新691-01へ)
	741-13 原子力発電員	廃止 (新691-01へ)
	741-20 送電員	廃止 (新691-01へ)
691-02 変電・配電員	741-30 変電員	新設 (旧741-30、-40を統合)
	741-40 配電員	廃止 (新691-02へ)
691-03 自家用電気係員	741-50 自家用電気係員	廃止 (新691-02へ)
692 ボイラー・オペレーター	73 定置機関・機械および建設機械運転の職業	廃止 (新69へ)
692-01 ボイラー・オペレーター	731 ボイラー・オペレーター	
	731-10 ボイラー・オペレーター	

新分類案	現行分類	備考
693	クレーン・巻上機運転工	廃止 (新692-01へ)
693-01	クレーン運転工	新設 (旧732-20～22、-30を統合)
693-02	巻上機・コンベア運転工	廃止 (新693-02へ)
694	ポンプ・送風機・圧縮機運転工	廃止 (新693-02へ)
694-01	ポンプ・送風機・圧縮機運転工	廃止 (新693-02へ)
695	建設機械運転工	改称 (旧733-10、-20、-30～31、-40を統合)
695-01	車両系建設機械運転工	新設 (新694-01へ)
695-02	舗装機械運転工	廃止 (新694-01へ)
695-03	さく井・ボーリング機械運転工	廃止 (新694-01へ)
695-99	他に分類されない建設機械運転工	廃止 (新694-01へ)
696	玉掛作業員	廃止 (新694-01へ)
696-01	玉掛作業員	廃止 (新694-01へ)
697	ビル設備管理員	廃止 (新694-01へ)
697-01	ビル設備管理員	廃止 (新694-01へ)
699	その他の定置・建設機械運転の職業	廃止 (新695-01、-99へ)
699-01	冷凍機運転工	廃止 (新695-01、-99へ)
699-02	ケーブール機関運転工	廃止 (新695-01、-99へ)
699-99	他に分類されない定置・建設機械運転の職業	廃止 (新695-01、-99へ)
J	建設・採掘の職業	新設 (旧734-10～13のそれぞれの一部を統合)
70	建設躯体工事の職業	新設 (旧734-10～13のそれぞれの一部を統合)
701	型枠大工	改称 (旧739-40の小分類格上げ)
701-01	型枠大工	改称 (旧739-40)
701-10	型枠大工	新設 (旧383の一部)
701-11	型枠解体工	新設 (旧383-10の一部)
701-12	型枠解体工	新設 (旧739、旧755の一部を統合)
701-13	型枠解体工	廃止 (新691-03、699-99へ)
701-14	型枠解体工	廃止 (新699-02へ)
701-15	型枠解体工	廃止 (新699-02へ)
701-16	型枠解体工	改称 (新696-01へ)
701-17	型枠解体工	廃止 (新699-99へ)
701-18	型枠解体工	新設 (旧739-10の一部、-99、755-30～32、-99を統合)
701-19	型枠解体工	新設 (旧大分類Iの一部)
701-20	型枠解体工	廃止 (新701-01へ)

新分類案		現行分類		備考	
702 702-01	とび工 建築とび工	762 762-10	とび工 建築とび工	廃止 (新702-01へ)	
702-02	取りこわし作業員	762-11	鉄骨とび工		
702-98	とび工見習	762-20	取りこわし作業員		
703	鉄筋工	762-98	とび工見習		
703-01	土木鉄筋工	763-10	鉄筋工		
703-02	建築鉄筋工	763-20	土木鉄筋工 建築鉄筋工		
71	建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)	77	建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)		
711 711-01	大工 建築大工	771 771-10	大工 建築大工		廃止 (新711-01へ)
711-98	大工見習	771-11	宮大工		
711-99	他に分類されない大工	771-98	大工見習		
712	ブロック積工、タイル張工	771-99	他に分類されない大工		
712-01	ブロック積工	772	ブロック積工、タイル張工		
712-02	タイル張工	772-10	ブロック積工		
712-03	石張工	772-20	タイル張工		
712-04	れんが積工	772-21	タイル床・壁張工		
712-98	ブロック積工・タイル張工見習	772-22	モザイクタイル張工		
713 713-01	屋根ふき工 かわらふき工	772-30	石張工	廃止 (新712-02へ) 廃止 (新712-02へ)	
713-98	屋根ふき工見習	772-40	れんが積工		
713-99	他に分類されない屋根ふき工	772-41	建築れんが積工		
714 714-01	左官 左官	772-42	築炉工		
714-98	左官見習	772-43	炉修工		
715 715-01	畳工 畳工	772-98	ブロック積工・タイル張工見習		
715-98	畳工見習	773	屋根ふき工		
716 716-01	配管工 配管工	773-10	かわらふき工		廃止 (新712-04へ) 廃止 (新712-04へ) 廃止 (新712-04へ)
716-98	配管工	773-20	スレートふき工		
716-99	配管工	773-98	屋根ふき工見習		
716-01	配管工	773-99	他に分類されない屋根ふき工		
716-01	配管工	774	左官		
716-01	配管工	774-10	左官職		
716-01	配管工	774-11	左官手元		
716-01	配管工	774-12	左官吹付工		
716-01	配管工	774-20	木舞工		
716-01	配管工	774-21	ラス張工		
716-01	配管工	774-30	屋根左官		
716-01	配管工	774-98	左官見習	新設 (旧774-10～12、-20～21、-30を統合) 廃止 (新714-01へ) 廃止 (新714-01へ) 廃止 (新714-01へ) 廃止 (新714-01へ) 廃止 (新714-01へ) 廃止 (新714-01へ) 廃止 (新714-01へ) 新設 (旧775-10～11を集約) 廃止 (新715-01へ) 廃止 (新715-01へ)	
716-01	配管工	775	畳工		
716-01	配管工	775-10	畳立工		
716-01	配管工	775-11	畳表替工		
716-01	配管工	775-98	畳工見習		
716-01	配管工	776	配管工		
716-01	配管工	776-10	配管工		
716-01	配管工	776-11	ガス配管工		

新分類案		現行分類	備考
724-02 724-03	通信装置据付・保守作業員 電話装置据付・保守作業員	745-20 通信装置据付・保守工 745-30 電話装置据付・保守工 745-31 交換機据付・保守工 745-32 電話機据付・保守工 745-33 ファクシミリ据付・保守工	改称 改称 廃止 (新724-03へ) 廃止 (新724-03へ) 廃止 (新724-03へ)
725 725-01	電気工事作業員 電気配線工事作業員	746 電気工事作業員 746-10 電気配線工事作業員 746-11 船舶配線工 746-12 鉄道車両配線工 746-13 航空機配線工 746-20 電気工事検査員 746-30 産業用電気機械・装置据付工 746-31 鉄道用電気装置据付保守員 746-99 他に分類されない電気工事作業員	改称 改称 (新725-01へ) 廃止 (新725-01へ) 廃止 (新725-01へ) — 改称 廃止 (新725-03へ) 改称
73 731 731-01	土木の職業 土木作業員 建設・土木作業員	78 土木の職業 781 土木作業員 781-10 建設・土木作業員 781-11 土管配管工 781-12 護岸工事作業員 781-13 コンクリート作業員 781-20 舗装作業員 781-21 アスファルト舗装工 781-22 コンクリート舗装工 781-23 道路付帯設備取付作業員 781-24 道路区画線設置作業員 781-99 他に分類されない土木作業員	改称 廃止 (新731-01へ) 廃止 (新731-01へ) 廃止 (新731-01へ) 廃止 (新731-02へ) 廃止 (新731-02へ) 廃止 (新731-02へ) 廃止 (新731-02へ) 廃止 (新731-02へ) 廃止 (新731-01、-02へ) 改称 新設 (旧782-10、-20、-30を統合) 廃止 (新732-01へ) 廃止 (新732-01へ) 廃止 (新732-01へ) 移設・改称 (旧754) 移設・改称 (旧754-10)
732 732-01	鉄道線路工事作業員 鉄道線路工事作業員	782 鉄道線路工事作業員	改称 新設 (旧782-10、-20、-30を統合) 廃止 (新732-01へ) 廃止 (新732-01へ) 廃止 (新732-01へ) 移設・改称 (旧754) 移設・改称 (旧754-10)
733 733-01	ダム・トンネル掘削作業員 ダム・トンネル掘削作業員	782-10 保線工・軌道工 782-20 軌条工 782-30 軌道舗石作業員	移設・改称 (旧754) 移設・改称 (旧754-10)
74 741 741-01	採掘の職業 採鉱員 採鉱員	75 採掘の職業 751 採鉱員 751-10 採鉱員 751-11 採炭員	廃止 (新749-99へ) 改称 改称 廃止 (新742-01へ) 廃止 (新742-01へ) 改称 新設 (旧753-10、-20、-30を統合) 廃止 (新743-01へ) 廃止 (新743-01へ) 廃止 (新743-01へ) 改称・移設 (新733へ)
742 742-01	石切出作業員 石切出作業員	752 石切出作業員 752-10 石切出作業員 752-11 採石大割作業員 752-12 切出石工	廃止 (新742-01へ) 改称 改称 廃止 (新742-01へ) 廃止 (新742-01へ)
743 743-01	じゃり・砂・粘土採取作業員 じゃり・砂・粘土採取作業員	753 じゃり・砂・粘土採取作業員 753-10 じゃり・砂採取作業員 753-20 粘土採取作業員 753-30 庭石採取作業員	改称 改称 改称 廃止 (新742-01へ) 廃止 (新742-01へ) 改称 新設 (旧753-10、-20、-30を統合) 廃止 (新743-01へ) 廃止 (新743-01へ) 廃止 (新743-01へ) 改称・移設 (新733へ)
754	ダム・トンネル掘削作業員	754 ダム・トンネル掘削作業員	改称・移設 (新733へ)

新分類案	現行分類	備考
<p>749 749-01 その他の探掘の職業 支柱員</p> <p>749-99 他に分類されない採掘の職業</p> <p>K 75 運搬・積揚・包装等の職業 運搬の職業</p> <p>751 郵便集配員、電報配達員 751-01 郵便集配員、電報配達員</p> <p>752 港湾荷役作業員 752-01 港湾荷役作業員</p> <p>753 陸上荷役・運搬作業員 753-01 運搬作業員</p> <p>753-02 積卸作業員</p> <p>753-03 引越作業員</p> <p>754 倉庫作業員 754-01 倉庫作業員 (冷蔵倉庫を除く)</p> <p>754-02 冷蔵倉庫作業員</p> <p>755 配達員</p>	<p>754-10 ダム・トンネル掘削作業者</p> <p>754-11 大型掘進機操作員</p> <p>755 さく井工、石油・天然ガス採取工 さく井工</p> <p>755-10 油井ドリラー工</p> <p>755-11 井戸さく井工</p> <p>755-12 試すい(雑)工</p> <p>755-20 石油・天然ガス採取工</p> <p>755-30 石油採取工</p> <p>755-31 天然ガス採取工</p> <p>755-32 他に分類されないさく井工、石油・天然ガス採取工</p> <p>755-99 他に分類されない採掘の職業</p> <p>759 その他の探掘の職業 支柱員</p> <p>759-10 坑内運搬員</p> <p>759-20 選鉱員、選炭員</p> <p>759-30 選鉱員</p> <p>759-31 選炭員</p> <p>759-32 選炭員</p> <p>759-40 発破員</p> <p>759-50 坑内保守員</p> <p>759-60 鉱石検定員</p> <p>759-99 他に分類されない採掘の職業</p>	<p>改称・移設 (新733-01へ)</p> <p>廃止 (新699-99へ)</p> <p>廃止 (新695、699へ)</p> <p>廃止 (新695-03へ)</p> <p>廃止 (新695-03へ)</p> <p>廃止 (新695-03へ)</p> <p>廃止 (新695-03へ)</p> <p>廃止 (新699-99へ)</p> <p>廃止 (新699-99へ)</p> <p>廃止 (新699-99へ)</p> <p>廃止 (新699-99へ)</p> <p>廃止 (新699-99へ)</p> <p>廃止 (新749-99へ)</p> <p>新設 (旧大分類H、Iのそれぞれの一部)</p> <p>新設 (旧50の一部、79を統合)</p> <p>廃止 (新75へ)</p> <p>移設 (旧504)</p> <p>新設 (旧504-10～12、-20を統合)</p> <p>改称</p> <p>改称 (新752-01へ)</p> <p>廃止 (新752-01へ)</p> <p>改称</p> <p>廃止 (新753-01へ)</p> <p>廃止 (新753-01へ)</p> <p>廃止 (新753-01へ)</p> <p>配列変更 (新753-03へ)</p> <p>新設 (旧792-20～22を集約)</p> <p>廃止 (新753-02へ)</p> <p>廃止 (新753-02へ)</p> <p>配列変更 (旧792-14)</p> <p>新設 (793-10～11を集約)</p> <p>廃止 (新754-01へ)</p> <p>廃止 (新754-01へ)</p>
<p>79 運搬労務の職業</p> <p>791 船内・沿岸荷役作業者 791-10 船内荷役作業者 791-11 船内荷役作業者 791-12 沿岸荷役作業者</p> <p>792 陸上荷役・運搬作業者 792-10 運搬作業員 792-11 工場内運搬作業員 792-12 市場内運搬作業員 792-13 土建運搬作業員 792-14 引越作業員 792-20 積卸作業員 792-21 トラック助手 792-22 鉱石積込工(坑外)</p> <p>793 倉庫作業員 793-10 倉庫作業員 793-11 危険品倉庫作業員 793-12 冷蔵倉庫作業員</p> <p>794 配達員</p>	<p>新設 (旧大分類H、Iのそれぞれの一部)</p> <p>新設 (旧50の一部、79を統合)</p> <p>廃止 (新75へ)</p> <p>移設 (旧504)</p> <p>新設 (旧504-10～12、-20を統合)</p> <p>改称</p> <p>改称 (新752-01へ)</p> <p>廃止 (新752-01へ)</p> <p>改称</p> <p>廃止 (新753-01へ)</p> <p>廃止 (新753-01へ)</p> <p>廃止 (新753-01へ)</p> <p>配列変更 (新753-03へ)</p> <p>新設 (旧792-20～22を集約)</p> <p>廃止 (新753-02へ)</p> <p>廃止 (新753-02へ)</p> <p>配列変更 (旧792-14)</p> <p>新設 (793-10～11を集約)</p> <p>廃止 (新754-01へ)</p> <p>廃止 (新754-01へ)</p>	

新分類案	現行分類	備考
755-01 荷物配達員 755-02 ルート集配員	794-10 受託配達員 794-20 商品配達員 794-21 新聞配達員 794-22 牛乳・乳酸発酵製品配達員 794-23 ルートセーラス員 794-24 自動販売機商品補充員	新設 (旧794-10、-20のそれぞれの一部を統合) 新設 (旧794-10の一部、-20の一部、-22、-23を統合) 廃止 (新755-01、-02へ) 廃止 (新755-01、-02へ)
755-03 新聞配達員	795-10 こん包工 795-11 箱詰荷造工 795-12 板わくこん包工 795-13 袋詰こん包工 795-20 荷造検査工 795-99 他に分類されない荷造工	廃止 (新755-02へ) 廃止 (新755-02へ) 改称 新設 (旧795-10～13、-20、-99を統合) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ)
756-01 自動販売機商品補充員 756 荷造作業員 荷造作業員	795-10 こん包工 795-11 箱詰荷造工 795-12 板わくこん包工 795-13 袋詰こん包工 795-20 荷造検査工 795-99 他に分類されない荷造工	改称 新設 (旧795-10～13、-20、-99を統合) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ) 廃止 (新756-01へ)
76 清掃の職業	80 その他の労務の職業	新設 (旧34、80のそれぞれの一部を統合) 廃止 (新76、78へ) 廃止 (旧761、763、764、765、769へ) 廃止 (新761-01、763-02、769-99へ) 廃止 (新761-01へ) 廃止 (新761-01へ) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-10の一部、-11、-12を統合) 新設 (旧349の一部) 新設 (旧349-10の一部) 新設 (旧801の一部) 改称 新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
761 ビル・建物清掃員 761-01 ビル・建物清掃員	801-10 清掃作業員 801-11 ビル内清掃作業員 801-12 ガラス清掃作業員	新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801-10の一部、-11、-12を統合) 新設 (旧349の一部) 新設 (旧349-10の一部) 新設 (旧801の一部) 改称 新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
762 ハウスクリーニング作業員 762-01 ハウスクリーニング作業員	801-13 道路清掃作業員	新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801-10の一部、-11、-12を統合) 新設 (旧349の一部) 新設 (旧349-10の一部) 新設 (旧801の一部) 改称 新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
763 道路・公園清掃員 763-01 道路清掃員 763-02 公園清掃員	801-14 乗物内清掃作業員	新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
764 ごみ・し尿処理作業員 764-01 ごみ収集作業員 764-02 し尿汲取作業員	801-20 衛生作業員 801-21 ごみ処理作業員 801-22 し尿処理作業員 801-30 消毒作業員 801-31 防疫作業員 801-32 害虫防除作業員 801-99 他に分類されない清掃員	新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
765 産業廃棄物収集作業員 765-01 産業廃棄物収集作業員	801-32 害虫防除作業員 801-99 他に分類されない清掃員	新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
769-01 消毒・害虫防除作業員 769-02 乗物内清掃員 769-03 浄化槽清掃員	801-99 他に分類されない清掃員	新設 (旧801-10の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-20の一部、-21を統合) 新設 (旧801-20の一部、-22を統合) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-99の一部) 新設 (旧801の一部) 新設 (旧801-30～32を集約) 改称 新設 (旧801-99の一部) 廃止 (新764-01、02へ) 廃止 (新764-01へ) 廃止 (新764-02へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 廃止 (新769-01へ) 改称 新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
77 包装の職業	77 包装の職業	新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)
771 包装の職業	771 包装の職業	新設 (旧72の一部) 新設 (旧728)

新分類案	現行分類	備考
771-01 包装作業員（機械包装を除く） 771-02 機械包装作業員 771-03 ラベリング・シール貼作業員 771-99 他に分類されない包装の職業		新設 (旧728-99の一部) 新設 (旧728-10) 新設 (旧728-99の一部) 新設 (旧728-99の一部)
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業 781 選別作業員 781-01 原材料選別作業員 781-02 商品選別作業員 781-03 青果選別作業員 781-04 洗たく物荷分け作業員 781-99 他に分類されない選別作業員 782 軽作業員 782-01 工場労務作業員 782-02 建設現場労務作業員 782-03 小売店作業員 782-04 病院作業員 782-05 旅館作業員 782-06 食堂作業員 782-07 会場設営作業員 782-08 用務員 789 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業 789-01 産業洗浄員	他に分類されない 労務の職業 809 809-10 産業洗浄工 809-11 機械洗浄工 809-12 乗物洗浄工 809-13 タンク洗浄工 809-14 容器洗浄工 809-15 上下水道管渠施設洗浄工 809-20 選別工 809-21 原材料選別工 809-22 製品選別工 809-23 洗たく物荷分け工 809-24 廃品選別整理工 809-30 雑務員 809-31 用務員 809-32 駅雑務員 809-33 病院雑務者 809-34 工場雑務者 809-35 作業員宿舎雑務者 809-36 旅館雑務者 809-37 食堂雑務者 809-38 公園・ゴルフ場・競技場整備員 809-39 グラウンド整備員 809-99 他に分類されない その他の労務の職業	新設 (旧55、80のそれぞれの一部を統合) 改称 (旧809-20の小分類格上げ) 改称 (旧809-21) 改称 (旧809-22) 新設 (旧809-20の一部) 改称 (旧809-23) 新設 (旧809-20、-24のそれぞれの一部を統合) 改称 (旧809-30の小分類格上げ) 改称 (旧809-34) 新設 (旧809-30の一部) 新設 (旧809-30の一部) 改称 (旧809-33) 改称 (旧809-36) 改称 (旧809-37) 新設 (旧809-99の一部) 移設 (旧809-31から) 新設 (旧809の一部) 廃止 (新781、782、783、789へ) 改称 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 廃止 (新789-01へ) 改称 (新781へ) 改称 (新781-01へ) 改称 (新781-02へ) 改称 (新781-04へ) 廃止 (新781-99へ) 改称 (新782へ) 改称 (新782-08へ) 廃止 (新789-99へ) 改称 (新782-04へ) 改称 (新782-01へ) 廃止 (新789-99へ) 改称 (新782-05へ) 改称 (新782-06へ) 新設 (旧809-38、-39を統合) 廃止 (新789-02へ) 廃止 (新789-02へ) 改称
789-02 公園・ゴルフ場・競技場整備員 789-99 他に分類されない その他の運搬・清掃・包装等の職業		

厚生労働省編職業分類と日本標準職業分類の分類項目比較表

厚生労働省編職業分類 (改訂案)		日本標準職業分類 (第5回改定)		備考
A	管理的職業	A	管理的職業従事者	
01	管理的公務員	01	管理的公務員	
011	議会議員	011	議会議員	
012	管理的国家公務員	012	管理的国家公務員	
013	管理的地方公務員	013	管理的地方公務員	
02	法人・団体の役員	02	法人・団体役員	
021	会社役員	021	会社役員	
022	独立行政法人等の役員	022	独立行政法人等役員	
029	その他の法人・団体の役員	029	その他の法人・団体役員	
03	法人・団体の管理職員	03	法人・団体管理職員	
031	会社の管理職員	031	会社管理職員	
032	独立行政法人等の管理職員	032	独立行政法人等管理職員	
039	その他の法人・団体の管理職員	039	その他の法人・団体管理職員	
04	その他の管理的職業	04	その他の管理的職業従事者	
049	その他の管理的職業	049	その他の管理的職業従事者	
B	専門的・技術的職業	B	専門的・技術的職業従事者	
05	研究者	05	研究者	
051	研究者	051	自然科学系研究者	日本標準職業分類の051と052を統合
		052	人文・社会科学系等研究者	
06	農林水産技術者	06	農林水産技術者	
061	農林水産技術者	061	農林水産技術者	
07	開発技術者	07	製造技術者 (開発)	
071	食品開発技術者	071	食品技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更
072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	072	電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く) (開発)	
073	機械開発技術者	073	機械技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更
074	自動車開発技術者	074	自動車技術者 (開発)	
075	輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)	075	輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更 技術分野を明示
076	金属製錬・材料開発技術者	076	金属技術者 (開発)	
077	化学品開発技術者	077	化学技術者 (開発)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更
079	その他の開発技術者	079	その他の製造技術者 (開発)	
08	製造技術者	08	製造技術者 (開発を除く)	
081	食品製造技術者	081	食品技術者 (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更
082	電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)	082	電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く) (開発を除く)	
083	機械製造技術者	083	機械技術者 (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更
084	自動車製造技術者	084	自動車技術者 (開発を除く)	
085	輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)	085	輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更 技術分野を明示
086	金属製錬・材料製造技術者	086	金属技術者 (開発を除く)	
087	化学品製造技術者	087	化学技術者 (開発を除く)	職務内容を反映した項目名に変更 職務内容を反映した項目名に変更
089	その他の製造技術者	089	その他の製造技術者 (開発を除く)	

厚生労働省編職業分類（改訂案）		日本標準職業分類（第5回改定）		備考
09	建築・土木・測量技術者	09	建築・土木・測量技術者	
091	建築技術者	091	建築技術者	
092	土木技術者	092	土木技術者	
093	測量技術者	093	測量技術者	
10	情報処理・通信技術者	10	情報処理・通信技術者	
101	システムコンサルタント	101	システムコンサルタント	技術者であることを明示
102	システム設計技術者	102	システム設計者	
103	情報処理プロジェクマネージャ	103	情報処理プロジェクトマネージャ	
104	ソフトウェア開発技術者	104	ソフトウェア作成者	技術者であることを明示
105	システム運用管理技術者	105	システム運用管理者	
106	通信ネットワーク技術者	106	通信ネットワーク技術者	
109	その他の情報処理・通信技術者	109	その他の情報処理・通信技術者	
11	その他の技術者	11	その他の技術者	
119	その他の技術者	119	その他の技術者	
12	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	12	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、薬剤師	
121	医師	121	医師	
122	歯科医師	122	歯科医師	
123	獣医師	123	獣医師	
124	薬剤師	124	薬剤師	
13	保健師、助産師、看護師	13	保健師、助産師、看護師	
131	保健師	131	保健師	
132	助産師	132	助産師	
133	看護師	133	看護師（准看護師を含む）	表記の違い
14	医療技術者	14	医療技術者	
141	診療放射線技師	141	診療放射線技師	
142	臨床工学技士	142	臨床工学技士	
143	臨床検査技師	143	臨床検査技師	
144	理学療法士	144	理学療法士、作業療法士	日本標準職業分類の144を144と145に分割
145	作業療法士	145	視能訓練士、言語聴覚士	
146	視能訓練士、言語聴覚士	146	歯科衛生士	
147	歯科衛生士	147	歯科技工士	
148	歯科技工士	147	歯科技工士	
15	その他の保健医療の職業	15	その他の保健医療従事者	
151	栄養士、管理栄養士	151	栄養士	職業紹介業務における必要性に配慮
152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	日本標準職業分類の152と153に分割
153	柔道整復師	152	柔道整復師	
159	他に分類されない保健医療の職業	159	他に分類されない保健医療従事者	
16	社会福祉の専門的職業	16	社会福祉専門職業従事者	
161	福祉相談・指導専門員	161	福祉相談指導専門員	
162	福祉施設指導専門員	162	福祉施設指導専門員	
163	保育士	163	保育士	
169	その他の社会福祉の専門的職業	169	その他の社会福祉専門職業従事者	表記の違い
17	法務の職業	17	法務従事者	

厚生労働省編職業分類 (改訂案)	日本標準職業分類 (第5回改定)	備考
171 裁判官 172 検察官 173 弁護士 174 弁理士 175 司法書士 179 その他の法務の職業	171 裁判官 172 検察官 173 弁護士 174 弁理士 175 司法書士 179 その他の法務従事者	
18 経営・金融・保険の専門的職業 181 公認会計士 182 税理士 183 社会保険労務士 184 金融・保険専門職 189 その他の経営・金融・保険の専門的職業	18 経営・金融・保険専門職業従事者 181 公認会計士 182 税理士 183 社会保険労務士 184 金融・保険専門職業従事者 189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	
19 教育の職業 191 幼稚園教員 192 小学校教員 193 中学校教員 194 高等学校教員 195 中等教育学校教員 196 特別支援学校教員 197 高等専門学校教員 198 大学教員 199 その他の教育の職業	19 教員 191 幼稚園教員 192 小学校教員 193 中学校教員 194 高等学校教員 195 中等教育学校教員 196 特別支援学校教員 197 高等専門学校教員 198 大学教員 199 その他の教員	
20 宗教家 201 宗教家	20 宗教家 201 宗教家	
21 著述家、記者、編集者 211 著述家 212 記者 213 編集者	21 著述家、記者、編集者 211 著述家 212 記者、編集者	日本標準職業分類の212を212と213に分割
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 221 彫刻家 222 画家、書家 223 工芸美術家 224 デザイナー 225 写真家、映像撮影者	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 221 彫刻家 222 画家、書家 223 工芸美術家 224 デザイナー 225 写真家、映像撮影者	
23 音楽家、舞台芸術家 231 音楽家 232 舞踊家 233 俳優 234 プロデューサー、演出家 235 演芸家	23 音楽家、舞台芸術家 231 音楽家 232 舞踊家 233 俳優 234 演出家 235 演芸家	
24 その他の専門的職業 241 図書館司書 242 学芸員 243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く) 244 個人教師	24 その他の専門的職業従事者 241 図書館司書 242 学芸員 243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く) 244 個人教師	日本標準職業分類の234はプロデューサーを含む。

厚生労働省編職業分類（改訂案）		日本標準職業分類（第5回改定）		備考
245	職業スポンサー	245	職業スポンサー従事者	
246	通信機器操作員	246	通信機器操作従事者	
249	他に分類されない専門的職業	249	他に分類されない専門的職業従事者	
C 事務的職業		C 事務従事者		
25 一般事務の職業		25 一般事務従事者		
251	総務事務員	251	庶務事務員	251は、日本標準職業分類の251と259の一部を統合して設定 日本標準職業分類の253は調査事務員を含む。 日本標準職業分類の259から小分類独立
252	人事事務員	252	人事事務員	
253	企画・調査事務員	253	企画事務員	
254	受付・案内事務員	254	受付・案内事務員	
255	秘書	255	秘書	
256	電話応接事務員	256	電話応接事務員	
257	総合事務員	257	総合事務員	
258	医療・介護事務員			
259	その他の一般事務の職業	259	その他の一般事務従事者	
26	会計事務の職業	26	会計事務従事者	
261	現金出納事務員	261	現金出納事務員	項目名は異なるが、職務範囲は同一
262	銀行等窓口事務員	262	預・貯金窓口事務員	
263	経理事務員	263	経理事務員	
269	その他の会計事務の職業	269	その他の会計事務従事者	
27 生産関連事務の職業		27 生産関連事務従事者		
271	生産現場事務員	271	生産現場事務員	
272	出荷・受荷係事務員	272	出荷・受荷事務員	
28 営業・販売関連事務の職業		28 営業・販売事務従事者		
281	営業・販売事務員	281	営業・販売事務員	項目名は異なるが、職務範囲は同一
289	その他の営業・販売関連事務の職業	289	その他の営業・販売事務従事者	
29 外勤事務の職業		29 外勤事務従事者		
291	集金人	291	集金人	項目名は異なるが、職務範囲は同一
292	訪問調査員	292	調査員	
299	その他の外勤事務の職業	299	その他の外勤事務従事者	
30 運輸・郵便事務の職業		30 運輸・郵便事務従事者		
301	旅客・貨物係事務員	301	旅客・貨物係事務員	項目名は異なるが、職務範囲は同一
302	運行管理事務員	302	運行管理事務員	
303	郵便事務員	303	郵便事務員	
31 事務用機器操作の職業		31 事務用機器操作員		
311	パーソナルコンピュータ操作員	311	パーソナルコンピュータ操作員	項目名は異なるが、職務範囲は同一 項目名は異なるが、職務範囲は同一
312	データ入力係員	312	データ・エントリー装置操作員	
312	コンピュータ操作員	313	電子計算機オペレーター (パーソナルコンピュータを除く)	
319	その他の事務用機器操作の職業	319	その他の事務用機器操作員	
D 販売の職業		D 販売従事者		
32 商品販売の職業		32 商品販売従事者		
321	小売店主・店長	321	小売店主・店長	日本標準職業分類の323を323と324に分割
322	卸売店主・店長	322	卸売店主・店長	
323	小売店販売員	323	販売店員	
324	卸売・商品実演販売員			

厚生労働省編職業分類 (改訂案)		日本標準職業分類 (第5回改定)		備考
325	商品訪問・移動販売員	324	商品訪問・移動販売従事者	
326	再生資源回収・卸売人	325	再生資源回収・卸売従事者	
327	商品仕入営業員	326	商品仕入外交員	営業の仕事に関係する項目名は、「営業員」に統一
33	販売類似の職業	33	販売類似職業従事者	
331	不動産仲介・売買人	331	不動産仲介・売買人	
332	保険代理人、保険仲立人	332	保険代理・仲立人（ブローカー）	
333	有価証券売買・仲立人、金融仲立人	333	有価証券売買・仲立人、金融仲立人	
334	質屋店主・店員	334	質屋店主・店員	
339	その他の販売類似の職業	339	その他の販売類似職業従事者	表記の違い
34	営業の職業	34	営業職業従事者	
341	飲食品販売営業員	341	食料品営業職業従事者	職務範囲は同一
342	化学品販売営業員（医薬品を除く）	342	化学品営業職業従事者	
343	医薬品営業員	343	医薬品営業職業従事者	
344	機械器具販売営業員	344	機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く）	
345	通信・情報システム営業員	345	通信・システム営業職業従事者	
346	金融・保険営業員	346	金融・保険営業職業従事者	職務範囲は同一
347	不動産営業員	347	不動産営業職業従事者	
349	その他の営業の職業	349	その他の営業職業従事者	
E	サービスの職業	E	サービスの職業従事者	
35	家庭生活支援サービスの職業	35	家庭生活支援サービスの職業従事者	
351	家政婦（夫）、家事手伝い	351	家政婦（夫）、家事手伝い	
359	その他の家庭生活支援サービスの職業	359	その他の家庭生活支援サービスの職業従事者	
36	介護サービスの職業	36	介護サービスの職業従事者	
361	施設介護員	361	介護職員（医療・福祉施設等）	
362	訪問介護職	362	訪問介護従事者	
37	保健医療サービスの職業	37	保健医療サービスの職業従事者	
371	看護助手	371	看護助手	
372	歯科助手	372	歯科助手	
379	その他の保健医療サービスの職業	379	その他の保健医療サービスの職業従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
38	生活衛生サービスの職業	38	生活衛生サービスの職業従事者	
381	理容師	381	理容師	
382	美容師	382	美容師	
383	美容サービスの職業（美容師を除く）	383	美容サービスの従事者（美容師を除く）	
384	浴場従事者	384	浴場従事者	
385	クリーニング職	385	クリーニング職	
389	その他の生活衛生サービスの職業	389	その他の生活衛生サービスの職業従事者	日本標準職業分類の386と429の一部をあわせて雑分類項目として設定
39	飲食物調理の職業	39	飲食物調理従事者	
391	調理人	391	調理人	
392	バーテンダー	392	バーテンダー	
40	接客・給仕の職業	40	接客・給仕職業従事者	
401	飲食店主・店長	401	飲食店主・店長	
402	旅館・ホテルの経営者・支配人	402	旅館主・支配人	項目名は異なるが、職務範囲は同一
403	飲食物給仕係	403	飲食物給仕従事者	
404	旅館・ホテル・乗物接客員	404	身の回り世話従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一

厚生労働省編職業分類 (改訂案)	日本標準職業分類 (第5回改定)	備考
405 接客社交係、芸者、ダンサー	405 接客社交従事者	日本標準職業分類の405と406を統合
406 娯楽場等接客員	406 芸者、ダンサー	日本標準職業分類の429に該当する職業の一部を雑分類項目として設定
409 その他の接客・給仕の職業	407 娯楽場等接客員	日本標準職業分類の429に該当する職業の一部を雑分類項目として設定
41 居住施設・ビル等の管理の職業	41 居住施設・ビル等管理人	項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の429に該当する職業の一部を雑分類項目として設定
411 マンション・アパート・下宿管理人	411 マンション・アパート・下宿管理人	
412 寄宿舎・寮管理人	412 寄宿舎・寮管理人	
413 ビル管理人	413 ビル管理人	
414 駐車場・駐輪場管理人	414 駐車場管理人	
419 その他の居住施設・ビル等の管理の職業		
42 その他のサービスの職業	42 その他のサービスの職業従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
421 添乗員、観光案内人	421 旅行・観光案内人	日本標準職業分類の429から小分類独立
422 物品一時預り人	422 物品一時預り人	
423 物品貸貸人	423 物品貸貸人	
424 広呂宣伝人	424 広呂宣伝員	
425 葬儀師、火葬係	425 葬儀師、火葬作業員	
426 トリマー	429 他に分類されないサービスの職業従事者	
429 他に分類されないサービスの職業		
F 保安の職業	F 保安職業従事者	
43 自衛官	43 自衛官	日本標準職業分類の431～434を統合
431 自衛官	431 陸上自衛官	
	432 海上自衛官	
	433 航空自衛官	
	434 防衛大学校・防衛医科大学校学生	
44 司法警察職員	44 司法警察職員	
441 警察官	441 警察官	
442 海上保安官	442 海上保安官	
449 その他の司法警察職員	449 その他の司法警察職員	
45 その他の保安の職業	45 その他の保安職業従事者	
451 春守	451 春守	
452 消防員	452 消防員	
453 警備員	453 警備員	
459 他に分類されない保安の職業	459 他に分類されない保安職業従事者	
G 農林漁業の職業	G 農林漁業従事者	
46 農業	46 農業従事者	
461 農耕作業員	461 農耕従事者	
462 養畜作業員	462 養畜従事者	
463 植木職、造園師	463 植木職、造園師	
469 その他の農業の職業	469 その他の農業従事者	
47 林業の職業	47 林業作業者	

厚生労働省編職業分類 (改訂案)		日本標準職業分類 (第5回改定)		備考
471 472 479	育林作業員 伐木・造材・集材作業員 その他の林業の職業	471 472 479	育林従事者 伐木・造材・集材従事者 その他の林業従事者	
48	漁業の職業	48	漁業従事者	
481 482 483 484 489	漁労作業員 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 海藻・貝採取作業員 水産養殖作業員 その他の漁業の職業	481 482 483 484 489	漁労従事者 船長・航海士・機関長・機関士 (漁労船) 海藻・貝採取従事者 水産養殖従事者 その他の漁業従事者	該当する分野を項目名に明記 項目名は異なるが、職務範囲は同一 「金属彫刻」は499に分類
H	生産工程の職業	H	生産工程従事者	
49	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	49	生産設備制御・監視従事者 (金属製品)	
491 492 493 494 495 496 497 498 499	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 鋳造・鍛造設備制御・監視員 金属工作設備制御・監視員 金属プレス設備制御・監視員 鉄工・製缶設備制御・監視員 板金設備制御・監視員 めっき・金属研磨設備制御・監視員 金属溶接・溶断設備制御・監視員 その他の金属製品生産設備制御・監視の職業	491 492 493 494 495 496 497 498 499	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員 金属工作設備制御・監視員 金属プレス設備制御・監視員 鉄工・製缶設備制御・監視員 板金設備制御・監視員 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員 金属溶接・溶断設備制御・監視員 その他の生産設備制御・監視従事者 (金属製品)	
50	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	50	生産設備制御・監視従事者 (金属製品を除く)	
501 502 503 504 505 506 507 508 509	化学製品生産設備制御・監視員 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 食料品生産設備制御・監視員 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員 印刷・製本設備制御・監視員 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	501 502 503 504 505 506 507 508 509	化学製品生産設備制御・監視員 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 食料品生産設備制御・監視員 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 木・紙製品生産設備制御・監視員 印刷・製本設備制御・監視員 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 その他の生産設備制御・監視員 監視作業従事者 (金属製品を除く)	
51	生産設備制御・監視の職業 (機械組立)	51	機械組立設備制御・監視従事者	
511 512 513 514	一般機械器具組立設備制御・監視員 電気機械器具組立設備制御・監視員 輸送用機械器具組立設備制御・監視員 (船舶を除く) 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	511 512 513 514 515	はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 電気機械器具組立設備制御・監視員 自動車組立設備制御・監視員 輸送機械組立設備制御・監視員 (自動車を除く) 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	
52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	52	製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	
521 522	製鉄工、製鋼工 非鉄金属製錬工	521 522	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 鋳物製造・鍛造従事者	

厚生労働省編職業分類 (改訂案)	日本標準職業分類 (第5回改定)	備考
523 鑄造工 524 鍛造工 525 金属熱処理工 526 圧延工 527 汎用金属工作機械工 528 数値制御金属工作機械工 531 金属プレス工 532 鉄工、製缶工 533 板金工 534 めっき工、金属研磨工 535 金属溶接・溶断工 536 金属線製品・くぎ・ばね製造工 537 金属製品製造工 539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	523 金属工作機械作業従事者 524 金属プレス従事者 525 鉄工、製缶従事者 526 板金従事者 527 金属彫刻・表面処理従事者 528 金属溶接・溶断従事者 529 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	日本標準職業分類の529から小分類独立 日本標準職業分類の529から小分類独立 日本標準職業分類の523を527と528に分割 「金属彫刻」は539に分類 日本標準職業分類の529から小分類独立 日本標準職業分類の529から小分類独立
54 製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く) 541 化学製品製造工 542 窯業・土石製品製造工 543 精穀・製粉・調味食品製造工 544 めん類製造工 545 パン・菓子製造工 546 豆腐・こんにやく・ふ製造成工 547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工 548 乳・乳製品製造工 551 食肉加工品製造工 552 水産物加工工 553 保存食品・冷凍加工食品製造工 554 弁当・惣菜類製造工 555 野菜つけ物工 556 飲料・たばこ製造工 557 紡織工 558 衣服・繊維製品製造工 561 木製製品製造工 562 パルプ・紙・紙製品製造工 563 印刷・製本作業員 564 ゴム製品製造工 565 プラスチック製品製造工 569 その他の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	53 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く) 531 化学製品製造従事者 532 窯業・土石製品製造従事者 533 食料品製造従事者 534 飲料・たばこ製造従事者 535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 536 木・紙製品製造従事者 537 印刷・製本従事者 538 ゴム・プラスチック製品製造従事者 539 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	該当する分野を項目名に明記 日本標準職業分類の533を543から555に分割 日本標準職業分類の535を557と558に分割 日本標準職業分類の536を561と562に分割 日本標準職業分類の538を564と565に分割
57 機械組立の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く) 54 機械組立従事者	54 機械組立従事者	

厚生労働省編職業分類（改訂案）		日本標準職業分類（第5回改定）	備考
571	一般機械器具組立工	541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	日本標準職業分類の541を571と572に分割
572	機械部品組立工	542 電気機械器具組立従事者	日本標準職業分類の542を573～585に分割
573	電気機械器具組立工		
574	電気通信機械器具組立工		
575	電子応用機械器具組立工		
576	民生用電子・電気機械器具組立工		
577	半導体製品製造工		
578	液晶表示装置組立工		
581	電球・電子管組立工		
582	乾電池・蓄電池製造工		
583	電子機器部品組立工		
584	被覆電線製造工		
585	束線工		
586	自動車組立工	543 自動車組立従事者	
587	輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	544 輸送機械組立従事者（自動車を除く） 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	日本標準職業分類の545を588～593に分割
588	計量計測機器組立工		
591	時計組立工		
592	光学機械器具組立工		
593	レンズ研磨工・加工工		
599	その他の機械組立の職業		中分類57の雑分類項目として新設
60	機械整備・修理の職業	55 機械整備・修理従事者	
601	一般機械器具修理工	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
602	電気機械器具修理工	552 電気機械器具整備・修理従事者	
603	輸送用機械器具整備・修理工	553 自動車整備・修理従事者 554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く） 555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	日本標準職業分類の553と554を統合
604	計量計測機器・光学機械器具修理工		
61	製品検査の職業（金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断）	56 製品検査従事者（金属製品）	
611	金属材料検査工	561 金属材料検査従事者	
612	金属加工・溶接・溶断検査工	562 金属加工・溶接・溶断検査従事者	
62	製品検査の職業（金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く）	57 製品検査従事者（金属製品を除く）	
621	化学製品検査工	571 化学製品検査従事者	
622	窯業製品検査工	572 窯業・土石製品検査従事者	
623	食料品検査工	573 食料品検査従事者	
624	飲料・たばこ検査工	574 飲料・たばこ検査従事者	
625	紡織・衣服・繊維製品検査工	575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	
626	木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工	576 木・紙製品検査従事者	
627	印刷・製本検査工	577 印刷・製本検査従事者	
628	ゴム・プラスチック製品検査工	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	
629	その他の製品検査の職業（金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く）	579 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）	項目名は異なるが、職務範囲は同一

厚生労働省編職業分類（改訂案）		日本標準職業分類（第5回改定）		備考
63	機械検査の職業	58	機械検査従事者	
631	一般機械器具検査工	581	はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の583と584を統合
632	電気機械器具検査工	582	電気機械器具検査従事者	
633	輸送用機械器具検査工	583	自動車検査従事者	
634	計量計測機器・光学機械器具検査工	584	輸送機械検査従事者（自動車を除く）	
635	計量計測機器・光学機械器具検査工	585	計量計測機器・光学機械器具検査従事者	
64	生産関連・生産類似の職業	59	生産関連・生産類似作業従事者	日本標準職業分類の591を641～649に分割
641	塗装工	591	生産関連作業従事者	
642	画工、看板製作工	592	生産類似作業従事者	
643	製図工	60	鉄道運転従事者	
644	パタンナー	601	電車運転士	
649	その他の生産関連・生産類似の職業	609	その他の鉄道運転従事者	
65	鉄道運転の職業	61	自動車運転従事者	
651	電車運転士	611	バス運転者	項目名は異なるが、職務範囲は同一
659	その他の鉄道運転の職業	612	乗用自動車運転者	
66	自動車運転の職業	613	貨物自動車運転者	
661	バス運転手	619	その他の自動車運転者	
662	乗用自動車運転手	62	船舶・航空機運転従事者	
663	貨物自動車運転手	621	船長（漁労船を除く）	項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の633と634を統合
669	その他の自動車運転の職業	622	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	
67	船舶・航空機運転の職業	623	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	
671	船長（漁労船を除く）	624	航空機操縦士	
672	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	63	その他の輸送従事者	
673	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	631	車掌	項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の633と634を統合
674	航空機操縦士	632	鉄道輸送関連業務従事者	
68	その他の輸送の職業	633	甲板員、船舶技士	
681	車掌	634	船舶機関員	
682	駅構内係、信号係	639	他に分類されない運輸従事者	
683	甲板員、船舶機関員	64	定置・建設機械運転従事者	項目名は異なるが、職務範囲は同一 日本標準職業分類の649から小分類独立 日本標準職業分類の646/67は699に分類
684	フォークリフト運転作業員	641	発電員、変電員	
689	他に分類されない輸送の職業	642	ボイラー・オペレーター	
69	定置・建設機械運転の職業	643	クレーン・ウインチ運転従事者	
691	発電員、変電員	644	ポンプ・ブローワー・コンプレッサー運転従事者	
692	ボイラー・オペレーター	645	建設・さく井機械運転従事者	
693	クレーン・巻上機運転工	646	採油・天然ガス採取機械運転従事者	
694	ポンプ・送風機・圧縮機運転工	649	その他の定置・建設機械運転従事者	
695	建設機械運転工	J	建設・探掘従事者	
696	玉掛作業員			
697	ヒル設備管理員			
699	その他の定置・建設機械運転の職業			
J	建設・探掘の職業			

厚生労働省編職業分類（改訂案）		日本標準職業分類（第5回改定）		備考
70	建設躯体工事の職業	65	建設躯体工事従事者	
701	型枠大工	651	型枠大工	
702	とび工	652	とび職	
703	鉄筋工	653	鉄筋作業従事者	
71	建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	66	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	
711	大工	661	大工	
712	ブロック積工、タイル張工	662	ブロック積・タイル張従事者	
713	屋根ふき工	663	屋根ふき従事者	
714	左官	664	左官	
715	畳工	665	畳職	
716	配管工	666	配管従事者	
717	内装工			
718	防水工			
719	その他の建設の職業	669	その他の建設従事者	
72	電気・通信工事の職業	67	電気工事従事者	
721	送電線架線・敷設作業員	671	送電線架線・敷設従事者	
722	配電線架線・敷設作業員	672	配電線架線・敷設従事者	
723	通信線架線・敷設作業員	673	通信線架線・敷設従事者	
724	電気通信設備作業員	674	電気通信設備工事従事者	
725	電気工事作業員	679	その他の電気工事従事者	
73	土木の職業	68	土木作業従事者	
731	土木作業員	681	土木従事者	
732	鉄道線路工事作業員	682	鉄道線路工事従事者	
733	ダム・トンネル掘削作業員	683	ダム・トンネル掘削従事者	
74	採掘の職業	69	採掘従事者	
741	採鉱員	691	採鉱員	
742	石切出作業員	692	石切出従事者	
743	じやり・砂・粘土採取作業員	693	砂利・砂・粘土採取従事者	
749	その他の採掘の職業	699	その他の採掘従事者	
K	運搬・清掃・包装等の職業	K	運搬・清掃・包装等従事者	
75	運搬の職業	70	運搬従事者	
751	郵便集配員、電報配達員	701	郵便・電報外務員	
752	港湾荷役作業員	702	船内・沿岸荷役従事者	
753	陸上荷役・運搬作業員	703	陸上荷役・運搬従事者	
754	倉庫作業員	704	倉庫作業従事者	
755	配達員	705	配達員	
756	荷造作業員	706	荷造従事者	
76	清掃の職業	71	清掃従事者	
761	ビル・建物清掃員	711	ビル・建物清掃員	
762	ハウスクリーニング作業員	712	ハウスクリーニング職	
763	道路・公園清掃員	713	道路・公園清掃員	
764	ごみ・し尿処理作業員	714	ごみ・し尿処理従事者	
765	産業廃棄物収集作業員	715	産業廃棄物処理従事者	
769	その他の清掃の職業	719	その他の清掃従事者	
77	包装の職業	72	包装従事者	
771	包装の職業	721	包装従事者	

厚生労働省編職業分類（改訂案）	日本標準職業分類（第5回改定）	備考
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業 781 選別作業員 782 軽作業員 789 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者 739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	日本標準職業分類の739を781、782、789に分割

職業分類改訂委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

- 石田茂雄 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室次席職業指導官（2009年9月まで）
- ◎岡本英雄 上智大学総合人間科学部教授
- 小野寺義直 厚生労働省職業安定局需給調整事業課長補佐（2009年7月から）
- 河邊彰男 社団法人 日本人材派遣協会事務局次長
- 久保村達也 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官（2009年6月まで）
- 近藤麻生子 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官（2009年7月から）
- 佐藤健志 日本商工会議所産業政策第二部副部長
- 白石絹子 社団法人 全国民営職業紹介事業協会監事
- 武井亜起夫 厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官（2009年7月から）
- 手計高志 厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官（2009年6月まで）
- 中村建策 社団法人 全国求人情報協会常務理事
- 新田峰雄 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室次席職業指導官（2009年10月から）
- 野部明敬 社団法人 日本人材紹介事業協会専務理事
- 待鳥浩二 厚生労働省職業安定局需給調整事業課長補佐（2009年6月まで）
- 横山南人 労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長

◎は座長を表す。

職業分類改訂委員会の審議経過

第1回 2009年5月22日（金）

- 議題
- 1 今年度の改訂作業について
 - 2 日本標準職業分類の改定案について
 - 3 分類項目の設定に関する基本方針について
 - 4 新大分類H「生産工程の職業」に関する分類項目改訂原案について
 - 5 その他

第2回 2009年6月16日（火）

- 議題
- 1 新大分類A「管理的職業」の分類項目について
 - 2 新大分類B「専門的・技術的職業」の分類項目について
 - 3 新大分類C「事務的職業」の分類項目について
 - 4 新大分類D「販売の職業」の分類項目について
 - 5 その他

第3回 2009年7月17日（金）

- 議題
- 1 新大分類E「サービスの職業」の分類項目について
 - 2 新大分類F「保安の職業」の分類項目について
 - 3 新大分類G「農林漁業の職業」の分類項目について
 - 4 新大分類I「輸送・定置・建設機械運転の職業」の分類項目について
 - 5 新大分類J「建設・採掘の職業」の分類項目について
 - 6 新大分類K「労務の職業」の分類項目について
 - 7 細分類項目の記述書式について
 - 8 その他

第4回 2009年9月3日（木）

- 議題
- 1 凡例について
 - 2 大分類A「管理的職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 3 大分類B「専門的・技術的職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 4 その他

第5回 2009年9月17日（木）

- 議題
- 1 大分類B「専門的・技術的職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 2 大分類C「事務的職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 3 大分類D「販売の職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 4 その他

第6回 2009年10月8日（木）

- 議題
- 1 大分類E「サービスの職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 2 大分類F「保安の職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 3 大分類G「農林漁業の職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 4 その他

第7回 2009年10月22日（木）

- 議題
- 1 第6回委員会における指摘事項及びそれに対する対応について
 - 2 大分類Hの考え方について
 - 3 大分類H「生産工程の職業」（中分類49・52）の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 4 その他

第8回 2009年11月5日（木）

- 議題
- 1 第7回委員会における指摘事項及びそれに対する対応について
 - 2 大分類H「生産工程の職業」（中分類50・54）の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 3 その他

第9回 2009年11月20日（金）

- 議題
- 1 第8回委員会における指摘事項及びそれに対する対応について
 - 2 大分類H「生産工程の職業」（中分類51、57、60～64）の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 3 その他

第10回 2009年12月18日（金）

- 議題
- 1 第9回委員会における指摘事項及びそれに対する対応について
 - 2 大分類I「輸送・機械運転の職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 3 大分類J「建設・採掘の職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 4 大分類K「運搬・清掃・包装等の職業」の分類項目、職務内容、職業例示について
 - 5 その他

JILPT 資料シリーズ No.64

職業分類の改訂に関する研究Ⅱ — 分類項目の改訂 —

発行年月日 2010年3月10日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

研究調整部研究調整課 TEL: 03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2010 JILPT

*資料シリーズの全文は本機構のホームページで提供しています。
(URL:<http://www.jil.go.jp/>)

JILPT 資料シリーズ No.64

職業分類の改訂に関する研究Ⅱ — 分類項目の改訂 —

発行年月日 2010年3月10日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

研究調整部研究調整課 TEL: 03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2010 JILPT

* 資料シリーズの全文は本機構のホームページで提供しています。
(URL:<http://www.jil.go.jp/>)